

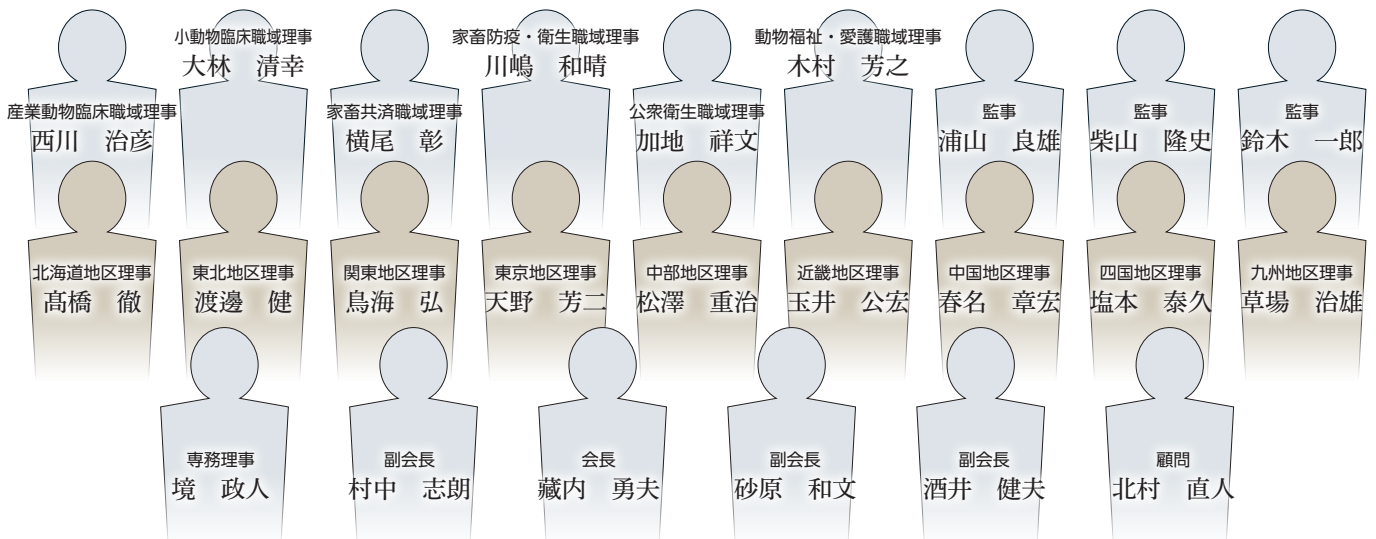
日本獣医師会70年誌

公益社団法人日本獣医師会役員



(平成30年6月22日撮影)

特任理事
栗本まさ子



目次

●日本獣医師会70年誌

日本獣医師会創立70周年にあたって	3
藏内 勇夫【公益社団法人 日本獣医師会会長】	
祝辞	4
吉川 貴盛【農林水産大臣】	
原田 義昭【環境大臣】	
根本 匠【厚生労働大臣】	
横倉 義武【公益社団法人 日本医師会会長／世界医師会前会長】	
ジョンソン・チャン【世界獣医師会会長】	

本編

9

沿革	10
近年10年間の主な取組み	20
歴代の会長	59
歴代の役員	60
創立後の歩み <small>〔年表〕</small>	65

資料編

131

・ 社団法人日本獣醫協會設立趣意書	132
・ 公益社団法人日本獣医師会定款	133
・ 獣医師の誓い—95年宣言	141
・ 日本獣医師会・獣医師会活動指針	142
・ 日本医師会と日本獣医師会の学術協力の推進に 関する協定書	143
・ 福岡宣言	144
・ 日本獣医師会、大韓獣医師会及び台湾獣医師会 による獣医学術交流の推進に関する覚書	146
・ 全国獣医師会一覧	147

日本獣医師会 創立70周年にあたって



公益社団法人日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

公益社団法人日本獣医師会は、本年で創立70周年を迎えました。これまで、ご指導、ご支援を賜ってまいりました関係各位に、改めて深甚なる謝意を表する次第であります。

本会は、昭和23年に社団法人日本獣醫協會として設立され、昭和26年に社団法人日本獣医師会に改称されました。本会は設立以来、47都道府県及び政令市の地方獣医師会（現在55地方会）を会員として、小動物及び産業動物の診療獣医師をはじめ、家畜衛生及び公衆衛生並びに動物福祉及び野生動物の管理を担当する公務員獣医師等幅広い分野に就業する獣医師とともに公益活動に従事してまいりました。

本会設立の時期は、国民の食糧確保が第一とされ、我々獣医師の職責も畜産物をはじめとする食料の増産が最も重要とされた時代でありました。その後、我が国経済は高度成長を遂げ、獣医師には産業動物診療を通じての畜産の振興、食の安全と安心の確保のほか、家庭動物に対する高度で多様な獣医療の提供、人と動物の共通感染症の予防、動物の愛護と管理、野生動物の保護・管理等多様な社会の要請に応えながら、国民生活の向上に貢献していくことが期待されています。

最近の本会の活動においては、①“One Health”の推進、②感染症と薬剤耐性対策、③人と動物の共通感染症への対応、④動物愛護とマイクロチップの普及、⑤大規模災害への対応、⑥獣医師の役割についての社会への普及・啓発、⑦獣医学教育の改善・充実、⑧女性獣医師の就業支援等を重要な課題として対応しており、この記念誌ではその活動の一端をご紹介させていただきました。

“One Health”の推進につきましては、一昨年福岡県で開催した第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議の成功の後、同会議で採択・公表された「福岡宣言」を踏まえ、日本医師会との連携を一層強化しながら、関係省庁のご理解とご支援も得て、連携シンポジウムの開催等、関係者間の情報共有に努めています。

また、最近、地震や津波、豪雨による洪水等、各地で災害が頻発しています。我々は阪神・淡路大震災、東日本大震災等を経て、大規模災害における被災動物救護活動を経験してきました。この間、構成獣医師の方々は、厳しい状況の中で「傷ついた動物のため」、「動物を支えている被災者の方々のため」に立ち上がり、多くの国民の皆様のご支援を得て救護・復旧活動を実施してこられました。このような災害は、今後我が国のどの地域でも発生すると思われ、本会としても、更に十分な支援体制の構築が必要であると考えています。

この意義ある創立70周年を節目とし、日本獣医師会は、獣医師が一層国民生活の向上に貢献し、人と動物が共生する豊かな社会の発展を目指して活躍することができる環境の整備に尽力してまいります。

皆様方におかれましては、今後とも日本獣医師会の活動に対しご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

祝辞

農林水産大臣

吉川 貴盛



日本獣医師会が創立70周年を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

昭和23年の設立以来、貴会は、様々な動物の保健衛生の向上及び畜産業の発展に資する活動に取り組んで来られました。平成24年に公益社団法人となってからも、我が国唯一の獣医師の中核団体として引き続きその役割を果たされており、深く感謝の意を表する次第であります。

この10年間の大きな出来事としては、平成22年の宮崎県での口蹄疫の発生が挙げられます。地元のみならず全国の獣医師の皆さんの必死の防疫作業のおかげで終息を見ることができましたが、貴会も民間獣医師の支援要員を派遣する等重要な役割を担われました。東日本大震災等、頻発する自然災害に際しては、被災ペットの救護等、小動物の獣医療分野についても積極的に取り組んでいただきました。

家畜衛生関係では、本年9月に国内では26年ぶりに豚コレラが発生したほか、アジアで初めて確認されたアフリカ豚コレラが中国でまん延し、我が国への侵入リスクが高まっています。農場における衛生管理を徹底するためには、獣医師の皆さんの日頃の指導が不可欠であり、引き続きご協力をお願いします。

今日の獣医療を取り巻く状況としては、薬剤耐性対策という新たな課題があります。平成28年には福岡県北九州市で世界獣医師会と世界医師会による国際会議が開催され、貴会の尽力のもと、獣医師と医師の協力強化に向けた「福岡宣言」が採択されたところです。

また、産業動物獣医師の地域偏在、人材の確保・育成という課題もあります。このため、次期「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の策定に向けて検討を開始したところであり、農林水産省としても適切に対処してまいる所存です。

結びに、日本獣医師会が創立70周年を契機といたしまして、獣医師の皆さんの固い結束の下で今後更に飛躍を遂げられるとともに、関係者のご健勝とご発展を祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。

祝辞



環境大臣

原田 義昭

公益社団法人日本獣医師会が創立70周年の記念すべき日を迎えられましたことを、心よりお慶び申し上げます。貴会が、昭和23年に設立されて以来70年にわたり、公衆衛生の向上や畜産の振興、さらには動物愛護や福祉の増進といった分野で、積極的な活動を展開してこられたことに対しまして、敬意を表する次第であります。

さて、環境行政に話を転じますと、地球温暖化、生物多様性をはじめ地球規模での環境問題に関心が高まる一方で、少子高齢化やライフスタイルの変化を背景に、ペットを含む身近な動物との共生が重要な課題として注目されております。

こうしたなか、動物愛護の分野では、平成25年に施行された改正動物愛護管理法の目的である「人と動物の共生する社会の実現を図る」ため、各種施策を推進しております。その中で、改正法の附則に基づき、販売される犬、猫等へのマイクロチップの装着義務化に向けて、調査研究の推進や普及啓発を行っておりますが、マイクロチップの装着にあたっては、獣医師の皆様の御協力がますます重要になってきていると認識しております。また、近年、多発する自然災害に際しては、被災ペット対策について、全国の都道府県獣医師会と連携して派遣された緊急獣医療派遣チーム（V-MAT）が対応頂き、ペットの健康状態の把握や一時預かり等の対応にご尽力頂いていることに、改めて敬意を表します。

このほか、分野を異にしますが、野生動物に関しても、希少野生動物の傷病個体の救護、野鳥における鳥インフルエンザウイルスの検査等の対応、動物園における域外保全の取組、希少な野生動物の保護のための取組など、地域の獣医師の皆様にも多大なる御協力と御指導をいただいているところであります。

このように、貴会と環境省との関係は、人と動物の関係が変化する中で、年を重ねるごとに幅広く、また深くなってきております。

環境省といたしましては、国民からの高い関心を背景に、今後とも、人と動物との共生に向けた各種取組を推進してまいります。獣医療の各分野の第一線で御活躍されている貴会及び会員各位の一層の御指導、御協力をお願い申し上げます。

最後に、貴会のますますの御発展と関係者各位の御活躍を祈念いたしまして、祝辞とさせていただきます。

祝辞

厚生労働大臣

根本 匠



公益社団法人日本獣医師会の皆様、創立70周年の記念すべき日を迎えられるに当たり、心からお祝いを申し上げます。

貴会が獣医学術の振興・普及等を図るため昭和23年に設立され、以来70年にわたって歴代会長や会員各位の活発な活動を通じて、食品安全や動物由来感染症対策など公衆衛生の向上に多大な貢献をされてこられたことについて、深く敬意を表します。

さて、近年、世界ではエボラ出血熱、鳥インフルエンザ、MERSなどの動物由来感染症が次々と発生しており、人類の脅威となっています。また、国内においても、SFTSやエキノコックス症などの発生が話題となっています。更に、薬剤耐性、いわゆるAMR問題については、対策をとらなければ、2050年には世界で年間1,000万人の方が亡くなるとの推計もあり、世界的な課題となっています。

これらの課題に的確に対応するためには、医師、獣医師などの関係者が分野の壁を越えて連携するワンヘルス・アプローチの取組が重要です。それぞれの分野の専門家が同じテーブルで議論できる場を設定するなど、農林水産省等の関係省庁と連携してワンヘルス・アプローチの取組に向けた環境整備を進めていきます。

また、食品の安全対策も、獣医師の皆様の活躍が期待される分野です。食生活の多様化や、食品流通のグローバル化など日本の食品安全をめぐる環境変化が進む中で、広域的な食中毒の発生や食品衛生規制の国際的な整合性を図ることなどが課題となっております。そのため、厚生労働省としても、食品衛生法の改正法案を先の通常国会に提出し、6月13日に公布されました。

今回の改正では、広域的な食中毒の発生・拡大を防止するため、国と自治体間の連携・協力を義務化するとともに、広域連携協議会を設置することや、原則として、すべての食品等事業者に対し、HACCPに沿った衛生管理の実施を求めること等を盛り込んでおり、15年ぶりの大改正になります。現在、施行に向けて関係者の御意見をお伺いしながら、制度の詳細について検討を進めております。

動物由来感染症対策、食品安全対策を進め、公衆衛生の確保、向上を図るためには、貴会と第一線で活躍されている獣医師の皆様の御理解、御協力が不可欠ですので、引き続きよろしくようお願い申し上げます。また、獣医療の各分野に携わっておられる皆様にも、今後とも公衆衛生の向上に向けた一層の御協力をお願い申し上げます。

最後に貴会の今後ますますの御発展と会員各位の一層の御活躍を祈念して、私のお祝いの言葉いたします。

祝辞

公益社団法人日本医師会会長
世界医師会前会長

横倉 義武



公益社団法人日本獣医師会が昭和23年の設立以来、獣医学術の振興・普及、公衆衛生の向上や安全・安心な畜産の振興、さらには薬剤耐性（AMR）対策などに真摯に取り組まれ、創立70周年を迎えられましたことに対し、衷心よりお慶び申し上げます。

さて、医学の歴史は感染症との闘いであったと言っても過言ではありません。

近年だけをみましても、エボラ出血熱、MERS、ジカウイルス感染症、国内ではデング熱の流行など、様々な感染症が問題となっておりますが、これらの感染症の多くは人獣共通感染症です。

グローバル化が進むなか、人間や動物の世界的な移動が増え、さらには温暖化等の気候変動により、感染症の宿主となる動物の生息地が気候の適した場所に移動するなど、我が国でこれまで感染事例がない、あるいは極めて稀であった感染症の発生が現実的な脅威として浮かび上がってきております。

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、国際的な交流が一層盛んとなると考えられますが、同時に病原体を持った動物の流入、あるいは感染症に罹った人の往来なども懸念されます。

このことから、国内のみならず、国際的な感染症対策が重要となりますが、その意味で医療、獣医療等の関係者がより一層連携し、一体的な感染症対策の推進に繋げていく必要があると考えております。

2012年10月の世界医師会と世界獣医師会による協力関係を構築するための覚書に続いて、我が国におきましても、2013年11月に本会と日本獣医師会との間で学術協力の推進のための協定書を締結し、緊密な連携のもと、感染症対策等の強化に取り組んでいるところであります。

こうした取り組みは徐々に拡大し、今では全国すべての地域の獣医師会と医師会との間におきまして協定の締結に至っております。ワンヘルス社会の構築に向けた取り組みのためにも、貴会をはじめ獣医師の皆様方の一層のご活躍が不可欠であると認識しており、本会といたしましても、引き続き、貴会との連携がこれまで以上に緊密になりますように、更なる取り組みを進めてまいり所存であります。

結びに、藏内会長のもと、日本獣医師会が70周年を契機にますます発展されますこと、また、獣医療の各分野でご活躍されている会員各位のご健勝を深く祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

Letter from WVA President

World Veterinary Association

President **Johnson, Shih Ming, CHIANG**



Congratulations to the 70 Anniversary of Japan Veterinary Medical Association!

On behalf of WVA and myself, I am so delighted to congratulate the dear old friend JVMA in commemorating his 70th birthday.

Throughout the years, JVMA has been a good partner with WVA supported many projects and statements; and accomplished significant contributions in veterinary communities around the world. In 1995, the World Veterinary Congress held in Yokohama, Japan by JVMA was extremely fantastic. The attendance of that meeting reached up to 10 thousand people that even until today in 2018 this record has not been break. A recent event, in 2016, the WVA/WMA 2nd Global One Health Conference in Fukuoka with support of JVMA and JMA was accomplished successfully.

JVMA's achievements in education are even more remarkable. The scholarship program offered to FAVA has support many vets from different countries in Asia pacific area to completed trainings in Japan. The move has created a healthy and sustainable system that where the vets could receive a complete and up-to-dated professional training; and applies the professional knowledge in their home countries. This program not only promotes communication of vets between different counties, and also improves overall environment fundamentally.

Due to geographically nearby and similar culture, Japan VMA, Korea VMA and Taiwan VMA establish a close alliance. The three associations have supporting each other in various aspects over the years. This mutual benefit is crucial to sustain the peaceful friendship and also the efficient cooperation.

Due to the long history and well developed veterinary system, JVMA has no doubt is one of the leading figures in Asia and as well as in the entire veterinary community of the world. I do believe JVMA not only contributes the veterinary society, and also benefits the public of Japan.

I would like to thank JVMA again for its contributions and supports over the years. In commemorating the 70th anniversary, I wish JVMA the best of luck in all of the future endeavors, JVMA be great!

Best Wishes

PS WVA: World Veterinary Association
JMA: Japan Medical Association

WMA: World Medical Association
FAVA: Federation of Asian Veterinary Associations

公益社団法人日本獣医師会創立70周年おめでとうございます。

世界獣医師会会長として、また、私個人として、親愛なる日本獣医師会の70回目の誕生日に心からお祝い申し上げます。

長年にわたり、貴会是世界獣医師会の良好なパートナーとして、世界獣医師会が行う多くのプロジェクトや数々の声明を支援し、多大な貢献をされてきました。1995年に日本の横浜市で開催された世界獣医学大会は大変素晴らしく、出席者1万人の記録は現在でも破られていません。また、2016年に福岡県で貴会と日本医師会により開催された第2回 世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議の成功は記憶に新しいところです。

また、貴会が果たした教育・人材育成の効果は目を見張るものがあります。アジアの獣医師会に提供された国際研修支援プログラムでは、アジア太平洋地域の様々な国から多くの獣医師を受け入れ、日本での研修を修了しました。貴会はこの活動を通じて、各国の獣医師が高度かつ最新の専門的訓練を受け、自国での活動に活かすことができる健全で持続可能なシステムを構築されました。この活動は、国境を越えた獣医師同士のコミュニケーションを促進するだけでなく、獣医師全体の環境の改善・向上に大きく寄与します。

さらに、日本獣医師会、大韓獣医師会、台湾獣医師会は、地理的・文化的に近く、緊密な連携を確立しています。東アジア3カ国の獣医師会が、長年にわたり様々な面で相互協力関係にあることは、平和で友好的な関係を維持し、効果的な協力支援の継続に極めて重要なものです。

長い歴史と発達した獣医療システムを持つ日本は、アジア地域においてのみならず、世界の獣医界をリードする存在であることに疑いの余地はありません。貴会の国際的な獣医界への貢献は、日本国民にとっても大変有益なものとなるでしょう。

ここにあらためて、貴会の長年にわたる支援に深い感謝の念を表します。最後になりましたが、創立70周年を迎えられた貴会の今後益々のご発展を祈念し、私の挨拶とさせていただきます。

世界獣医師会会長 ジョンソン・チャン

三本編

◆

沿革	10
日本獣醫協會創立までの経緯	10
国内外に活動の基盤を築く	11
組織と活動の拡充が進む	11
多様化するニーズに応える	12
21世紀の日本獣医師会の活動	13
近年10年間の主な取組み	20
“One Health”の推進に取り組む日本獣医師会	20
多様化する感染症への取組みと薬剤耐性対策	21
狂犬病予防対策の現状と今後の展望	25
マイクロチップとともに歩んだ24年	31
大規模自然災害への取組みと今後の展開	37
獣医師活動の理解に向けた普及・啓発活動の推進	42
獣医学教育の改善・充実への取組み	48
女性獣医師の就業支援対策への取組み	51
国際貢献の取組み	53
公益法人制度改革への日本獣医師会の対応	54
歴代の会長	59
歴代の役員	60
創立後の歩み <small>〔年表〕</small>	65

沿革

日本獣醫協會 創立までの経緯

—明治18年～昭和23年の活動

1 獣医師制度の歴史の幕開け

我が国の獣医師制度の歴史は、明治18（1885）年8月22日の獣医免許規則（太政官布告第28号）公布に端を発する。これを機に、無免許状態にあった家畜診療業務は免許を取得した者だけが行えることとなった。

同年、今日の「日本獣医師会」の前身となる「大日本獣醫會」が組織されたが、任意団体で基盤が弱く、十分な実効は上げられなかった。

大日本獣医会は明治20（1887）年に「中央獣醫會」に改称し、明治末頃には獣医師法の制定運動が活動の中心となった。熱心な建議陳情が実り、大正15（1926）年4月に獣医師法（旧法）が制定されたことで、畜産獣医界の宿願であった獣医師の社会的職権が法の下に確立し、獣医師会の設立も公認されることとなった。

昭和2（1927）年4月に獣医師会令（勅令第75号）が公布され、翌年5月20日、1道3府42県の会員賛同の下、「日本獣醫師會」設立総会が開催された。内村兵蔵氏が議長を務め、定款その他必要な事項が議決され、設立申請が行われた。同年10月20日、主務省の設立認可が下り、昭和4（1929）年2月に第1回定時総会を開催、初代会長に内村兵蔵氏が選任された。

この後20年間活動を展開した日本獣医師会は、第2次世界大戦敗戦後のGHQの占領政策で転換期を迎える。特殊法人かつ勅令団体であった日本獣医師会は、GHQの指令に基づく勅令団体廃止の法律により昭和23（1948）年7月10日、解散となった。

2 新生「日本獣醫協會」の誕生

旧日本獣医師会解散前から、関係者の間では新たな民主的獣医師会設立をめざす気運があった。昭和22（1947）年12月12日の日本獣医師会役員会の後、採り上げられた新獣医師会の設立要綱の参考案には全国の獣医師会から忌憚のない意見が届き、設立準備委員会が設置される運びとなった。

一方、獣医事の発展をめざし昭和22（1947）年7月に設立した「日本獣醫事協會」は獣医事審議会を設け、政府の諮問に意見を具申してきた。折しも獣医師法改正を答申する機会に際したことから、同会も新しい獣医師会設立をめざす設立準備委員会を立ち上げた。そして設立準備委員会の事務は、日本獣医師会で取り扱うことが決定した。

こうした時代の趨勢の中、日本獣医師会は昭和23（1948）年3月25日の第19回定時総会後になされた世話人からの提議の結果、広く各方面から委員を加えた総勢60名の設立準備委員会設立を決定した。同時に、在京の準備委員有志による協議・検討、学識経験者側の準備委員と在京及び近県の準備委員による会合がもたれ、新獣医師会の性格づけやその他の検討が行われた。

その間に「獣医師は各関係方面が大団結し、協力しながら総力を結集していく体制にならねばならない」という意見が大勢を占めるようになり、日本獣医事協会でも「この際、新獣医師会の傘下に入るべきであり、獣医学会もまた同様である」という意見が総意として集約されるようになった。

昭和23（1948）年6月19日、全国から準備委員が集まり新法人設立準備委員会を開催。定款や設立要綱について討議した結果、この問題は実行委員会に委任されることになった。これを受けて翌20日、実行委員は各地域と学識経験者から20名を選出して協議会を行い、団体の名称や主要事



昭和25年、戦後初の全国獣医師大会が大阪で開催される



昭和53年、新青山ビルディング（新獣医師会館）の竣工式

業、会員の資格範囲等、運営の基礎について協議。細部は在京実行委員と世話人に一任すると決定し、6月30日、7月14日、20日、22日、24日に開催された在京委員会で協議が重ねられた。

並行して日本獣医事協会幹部との話し合いや日本獣医学会との折衝がなされ、趣意書、学会の一章を盛った社団法人日本獣医協会定款、事業計画、収支予算、その他の準備が進められた。8月9日、在京委員会での協議を経て、翌10日午前に設立準備委員会が開かれ、最終決定を見て、同日午後、発起人会に続き設立総会が盛況裡に開催された。

以上の経緯を経て、同年11月9日、公益法人「社団法人日本獣医協会」が認可され、初代会長に島村虎猪氏（当時・東京帝国大学名誉教授）が就任した。旧日本獣医師会の解散から4カ月足らずで、新たな船出となった。

国内外に活動の基盤を築く

—昭和20～30年代の活動

昭和24（1949）年6月、新獣医師法が制定された。その後、日本獣医協会は、昭和25（1950）年3月に戦後初となる全国獣医師大会を大阪・中之島公会堂で開催した。2,000余人の会員が参加し、GHQ関係獣医官も15名余りが臨席。講演会やデモンストレーションなどが行われ、獣医業の新時代の到来を内外に印象づける記念すべき大会となった。

昭和26（1951）年2月、日本獣医協会は第3回臨時総会で定款改正を行い、名称を「社団法人日本獣医師会」と改めることを議決、同月26日に名称変更が認可された。

昭和28（1953）年には世界獣医師会（WVA）に加入。日本委員会が設置されることとなり、世

界につながる獣医師会としての基盤を築いた。

昭和30（1955）年1月には東京・港区に獣医師会館が竣工し、落成式が挙行されるなど、活動拠点の整備も進んだ。

獣医師免許制度75周年にあたる昭和35（1960）年には、各地で記念獣医師大会が催された。11月4日には赤坂プリンスホテルで記念式典が行われ、功労者表彰及び祝宴が挙行された。日本獣医協会発足当初は6,000名ほどだった会員数は、昭和38（1963）年には1万2,000名に倍増し、日本獣医界最大の職域団体へ成長した。

組織と活動の拡充が進む

—昭和40年～昭和末年の活動

1 獣医学教育の充実へ

昭和46（1971）年、日本学術会議は内閣総理大臣に獣医学教育の修業年限延長を勧告し、昭和53年度から暫定措置として、修士課程活用による修業年限延長に踏み切ることになった。

その後、昭和58（1983）年第98回国会で学校教育法の一部を改正する法案が審議された結果、同法案は全会一致で原案どおり可決され、学校教育法第55条において獣医学を履修する課程については修業年限6年と改められた。

2 日本獣医師会の新会館竣工

本会は、昭和53（1978）年10月に竣工した新青山ビルディングの一部を区分所有し、ここに会館を移転。同年、日本獣医師会創立30周年記念式典と併せ、新会館竣工記念式典を挙行了した。

3 第25回世界獣医学大会（WVC）の誘致活動

昭和62（1987）年8月に開かれた第23回世界獣医学大会（カナダ・モントリオール）で、日本獣医師会は第25回大会の開催地に立候補を宣言、WVC招致準備委員会を設置して対応を開始した。第25回世界獣医学大会は、平成7（1995）年9月に横浜で開催されることとなった（後述）。

多様化するニーズに応える —昭和から平成の活動

1 獣医師法改正

社会・経済の変化に伴い、獣医師の活動分野は昭和24（1949）年の獣医師法制定時と比べ様変わりした。動物の健康維持・保護、畜産の健全なる発展、安全な畜産物の供給、人畜共通感染症の予防、食品衛生の確保、各種試験研究の推進、動物愛護思想の普及・啓蒙等に携わる獣医師の社会的責任はより大きくなり、もつべき知識・技術も高度で専門的なものが要求されるようになってきた。

農林水産省は、昭和59（1984）年12月に設置した「家畜衛生問題（獣医事関係）検討会」で獣医事諸般の課題を検討し、獣医師が多様化・高度化した社会の要請に応えうる基盤を整備すること



昭和60年、獣医師制度100周年記念式典が開催された

とした。

獣医師法の改正等については、本会も長年にわたり検討を重ね、農林水産省と密に連絡、協議しながら積極的に取り組んできた。その結果、平成4（1992）年5月20日、獣医師法一部改正及び獣医療法（新法）の制定を実現できた。

2 定款及び定款施行細則の一部改正

本会は、平成4（1992）年第2回理事会で、定款（昭和23年11月9日認可）及び定款施行細則（昭和49年3月20日承認）の全面的な見直しを決め、組織財政調査会及びその作業部会として設置した定款改正検討委員会で公益法人へ移行するための検討を行った。

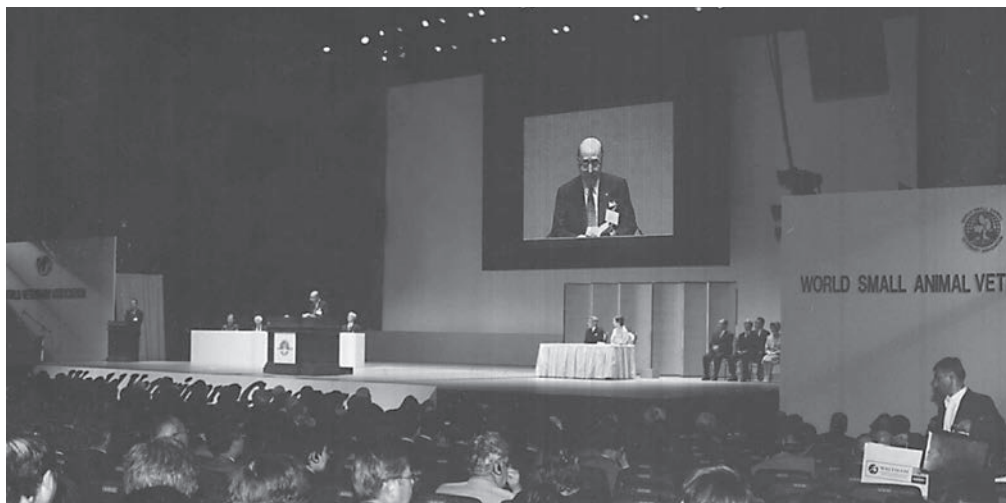
約1年半にわたる検討を経て、平成6（1994）年5月20日、農林水産省指令6畜B第670号により定款の一部変更が認可された。また、定款施行細則の全部改正は、平成6（1994）年3月24日、第49回通常総会で可決、承認された。

3 阪神・淡路大震災での対応

平成7（1995）年1月17日、阪神・淡路大震災が発生し、とくに神戸市は壊滅的被害を受けた。

本会は、震災発生間もない1月20日に「阪神大震災支援対策本部」（本部長：杉山文男会長）を設置、被災獣医師会員の救済及び被災動物の救護活動の支援に乗り出した。翌21日には兵庫県獣医師会、神戸市獣医師会及び日本動物福祉協会阪神支部を構成団体とする「兵庫県南部地震動物救援本部」を設立した。三田市と神戸市に動物救援センターを建設して、被災動物の救護・収容活動を開始した。

このボランティア活動は、平成8（1996）年5月29日に神戸のセンターが閉鎖されるまでの1年4カ月にわたり続けられた。



平成7年、世界獣医学大会が天皇后両陛下のご臨席の下、横浜で開催された

4 世界獣医学大会（横浜）の開催

平成3（1991）年、第24回世界獣医学大会（ブラジル・リオデジャネイロ）中に開催された世界獣医師会（WVA）総会最終日に、次期大会開催地の投票があり、日本が圧倒的多数で選出された。

世界獣医学大会（横浜）は、平成7（1995）年9月3日～9日の7日間、日本学術会議、日本獣医師会及び日本小動物獣医師会の3者の共同主催により、世界獣医師会（WVA）第25回世界大会、世界小動物獣医師会（WSAVA）第20回世界大会と合同で開催された（会場：横浜国際平和会議場（パシフィコ横浜）、後援：農林水産省、厚生省、神奈川県、横浜市、川崎市、特別協賛：日本中央競馬会）。一般獣医師会員のほか、学生、動物看護師等を含め、世界86カ国から1万1,654名（国外1,928名、国内9,726名）が一堂に会した。

開会式には天皇后両陛下のご臨席を賜り、郵政省からは本大会の特別記念切手が発行された。参加国数及び参加者数が過去最大となり、国内・外の多方面から高い評価と賞賛を集めた。また、アジア地域初開催であったことから、アジア獣医師会連合（FAVA）第9回大会も併せて開催するなど、アジア地域への国際貢献にも配慮した大会となった。学術プログラムはWVAプログラム計932演題、WSAVAプログラム計210演題の発表が行われたほか、約200ブース、約100社の展示が学術発表の一環として行われるなど、学術的充実度の高さも広く内外に印象づける大会となった。

5 医師倫理の見直しが進む

昭和24（1949）年制定の獣医師倫理綱領は、現状に合致していない部分もあり、検討を求める声も多かった。平成6（1994）年から同倫理綱領の見直しに着手し、獣医師道委員会の小委員会を中心に検討が行われた。その結果をふまえ、平成7（1995）年6月27日の第52回通常総会で、「獣医師の誓い—95年宣言」が採択された。

さらに翌年、診療獣医師の倫理に関わる基本的事項として「動物医療の基本姿勢」を策定。6月4日、平成8年度第1回理事会で承認された。

21世紀の 日本獣医師会の活動

—平成10年代の活動

1 より高い責務に応えるために

社会の変化により、人と動物の結びつきは従来以上に多様かつ密になった。たとえば犬・猫などは「コンパニオン・アニマル」（伴侶動物）に位置づけられ、人と同様、高度な医療サービスが求められるようになった。また、動物を活用した医療支援（アニマル・アシステッド・セラピー）や、身体障害者補助犬等の動物の社会参加活動（アニマル・アシステッド・アクティビティ）も注目され、人と動物の共生志向は高まる一方となった。

他方、O-157等を原因とする新たな疾病の発



平成19年に開催された「2007動物感謝デー」

生、家畜には口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザなど海外の動物の感染症侵入の危険性が高まり、動物と人との共生が進む中、共通感染症対策も課題となった。また、BSE発生を機に食品の安全性確保への関わりも求められ、獣医師の社会的責務は年々重みを増してきた。

一方、平成10（1998）年には獣医療過誤や過剰診療、高額診療料金等に起因する問題がマスコミで多数報じられた。獣医師道委員会ではこれらの問題を審議し、平成11（1999）年9月、銀座・東急ホテルでインフォームド・コンセント徹底等について記者発表を行い、獣医師と飼い主とのコミュニケーションを深める活動を進めた。

また、獣医師が社会的要請に応じて動物医療の質の向上を確保していくためには、国民に獣医師の職務等に関する周知を行うことは欠かせないと考え、動物関連団体・企業の支援協力の下、平成19（2007）年10月7日に市民参加型イベント「2007動物感謝デーin Tokyo “World Veterinary Day”」（東京都庁前・都民広場）を実施した。このイベントは、世界獣医師会が提唱する国際的イベント“World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものであった。

2 獣医学教育の改善への取り組み

獣医学教育は昭和59年度に学部6年制教育となったが、北海道大学を除く国立獣医学系大学では農学部の一学科として位置づけられ、欧米諸国に比し小規模で、高度な獣医学教育に必要な教官数、施設・設備が十分とはいえない状況にあった。

平成元（1989）年11月の全国獣医師大会で、国立大学獣医学科の再編整備が要望事項として決議されたのを受け、本会は文部省等関係各所に要請を続けたが、各大学の諸事情で進展はしなかった。

平成10（1998）年、大学関係者が獣医学教育の国際水準への強化・充実等を唱え、整備の気運が再び高まった。東日本4大学（帯広畜産・岩手・東京農工・岐阜大学）の獣医学科は東北大学獣医学部、西日本4大学（鳥取・山口・宮崎・鹿児島大学）の獣医学科を九州大学獣医学部に再編統合するという案が俎上にのった。

この流れを受け、日本獣医師会を中心に獣医学教育関係者連絡会議が組織され、関係各界の有識者で構成された「獣医学教育のあり方に関する懇談会」を設置。獣医学教育充実に関して諮問したのは、翌平成12（2000）年8月であった。

平成13（2001）年2月の答申では、社会の要請に応えうる獣医師養成には、教育組織を学科規模ではなく学部規模に拡充し、最低限、獣医師国家試験出題科目を十分に教授できる講座数（教授数）を確保することなどを不可欠とし、以後、本会は同答申の趣旨を踏まえて要請を続けた。平成17（2005）年には、学術・教育・研究委員会を中心に外部評価システムのあり方を検討するとともに、大学が教育改善に取り組む際の指標を「標準的カリキュラム」としてまとめるなど、再編整備による真の学部体制確立の取り組みを続けた。

3 獣医学の研鑽を目指した取組み

平成4（1992）年5月に一部改正された獣医師法第16条の2に「診療を業務とする獣医師は免許を受けた後も、（略）臨床研修を行うよう努めるものとする」とある。また、平成9（1997）年に一部改正された家畜伝染病予防法では、新たな伝染病や未知の疾病に遭遇したときの届け出が獣医師に義務づけられた。

獣医師が高度で的確な診断技術で対応するよう求められている状況をふまえ、本会は全国競馬・畜産振興会の助成を受け、平成9年度から3年計画「新疾病等防疫体制強化事業」を実施した。

この事業の一環として、卒後研修生涯教育のあり方に関する調査・検討事業が行われ、その成果は平成12（2000）年3月、卒後臨床教育（インターン制）、継続教育（ポイント制）、専門医養成教育（レジデント制）を三本柱とする「獣医師生涯教育に関する基本構想」にまとめられた。

以降、「獣医師専門医機構設立準備協議会」の立ち上げ、専門医制度に係る規則、認定試験、受験規約、専門医認定基準等の考え方等も検討した。

また、平成18（2006）年3月には、初の日本獣医師会・日本獣医学会連携大会を開催した。本大会の開会式には秋篠宮殿下のご臨席を賜り、お言葉を頂戴するとともに、記念講演「家畜化の考え方—鶏の事例から—」をご講演いただいた。

4 動物愛護福祉対策への取組み

平成11（1999）年11月、学校や家庭で小動物の虐待や遺棄が多発し社会問題化したことなどを背景に、「動物の保護及び管理に関する法律」（動管法）が一部改正された。昭和48（1973）年制定以来26年ぶりの改正で、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護法）と改称された。この法には、本会が平成10（1998）年7月に設置した



平成18年、連携大会が秋篠宮殿下ご臨席の下、つくば市で開催された

「動物福祉の増進に関する検討会」で検討し、各機関に要請した内容の大半が反映された。

また、本会は、動物愛護法の施行とリンクさせる形で2つの動物愛護対策に取り組んだ。

1つが生体埋込型のマイクロチップ（MC）による動物個体識別であった。所有者責任を明確にすることと、災害時の動物救護の観点から、平成10（1998）年以降、MCを活用した動物の個体識別技術の導入の取組みを加速させた。

平成14（2002）年12月、MCを利用した動物個体識別事業の推進母体として動物ID普及推進会議（AIPO）を設立した。AIPOは動物愛護4団体と本会で構成され、MCを利用した犬・猫等の家庭動物の個体識別を普及する事業を推進してきた。以後も、全国の自治体でリーダーの設置、MC読み取り体制の整備が進められてきた。

もう1つは、学校飼育動物を介した情操教育の実現であった。平成10（1998）年4月、この時期に頻発した少年犯罪の急増と凶悪化、低年齢化を背景に、初等教育における動物を活用した情操教育（心の健康教育）の必要性を唱え、学校飼育動物活動の提言を文部省に行った。

提言を受けた文部省は、平成10（1998）年12月改訂「小学校学習指導要領」（平成14年度から実施）に合わせ、平成11（1999）年5月発行の「小学校学習指導要領解説・生活編」に「動物飼育について地域の獣医師との連携と指導」と明記したことで、地方獣医師会の活動に弾みがついた。

その後、平成12（2000）年2月、本会は、学校で飼育される動物の保健衛生指導を担う獣医師が、学校からの飼育相談や診療依頼に対応できるよう「学校飼育動物診療ハンドブック」を作成、

全国の診療獣医師に配布した。

平成14(2002)年3月には、「学校飼育動物保健衛生マニュアル」(平成17年3月改訂)を作成、地方獣医師会、全国の家畜保健衛生所に配布した。特にマニュアルは、平成16(2004)年の高病原性鳥インフルエンザ発生の際に有効活用が図られた。平成15年9月には学校飼育動物委員会を設置、学校飼育動物活動の現状と課題を整理し、事業推進のための指針策定に取り組んだ。

以来、全国の小学校に「学校獣医師」を必置する法整備や、教育委員会から地方獣医師会に対する「学校飼育動物獣医師巡回指導委託事業」の創設などを文部科学省に要請し、学校飼育動物活動の全国的な普及・定着への努力を続けてきた。

5 家畜伝染病等への対応

平成10(1998)年、前述の新疾病等防疫体制強化事業の一環として、家畜伝染病予防法の一部改正で新たに対象動物となった中小家畜の防疫技術研修を全国で開催したほか、獣医師の疾病届け出義務の円滑化を図るため、電子システムの開発と獣医師届け出マニュアルの作成等に努めた。

また、本事業と同様、全国競馬・畜産振興会の助成を受け、平成12年度から3年間計画で「監視伝染病等防疫体制支援事業」を実施、監視伝染病の発見・診断の迅速化及び初動防疫措置等の防疫体制の整備、充実を図る施策を展開した。

そのような中、平成12(2000)年3月に宮崎県下で我が国92年ぶりとなる口蹄疫が発生し、地方獣医師会を通じ直ちに関係者への周知徹底を図った。

翌平成13(2001)年9月には千葉県下で我が国初の牛海綿状脳症(BSE)の発生例が報告され、畜産業界は震撼し、畜産物への消費者の不安が高まった。BSEの発生を受け、本会は平成13(2001)年10月に「BSE緊急会長提言」をまとめ、地方

獣医師会や関係各方面に配布するとともに、BSE緊急対策会議を設置して対策や支援体制等を協議した。日本食肉消費総合センターの助成でBSE関連知識普及事業を実施したほか、翌年には農畜産振興事業団の助成により、国産牛肉等需要回復総合対策事業を展開した。

平成13(2001)年9月、自由民主党あてBSE対策徹底についての意見書を提出し、同年10月には全国公衆衛生獣医師協議会及び全国家畜衛生職員会に、BSE緊急防疫・衛生対策実施にあたり食肉衛生検査所と家畜保健衛生所の連携強化について関係獣医師への指導を要請する一方、同年12月、牛海綿状脳症の呼称を狂牛病からBSEに改めるよう報道各社等に要請した。以降、平成14(2002)、平成15(2003)年にも、農林水産省及び厚生労働省あてBSE対策の徹底について要請した。

これに対し、国は食肉衛生検査所におけるBSE全頭検査と特定危険部位の除去・焼却処置を基本とする安全確保体制を構築することとなった。

その後、平成16(2004)年1月、我が国79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが山口県で発生した。本病発生当初、国民への正確な情報提供不足や相談窓口の不徹底から風評被害が生じ、鶏卵・鶏肉の消費低迷や、飼育鳥の遺棄という事態が起きたため、平成16(2004)年2月、学校飼育動物への波及を危惧した本会は「緊急提言：学校飼育動物における鳥インフルエンザ対策」を作成した。教育関係機関等へ感染に対する科学的な根拠に基づく正確な情報を提供した。

本病は平成17(2005)年6月～12月にかけて茨城県を中心に発生したほか、海外の発生状況等を踏まえ、引き続き情報収集、提供に努めた。

この間、BSE発生を契機に、国民の食の安全への意識が高まり、平成15(2003)年に食品安全

基本法が施行された。さらに内閣府に科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う食品安全の行政機関「食品安全委員会」が設置され、日本大学・見上彪教授が獣医師として委員に選任された。以降「食の安全・安心の確保」のため、生産・流通・消費の各段階で対策が展開された。

本会ではその一環として全国競馬・畜産振興会の助成を受け、平成15年度から4年間計画で「獣医師育成研修等強化対策事業」を実施した。

平成15年度は、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく24月齢以上の死亡牛の獣医師の検案等を実施し、平成16年度は、「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」（平成14年公表）による「生産衛生管理体制整備事業」の全国展開を受け、HACCP手法研修用教材を家畜別に作成、獣医師へ最新の飼養管理技術情報の普及・定着を図った。

さらに、平成18（2006）年5月には食品衛生法に基づき農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の残留を規制するポジティブリスト制度が施行され、獣医師から農家への動物用医薬品等の適正使用の指導等が一層求められることとなった。

本会では、平成13（2001）年から、産業動物委員会で、動物用医薬品指示書を必要とする要指示医薬品の適正な流通、使用のあり方について検討してきた。本会は、農林水産省との協議を経て、平成15（2003）年5月に要指示医薬品の適正流通等の確保について農林水産省へ要請した。

これに対し農林水産省では、「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」を一部改正。本会は指示書の様式を4枚複写式とする等整備を図った。

これについては平成19（2007）年1月「動物用医薬品指示書交付の手引き」を策定、配布し、関係者への周知、徹底に努めた。

以降、獣医師育成研修等強化推進事業の一環と

して、動物用医薬品安全指導講習会や共通感染症講習会の開催、日本動物用医薬品協会の委託によるポジティブリスト制度普及・啓発地区説明会等を実施。畜産をめぐる食の安全・安心の確保を責務とする獣医師がよりいっそう国民の期待に応えられるような研鑽の場の提供に努めた。

6 定款の一部変更

平成11（1999）年6月の第56回通常総会で、平成6（1994）年以来となる定款の一部変更が可決・承認された。組織のスリム化と経費節減をめざし理事定数が「19人以上26人以内」から「17人以上21人以内」へ、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づき役員の任期が「3年」から「2年」に改められた。

平成14（2002）年2月から、組織財政委員会では会長からの諮問事項である事業活動の当面の課題、財政面での問題等の検討を行い、平成15（2003）年1月答申を提出した。その中で「地方獣医師会を会員とする団体会員制の基本的な枠組みは維持しつつ、構成獣医師の意見が日本獣医師会の事業運営により反映しうるような組織のあり方を検討する必要がある」とされ、本件は理事会、全国獣医師会会長会議の協議を経て、第60回通常総会で平成15年度事業計画（案）として承認された。

以後、構成獣医師の職域活動に関わる部会組織のあり方として、地方獣医師会、職域関係委員会、職域関係団体と協議するとともに、理事会、全国獣医師会会長会議で検討を重ね、平成16（2004）年第61回通常総会で本会の事業運営機関として職域別部会組織の発足が承認され、定款及び定款施行細則の改正をもって平成17（2005）年4月1日から施行された。

産業動物臨床部会、小動物臨床部会、畜産・家

畜衛生部会、公衆衛生部会、学術部会、職域総合部会の6部会からなる職域別部会は、部会委員会で構成され、日本獣医師会職域別部会運営規程に基づき、会長が各職域理事推薦母体から提出された推薦候補者及び学識経験者の中から、検討テーマにふさわしい人材を委員会ごとに選考の上、委嘱し、各部会の委員会として発足させた。

平成17年度発足の部会委員会では、2年間各テーマを協議検討し、その結果を報告書にまとめて各部長が理事会で報告した。報告内容は、理事会で協議の上、本会及び地方獣医師会の事務事業活動に反映させるとともに、マスメディア等を通じて提言等を行ったほか、獣医事等の政策課題については、関係諸機関へ要請活動を行った。

7 情報化への取組み

平成11(1999)年3月31日、本会は地方獣医師会との情報交換の円滑化、会員獣医師への情報提供及び一般社会への広報等のサービス向上を目的にホームページ(HP)を開設した。全国競馬・畜産振興会の補助を受け中央畜産会が実施する「情報提供拠点整備支援事業」の助成で機材を整備し、本会の情報高度化検討委員会がコンテンツを作成したものであった。

平成16(2004)年4月には、一般公開するHPに加え、パスワードによるアクセス制限を設けた会員・構成獣医師専用サイトを開設。同年5月には、「日本獣医師会メールマガジン」(メルマ日獣)の発行を開始した。

8 狂犬病予防対策の推進

平成11(1999)年、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(法律第87号)」が公布され、これまで都道府県が処理していた犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交

付事務等が平成12(2000)年4月から市町村へ委譲されることとなった。

本会は、平成11(1999)年8月に地方獣医師会へ、現行の集合注射方式の維持等、狂犬病予防注射事業を円滑に推進するための基本的な考え方を通知した。

次いで、平成13(2001)年8月に自由民主党あて事務移管後の狂犬病予防注射事業に対する国からの積極的な支援等を要請した。

以降、平成14(2002)年4月に厚生労働省あて犬の登録及び狂犬病予防注射の徹底等を要請。同省はこれを受け「狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について」とし、「狂犬病予防法に基づく犬の登録の徹底を図るための業務実施要領」を取りまとめ、各自治体の衛生関係部局に通知した。

さらに平成15(2003)年以降、同省あて同通知に基づき都道府県が代表して市町村事務を含めた狂犬病予防業務の調整を図るとともに、獣医師会との連携推進、自治体への指導強化、狂犬病発生時の初動防疫体制の点検整備等を要請してきた。

なお、獣医師会の狂犬病予防注射事業の取組みは、平成14年度第1回地区獣医師会連合会会長会議で、本会が取りまとめた「狂犬病予防注射事業の対応等について」を協議の上、同対応の趣旨に沿って各地方獣医師会の実情に即した対応を図られるよう通知し、これを対応の基本方針とした。

平成18(2006)年、狂犬病最終発生から50年が経過し、狂犬病に対する一般の関心が薄れつつある中で、中国では狂犬病の発生が増加し、同年11月、フィリピンからの帰国者2名が帰国後発症、死亡した事例が報告され、不安が広がった。一方、厚生労働省では、狂犬病予防法に規定する鑑札と狂犬病予防注射済票の様式自由化を目的とする省令改正に関するパブリックコメントが実施された。

これらを受けて本会は、省令改正は狂犬病対策の形骸化につながるとして反対を表明。また、平成18年において地域における狂犬病予防対策の確実な普及と推進の方策として、自治体と獣医師会のネットワークの整備及び犬の所有者への普及啓発の推進等を要請した。パブリックコメントに対しては、本省令改正は接種率向上に結び付かず、狂犬病行政に混乱を示唆する旨の意見を提出した。

マスメディア対応としては、本会HPを通じて狂犬病及びその対策に関する本会の考えを一般の方へアピールするとともに、平成19（2007）年2月の新聞（全国紙）紙上に「狂犬病対策を忘れてはいませんか」と題した、本会会長から狂犬病予防の重要性を訴える意見広告の掲載等を実施した。

さらに、獣医師向けの狂犬病に対する知識・技術の向上対策として、平成18（2006）年11月、関係団体と「家畜衛生フォーラム2006—狂犬病の侵入をいかに防ぐか—」を共催した。

次いで平成19（2007）年2月には日本獣医師会学会年次大会（さいたま）で、市民参加シンポジウム「今、狂犬病対策を考えよう」を開催し、狂犬病対策の重要性を一般市民に普及・啓発した。

なお厚生労働省は、本会の要請活動等の働きかけに対し、平成19（2007）年3月、狂犬病対策の充実・強化についてを都道府県等に通知し、地方自治体が法に基づき実施する狂犬病予防対策の中で、法第4条の規定に基づく飼育犬の登録業務と法第5条に基づく定期予防注射業務に関しての獣医師会の果たすべき役割について明確化が図られるとともに、地方獣医師会と地方行政の連携強化による地域ネットワークの整備を図る必要性が明文化された。登録事務は、行政の窓口及び集合注射会場における登録のほか、動物病院における事務の代行等についての検討が示唆されるなど、従来より一歩踏み込んだ対応が示された。

また本会が反対した鑑札と注射済票の様式の自由化については一定の基準を定めることとされた。

今後の狂犬病予防注射事業のあり方は、小動物臨床部会の小動物委員会で「狂犬病予防注射事業の整備の方向」が、公衆衛生部会の公衆衛生委員会で「狂犬病予防法に基づく犬の登録及び定期予防注射」が検討項目として挙げられ、協議された。

協議により狂犬病予防注射事業は、本会が平成8（1996）年に定めた「狂犬病予防注射ガイドライン」及び前記「狂犬病予防注射事業の対応等について」を基本に対応することとし、狂犬病の登録率及び予防注射率の向上のためには獣医師会と地域行政との密な連携の必要性が論じられた。

9 国際協力事業への取り組み

本会は、平成4年度から日本中央競馬会の交付金を財源とする全国競馬・畜産振興会の助成を受け、国際獣医師育成研修事業を実施した。アジア諸国の獣医師に対し、産業動物獣医学の先端技術を修得させることを目的とした11年計画（平成6年度に基金の追加を受けて平成14年度まで実施）の事業であった。アジア獣医師会連合加盟国等14カ国から選考された獣医師が、毎年日本に派遣され、全国獣医系5大学（北海道大学・東京大学・山口大学・酪農学園大学・麻布大学）で1年間研修を実施するほか、大学の夏季休暇中は国内の獣医関係機関で技術研修を行った。

本事業の研修修了者の総数は144名に上り、アジア諸国における獣医療技術の向上と、国際貢献に資する事業となった。

近年10年間の 主な取組み

One Healthの推進に 取り組む日本獣医師会

1 One Healthとは

One Healthとは人の健康、動物の健康、環境の保全のためには、三者の全てを欠かすことができないという認識に立ち、それぞれの関係者が“One for All, All for One”の考え方に基づいて緊密な協力関係を構築し、活動して行こうとする理念であり、平成16年に野生生物保全協会（WCS）が提唱した。

その後、医師、獣医師等の関係者の間で One Healthの概念に基づく活動の重要性が指摘され、関係者間における情報の共有や具体的な連携活動を目的とした情報交換が行われてきた。

2 世界獣医師会と世界医師会及び日本獣医師会と日本医師会の取組み

日本獣医師会では、いち早くこのOne Healthの概念に注目し、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を平成22年度に獣医師会活動指針として採択してOne Healthに関する活動を推進してきた。

一方、国際的な活動として、平成24年10月、世界獣医師会（World Veterinary Association: WVA）と世界医師会（World Medical Association: WMA）は、Global Healthの向上のため、One Healthの理念の下で獣医師と医師が協力しあうことを目的として覚書を取り交わした。

また、我が国においては、このWVA－WMAの覚書の締結を受け、「“One Health”の理念を推進するためには、国内の医師及び獣医師の協力関係の構築が不可欠である」として、平成25年11月、日本医師会と日本獣医師会の間で学術協

力の推進に関する協定書が締結された。その後、各地域における医師と獣医師の連携に関する取組みが強化され、平成28年11月8日までに、国内55全地域の医師会と獣医師会の間で協定書が締結され、One Healthを実践する協力体制が築かれた。また、両会の具体的な連携活動として、以下のとおり、平成30年2月まで7回にわたって定期的に連携シンポジウムが開催された。

第1回は、平成26年10月28日（火）、東京都千代田区の日比谷公会堂にて「人と動物の共通感染症を考えよう－狂犬病の現状と対策－」、第2回は、平成27年2月15日（日）、岡山県岡山市の岡山コンベンションセンターにて「ダニが媒介する感染症の人への健康被害」、第3回は、平成27年11月6日（金）、東京都文京区の日本医師会館にて「越境性感染症の現状と課題」、第4回は、平成28年2月27日（土）、秋田県秋田市の秋田キャッスルホテルにて「One Healthを考える」、第5回は、平成29年2月25日（土）、石川県金沢市の石川県立音楽堂にて「インフルエンザを考える」、第6回は、平成29年11月27日（月）、東京都文京区の日本医師会館にて「ワンヘルスに関する連携シンポジウム－薬剤耐性（AMR）対策－」、第7回は、平成30年2月11日（日）、大分県別府市の別府国際コンベンションセンターにて「ワンヘルスに関する連携シンポジウム－ヒトと動物の共通感染症－」と題して開催された。

3 世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議

平成27年5月、WVAとWMAは、人と動物の健康と環境の保全に関する関係者の連携と情報共有を図るため、第1回WVA－WMA Global Conference on One Health（第1回GCOH）を“Strengthening collaboration between Physicians and

Veterinarians”（医師と獣医師の連携の強化）をテーマとして、スペイン・マドリードにおいて開催した。日本医師会と日本獣医師会は、連携して第1回GCOHに参加し、日本医師会横倉義武会長及び日本獣医師会藏内勇夫会長が、「自然災害のマネジメントー備えと医師・獣医師“One Health”の連携」をテーマに、東日本大震災における医師会及び獣医師会の活動について講演を行った。

第1回GCOHの成功を受け、WVAとWMAは、One Healthの理念の持続的な普及推進を図るため、医師会と獣医師会の連携成功のモデルである日本医師会と日本獣医師会に対し、第2回世界獣医師会ー世界医師会“One Health”に関する国際会議（第2回GCOH）の日本での開催を要請した。日本医師会と日本獣医師会は、WVAとWMAの要請を受けて協議の上、「人と動物の健康と環境の保全を推進するため、それぞれに関係する医師、獣医師等の専門家が緊密な協力関係を構築し、一体で取り組む必要性があるとするOne Healthの理念を国際的に普及・推進すること」を目的として、第2回GCOHを開催することを決定した。

第2回GCOHは、平成28年11月10～11日、福岡県北九州市リーガロイヤルホテル小倉において31カ国から639名の医師、獣医師等の専門家を集めて開催された。開会式には秋篠宮同妃両殿下がご臨席され、主催者のWVAジョンソン・チャン次期会長、WMAザビエル・ドゥー元会長、日本医師会横倉義武会長及び日本獣医師会藏内勇夫会長のほか、来賓として、小川洋福岡県知事、北橋健治北九州市長もご臨席された。基調講演は、ノーベル化学賞受賞者田中耕一氏の「分析機器ー感染症対策へのさらなる貢献を目指してー」であった。会議の最後には、その成果として「福岡

宣言」が採択され、世界に向けて発信された。

4 国内におけるOne Healthに関する連携活動

地方獣医師会においても、地域の医師会との学術連携に関する協定を踏まえ、各種のシンポジウム等が開催された。

一方、日本獣医師会は、One Healthに係る活動の一環として、One Healthを構成する三本の柱の一つである環境（生態系）に係る課題として、野生動物対応のあり方についても検討を行った。その結果、One Healthの概念を基盤とする保全医学の観点を踏まえ、いわゆる「救命を主眼とした救護」と「保全医学的な救護」を対立させることなく、地方獣医師会と都道府県等の積極的な連携による生態系全体を守るための救護事業を一層発展させる必要があることを主旨とする報告書「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」が平成28年6月に取りまとめられた。

多様化する感染症への取組みと薬剤耐性対策

1 我が国を取り巻く家畜伝染病

近年、我が国の畜産は経営規模の拡大による生産性の向上を果たしてきたが、ひとたび家畜伝染性疾病が発生し、まん延した場合、畜産物の安定供給が脅かされるとともに、地域社会・地域経済が深刻な打撃を受けるほか、我が国の畜産に対する国際的な信用も失うおそれがある。我が国においては、家畜の伝染性疾病に対し、早期発見するための届出制度や発生農家等への支援の充実、海外からの病気の侵入防止に努める等、様々な措置を講じており、本会においても国の防疫体制の強化、支援体制の整備等の事業に積極的に取り組ん

できた。一方、関係委員会等で本課題を検討するとともに、都道府県等の自治体と獣医師会、農業共済等の農業団体、開業獣医師、家畜飼養者等による地域家畜防疫、衛生ネットワーク体制の整備の必要性を繰り返し提言・要請してきた。

そのような中で我が国においても、平成12年3月に宮崎県で92年ぶりに口蹄疫、平成13年9月に千葉県下で初発生が確認された牛海綿状脳症(BSE)、平成16年1月に山口県で79年ぶりに病原性鳥インフルエンザ等の海外悪性伝染病が続発し、獣医師は畜産物の生産振興から畜産物の安全性の確保、さらに人と動物の共通感染症の危機から国民の生命を守るという命題への取組みが強くと求められることとなった。

(1) 宮崎県における口蹄疫の発生と本会の対応

平成22年4月20日、宮崎県において10年ぶりに第1例目の口蹄疫が確認された。以後、県内5市・6町の肉用牛・酪農・養豚経営農家等の292戸において、牛37,454頭、豚174,132頭、山羊・羊22頭の計211,608頭の発生（疑似患畜を含む）となり、ワクチン接種家畜等を含め、合計297,808頭が犠牲となった。国、宮崎県をはじめ関係自治体においては、家畜伝染病予防法及び口蹄疫対策特別措置法に基づく発生予防・まん延防止措置を実施するとともに、県外からの応援獣医師延べ2万5千人、自衛隊員1万9千人、機動隊等警察関係者2万3千人が派遣された。宮崎県では、移動制限及び搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置（ピーク時369カ所）、我が国で初めてとなるワクチン接種（牛30,854頭、豚45,902頭、その他116頭、合計76,872頭）、これらを含めた殺処分（77,035頭（うち牛 30,854頭、豚 45,902頭））、死体等の埋却等が実施された。平成22年8月27日には宮崎県口蹄疫防疫対策本部長である宮崎県知事から、口蹄疫終息宣

言が発表された。宮崎県での経済的損失は、県の試算によると、5年間で2,350億円となり、畜産業だけでなく、地域経済全体に大きな影響が及ぶ我が国最大規模の災害となった。

本会も発生時より地元宮崎県獣医師会と連携し、農林水産省の指導の下で防疫業務等の支援、活動等を実施した。

まず、宮崎県獣医師会あて、現地における民間獣医師の活動費、情報通信費、防疫資材の購入等の防疫関係用務に係る諸経費として200万円を支援した。一方で現地防疫活動支援獣医師の登録を地方獣医師会へ要請し、獣医師92人を派遣要員として登録し、農林水産省及び現地宮崎県からの要請に基づき、5月24日から7月1日の間、地方獣医師会及び日本獣医師会から支援要員（延べ181人）を派遣した。



(「口蹄疫の発生状況について 平成22年7月27日」農林水産省HP 掲載)

また、現地の産業動物診療活動の復興支援対策として、「口蹄疫現地産業動物診療活動復興支援義援金」の設置。地方獣医師会をはじめ広く募集し、宮崎県獣医師会を通じて産業動物臨床獣医師へ総額4,881,984円を支援した。

さらに平成22年8月、今回の口蹄疫の発生と防疫対応の現況を踏まえ、改めて口蹄疫などの悪性家畜伝染病の危機管理に対する備えの必要性を提言した。

以上のような取組みに対し、①平成22年7月27日付けにて、消費・安全局長から本会会長あてに口蹄疫発生に伴う防疫作業人員の派遣について礼状が、②平成22年9月7日付けにて、農林水産大臣から本会会長あてに口蹄疫発生に伴う防疫措置の実施尽力の功績に対し感謝状がそれぞれ授与された。

一方、農林水産省では、口蹄疫に学識経験を有する第三者により、今後の口蹄疫対策をはじめ、家畜伝染病に対する危機管理のあり方に資するため、7月に本会会長を座長とする「口蹄疫対策検証委員会」を設置し、発生前後からの国、県などの対応や殺処分・埋却などの防疫対応、口蹄疫対策特別措置法に基づく措置の運用等を検証し、「口蹄疫対策検証委員会報告書」を取りまとめ、公表した。これらに加え、鳥インフルエンザの発生状況等に鑑み、平成23年には家畜伝染病予防法、特定家畜伝染病防疫指針、飼養衛生管理基準が改正された。なお、我が国は同年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰した。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ等への取組み

高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型等）は、平成16年以降も断続的に発生し、平成22年度には、宮崎県他8県において、平成26年度には、熊本県他4県において、さらに平成28年度には9道県において続発し、発生農場の飼養鶏が多数

処分された。

一方、近隣のロシア、韓国、台湾、中国等東アジア諸国をはじめ、世界各国での発生も後を絶たない。国では海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、発生時には家きん、家きん肉等の輸入を停止するとともに平成16年2月からは、ペットも含め全ての鳥類について発生国からの輸入を停止した。

なお、直近では、平成30年1月に香川県で発生したが、迅速な防疫措置が講じられ、同年4月、OIEの定める清浄国に復帰した。

本会ではこれまで農林水産省及び環境省等関係省庁等と連携、指導の下で地方獣医師会等への発生及び防疫対応情報の提供等の取組みを実施してきた。

まず、これら国内外での発生事例に伴い、逐次、農林水産省、環境省等からの通知を受け、地方獣医師会会長あて会員への周知とともに、正しい知識の普及、防疫の徹底、飼養衛生管理の指導の徹底、野鳥の監視体制の強化等を依頼した。

また、本会は平成20年8月、家畜防疫業務や疫学調査等に従事する獣医師等の防疫関連業務従事者について、感染のハイリスク者としての社会的機能維持者と位置づけ、業務の危険度に応じた感染予防措置の徹底が図られるよう、厚生労働省、農林水産省及び環境省あてに要請した。

さらに同年9月、環境省が策定した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」に基づく本病発生時の各種調査等の対応について、構成獣医師等民間獣医師及び民間飼育動物診療施設の参加協力が求められていること等から、本マニュアルの運用にあたり事前に地方獣医師会と十分な連携を図ること等について、環境省及び農林水産省あてに要請した。

2 その他の人と動物の共通感染症対策への取組み

国境を越えた人畜の移動が活発化するに伴い、人と動物の共通感染症への対策の充実・強化が求められる一方、家畜及び家きんから生産される動物性食品由来のカンピロバクター、腸管出血性大腸菌などによる食中毒への対策の重要性が増している。また日本人が海外で狂犬病に感染した例、レプトスピラ症やブルセラ症などの輸入動物やペット動物等に起因する共通感染症、海外における中東呼吸器症候群（MERS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）の人感染事例等、新興・再興感染症の発生・侵入リスクは著しく増大している。

近年の事例を挙げれば、平成21年3月のメキシコでの豚インフルエンザの人での流行、平成25年7月の台湾の野生動物での狂犬病の発生、我が国でも同年10月の豚流行性下痢の流行、平成29年4月の蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案、同年7月の感染猫に咬まれたことによる重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の死亡事例、平成30年3月の愛知県で捕獲された野犬におけるエキノコックス症の確認等、国内外において多種の感染症の発生が大きく報道され、これらの疾病に係る社会的リスクに的確に対処するうえで、動物医療専門職としての獣医師及び動物医療の果たす役割への期待が高まっている。

このような状況を踏まえ、共通感染症対策を効果的に推進していくには、「One Health」の理念に基づき、様々な分野で関係者の連携・協力が必要不可欠であるとして、本会では、関係委員会等で家畜衛生と公衆衛生分野の獣医師の連携の在り方を模索、提言するとともに、地方獣医師会等への発生及び防疫対応情報の提供等の取組みを実施した。

まず、これら国内外での発生事例等について、

逐次、厚生労働省、環境省等からの通知を受け、地方獣医師会長あてに、正しい知識の普及、予防体制の強化、動物の飼養者・畜産物の消費者への指導、経営支援等を依頼した。

また、ゴールデンウィーク、夏季及び年末・年始等、渡航者の増加に伴う我が国への病原体侵入予防対策及び発生時のまん延防止対策への協力を依頼した。

さらに、農林水産省及び厚生労働省に対し、①これらの疾病に対する迅速・的確な防疫の実施体制に係る施設・設備の充実、人員の確保、②獣医師と医師がより効果的に連携を図るための体制の整備、③家畜衛生分野・公衆衛生分野の公務員の連携による食品の安全性確保体制の整備等について要請した。

3 動物用医薬品等の適正使用による薬剤耐性対策

畜産分野における薬剤耐性（AMR）対策については、家畜での抗菌剤の有効性を確保するとともに、薬剤耐性菌が畜産物等を介して人に伝播することを防止するため、獣医師の診療に基づく動物用医薬品使用の指示、慎重使用に関するガイドラインの策定、食品安全委員会による人の健康への影響に関する評価（リスク評価）、動物医薬品検査所による全国的なモニタリング調査、使用基準の遵守等のリスク管理措置が講じられてきた。

このような中、OECDは2013年現在、世界中でのAMRに起因する死亡者数は低く見積もって70万人であるが、耐性率が現在のペースで増加した場合、2050年には1000万人の死亡が想定されると公表した。このため、2015年5月に開催されたWHO総会では、薬剤耐性に対する国際行動計画「グローバルアクションプラン」が採択されるとともに、加盟国には、2年以内に国家行動計画の策定・実行するよう要求した。

平成28年4月、内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において、AMRによる感染症のまん延の防止等の対策をまとめた「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定し、①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗微生物剤の適正使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力の6つの分野に関する目標を設定し、その実現に向けた戦略及び具体的なアクションを定めた。

動物分野については、①畜産分野の薬剤耐性率は、欧米諸国とは同水準であることを踏まえ、主な微生物の薬剤耐性率（牛、豚及び肉用鶏の平均）に関し2020年までの目標値の設定、抗菌剤の慎重使用の推進等これまでの取組みの更なる強化、②薬剤耐性の動向調査・監視の強化（人の医療分野と畜産分野の連携の一層の推進や愛玩動物の調査の開始等）、③養殖水産用医薬品の使用に専門家（獣医師、魚類防疫員等）が関与する仕組みの導入、④アジア地域における国際協力の強化等を行うこととされた。

本会では、本取組みに協力・支援するとともに、次の取組みを実施した。

(1) 特別委員会の設置及び部会委員会での検討

平成29年度には特別委員会として「薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会」を設置し、薬剤耐性（AMR）対策行動計画に基づく国民への普及・啓発、モニタリング調査等への協力、獣医臨床現場における抗菌剤の慎重使用の推進に関する施策を検討した。

(2) ワンヘルスに関する国際会議の開催

平成28年11月10日及び11日に福岡県北九州市において、世界獣医師会、世界医師会及び日本医師会との共催により「第2回“One Health”に関する国際会議」を開催した。

(3) 日本獣医師会獣医学術学会年次大会

平成28年2月の大会（秋田）では、シンポジウム「薬剤耐性菌と抗菌剤の慎重使用」、平成29年2月の大会（石川）では、教育講演「耐性菌を考える」等において、獣医臨床現場の実態を踏まえた薬剤耐性対策について議論した。

(4) 日本獣医師会雑誌の薬剤耐性対策関連の連載企画

日本獣医師会雑誌の平成28年6号から薬剤耐性対策に係る長期連載企画を開始し、30年5月まで薬剤耐性アクションプランを詳細に解説する記事等を掲載した。

(5) 本会役員の政府関係委員等への就任

本会役員が、内閣府の「薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議構成員」、農林水産省の「愛玩動物薬剤耐性（AMR）調査に関するワーキンググループ委員」、厚生労働省「薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会」に就任した。

(6) 地方獣医師会等への情報の提供等

平成28年11月、我が国のアクションプランの周知徹底と抗菌剤の慎重使用の徹底の一層の推進について通知した。

同年11月、愛玩動物分野での薬剤耐性菌の動向調査・監視、抗菌剤の慎重使用等の薬剤耐性対策について周知した。

狂犬病予防対策の現状と今後の展望

1 世界における狂犬病の発生状況

狂犬病は、すべての哺乳類が感染する人と動物の共通感染症であり、人が感染し発症した場合、ほぼ100%死亡する。現在も世界各国において発生し、人では毎年5万5千人の死亡例が報告されている。

日本は、現在、英国、豪州等とともに狂犬病の例外的な清浄国だが、アジア諸国においては、インド、東南アジア諸国をはじめ、中国、韓国においても発生し、中国においては、近年の犬飼育の普及等のペットブームを背景に狂犬病がまん延し、2005年（平成17年）～2012年（平成24年）には19,221人の死亡（感染症による死亡報告数はエイズ、結核に次ぐ第3位）が報告され、大きな社会問題となった。

また、2013年（平成25年）、我が国同様、島国という地勢に恵まれ50年以上にわたり清浄国としての地位を守ってきた台湾において野生動物のイタチアナグマ423頭、ジャコウネズミ及びハクビシン各1頭さらにイタチアナグマに噛まれた犬にも発生が報告されている。

人と物の国際交流、グローバル化が進展する中、狂犬病の侵入の機会が増大する一方、犬、猫等の家庭動物の飼育が普及し、家庭生活の伴侶として広く受け入れられる中、このような世界での発生状況を踏まえた危機管理の徹底が求められている。

◇ 2 我が国における狂犬病への取組みと課題

我が国においては、昭和25年の「狂犬病予防法」の施行に伴い、①飼育犬の登録と定期予防注射及び未登録犬の捕獲と抑留による発生予防対策、②犬、猫等の特定動物に対する輸入検疫による海外から侵入防止対策、③狂犬病感染動物の隔離及び飼育犬の移動制限と一斉検診・強制予防注射による発生時のまん延防止対策を実施してきた。このため昭和32年以降、国内での発生は見られず、世界でも数少ない清浄国としての地位を獲得している。

しかしながら、輸入検疫については、犬に加え、猫、アライグマ、スカンク、キツネが狂犬病の検疫対象動物に追加されたが、①げっ歯類動物を中

心とした野生動物対策が未整備であること、②外国船舶に搭載された犬の不法上陸事例が頻発していること、さらに③飼育犬の全数把握としての登録と定期予防注射はいずれも周知・徹底されておらず、登録率は5割水準、定期予防注射の実施率は4割の低水準にあると見込まれること等の課題が指摘されている。

◇ 3 狂犬病に対する本会の取組み

(1) 要請活動

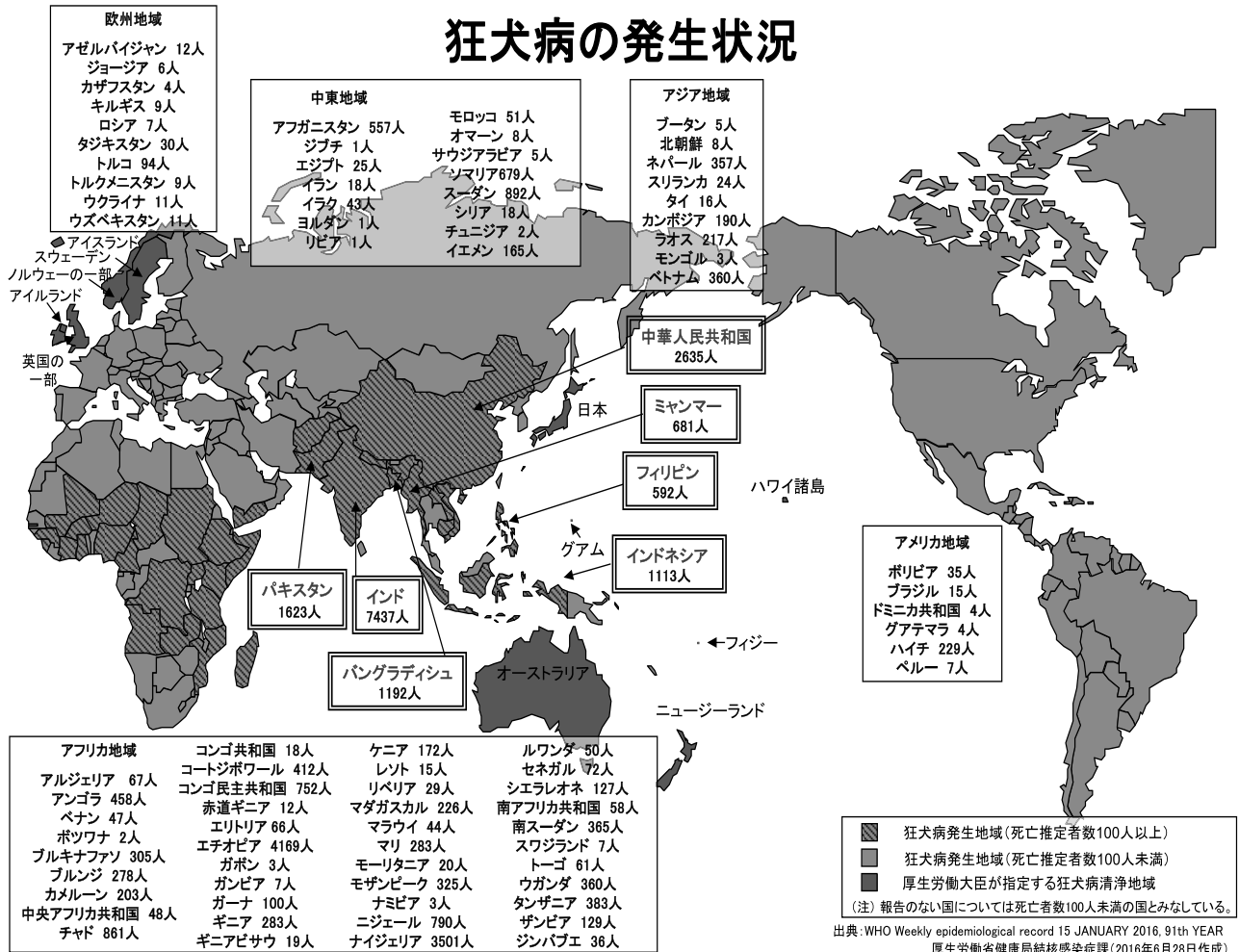
近年の要請活動として、平成20年6月の自由民主党獣医師問題議員連盟への要請以降公明党等の政党をはじめ、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁あて、人と動物の共通感染症対策の整備・充実等の中で、狂犬病対策について、①検疫対象動物が密輸入等により検疫措置を逃れて国内に持ち込まれることを防止するための国境検疫措置の強化、②犬の飼育実態及び狂犬病予防注射率の把握と、マイクロチップを活用した効率的な登録制度の導入、③狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と、発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実、⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施と、迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発等について要請してきた。

(2) 普及・啓発対策

ア 地方獣医師会への情報提供

平成22年10月、外国船により海外から不法に持ち込まれる犬（不法上陸犬）への対策の徹底等動物検疫の重要性に関する国民への普及啓発等への協力依頼、平成23年5月、東日本大震災の発生に伴う犬の狂犬病予防注射の接種時期の特例措置の周知依頼、平成25年7月、台湾において野生動物から約半

狂犬病の発生状況



世紀ぶりに発生した狂犬病に関する情報提供、平成26年8月の「国内動物を対象とした狂犬病検査実施要領」に基づく検査実施の周知及び臨床獣医師からの狂犬病が疑われた際の情報提供等、海外における狂犬病の発生に伴う清浄指定地域の変更、輸入検疫基準の改正や衛生証明書の新様式導入等について、逐次、農林水産省及び厚生労働省等関係当局からの通知を受け、地方獣医師会会長あて会員への周知等を依頼した。

イ 狂犬病予防注射普及・啓発ポスターの作成・

配布

例年3月末、春の狂犬病予防注射期間に備えて、厚生労働省の施策推進に協力する形で厚生労働省と日本獣医師会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

ウ 研修会・シンポジウム等の開催等

(ア)平成22年1月、「人とペットの共生セミナー」において「狂犬病について考える」と題した有識者によるパネルディスカッション

に参加し、狂犬病予防対策の必要性等について講演するとともに、同年2月にラジオ・ディスクジョッキー番組に出演し、狂犬病対策の現状と狂犬病に代表される共通感染症対策の必要性について講演した。

(イ)平成22年10月、駒沢オリンピック公園で開催された2010動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”において、同年が狂犬病予防法施行60周年にあたることを踏まえ、著名なゲストを迎えて狂犬病対策の重要性を普及・啓発する「狂犬病予防法施行60周年企画世界狂犬病デー特別ステージ」を実施するとともに、特別展示コーナーも併設した。

(ウ)平成26年10月、日比谷公会堂において、公益社団法人日本医師会との共同主催による「日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム—人と動物の共通感染症を考える—狂犬病の現状と対策」を医師・獣医師等743名の参加者を得て開催した。シンポジウムでは、日本医師会横倉義武会長、本会藏内会長から挨拶が行われた後、我が国における最新の狂犬病対策の現状や、台湾における2013年を中心とした狂犬病の発生状況報告、世界における狂犬病制御の状況、我が国において36年ぶりに人に狂犬病が発生した事例から得られた感染防御対策の重要対応事項、さらに、狂犬病に対する現在の予防法と治療法について国内外の専門家による講演を行った。

(エ)平成28年3月、日本医師会館大講堂にて開催された厚生労働省主催のシンポジウム「人と動物の一つの衛生を目指すシンポジウム—人獣共通感染症と薬剤耐性菌—」に本会の酒井健夫副会長が講演者として参加し、狂犬病をはじめとする共通感染症について発表

した。

(3) 狂犬病予防注射事業のあり方等の検討

ア 特別委員会における検討

平成25年度から、重要かつ今後の活動推進を考慮すべき課題は特別委員会を設置し検討することとした。本課題についても学識経験者及び地方獣医師会関係者等を委員として構成する特別委員会を設置し、オブザーバーとして厚生労働省及び農林水産省担当官の出席を得て検討が進められた。

(ア) 狂犬病予防体制整備特別委員会（平成25～26年、中島克元委員長）

平成25年11月の第1回委員会以降、4回にわたり委員会を開催した。委員会では台湾における野生動物での狂犬病の発生事例の情報交換、地方獣医師会が実施する狂犬病予防注射事業における問題点とその対応、学識経験者の立場からみた狂犬病予防対策等の現状について検討した。平成27年5月に報告書「狂犬病予防事業に対する日本獣医師会の基本姿勢」として、①登録制度等におけるマイクロチップの活用、②狂犬病予防事業の一括事業受託、③野生動物への狂犬病調査の推進、④診療技術研修と診断体制の確立、⑤獣医師会と医師会の連携による防疫体制整備、⑥飼育者への普及啓発活動の推進について提言を取りまとめ、地方獣医師会ほか、関係機関・団体等に送付した。

(イ) 人と動物の共通感染症対策特別委員会 狂犬病予防体制整備委員会（平成27～28年、中島克元委員長）

平成27年12月の第1回委員会開催以降、5回にわたり委員会を開催した。委員会では狂犬病ワクチン製造メーカー担当者とのワクチンの製造・流通等に関する意見交換、国や

地方自治体における取組みに関する情報交換のほか、地方獣医師会宛狂犬病不活化ワクチンの容量に関するアンケート調査を実施した。平成29年5月に報告書「狂犬病予防体制の整備に向けて」を取りまとめ、①ワクチンの確保と接種のあり方、②地方獣医師会における予防業務への取組み、③狂犬病予防普及啓発のための広報戦略について提言を取りまとめ、地方獣医師会ほか、関係機関・団体等に送付した。

(ウ) One Health推進特別委員会

狂犬病予防体制整備検討委員会（平成29年～30年、高橋徹委員長）

平成29年11月に第1回委員会を開催し、地方獣医師会における関係業務に対する具体的取組み、ワクチンの安定確保・供給及び適正使用・管理の取組み、日本獣医師会における狂犬病予防普及啓発のための広報戦略について意見交換がなされた。

イ 全国獣医師会会長会議、地区連合獣医師会会長会議、理事会等における検討

平成20～21年度に開催した、全国獣医師会会長会議、地区連合獣医師会会長会議、理事会等において、公益法人制度改革を見据えた狂犬病予防注射事業実施体制について課題を協議・検討した。また、同年度に開催した総務・広報委員会においても対応と課題等について検討した。

ウ その他の会議等における検討

(ア) 獣医療法施行規則に係る関係県獣医師会協議会の開催

平成22年1月、獣医療法施行規則（広告制限）違反事例に対する対応について、「獣医療法施行規則に係る関係県獣医師会協議会」において関係地方獣医師会長、農林水

産省担当官と協議を実施した。

(イ) 台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議

平成25年8月、台湾における野生動物等から約半世紀ぶりの狂犬病の発生を踏まえ、砂原和文副会長を座長とした「台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議」を開催し、厚生労働省、農林水産省の担当官から情報の提供及び意見交換を行った。本会議の概要は、各地方獣医師会あて発出するとともに、日本獣医師会雑誌第66巻第9号に掲載し、広く会員に周知した。

(ウ) その他

公益法人制度改革を控えて狂犬病予防注射事業推進の指針をとりまとめた「今後における狂犬病予防注射事業のあり方」を随時改訂し、平成21年12月28日付け事務連絡「地方獣医師会狂犬病予防対策事業の公益目的事業適合の要件の考え方について」、平成22年2月には改訂第5版として整理取りまとめの上、地方獣医師会における円滑な取組みの対応に資することとして送付した。

4 狂犬病に対する今後の取組みの在り方

(1) 狂犬病予防法における犬の登録制度へのマイクロチップの活用

厚生労働省の調査に基づく犬の登録頭数とペットフード団体の調査に基づく推定値は大きく乖離しており、現実的には多数の未登録犬の存在が推察され、狂犬病予防対策を的確に行うための正確な飼育実態の把握が喫緊の課題である。

また、犬の飼育形態の変化に伴い、首輪の装着率とともに鑑札の装着率の低下が指摘されている。

これらについては、平成30年度以降に予定されている「動物の愛護及び管理に関する法律」の

一部改正におけるマイクロチップ装着・登録の義務化の議論の中で、全ての犬猫への装着を要請しつつ、マイクロチップの登録と狂犬病予防法の犬の登録を一度の申請で完了する「登録手続のワンストップサービス」の導入、飼い主の負担軽減及び行政事務の効率化の観点からも鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップの活用を進めているところである。

(2) 地方獣医師会における狂犬病予防注射事業の受託の在り方

地方獣医師会の実施する狂犬病予防注射事業においては、都道府県または政令市から狂犬病予防注射に係る「犬の登録と鑑札の発行及び犬への定期予防注射と注射済票の発行事務事業」を受託し、狂犬病予防注射と登録及び鑑札並びに予防注射済票の発行を一括して行うことにより、飼育者の利便を図り、犬の登録率及び予防注射率の向上に寄与できる。

ただし、狂犬病予防事業は「獣医師会が狂犬病予防法の趣旨に協力し、公益のために行う事業」という観点から、獣医師会会員のみではなく、非会員獣医師の参加・協力を広く得ながらの事業実施が重要である。

(3) 自治体で実施される野生動物の狂犬病疫学調査への支援

2013年（平成25年）、50年以上にわたり狂犬病清浄地域であった台湾での本病の流行は、野生動物を対象とした継続的かつ体系的な狂犬病検査を実施していたため確認された。本事例を受け、厚生労働省は、平成26年8月、都道府県等の衛生主管部局に対し、新たに策定した「国内動物を対象とした狂犬病検査実施要領」を感染症法第15条に規定する積極的疫学調査の一環として狂犬病検査に活用するとともに、検査体制の充実を依頼した。日本獣医師会及び地方獣医師会は、国

及び都道府県等と連携し、国内動物を対象とした狂犬病検査に関する診療技術研修等の実施に向けて積極的に取り組む必要がある。

(4) 診療技術研修による獣医師の養成と診断体制の確立等

厚生労働省においては、「狂犬病対応ガイドライン2001」及び「狂犬病対応ガイドライン2013」を策定して危機管理対応を図っているが、その円滑な実施のためには、①臨床症状から狂犬病を疑うことができる獣医師の養成、②都道府県等の関係部局において、迅速かつ的確に確定診断ができる検査体制の構築、③全ての分野で活動している獣医師に対して狂犬病に関する知識と技術を普及するための研修を実施するほか、有事の際の行政との連携、市民からの質問・相談への的確な回答、大学等での獣医学生に向けた教育体制の充実等を図る必要がある。

(5) 獣医師会と医師会の連携体制の整備・充実

狂犬病を含む人と動物の共通感染症の予防においては、動物の健康を受け持つ獣医師と、人の健康を受け持つ医師が緊密な連携を保つことが重要である。平成25年11月、日本獣医師会は、日本医師会と、また、地域においても地方獣医師会と地方医師会において学術協力の推進に係る協定書を取り交わし、両者が連携・協力して共通感染症に関する情報交換と防疫体制の整備を行っている。両者の連携により、狂犬病防疫の知識及び技術に関する情報が共有され、社会への広報活動においても情報源が一元化され、より効果的な普及啓発を図ることが可能となる。今後は、行政の支援を得ながら、獣医師会と医師会がより強固に連携するための体制整備を図っていくことが重要である。

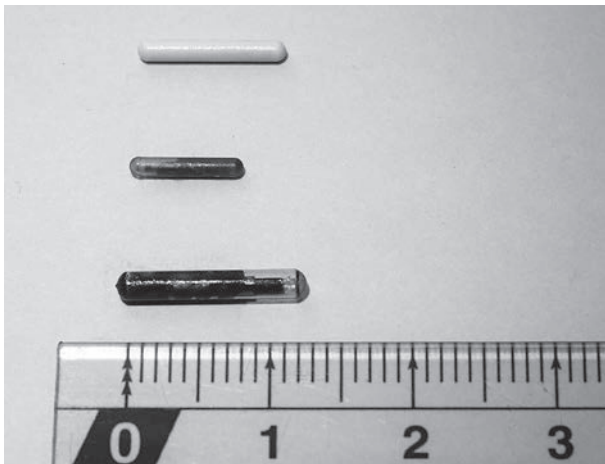
(6) 飼育者への普及啓発活動

現在、世界各国では多数の人が狂犬病の犠牲になっており、近隣諸国の現状を見ても、我が国は

狂犬病の侵入リスクが常にあり、万一本病が国内に侵入すれば国民生活への影響は計り知れない。しかしながら、最終発生から約60年が経過した今日、多くの国民がその現状を理解していない。そのため、狂犬病に関する情報を正しく伝え、国内外での狂犬病の予防について国民に普及啓発することが重要である。

マイクロチップとともに歩んだ24年

1 マイクロチップ登録事業の開始



(1) 厚生省（当時）「犬の登録に関する検討会」の開催

本会が初めてマイクロチップに係ることになったのは、平成6年7月8日に厚生省の諮問機関として設置された「犬の登録に関する検討会」であった。厚生省は、当時犬の登録を毎年から生涯1回に変更するとともに、鑑札に代えて、マイクロチップによる個体識別を提案した。しかし、マイクロチップは社会的にほとんど認知されておらず、動物の体内に異物を挿入するということに対して飼い主のみならず獣医師からも抵抗感が強く、直後の9月30日に開催された本会臨時総会において、

「マイクロチップについては、安全性等の未確認、飼い主の心情等に照らし、時期尚早」という結論に至った。

(2) 「マイクロチップに関する検討会」の設置（基本5原則）

マイクロチップに対する社会的関心が高まったのは、平成7年1月17日に起きた阪神淡路大震災の際、迷い犬迷い猫の飼い主探しに苦慮した経験によるものである。そこで平成7年3月7日開催の小動物部会にマイクロチップを初めて議題として取り上げ、専門の検討委員会である「マイクロチップに関する検討会」を設けて協議が始まった。委員会は検討結果として「マイクロチップに関する基本5原則」を取りまとめた。

「マイクロチップに関する基本5原則（平成8年6月25日第53回通常総会承認）」

- ① 日本国内でのマイクロチップの利用は、原則として国際標準化機構（ISO）が定める規格を使用すること。
- ② マイクロチップを動物の体内に埋め込むことは、獣医師が行う獣医療行為そのものであること。
- ③ 小動物獣医療分野へのマイクロチップの利用は、内外の科学的資料等から基本的な安全性・有効性は確保されていると理解されること。
- ④ マイクロチップ（インジェクターを含む）及びリーダー（読み取り機器）並びにそのデータ管理は、日本獣医師会のもとに一本化することが望ましく、そのため、関係省庁等との連携体制を整備しておく必要があること。
- ⑤ 将来における犬の登録制度へのマイクロチップの利用に関しては、今後のマイクロチップの普及状態並びに市民社会の反応等を見たうえで検討すること。

(3) 「マイクロチップを活用した動物個体登録事業」の開始

平成8年11月27日この5原則に則り具体的な事業実施に向けた検討を行うため、「マイクロチップに関する研究会」（座長：鈴木一則）を設置し、検討を行った。その結果、事業の対象は産業動物を除き家庭動物とすること、目的は動物愛護の観点での個体識別であること、マイクロチップ及びリーダーはISO規格の製品かつ国内で販売許可を得ていること、その条件を満たせばメーカーを問わず日本獣医師会が登録すること、コード体系は農林水産省が進めている国内統一コード管理体系に準拠することなど、事業の根幹をなす要素について報告が取りまとめられた。

同報告では、本会とは別に製薬会社がマイクロチップ事業に参画し、データベースの運営を開始していたが、本会は別会社へ一括してデータベースの制作と管理を委託することとされ、平成9年6月25日の第54回通常総会で承認された。これを受けて平成9年11月28日に開催された第3回理事会にて「動物登録事業実施規程」が制定された。また本規程に基づき、「動物登録事業運営委員会」が設置され、飼い主から徴収する登録料の額など運営上必要な事項について検討し平成10年1月26日付9日獣発第160号「マイクロチップを活用した動物登録事業の開始について」として地方獣医師会に周知し、本事業に対する理解と協力を要請した。

2 AIPOの設立と日本動物保護管理協会

(1) 「動物ID普及推進会議（AIPO）」の設立

登録事業開始3年間は年間100頭程度の登録数であり、また当時リーダーを保有して読み取り体制を整えていたのは2県と、ごく一部の動物病院のみであった。飼い主のマイクロチップに対する

認知度も低かったが、動物病院での獣医師への利益導入と誤解される懸念もあり、普及啓発がスムーズに進まなかった。そこで、マイクロチップの普及は動物愛護団体が実施すべきであるという考え方から、日本獣医師会が動物愛護関係団体に協力を要請し、平成13年3月14日、動物愛護4団体（日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、日本動物保護管理協会）による全国動物愛護推進協議会が発足した。そして平成14年12月20日、日本獣医師会とこの全国動物愛護推進協議会とで「動物ID普及推進会議（AIPO: Animal ID Promotion Organization）」（幹事長：中川志郎）を設立するとともに、「動物ID普及推進事業運営規程」を策定した。併せて、事務局を「日本動物保護管理協会」（会長：鈴木一則）におき、システム事業は同協会がAIPOの事務局として「動物ID情報管理システム事業実施要領」を定め継承することとなった。

(2) 「動物ID情報データベースシステム」の完成

AIPOは、マイクロチップが災害時の動物保護に大きな役割を果たすことから、緊急災害時動物救援本部に対して協力を依頼する一方、平成15年7月、「動物ID情報データベースシステム」が完成し、インターネットによる24時間の飼い主情報の提供を開始した。

一方、東京都は、AIPO及び東京都獣医師会の要望を受け、平成15年5月29日付けで「マイクロチップによる個体識別に関する取扱い」を通知した。これにより福岡県、静岡県に加え、東京都でも行政と獣医師会の協力によるマイクロチップの普及体制が整備されることとなり、全国的な取組みが大きく前進した。

3 動物愛護管理法改正（平成17年）の影響

(1) 各種法律及び規則の改正

平成16年11月6日に「犬等の輸出入検疫規則」に係る農林水産省告示第1819号が施行され、EU加盟国間のペットの移動時における装着義務付けとほぼ同時に日本の動物検疫にマイクロチップが導入されて実質的な義務付けとなった。

また、同年公布された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」及びその施行規則並びに同法告示において、飼養される外来生物へのマイクロチップの装着が義務化された。

そして、平成17年6月22日公布の改正動物愛護管理法においては、動物の所有者を明らかにするための措置の具体的内容を環境大臣が定めることが明示され、その具体的な方法については後述

マイクロチップの登録数（年度・動物別）

動物ID普及推進事業登録数の推移

2018年9月30日現在

年度		犬	猫	その他	合計
平成14年度	未現在登録数	513	1,621	10	2,144
	(累計)	513	1,621	10	2,144
平成15年度	登録数	526	1,112	10	1,648
	(累計)	1,039	2,733	20	3,792
平成16年度	登録数	1,020	1,527	11	2,558
	(累計)	2,059	4,260	31	6,350
平成17年度	登録数	2,140	1,968	31	4,139
	(累計)	4,199	6,228	62	10,489
平成18年度	登録数	16,883	4,094	301	21,278
	(D S P 統合数)	22,359	7,889	784	31,032
平成19年度	(累計)	43,441	18,211	1,147	62,799
	登録数	59,977	7,676	636	68,289
平成20年度	(累計)	103,418	25,887	1,783	131,088
	登録数	73,259	12,712	316	86,287
平成21年度	(累計)	176,677	38,599	2,099	217,375
	登録数	92,263	17,461	585	110,309
平成22年度	(累計)	268,940	56,060	2,684	327,684
	登録数	100,923	21,474	333	122,730
平成23年度	(累計)	369,863	77,534	3,017	450,414
	登録数	123,268	28,376	347	151,991
平成24年度	(累計)	493,131	105,910	3,364	602,405
	登録数	115,599	27,524	284	143,407
平成25年度	(累計)	608,730	133,434	3,648	745,812
	登録数	128,451	32,290	214	160,955
平成26年度	(累計)	737,181	165,724	3,862	906,767
	登録数	141,544	37,958	151	179,653
平成27年度	(累計)	878,725	203,682	4,013	1,086,420
	登録数	157,213	45,092	237	202,542
平成28年度	(累計)	1,035,938	248,774	4,250	1,288,962
	登録数	156,094	50,602	225	206,921
平成29年度	(累計)	1,192,032	299,376	4,475	1,495,883
	登録数	167,939	57,187	237	225,363
平成30年度 (4月～9月)	(累計)	1,359,971	356,563	4,712	1,721,246
	登録数	91,257	32,394	128	123,779
	(累計)	1,451,228	388,957	4,840	1,845,025

する告示にて定められることとなった。

また同法に係る平成18年1月20日付け環境省告示第22号「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」において、飼養される特定動物（危険動物）へのマイクロチップの装着が義務付けられた。

(2) データベースの一元化

平成18年1月23日付け環境省告示第23号「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」では、マイクロチップ等により所有明示を行う場合の記号は、統一的で一意性が確保され照会に対し連絡できる体制が公的な性格を有する全国規模の団体により整備されることが明示された。

この告示に伴い、AIPO自体は任意団体であるため、平成18年4月24日のAIPO幹事会において、AIPO事務局である日本動物保護管理協会が公益法人としてデータ管理を行うこと、AIPOはマイクロチップの普及啓発を行うこととして整理された。

一方、独自にデータベースを管理する製薬会社も民間組織であったため、日本動物保護管理協会は、平成18年5月1日に製薬会社と「マイクロチップデータベース統合に関する合意書」を締結し、製薬会社の登録データが日本動物保護管理協会のデータベースに統合された（年度末の累計登録件数は62,799件）。

(3) ISO規格動物用電子タグ協議会の設立

平成17年6月24日、AIPOと日本獣医師会を含む、動物用電子タグに係るユーザー、メーカー、学識等関係者により、国内で動物に使用する電子タグのコード体系を総体的に設定することを目的とした「ISO規格動物用電子タグ協議会」が畜産技術協会を事務局として設立され、同時にコード体系を定めたISO規格動物用電子タグ協議会会則が制定された。

その結果、国内で販売されるマイクロチップのコード体系が、この協議会の管理の下、全て統一されることとなった。

なお、現在、この協議会において、愛がん動物についての動物コード及びデータベースの管理者は、日本獣医師会に一元化されている。

(4) 動物取扱業がマイクロチップ装着動物の販売を開始

改正動物愛護管理法が施行された平成18年頃から、ペットショップでマイクロチップが装着された犬猫が販売されるようになると飼い主の手続きの不備等から、マイクロチップは装着されているが登録がされていないという事例が問題視されるようになってきた。

そのような中、平成18年4月日本動物保護管理協会とペットショップが購入者の代理でマイクロチップの登録申請をする契約を締結した。このようなペットショップの登録代行の契約は翌年以降も増え続け（平成30年現在13社）、また、データ入力による申請としたことで円滑で確実な登録がなされ、マイクロチップの登録数は飛躍的に増加した。

平成24年には、製薬会社がペットショップの依頼を受けて、ペットオークションの会場で、社員獣医師によるマイクロチップの装着を行う事業を開始した。

平成29年度には年間の登録件数の約72%にのぼる16万件以上がこのようなペットショップ等との契約の上で申請された登録となった。

4 日本動物保護管理協会の日本獣医師会への吸収合併と公益目的事業化

(1) 日本動物保護管理協会の吸収合併

平成18年には、「公益法人制度改革関連三法案」が衆議院及び参議院にて審議通過し、法案が成立

した。これにより、社団法人及び財団法人は平成18年12月1日の施行日から5年以内に、公益法人への移行認定申請をするか、もしくは一般法人への移行認可申請をするか、いずれかへの選択を迫られることになった。日本動物保護管理協会では、日本獣医師会から事務所の貸与、職員の出向という事務局体制では、公益認定の申請は難しいとの結論に至り、日本獣医師会との合併の道を選んだ。日本動物保護管理協会が行ってきた「動物ID情報管理システム事業」は、そのまま日本獣医師会の事業として継承されることになった。

(2) 「動物適正管理個体登録等推進事業」の整理

平成22年4月1日、本事業は日本獣医師会において「動物適正管理個体識別登録等推進事業」として継承されることとなり、「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領」及び「動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領細則」が策定された。

平成24年4月1日には、社団法人日本獣医師会は公益認定を受け、本事業は公益社団法人日本獣医師会の公益事業の中に位置づけられて事業運営されることとなった。

5 動物愛護管理法改正(平成24年)前後の取組み

(1) 同法附則事項

平成24年9月5日、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、各政党及び超党派による関係議員連盟においても、マイクロチップの義務化に向けた検討が行われた。

日本獣医師会においては、特に重要な個別課題を検討する特別委員会として、平成27年には「マイクロチップ普及推進特別委員会」（委員長：酒井健夫）、平成29年には「動物飼育環境整備推進特別委員会」の中に「マイクロチップ普及推進検討委員会」（委員長：鳥海 弘）が設置され、動

物愛護管理法の改正に備えた議論が行われた。平成27年2月13日には学会年次大会において市民公開シンポジウム「マイクロチップ装着による動物個体識別事業の推進－全国レベルの事業活動の展開を期待－」が行われ、全国的な取組みや課題などが紹介された。

(2) データベースシステムの整備充実

平成15年に「動物ID情報データベースシステム」を開発し、インターネットによる24時間の飼育者情報の提供を行ってきたが、平成14年度末には2,144件だった登録数も平成23年度末には602,405件と10年間で300倍近くになったため、サーバーを増設し、負荷の分散と可用性の向上に努めた。また、平成24年9月3日、登録数を各項目で集計する機能などを新システムとして開発し、推計上は10億件程度の登録が可能となり、大量のデータをよりスムーズに管理する機能が備わった。

さらに平成30年8月1日プライバシーマークの取得に併せた個人情報保護の観点からのセキュリティ向上を図る、新システムでの運用を開始した。

(3) マイクロチップ及びリーダーの配布

マイクロチップの登録制度が機能するためには、マイクロチップの読み取り体制が整備されることが前提である。本会は、平成29年度までに行政機関及び地方獣医師会に対して、合計804台のマイクロチップリーダーの配布を行い、うち28台のゲート型リーダーは行政機関に対して寄贈しており、それまで全国に15台しかなかったゲート型リーダーによる読み取り体制が一気に整備される結果となった。動物病院におけるリーダーの保有状況については、平成30年度調査では、小動物開業会員の77%が保有しており、平成26年度と同調査時の53%と比較すると4年間で24%も増加した。

また、マイクロチップも同年度までに13,025本を地方獣医師会に対して配布しており、地方獣医師会のマイクロチップを普及推進する事業を支援してきた。

(4) 自治体との連携

平成18年1月23日付け環境省告示第23号「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について」においては、関係行政機関等の責務として、マイクロチップの読み取り体制の整備を図ることが明示された。行政機関が登録情報を検索する場合には、「動物ID情報データベースシステム」にアクセスするためのID及びパスワードが必要であり、この告示以降、発行申請件数が徐々に増加し、平成25年4月13日には全ての都道府県に対しID及びパスワードを発行した。また平成30年7月現在、80%の政令市、93%の中核市にも同様に発行済みであり、行政機関の読み取り体制は全国的にほぼ整った。

(5) 登録数返還数等

「動物ID情報データベースシステム」が整備された平成15年度には年間1,648頭、累計3,792頭だった登録数は、2度の動物愛護管理法改正を経るたびに増加し、平成29年度末では年間225,363頭、累計1,721,246頭と、14年間で累計登録数が500倍近く増加した。また、変更や削除の届け出も、平成21年度には5,841件であったが、平成29年度では16,047件と、登録件数に比例して増加している。

平成29年の1年間の総検索回数9,380回のうち、「迷子の動物の飼い主を検索」するための検索が1,689件で、少なくとも平成29年の1年間で201頭の動物がマイクロチップにより飼い主の元に返還されている。

(6) マイクロチップの普及啓発

マイクロチップの普及啓発については、リーフ

レット及びポスターの制作と配布、動物愛護イベント、防災訓練等でのマイクロチップブース出展におけるPR、平成24年には、親しみある犬の着ぐるみ「AIPOくん」を作成する、など、啓発活動を行ってきた。また、平成23年には日本でのマイクロチップ登録方法についてのチラシを作成し各国際空港に配布した。平成25年には、マイクロチップの装着方法、登録方法を掲載した獣医師向けの「マイクロチップマニュアル」を作成し、全小動物臨床開業会員あてに発送した。



平成26年度動物感謝デーにおけるマイクロチップステージ企画

6 今後の対応と展望

(1) 動物愛護管理法によるマイクロチップの義務化
 前述のとおり動物愛護管理法の附則に、販売の用に供される犬猫のマイクロチップの義務化に向けた検討を行うよう明記され、各議員連盟や中央環境審議会動物愛護部会などにおいて、検討が進められている。

海外では、特に犬については飼い主に装着を義務付けている国が増えてきている。動物の愛護管理の観点から、所有者不明の犬猫の返還率の向上による殺処分の抑制、飼い主の犬猫の管理責任の明確化を通じた適正飼養の推進による遺棄・盗難の抑止を目的とすれば、将来的には、法に基づいて、全ての犬猫にマイクロチップによる所有明示がなされることが望ましいと考えられる。

(2) 狂犬病予防法との整合性

平成24年の動物愛護管理法の改正における衆議院及び参議院附帯決議において、狂犬病予防法との連携の検討が明記された。犬の飼い主が、狂犬病予防法に基づき市区町村に届け出をし、なおかつ動物愛護管理法に基づく所有明示として日本獣医師会にマイクロチップの登録を行うということは、飼い主に二重の負担を強いることが懸念され、マイクロチップによる狂犬病予防法に基づく犬の登録が、登録手続きのワンストップサービスとして、その実現に向けて検討されることとなった。

(3) マイクロチップの活用と展開

マイクロチップの利点は、動物を識別する方法として、特に、動物が逸走する可能性が高い災害時等を考慮すると、脱落のおそれが低く、より耐久性の高いという点である。

その他、平成17年には動物検疫における係留期間が、マイクロチップによる個体識別を行う等の条件を満たすことにより、数時間に短縮されるようになった。一部のペット保険ではマイクロチップの装着が加入の要件や保険料の割引対象となっている。また、マイクロチップを装着された猫が近づくと、玄関のドアやフードボウルのふたが開くという製品も登場した。ペットショップでは、既に装着したマイクロチップを用いて社内流通に係る生体管理を行っているが、動物病院においても院内におけるカルテ管理のキーとしてマイクロチップを採用しているところもある。マイクロチップという、この世界基準の個体識別チップが、狂犬病予防法に基づく犬の登録や動物愛護法に基づく所有明示などの公的な手続きの他、ペットショップやペット保険、動物病院での診療などのソフトの部分でも、様々な分野で統一的なIDとして活用されていくものと思われる。日本獣医師会はマイクロチップの登録機関として、関

係行政機関と連携を図りつつ、飼育者のニーズに応えさらなる利便性の向上に努める必要がある。

大規模自然災害への取組みと今後の展開

1 大規模自然災害への取組みの現状

地震・風水害等の自然災害をはじめとした災害時には、人命等に係る救護活動が最優先であり、発災地の行政機関等は全力を挙げ被災者救護・支援活動にあたっている。

しかし、近年は、南海トラフ等巨大地震の発生の可能性等をはじめ、自然災害への国民・市民の防災意識の向上にともない、家族の一員・伴侶である犬猫等のペット（以下「ペット」という。）を含めた防災対策として、ペットとの同行・同伴避難についての準備など飼い主自身の自助努力等に関する意識・認識の高まりとともに、発災時の当該行政機関、地方獣医師会等に対する被災飼い主支援・ペット救護対策等への関心・期待が高まっている。

これまでの災害時における被災ペット救護活動は、動物福祉・愛護の観点から「ペットの救護」を第一として行われる傾向であった。

しかし、近年の自然災害においては、飼い主とペットが共に避難することが一般に行われており、被災ペットの救護のみならず「飼い主支援活動」が並行して行われることが一般的となっている。

(1) 災害時動物救護地域活動に関するガイドラインの策定

本会は、緊急災害時における被災動物の救護活動を円滑に行う備えとして、地方獣医師会が地域の実情に即した「地域活動マニュアル」の策定と、地方獣医師会と当該都道府県・政令指定市との間

の「災害時の動物救護に関する協定」の締結を促すために、平成19年8月に「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を策定し地方獣医師会及び関係機関等に配布した。

平成19年以降、能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災、長野県神城断層地震、熊本地震の発生や、豪雨・台風による大規模な水害など、人と動物が巻き込まれた災害が多く発生した。これらの災害での経験や知見、さらに災害対策基本法における家庭動物（ペット）の位置付け、平成25年6月策定の環境省「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成30年2月「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定）」など、大きく変化した災害時の動物救護対策等に対応するために、平成19年8月に策定した本会ガイドラインを改訂して、平成30年6月に「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」として地方獣医師会に配布した。

(2) 広域的動物救援体制の整備

一方、九州地区9地方獣医師会で組織する「九州地区獣医師会連合会」では、大規模震災時等のペット救護・獣医療広域体制整備の検討を進めていたが、九州動物福祉協会（事務所・福岡市）でも、九州電力株式会社所有地（キャンプ場跡地・大分県玖珠郡九重町）を借り受け、「九州圏での災害時に備えた動物救護施設」として補修・改修・整備する計画を有していた。

そこで、「九州地区獣医師会連合会」は、目的を同じくする「九州動物福祉協会」と協働して「九州災害時動物救援センター」の設置を目指すこととし、さらに、九州地区獣医師会連合会の支援要請を受けていた本会及び当該地を活動区域とする大分県獣医師会も本計画を支援することとした。平成28年6月、四者が協働して「九州災害時動物救援センター」を設置し、平成28年4月の熊

本地震における「被災ペットの受入れ」を行った。

2 東日本大震災及び熊本地震における対応等について

(1) 東日本大震災

平成23年3月11日（金）、三陸沖太平洋を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7を観測する国内最大規模の地震が発生し、その地震による大規模な津波が太平洋沿岸各地を襲い甚大な被害をもたらした。さらに、この地震及び津波により東京電力福島第一原子力発電所において電源喪失による重大・深刻な原発事故が生じた。

本会は、この未曾有の災害に対し、速やかに災害対策対応窓口の設置、情報収集、被災地支援、被災動物救護対策等に取り組んだ。まず、発災直後、本会内に「東北関東大地震災害対応窓口」を設置、被災地獣医師会・構成獣医師及び家畜、ペットの被災情報収集を開始し、併せて、被災地獣医師会に構成獣医師等の被災状況及び動物救護活動取組状況実態調査を依頼するとともに、被災地近隣地方獣医師会等からの情報収集に努めた。

また、本災害に関する「会長メッセージ」を、本会ホームページ、日本獣医師会雑誌に掲載し、併せて、原発事故に起因する放射性物質の動物への影響等に関する専門家見解を本会ホームページに掲載するなど、地方獣医師会・構成獣医師及び市民・国民に向け被災情報の提供・共有に努めた。

一方、地方獣医師会における動物用医薬品確保状況調査結果を踏まえて、本会から日本動物用医薬品協会、全国動物薬品器材協会に支援要請等を行った結果、当該協会会員各社から動物用医薬品等の支援物資が多数提供され、被災地獣医師会等に分配・発送した。併せて被災ペット個体識別・所有明示措置に必要なマイクロチップについて、国内マイクロチップ取扱各社に提供支援要請を行

い、提供マイクロチップを被災地獣医師会に分配・発送した。

その他、環境省の要請に応じて、原発事故警戒区域20km圏内への住民一時立入り時に実施するペット保護活動に係る人材確保について、地方獣医師会に協力依頼した結果、地方獣医師会構成獣医師154名の応諾を得て環境省に推薦した。平成23年5月10日から同年8月26日の期間に行われた住民一時立入連動保護活動時に推薦獣医師の一部が加わり「犬300頭」、「猫191頭」を保護した。

さらに業務運営幹部会で、「東北関東大震災動物救護等支援義援金」募集を決定し、地方獣医師会、協賛会員団体及び関係企業・団体に協力を依頼した。

寄せられた支援義援金は、地方獣医師会の調査結果を踏まえ、理事会で決定した「東日本大震災被災対策に係る支援資金（支援義援金募金からの支援義援金及び日本獣医師会拠出による救援見舞金）配分（拠出）の考え方基準」に基づき、数次に分けて配分した。

なお、寄せられた「東北関東大震災動物救護等支援義援金」の残額は、今後の災害等に備えてマイクロチップ読取用ゲート型リーダー未設置の都道府県・政令指定都市等に対し、地方獣医師会を通じて同リーダーの設置要請等を行った上で、28都道府県に28台のマイクロチップ読取用ゲート型リーダーの寄贈を行い、支援義援金は計画どおり全額執行した。

また、被災地獣医師会、構成獣医師等への支援として、調査結果に基づく支援金拠出の他、「震災に係る獣医療復旧に利用できる金融支援措置」に関して地方獣医師会長あて通知した。さらに、東日本大震災被災における災害救助法適用地域において被災し、地元での診療業務再開が叶わず、やむを得ず他県等の地域での動物診療施設就労希

望獣医師又は動物看護師について、関係地方獣医師会の協力・支援の下、本会が就労受け入れ調整等を行うこととした（「東日本大震災被災の診療獣医師等に対する就労支援通知」）。

主な要請活動等として、厚生労働大臣あて「平成23年度の狂犬病予防注射」について要請、民主党をはじめ各政党あて「大震災被災動物救護と獣医療復旧支援対策」について要請、民主党、自由民主党、公明党あて「原発事故避難区域飼育動物救護対策」、「警戒区域内の牛の研究利用等」について要請、内閣総理大臣あて「福島第一原発20km圏内の家畜の有効活用」について要請等を行った。

被災地獣医師会に加えて、隣接地方獣医師会等では関係自治体・機関、団体との連携による被災動物救護施設での獣医療提供、飼育管理、飼い主等への返還・譲渡活動等が行われ、さらに、他の地方獣医師会も被災ペットの一部を構成獣医師診療施設で一時預かり、診療・治療などの支援活動が行われた。

(2) 熊本地震

平成28年4月14日から同月16日にわたり、最大震度7を観測する熊本県熊本地方を震央とする地震が発生し、甚大な被害をもたらした。本会は、4月16日に「日本獣医師会熊本地震緊急対策本部」を設置し、動物救護活動等の推進確保と当該被災地の獣医療提供体制の復旧等の「支援・救護活動」に取り組んだ。

まず、平成28年4月18日の「第1回対策本部会議」以降、同年8月25日までの間に8回の対策本部会議を開催し、支援義援金の取扱い、本会の現地調査団の派遣、人的支援、被災動物への獣医療提供の検討を行った。

また、熊本県獣医師会、大分県獣医師会への被災状況を確認した上で、緊急的に支援の必要な情

報を収集するため、4月19日から22日にかけて、本会2名（群馬県獣医師会1名、本会事務局1名）、東京都獣医師会2名、計4名を現地（熊本県健康福祉部、熊本市動物愛護センター、熊本県獣医師会事務局）に派遣し、被災状況調査、実態把握等情報収集に努めた。

一方、本災害に関する「会長メッセージ」を本会ホームページで公表するとともに、現地調査報告、地方獣医師会あて支援要請通知、本会の対応経過等を掲載し、併せて日本獣医師会雑誌に「急告記事」を掲載、以降ホームページ等に逐次本会対応状況を掲載し情報提供・共有に努めた。

物資等の支援として、日本動物用医薬品協会及び全国動物薬品器材協会あて、被災動物診療等の動物用医薬品、医療器材の提供を依頼し、当該協会からの提供リストを地方獣医師会に提示し、リストに基づき医薬品、医療器材を要望する地方獣医師会に提供した。

人的支援としては、現地本部が、ペットを飼養する飼い主の仮設住宅等への円滑な入居を支援するため、当該ペットを緊急的に一時預かる「救援センター」を設置する際の施設整備・運営体制確立等に対し、指導・助言を行う支援要員3名を派遣した（5月21日から6月7日までの間）。

金銭的な支援として、熊本地震による災害に対し、被災動物獣医療提供等を速やかに実施し、支援・救護活動等の円滑な推進に資することを目的に「熊本大震災動物救護活動等支援義援金」の募集を開始した。支援義援金は、当初の目的である動物救護活動等の推進確保と当該被災地獣医療提供体制の復旧のための対策費用として支出した。

その他、現地本部では、「熊本地震ペット救援センター」として6月5日から一時預かりを開始した。

さらに熊本県獣医師会構成獣医師動物病院等に

において、被災者からの求め等により、飼育ペットの診療及び保護預かり等を行った場合に、その費用について1頭当たり1万円を上限として無償とする「熊本地震被災動物診療券」を発行・配布した。

被災地獣医師会支援・救護活動等に係る人的支援の一環として、4月22日に発足した「熊本県獣医師会災害救護対策本部」の体制確立に必要な事務処理等の支援要員について、地方獣医師会に募集を依頼し、4月29日から6月15日の間(第1次から第8次)、地方獣医師会構成獣医師等計9名を支援要員として派遣した。

そのような中、熊本県、熊本市及び熊本県獣医師会、九州動物福祉協会で組織する「熊本地震ペット救護本部」は、前述の「熊本地震ペット救援センター」設置を検討したが、用地等の確保が課題となった。そこで、九州地区獣医師会連合、九州動物福祉協会及び本会が計画していた「九州災害時動物救援センター」用地等の一部の緊急提供を受け、「熊本地震ペット救援センター」として早急に整備することとしたが、当該用地等は、閉鎖されていたキャンプ場であり、緊急活用には既存老朽施設を補修し、動物飼養・管理施設として大幅な改修が必要であった。

施設の補修・改修に係る費用調達に関しては、既存施設の補修・改修等は本会が、熊本地震ペット救援センターとしての運営等は九州動物福祉協会がそれぞれ寄附金を募集して行い、獣医療は大分県獣医師会を中心として九州地区獣医師会連合会が行うこととした。

なお、同救援センターの施設補修・改修・整備等に要する資金確保については、本会が財務大臣から特定寄附金及び指定寄附金に関する指定を受けた「熊本地震ペット救援センター設置等に関する指定寄附金」として募集し、地方獣医師会・構成獣医師をはじめ企業、団体等広く支援を依頼し

た。(指定期間：平成28年9月26日から平成29年3月25日まで寄附金額：151,776,712円)。

(3) 豪雨災害について

地震災害以外に、近年は台風等の影響等により日本各地で毎年のように豪雨災害等の発生がみられている。いずれの豪雨災害等においても、直ちに被災地獣医師会を中心に動物救護活動等が行われている。この活動に対し、近隣地方獣医師会等をはじめ各地の地方獣医師会及び本会でも、これまで培われた災害時の動物救護活動等の経験を踏まえて、全力をもって現地で活動している被災地獣医師会及び構成獣医師等の活動等を積極的に支援している。

ア 豪雨による広島市の土砂災害について

平成26年8月20日に広島県広島市北部の安佐北区や安佐南区の住宅地等で豪雨が素因となって大規模な土砂災害が発生した。相当な人的・物的な被害が発生し、被災地獣医師会を中心とした被災飼い主支援・被災ペット救護活動等が行われた。

イ 関東・東北豪雨災害について

平成27年9月7日に東海地方に上陸した台風18号は、直接的な被害は大きくなかったが、台風から温帯低気圧に変わり、かつ、接近していた他の台風の影響等により、関東地方北部から東北地方南部を中心とした豪雨とそれに伴う大規模な災害をもたらした。

被災地獣医師会を中心に被災飼い主支援・被災ペット救護等の活動に当たったが、とりわけ、茨城県常総市の鬼怒川堤防の決壊等の大規模災害に際し、取り残された住民救出のため出動した陸上自衛隊ヘリコプターが、隊員の現場での判断で当該住民及びその住民の家族としての飼い犬を救出する様子がTV中継され大きな注目を集めた。

ウ 九州北部豪雨災害

平成29年7月5日から6日にかけて、福岡県と大分県を中心とする記録的な降水量の災害をもたらし、長時間猛烈な降雨が続いた福岡県、佐賀県、大分県内、特に、福岡県朝倉市付近では気象観測史上でも最大級の集中豪雨に見舞われ、それぞれの被災地獣医師会を中心に被災飼い主支援、被災ペット救護等の活動が行われた。

エ 西日本豪雨災害

平成30年6月28日から7月8日にかけて、西日本を中心に北海道や中部地方など全国的な範囲で記録された台風7号等の影響による集中豪雨が発生した。被災地獣医師会では、構成獣医師の安否及び被災状況等を確認しながら、被災飼い主支援、被災ペット救護の活動が行われ、本会においても発災当初から当該被災獣医師会それぞれの被災状況調査を続け、支援金の募集を含めた支援活動に当たった。

3 今後の取組み等

(1) 本会及び環境省が作成した災害時ペット救護

活動に関する「ガイドライン」の活用について自然災害への国民・市民の防災意識はより向上し、家族の一員・伴侶であるペットに関する災害時救護対策等への関心・期待が高まるなか、大規模地震の他に、豪雨・台風による大規模な水害など、人と動物が巻き込まれた災害も多発した。

これらの現状を踏まえて、地域の実情を考慮し地方獣医師会において策定している「災害時動物救護マニュアル」等の改訂等の検討の際には、前述の2つのガイドライン〔環境省『人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月）』及び日本獣医師会『災害時動物救護の地域活動ガイドライン（平成30年6月）』〕の積極的な活用を期待している。

(2) 「VMAT」の取組み

ア VMAT

災害などの緊急事態発生時、動物の健康に関する様々な事態に対処可能な専門的な訓練を受けた獣医療支援チームを「VMAT (Veterinary Medical Assistance Team)」と呼び、基本的には災害等の緊急事態に動物救護等の活動に速やかに対処するために、それぞれの地方獣医師会で獣医療関係者を中心に組織し、発災地(発災現地)に派遣するチームであり、複数の市町村にまたがるような広域的な緊急事態にも対処が可能なチームである。活動に際しては、統一された指揮命令系統を理解し、それに従った役割を果たすことが前提となる。

イ 本会によるVMATの教育・認定の必要性

局地的な災害に止まらず広域的な災害時にも、地方獣医師会が組織したVMATを発災地に派遣し活動することから、派遣されたVMATは、それぞれが同一地域(発災地)で共通の認識を基に活動する必要がある。

そのため、VMAT要員(構成員)は、統一された教育プログラムの履修と認定が必要で、本会が中心となる全国的に統一された教育プログラム及び受講認定の制度が必要となる。このため、平成30年度から、VMAT認定講習会の開催(災害動物医療研究会との共催)及びVMAT要員としての認定・登録を行っている。

(3) 広域的動物救護体制の整備等(常設の災害時動物救援センター)

東日本大震災や熊本地震等における被災飼い主支援、動物(ペット)救護活動を経験した本会及び地方獣医師会並びに愛護団体において被災ペット等を一時収容するシェルターの設置が課題となっている。

今後想定される巨大地震の発生の可能性等をは

じめ、経験した豪雨・台風による大規模な水害等の緊急事態に備えて、被災飼い主支援、被災ペット保護活動に必要とされるシェルターについては、「九州災害時動物救援センター」の設置への対応が今後の各地におけるシェルター設置の指針となる。

獣医師活動の理解に向けた普及・啓発活動の推進

1 獣医師の果たす役割の多様化を背景とした市民向け理解醸成活動の必要性和「動物感謝デー」の開催

(1) 市民向け普及啓発事業検討の背景

平成12年3月には国内で92年ぶりに口蹄疫が発生、平成13年9月には国内初のBSEが発生、平成16年1月には国内で79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、家畜疾病のグローバル化とともに「食の安全・安心」がキーワードとして注目されはじめた。国においても、平成12年7月に食品安全委員会が設けられ、新たな食品安全行政がスタートした。

また、平成5年4月に施行された種の保存法が社会に浸透し始め、地球環境や生物多様性保全への国民の関心が高まる中、平成11年1月には生物多様性条約特別締約国会議再開会合においてカルタヘナ議定書が採択された。我が国においても同議定書の締結にあわせ、平成15年6月に「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」が公布され、平成16年2月に施行された。これにより、遺伝子組み換え技術は一般市民からも脚光を浴び、遺伝子組み換え食品の安全性に対する社会的関心が高まった。

同じく平成16年には、「特定外来生物による生

態系等に係る被害の防止に関する法律」が成立、翌年に公布された。これにより、野生動物の保護・管理や在来種・固有種の保護がクローズアップされた。

これらを背景として、家畜の繁殖・飼養、食肉をはじめとする畜産物の製造・流通、消費者に安全な食品を届けるための食品衛生監視、生物多様性の保全など、獣医師が担う役割の重要性は一段と高まっていた。

さらに、平成17年には国内の犬猫飼育頭数の推計値が2,300万頭を超え、ペットは「伴侶動物」として家族の一員ととらえられるようになった。小動物獣医療は、単なる動物診療にとどまらず、動物とともに暮らす豊かな社会を守る役割も期待されるようになった。

当時、獣医師と獣医療をめぐっては、産業動物診療獣医師の安定確保、獣医学教育の改善・充実、小動物獣医療における卒後臨床研修体制の整備、チーム獣医療提供体制の整備、狂犬病予防注射の実施率の維持向上、動物の個体識別による所有者明示の義務化等、解決すべき課題が多岐にわたっていた。これらの課題の解決には広く国民の理解と支持が不可欠と考えられたが、獣医師の職域の幅広さに対し、獣医師の社会的役割の重要性などへの国民の理解は進んでいないのが実情であった。

(2) 「動物感謝デー」の開始

獣医師の仕事と役割の普及に関しては、世界獣医師会が毎年4月に「World Veterinary Day」活動を提唱し、各国政府機関や獣医師会による取組みが広がりを見せていた。我が国では岐阜大学において関連活動が進められていた。

平成18年、国際的活動として海外で認知度が高まりつつあった「World Veterinary Day」活動について、日本World Veterinary Day協会事務局として活動していた岐阜大学から、本会

が、世界獣医師会と連携してWorld Veterinary Day事業を実施する提案がなされた。国際的な連携や、獣医師の仕事と役割を市民向けに直接PRすることが必要と考えていた本会は、平成18年12月20日開催の平成18年度第3回理事会における協議を経て、事業開始を決定した。早速「動物と獣医師の役割を考える」市民参加事業実行委員会（名誉委員長：北村直人日本獣医師会顧問、委員長：山根義久日本獣医師会会長）が設置された。さらに具体的な企画検討を担う関係者による検討委員会を立ち上げることとされ、平成19年1月16日、「動物と獣医師の役割を考える」市民参加事業企画検討委員会（委員長：林良博東京大学大学院農学生命科学研究科教授）が設置され、第1回会合が行われた。第1回会合において、同年10月7日、東京都庁前「とみん広場」にて市民参加型イベントを開催すること、イベントの名称は「2007動物感謝デー in TOKYO“World Veterinary Day”」とすることなどが決定された。

企画検討委員会においては、事業の趣旨及び目的として以下が整理された。

ア 動物の果たすべき社会的役割は、①食料供給源から、②家族の一員・生活の伴侶、③介護・福祉、学校教育分野、④野生動物の生物多様性の確保・自然環境の保全のパロメーター等、位置付けが大きく変化し、人と動物の共生社会の構築が社会的要請としてクローズアップされていること

イ 獣医師の担うべき役割は、①畜産物の生産から流通に至る安全性の確保と生産性の向上、②人と動物の共通感染症の防疫、③医薬品の開発・研究、④獣医学の教育・研究、⑤動物愛護・福祉、⑥野生動物保護等の多岐にわたる職域において、格段に重みを増し、その質の向上に対する社会的期待が高まっていること

ウ 今後とも、社会的要請に応え、獣医師及び動物医療の質の向上を推進していくためには、国民的理解が不可欠であり、このため、動物関連産業界の支援の下で動物及び獣医師の果たすべき社会的役割に対する一層の社会的理解を醸成するための機会を市民参加型イベント事業として実施すること

10月7日、第1回目のイベントは、好天にも恵まれ、39の協賛企業・協力団体の支援のもと約1万人の来場者を得て盛会裏に閉幕した。



NHK-BS「ペット相談」公開収録（平成19年）

(3) 「動物感謝デー in TOKYO」から、「動物感謝デー in JAPAN」へ

平成19年の動物感謝デーの成功を受け、第2回イベントを開催するにあたり、イベントの内容、会場等について公募が行われた。

平成20年4月21日に開催された第8回企画検討委員会において、オールジャパンで取り組む機運を高めようとの目標のもと企画提案の選考を行い、会場を、前年より面積の広い東京都世田谷区の都立駒沢オリンピック公園中央広場とし、また、イベントの名称についても「動物感謝デー in TOKYO」から、「動物感謝デー in JAPAN」に改め、第2回目のイベントは「2008動物感謝デー in JAPAN“World Veterinary Day”」とすることとされた。この第8回企画検討委員会から、第1回のイベントでボランティアスタッフとして参

加した獣医学生団体である全国獣医学生交流会（後の日本獣医学生協会）からも代表者が企画検討委員として参画し、日本獣医師会とともにイベントを盛り上げる役割を担うこととなった。

こうして全国の関係者が広く一丸となって取り組むイベントとして第2回目のイベント開催準備を進めた結果、平成20年10月4日に開催した2008動物感謝デー in JAPAN“The World Veterinary Day”においては、出展数が第1回目の45ブースから大幅に増加して59となり、全ての地方獣医師会からの協賛協力、6地方会、1地区連合獣医師会からブース出展を得、参加者約2万人となり獣医師の全国組織である日本獣医師会のイベントとして大きく飛躍することとなった。以降、幅広く省庁・機関・団体・教育機関・企業等の関係者が獣医師会のもと一堂に会する場としてイベントは成長を遂げ、市民に広く認知されることにより広報普及の役割も担いつつ今日に至っている。

(4) 獣医師会のOne Health活動普及の場としての「動物感謝デー」

動物感謝デー開始から遡ること3年前の平成16年、ニューヨークにおいて、動物の健康、人の健康、環境の健康（健全性）は互いに密接につながっているとする「One Health」の概念が「マンハッタン宣言」として提唱された。また、平成21年には国際獣疫事務局（OIE）が「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「OneWorld—One Health」を実行すべきであると提唱した。これらの活動を受け、本会は平成22年6月の第67回通常総会において、獣医師会活動指針「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を採択し、One



来場者で賑わう地方獣医師会ブース（平成26年）



アジリティ（平成21年）



東京都立園芸高校による動物ふれあいコーナー（平成24年）



日本中央競馬会によるホースショー（平成21年）



搾乳体験をする児童（平成20年）

Healthの取組みを本格化させた。

狂犬病予防法施行60周年にあたるこの年に第4回目の開催を迎えた動物感謝デーは、開催テーマを獣医師会活動指針である「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」とし、狂犬病予防対策について解説するステージ企画など、One Healthの概念を普及する企画を大きく取り入れた。以降、動物感謝デーは我が国において獣医師がOne Healthに果たす役割を、世界獣医師会が提唱するWorld Veterinary Dayの行事を通じて様々な面から市民に紹介する中心的な場としての役割も持つようになった。

第10回目の開催となる平成28年には、11月に



福岡県北九州市での開催にあたり挨拶する藏内会長（平成28年）

一日動物親善大使に任命された篠田麻里子さんと村中副会長、酒井副会長（平成28年）



農林水産省動物検疫所ブースを視察する林芳正農林水産大臣（平成27年）



一日獣医師体験で獣医学生スタッフと犬の心音を聴く児童（平成24年）



開会宣言を運んできたハリスホークを受ける砂原副会長（平成28年）



流鎧馬（平成28年）



獣医師の仕事を紹介するステージでのミニライブ（平成29年）



マイクロチップ普及啓発キャラクター「AIPOくん」が出演したマイクロチップの大切さを紹介するステージ企画（平成26年）

福岡県北九州市において「第2回 世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議」が開催された。これに合わせ、動物感謝デーを同国際会議が閉幕した翌日の11月12日に、国際会議の会場に隣接する西日本総合展示場及びあさの汐風公園で開催した。ジョンソン・チャン世界獣医師会次期会長を来賓の一人として迎え、国際会議に参加した海外からの来場者も多く集まる中、共通感染症対策や動物との共生に係る獣医師の様々な活動が紹介され、One Healthを紹介するWorld Veterinary Dayイベントとして大きな成功を収めた。

(5) 動物感謝デーの発展と近年の開催の様子

このように、平成19年に東京都庁前のとみん広場で第1回目のイベントを開催した動物感謝デーは、当初の目的に沿って内容を充実させ、平成29年の第11回目のイベントでは約2万9千人の来場者を集め、協賛企業・協力団体数は132（特別協賛4、一般協賛26、協力31、獣医学系大学16、地方獣医師会55）、農林水産省、環境省等をはじめとするブース出展数74（うち地方獣医師会9、地区獣医師会連合会2）となっており、本会主催イベントとして最も広範な動物関連産業界

の参画・支援を得た行事となっている。

開会式には関係国会議員、関係省庁、関係企業等から多数の来賓を迎え、ステージ企画では獣医師の活動を広く紹介する役割をしっかりと継承しつつ、共通感染症対策に係る企画、獣医師会の国際連携協力活動を紹介する企画などを、そのほか会場内では様々な体験参加型展示出展を実施し、獣医療に係る総合的な市民向け普及啓発イベントとして成熟をみている。



動物感謝デーの運営を支える日本獣医学生協会のスタッフ（平成29年）



挨拶する鳥海弘企画検討委員会委員長（平成29年）



閉会宣言する北村直人顧問・日本獣医師連盟委員長（平成29年）

第1回目から運営協力参加している日本獣医学
生協会からは第11回イベントには15大学から獣
医学生213人が参加している。また、日本動物看
護職協会を通じ動物看護学生ボランティアも毎回
60~70人の参加を得ており、将来の獣医療を担
う若い世代と獣医師会、獣医療関連業界との交流
の場ともなっている。

2 インターペットへの参加

(1) 日本獣医師会によるインターペットへの参加
ペットフード協会が中心となって主催する、
ペット関連産業が出店する国際商業見本市である
インターペットは、平成23年8月に千葉県の幕
張メッセで第1回のイベントが開催された。平成
25年に開催された第3回までは幕張メッセで、
平成26年の第4回からは会場を東京ビッグサイ
トに移し、現在に至っている。

日本獣医師会は、会場が東京ビッグサイトに変
更された第4回から、ペットフード協会との間で
動物感謝デーとの相互出展協力としてイベントに
参加することとし、ステージ企画の実施、日本獣
医学生協会との協働によるキッズ獣医師体験の開
催、ブース出展の活動を通じ、来場者に対する獣
医療関連情報や獣医師の役割の普及に努めている。

(2) 本会役員が市民に直接語りかける機会として
のインターペット

平成26年7月に開催され、本会が初めて参加
した第4回目のイベントでは、公開トークショー
「人とペットの健康生活」に本会藏内勇夫会長が
出演した。ペットが与える人生の生きがい、ペッ
トとの共生による人の喜びや心身の健康への影響、
子供の心と体の向上や患者の健康改善や治癒効果
を与えるペットの影響、高齢者に元気や活力を与
えるペットの影響等、ペットとの共生による優れ
た効果について紹介し、来場者から共感あふれる

拍手が送られた。以降、毎回ステージ企画に本会
役員が登壇し、獣医療や人と動物の共生に関する
情報の提供を行っている。

平成27年4月に開催された第5回イベントで
は、ビジネスフォーラム「ペット産業の新たなビ
ジネスの潮流~人とペットの健康寿命増進はペッ
トとの共生から~」に、藏内会長が公益社団法人
日本医師会 横倉義武会長らとともに出演したほ
か、シンポジウム「獣医療と動物福祉・愛護の制
度を考えましょう」では、自由民主党ペット関連
産業人材育成議員連盟事務総長の片山さつき参議
院議員による基調講演に続き、藏内会長、北村直
人顧問がパネリストとして出演した。



ステージ企画「ペット産業の新たなビジネスの潮流~人とペットの健康寿命増進はペットとの共生から~」(平成27年)

平成28年3月~4月に開催した第6回目のイ
ベントでは、ステージ企画「ペットが与えてくれ
るもの」で、藏内会長が衆議院議員の鬼木誠環境
大臣政務官とともに登壇し、本会北村直人顧問を
座長に、橋本聖子参議院議員・自由民主党2020
年オリンピック・パラリンピック東京大会実施本
部長、岡崎朋美スピードスケーター・オリンピッ
ク銅メダリスト(1998長野大会)を迎え、トー
クショーが行われた。「ここまで来た日本の獣医
療」では、酒井健夫副会長を座長に、全国から小

動物分野の高度・専門医療を実践する専門家を招いて最新の獣医療技術が紹介された。「ペットとともに元気に暮らそう 一人と動物の高齢化社会に向けて」では、村中志朗副会長を座長に、ペットとともに暮らすことが人の健康維持や地域社会に大きく貢献することを紹介するとともに、高齢化社会の中でペットを安心して飼育する方法を考える講演が行われた。



ステージ企画「ペットが与えてくれるもの」(平成28年)

平成29年3月～4月に開催した第7回目のイベントでは、ステージ企画「ビジネスフォーラム～ペット業界の課題と機会～」に本会蔵内会長が出演、「ペットと楽しく暮らそう」では、山本公一環境大臣による挨拶に続き、北村直人顧問を座長・進行役とし、元環境大臣で自民党どうぶつ愛護議員連盟会長の鴨下一郎衆議院議員、同事務局長の三原じゅん子参議院議員、本会蔵内会長の3人によるパネルディスカッションが行われた。

平成30年3月～4月に開催された第8回目のイベントは、ステージ企画「大切な家族の一員、高齢動物に向き合う最新の獣医療」では酒井健夫副会長を座長・進行役として、今後増加すると思われる高齢動物に対する獣医療を紹介し、高度医療を受ける動物のクオリティー・オブ・ライフを考える企画が催された。「“心のバリアフリー”東京オリンピック・パラリンピックに向けて」では、



ステージ企画「大切な家族の一員、高齢動物に向き合う最新の獣医療」(平成30年)



ステージ企画「“心のバリアフリー”東京オリンピック・パラリンピックに向けて」(平成30年)

村中志朗副会長を座長・進行役として、元フィギュアスケート選手の安藤美姫氏、障がい者サーフィン選手の藤原智貴氏と介助犬ダイキチ（ラブラドル・レトリバー）、エフエム世田谷のラジオ番組「ペットワンダーランド」のパーソナリティを務める東京都獣医師会理事の小林元郎氏を迎えてトークショーが開催された。

(3) ペット総合イベントとしてのインターペット開催の一翼を担う日本獣医師会

平成30年3月に開催された第8回目のイベントは、ペットフード協会、日本ペット用品工業会、メッセフランクフルト ジャパン(株)の主催により、63の協賛団体の支援により開催され、4日間の会期で42,066人の来場者を得て開催された。我が国最大規模のペット総合イベントとなったインターペットにおいて、本会は、特設ステージ企画の実施及び日本獣医学生協会とともにキッズ獣

医師体験の実施、並びに展示ブースの出展を行った。

特にステージ企画とキッズ獣医師体験は来場者に好評であり、秋の動物感謝デーと並ぶ本会の普及啓発活動として、インターペットは大きな役割を果たしている。

獣医学教育の改善・充実への取組み

1 獣医学教育の改善・充実への取組み

本会は、獣医学教育の修学年限を6年制に延長するよう当時の文部省、農林省等に要請活動を行った昭和45年以降、関係機関との緊密な連携のもと、獣医学教育改善に向けた活動に積極的に取り組み、その推進を全力で支援してきた。

平成20年8月には、国公立大学の法人化以降における獣医学教育をめぐる環境の変化、平成16年の文部科学省「国公立大学における獣医学教育に関する協議会報告」の取りまとめ以降の各獣医学系大学における教育改善の進捗状況を踏まえ、今後の獣医学教育改善の推進に資するべく関係省庁（文部科学省、農林水産省）、全国獣医学関係代表者協議会（以下、「全獣協」という。）、日本学術会議、日本獣医学会など関係者による獣医学教育改善に関する関係者懇談会を開催した。

一方、平成20年11月、文部科学省高等教育局に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（以下、「協力者会議」という。）」では、平成23年3月の「意見のとりまとめ」及び平成25年4月の「これまでの議論の整理」を経て、平成26年6月に「議論のまとめ」を公表した。足掛け7年に及ぶ協力者会議の検討において、今後の獣医学教育改革の方向性について、①モデル・コア・カリキュラムの策定等による教

育内容・方法の改善促進、②自己点検・評価の実施や分野別第三者評価の導入等、獣医学教育の質を保証するための評価システムの構築、③共同学部・学科の設置等大学間連携の促進による教育研究体制の整備充実、④学内教育環境の改善や外部専門機関との連携による臨床教育等の整備充実、⑤参加型臨床実習における学生の質保証としての共用試験の導入と体系構築、⑥人獣共通感染症領域をはじめ、新しい生命科学の発展に向けた教育研究の充実、の6項目が示された。

本会は、平成22年2月に獣医学臨床教育における臨床実習の質の改善に向けた「参加型臨床実習」の導入に対する条件整備について、本会は関係者間の共通理解を得るべく「獣医学臨床教育の改善（参加型臨床実習の在り方）に関する関係者懇談会」を開催した後、平成24年9月には、学術部会学術・教育・研究委員会において「獣医学教育の第三者評価の確立に向けて」の取りまとめを行った。

平成26年5月には獣医学術部会学術・教育・研究委員会の小委員会として「獣医学教育の整備・充実検討小委員会」を立ち上げ、大学の自助努力のみで成し得ることは困難と思われる支援のあり方のうち、直ちに支援すべき事項として、①参加型臨床実習のあり方と整備充実を、中長期的に支援すべき事項として②教育環境の整備充実、③新規獣医師の適正配置による分野・地域別就業偏在の改善及び④教育における国際協力及び学際連携の推進を位置付け、平成27年5月、検討・対応を要する内容についてそれぞれ取りまとめを行った。

平成29年3月、本会から全獣協会長、国公立大学獣医学協議会（以下、国公立協議会）会長、一般社団法人日本私立獣医科大学協会（以下、私獣協）会長及び特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構（以下、支援機構）理事長あ

てに、参加型臨床実習については産業動物臨床現場から対応を求められている事項の提示、参加型家畜衛生・公衆衛生実習についてはアドバンスト教育に位置付け、文部科学省の「大学における公共獣医事教育推進委託事業」の一環として公衆衛生分野について実施されている「VPキャンプ」への新たに家畜衛生分野も加えた仕組みへの移行等を、「参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習の実施に関する要望」として要請した。

この要請を受け、大学関係団体からの申し出により、平成29年4月、本会において、「参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習の実施に関する打合せ」を開催した。本会議では全獣協会長、国公立協議会会長、私獣協会長、支援機構理事長、公益社団法人日本獣医学会理事長及び本会役員等が参加型実習について意見交換を行い、今後、参加型実習に関する検討と運営等を行うため、大学関係組織及び関係団体等の組織により構成される協議会として「獣医学実践教育推進協議会」を設置するとともに、当分の間、本会は同協議会の事務局である獣医学教育支援機構を支援することとした。

一方、獣医学術部会学術・教育・研究委員会では平成27～29年にかけて参加型臨床実習及び衛生実習の環境整備と実施体制の確保について検討し、平成29年7月、①「獣医学実践教育推進協議会」の設置による臨床実習と参加型衛生実習の円滑な推進、②平成29年度参加型実習の検証の必要性和実習内容の改善、③国際水準を目指した我が国の参加型実習の在り方の検討について取りまとめを行った。

また、平成29年から開始された獣医学術部会学術・教育・研究委員会においては、「獣医学教育の整備状況検証と支援ワーキンググループ」を設置して平成29年11月に開催し、国際水準を目

指した獣医学教育の実態や参加型臨床実習の実施状況・環境整備状況の検証と支援等について検討を行った。

◇ 2 獣医学部の新設への対応

本会は従来から、我が国の獣医師の需給に関しては、地域・職域の偏在は見られるものの全国的な獣医師総数は不足していないことから、6年制教育修了者への魅力ある職場の提供、処遇改善等による地域・職域偏在の解消に努めてきた。また、我が国の獣医学教育に関しては、文部科学省、獣医学系大学等多くの関係者とともに半世紀にわたり、我が国の獣医学教育の国際水準達成に向けた教育改革に尽力してきた。

そのような中、一部の自治体から「特区」による大学獣医学部の設置の要望が数回にわたり提出された。本会としては、全国的観点で対処すべき獣医師の需給問題の解決、及び長期的な視点で将来の在り方を十分に検証して措置すべき獣医学教育の改善については、特区制度に基づく対応は馴染まないと考え、むしろ、現在優先すべき課題は、地域・職域対策を含む獣医療の提供体制の整備・充実、獣医学教育課程の改善にあり、このためにも獣医学入学定員の抑制策は維持する必要があるとの立場を従来から表明していた。また、「特区」による大学獣医学部新設は、①獣医学教育の質の改善に逆行すること、②獣医師需給政策の適正を確保する上で、文部科学省が示してきた獣医学入学定員についての抑制策は堅持する必要があること、③特定地区での「特区」による新設は獣医師需給政策上の課題である獣医師の職域偏在の是正に何ら益するものではないこと、④獣医学教育が「特区」に名を借りた特定の学校法人による大学ビジネスチャンス拡大の場と化してはならないことから、提案者等に対しては自制を促すとともに、

内閣府をはじめ文部科学省、農林水産省には、その扱いについて適切な対応を求めた。

さらに本会では、平成26年5月28日開催の平成26年度第1回理事会、平成26年6月27日開催の第71回通常総会において、①獣医学分野の入学定員の抑制方針の緩和と獣医学部・獣医学科の新設には反対であること、②これまでの議論を踏まえた獣医学教育の国際水準への改善・充実を強く要請することを決議した。

そのような中、平成28年11月9日に開催された第25回国家戦略特区諮問会議において、「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」の中で、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を、直ちに行う。」ことが決定された。さらに同年11月18日付けで「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）」に関する意見募集が12月17日までの1カ月の期間で開始されることとなった。

これを受け本会は、意見募集に対して獣医学教育及び獣医師職域の現状並びに将来の在り方を見据え、多くの方々から論理的かつ決然たる反論を提出されるよう、地方獣医師会会長、獣医学系大学学長等に要請した。

さらに本会では、内閣府特命担当大臣に対し、国家戦略特区諮問会議の決定に従い地域が指定され獣医学部の設置認可申請があった場合には、国際水準の獣医学教育を提供することは勿論、当該獣医学教育施設及び体制が平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015」の「⑭獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討」の中で明記された4条件、「①現在の提案主体による既存の獣医師養成でない構想が具体化」、「②

ライフサイエンスなどの獣医師が新たに対応すべき分野における具体的な需要が明らかになること」、「③既存の大学・学部では対応が困難な場合」、「④近年の獣医師の需要の動向も考慮しつつ、全国的見地から本年度内に検討」を満たすものとなるよう、内閣府、文部科学省、農林水産省等において厳しく審査することを要請するとともに、今回決定された「広域的に獣医師養成系大学等の存在しない地域」とは、1カ所かつ1校のみであることを公的に明記することについて、要請を行った。

平成29年1月4日付けで「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件」（平成27年内閣府・文部科学省告示第1号）が改正され、上記の決定に従い、平成30年度に開設する獣医師の養成に係る大学の設置については、1校に限り大学の設置等に係る認可の基準の規定は適用しないこととされた。

その後、同年1月20日に開催された国家戦略特別区域諮問会議において、新設を希望していた学校法人が獣医学部新設の実施主体として位置付けられた区域計画が内閣総理大臣によって認定された。

本会としては、このような国家戦略特区による獣医学部の新設は、文部科学省、獣医学系大学等多くの関係者による半世紀にもわたる獣医学教育の国際水準達成に向けた努力と教育改革に全く逆行するものとして、多大なる懸念を有することから、当該区域計画に位置付けられた実施主体から獣医学部の設置に係る認可申請が行われた場合には、国際水準の獣医学教育を提供することは勿論、当該申請に係る獣医学教育施設及び体制が、前述の「『日本再興戦略』改訂2015」の「⑭獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討」の中に明記された4条件を満たすものとなるべく、内閣府、

文部科学省、農林水産省等において厳しく審査するよう、文科大臣、内閣府特命担当大臣、農水大臣に対し要請を行った。

さらに本会は、平成29年6月22日、国家戦略特区による獣医学部の新設に係る本会の考え方について、文部科学省に設置された大学設置・学校法人審議会において行われている審査について、公益社団法人である本会としては、この審議の推移を慎重に見極めるとともに、国においてどのような結論が下されるにしても、常に公平・中立な立場で国民生活に貢献できるよう我が国の獣医療の発展に尽くして行かなければならないと考えている旨、公表した。

本会は新たな獣医学部の教育が文部科学省の強いご指導の下で国際水準に到達するものとなることを強く願うものであり、いずれにしても、引き続き文部科学省、獣医学系大学等と連携しながら、我が国の獣医学教育が国際水準に到達し、我が国の獣医療の発展とOne Healthの推進をはじめ国民生活の向上に貢献できるよう尽力する旨公表した。

女性獣医師の 就業支援対策への取組み

1 女性獣医師支援特別委員会の設置

平成25年の内閣の「成長戦略」では、女性が輝く日本を構築するための政策が掲げられ、「職場復帰や再就職の支援」、「女性役員や管理職の増加への数値目標」等が示された。獣医師の各職域においても、女性の活躍促進の必要性はかねてから指摘されてきており、本会でも対応がなされてきた。

平成24年12月末現在の農林水産省の集計によれば、獣医師届出数全体の27%が女性であり、

年代別にみると20代では45%、30代では49%と約半数が女性で、さらに、全国の獣医学系大学の学生の約半数が女性であることから、今後、獣医師の男女別人数比はほぼ均衡していくものと考えられる。

一方で、20代から50代の女性獣医師の約7%が無職であり、男性獣医師の無職の割合が約1%であることに比べると際立って高い。この要因としては、出産や子育てなど、女性ならではのライフサイクルの中で離職し、その後様々な理由により再就職が進まないことが挙げられる。

女性獣医師を取り巻くこうした状況を分析し、その要因を明らかにして女性獣医師が働きやすい環境づくりを目指すことは、全ての獣医師が働きやすい環境づくりにつながり、獣医師全体のワーク・ライフ・バランスの改善にも資することから、本会では、平成25年9月に「女性獣医師支援特別委員会」を設置した。当初より、「女性獣医師だけに着目するのではなく、男性獣医師を含む全ての獣医師の活躍しやすい環境づくりをめざそう」というコンセプトで議論が進められた。

2 女性獣医師支援特別委員会の取組み

平成25年度は、女性獣医師の就業環境の実態を把握し、就業支援のための基礎資料とするため、農林水産省の補助を受け、「女性獣医師の就業環境等に関する現況調査」（アンケート調査）を実施し、全国の獣医師4,371名から回答を得て、平成26年10月に調査結果報告書を取りまとめた。

この報告書「女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて— 獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために —（中間報告）」では、職域により女性獣医師の「働きやすさ」に差があり、特に小動物診療分野の職場環境の改善が必要であること、女性獣医師の離職の理由は、「結婚」、「妊

娠]、「出産」、「育児」等であること、離職した女性獣医師の多くは復職を望んでいるが、勤務時間等の条件の不一致や技術面の不安がハードルであることが明らかとなった。このことから、女性獣医師の活躍促進のための理解醸成（意識改革）、就業を継続しやすい環境づくり、復職しやすい環境づくりが必要であると思われた。

また平成27年2月岡山コンベンションセンターにおいてシンポジウム「すべての獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて－女性獣医師の就業現場から－」を開催した。

本特別委員会では、中間報告において提言した内容についてさらに検討するため、様々な角度から調査結果の追加分析を行った。この結果、平成27年5月に最終報告書「女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて－獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために－」を取りまとめた。その中で女性獣医師の活躍促進のための理解醸成、仕事を続けやすい環境づくり、復職しやすい環境づくりが整理され、提言された。

3 女性獣医師支援対策検討委員会の設置と活動

女性獣医師がより働きやすい環境づくりをめざすことは、すべての獣医師にとっても働きやすい環境づくりにつながり、獣医師全体のワーク・ライフ・バランスの改善に資するとの施策を具体的に実現するために、平成27年9月に職域総合部会に個別委員会「女性獣医師支援対策検討委員会」を設置し、農林水産省補助事業「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」と連携・調整を図り、女性獣医師支援体制の整備を推進することとした。

(1) 「女性獣医師応援ポータルサイト」の開設

女性獣医師の活躍推進のための幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォームとして「女性獣医師応援ポータルサイト」を開設し、

ロールモデル、eラーニング教材、相談窓口、人材募集情報、関係制度の紹介等を掲載した。その結果、内容の充実、改良等に努め、現在に至っている。

(2) 獣医学生向けセミナーの開催

獣医師としての就業について考える機会を提供するためのセミナーを、各獣医学系大学の協力を得て、平成27年度は7大学、平成28年度は13大学、平成29年度は15大学で開催した。

(3) 理解醸成のためのシンポジウムの開催

女性獣医師等の復職に係る理解を醸成するため、平成27年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（秋田）で「女性獣医師の就業継続とキャリアアップを目指して－支援のためのプラットフォームの構築－」を、平成28年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（石川）において「女性獣医師就業支援の取り組み」を、平成29年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（大分）において「獣医師の職場環境のより一層の整備充実を－国、地方団体、臨床現場が取り組む活動宣言－」を開催した。

(4) 女性獣医師等就業支援研修の実施

職場復帰・再就職に必要な最新知識の修得、獣医療技術向上を図る「女性獣医師等就業支援研修」を動物検疫所、家畜保健衛生所、農業共済組合等の協力を得て実施し、平成27年度は6カ所、平成28年度は8カ所、平成29年度は7カ所で実施した。

国際貢献の取り組み

1 世界獣医師会（WVA）との連携

世界獣医師会（WVA）は、1863年に設立され、70カ国が加入する国際的獣医学術団体であり本会は昭和29年に加入した。その後、本会では、

獣医学術交流、国際貢献の一環として、世界獣医学大会（World Veterinary Congress: WVC）を日本で開催することとし、招致活動を行った結果、平成7年神奈川県横浜市において、アジア地域では初めてとなる第25回世界獣医学大会が開催され、1万1千名を越す空前の参加者を得て成功を収めた。

その後も日本獣医師会は平成21年には東京で評議員会を開催する等、WVCの運営に積極的に貢献してきた。

平成20年以降、国際的にOne Healthの概念の確立及びその実践が注目され、WVA、世界医師会（WMA）においても、「“Global Health”の向上のため、“One Health”の理念の下で獣医師と医師が協力しあうことを目的として」覚書を取り交わした。

その後、両会はスペインのマドリードにおいて第1回世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議（第1回GCOH）を開催し、同会議において日本における医師・医師会と獣医師・獣医師会の協力関係が注目され、福岡県北九州市において第2回世界獣医師会－世界医師会“One Health”に関する国際会議（第2回GCOH）が開催された。

2 アジア獣医師会連合（FAVA）との連携

アジア獣医師会連合（FAVA）は昭和53年に設立され、平成30年において20カ国が加入するアジア地域における国際獣医学術団体である。日本獣医師会は設立当初からFAVAに加入している。

日本は、昭和55年に東京において、平成7年に世界獣医学大会（横浜）の会期中にアジア獣医師会連合大会（FAVA大会）を開催し、また、平成12年に東京において代表者会議を開催した。

本会は、平成4年～平成14年の間、さらに平

成28年以降、アジア地域の臨床獣医師を対象とした日本での研修事業をFAVA会員各国獣医師会と連携して行い、各国獣医師会から大きな関心が寄せられるとともに高い評価を得た。

3 アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

(1) 国際獣医師育成研修事業

国際獣医師育成研修事業は、平成4年度～平成14年度まで日本中央競馬会の特別振興資金助成事業として、アジア各国の獣医師を日本の獣医学系大学で1年間研修するという内容であった。事業は、1年の準備期間を経て、翌平成5年度から10年間にわたって13カ国のアジアの国々から、150名の研修生を受入れ、144名の研修生が研修プログラムを修了した。本研修の成果は、アジア獣医師会連合加盟国（FAVA）において高く評価され、プログラムが中止されて以降、FAVA代表者会議において、多数の国からプログラムの再開を要望された。

(2) アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

平成28年、日本獣医師会はアジア地域への獣医師を我が国に招聘して獣医学系大学で研修を実施する事業の再開を公益財団法人全国競馬・畜産振興会に申請し、日本中央競馬会の助成を得て実施されることとなった。

事業は、平成28年～30年度の3年間実施されることとして、平成28年度を準備期間として平成29年～30年度の2年間、以下のとおりアジア地域各国の獣医師会から推薦を受けた獣医師の中から研修生を選考し、国内の獣医学系大学に受け入れて研修を実施した。

平成29年度は、台湾（1名：北海道大学）、マレーシア（1名：帯広畜産大学）、スリランカ（1名：岩手大学）、中国（1名：東京大学）、ネパール（1名：東京農工大学）、韓国（1名：山口大学）、フィ

リピン（1名：宮崎大学）、アフガニスタン（1名：鹿児島大学）、インドネシア（1名：大阪府立大学）、ベトナム（1名：酪農学園大学）、タイ（1名：麻布大学）、モンゴル（1名：日本大学）から合計12名が参加した。

平成30年度は、フィリピン（1名：北海道大学）、ベトナム（1名：岩手大学）、韓国（1名：東京大学）、中国（1名：東京農工大学）、インドネシア（1名：山口大学）、タイ（1名：宮崎大学）、スリランカ（1名：大阪府立大学）、台湾（1名：酪農学園大学）、ミャンマー（1名：麻布大学）、モンゴル（1名：日本大学）から合計10名が参加した。

なお、平成30年から第2期の事業も日本中央競馬会の助成を得て実施することが決定されており、第2期においては、平成30年度を準備期間として、平成31年度及び翌年度において、アジア地域各国の獣医師会から推薦を受けた獣医師の中から研修生16名を選考し、国内の獣医学系大学に受け入れて研修を実施することが予定されている。

◆ 4 東アジア3カ国の獣医学術交流に関する覚書

平成29年8月アジアで2度目の大会として仁川・韓国で開催された第33回世界獣医学大会で、出席した日本獣医師会藏内勇夫会長、大韓獣医師会キム・オッキョン会長、台湾獣医師会ペイ・チュンチェン会長ほか、3カ国の獣医師会関係者に世界獣医師会ジョンソン・チャン会長が加わって協議した結果、東アジア3カ国における獣医学術交流に関する覚書の締結について合意された。

その後、3カ国の関係者が協議した結果覚書の案が合意され、日本獣医師会においては、平成29年12月15日開催の平成29年度第5回理事会において了承された。その後、平成30年1月6日、

高雄・台湾において覚書が締結された。

この覚書には3カ国の学術交流活動として、3カ国は各年度持ち回りでそれぞれが開催する年次大会に各国の代表者が出席すること等が規定されており、平成31年2月に神奈川県で開催される獣医学術学会年次大会には、韓国、台湾から代表者を招いてシンポジウムを開催することが予定されている。この覚書の締結により、今後東アジアにおける獣医学術国際交流がますます発展することが期待されている。

公益法人制度改革への 日本獣医師会の対応

◆ 1 公益法人制度改革

平成14年3月に「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」が閣議決定され、公益法人制度について抜本的かつ体系的な見直しを行うこととされた。これに基づき、平成15年6月に、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」が閣議決定され、公益性の有無に関わらず準則（登記）で設立できる非営利法人制度が創設されるとともに、公益性を有する場合の取扱い等の主要な課題について検討の視点等が明らかとなった。

平成16年12月に「今後の行政改革の方針」（閣議決定）の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」が具体化され、その基本的仕組みを「現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設すること」、「各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非

営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設すること」とされた。

この基本的枠組みに基づき、平成20年12月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「公益法人制度改革関連三法」）が施行された。また、施行日から5年間は「移行期間」とされ、従来の公益法人は、この期間内に必要な手続きを行い、新制度に移行することとされた。

2 本会の対応

本会では、平成17年度より公益法人制度改革への対応策について検討を開始した。本会及び地方獣医師会は、特例民法法人として施行日から5年間という限定された期間内に移行申請を行う必要があった。この間に制度を理解することから始まり、移行体制並びに、各種規程の整備、申請書の作成、登記など多くのハードルを越えなければならなかった。

社団法人は、各法人の設立目的を踏まえた公益事業の円滑な推進と会計・経理機能を含めた組織運営の整備が求められることとなり、事務局は制度の理解を進め、情報を収集し、各地方獣医師会に提供するとともに、全国獣医師会会長会議、地区獣医師会連合会会長会議、全国獣医師会事務担当者会議等において情報の共有を図るとともに、職域総合部会の総務・広報委員会において公益法人制度改革について検討を行った。

本会は、理事会における協議、第64回通常総会（平成19年6月）における事業計画の承認を受け、公益法人改革関連三法の施行後において関

係法に基づく公益社団法人の認定を受けるべく組織・事業・財務運営等についての環境整備に努めることとされた。

当面、会計・経理については新公益法人会計基準への対応を、また、組織・事業運営については公益法人指導監督基準を踏まえ一層の点検・整備に努める。また、今後の新制度移行に向けての環境整備については、学会の位置付けと組織・運営等のあり方を含め、それぞれ関係する職域別部会において対応を検討することとされた。

地方獣医師会においても、各地方獣医師会が民法第34条の規定に基づき設立された公益法人であることを踏まえ、引き続き高度専門職業人としての獣医師が組織する公益法人として関連三法の下で、広く獣医学術の振興・普及・その他の獣医事に係る公益活動の推進による動物医療提供の質の確保を通じ、獣医師及び動物医療についての社会的評価の向上を目指すべく、先ずは、認定要件等の点検整備に努めるよう要請した。

公益社団法人の認定申請に際して、本会の定款変更案の検討等の事務手続きについては、農林水産省の指導を得る一方、理事会において対応を協議・検討し、公益法人認定等に係る諸課題を本会と地方獣医師会において、双方が連携しての検討・協議を推進するため、公益認定に際しての公益認定基準への適合条件等の検討については、職域総合部会の常設委員会において、また学会の組織及び事業運営のあり方（学会運営関係規程の見直し整備を含む）については、学術部会の常設委員会において検討することとした。

3 学会の整備

(1) 学会の見直しの必要性

本会における「学会」は、現在、定款において本会の獣医学術学会事業の運営を担う会議体の機

関として位置付けられている。しかし、本会の三学会（日本産業動物獣医学会、日本小動物獣医学会、日本獣医公衆衛生学会）は平成2年度から、本会とは別の任意の機関となり、日本学術会議の登録学術研究団体として、学会独自の組織及び事業並びに会計・経理運営等に関する規程が整備され、当該規程に基づき組織及び事業が運営されてきた。

しかし、学会の監査等において日本獣医師会本体との二重構造化等の問題点が指摘され、早急な是正が求められた。特に、「学会」を本会とは別の任意の機関として位置付ける要因となっていた日本学術会議の登録学術研究団体制度が廃止されたことにより、「学会」を任意の機関として位置付ける必要性が解消し、本会定款の規定に基づく「学会」の位置付けによる運営を図ることとなった。

一方、本会が公益認定申請を行う中、「学会」については本会の学会関係事業の運営のための会議体の機関として、会計・経理面を含め本会との一体的運営が求められた。

(2) 学会の見直しの検討等の経過及び内容

平成19年から4年間にわたり、学術部会学術・教育・研究委員会において見直しの論議を重ね、本会理事会、全国獣医師会会長会議をはじめ、学会関係会議において報告・説明を行い、さらに地方獣医師会や学会関係者からの意見の聴取・通知を行う等、見直しの内容について組織内合意の形成に努め、次のとおりとした。

「学会」は、①本会の事業実施の会議体の機関(学術分野別の学会関係事業運営の会議体機関))として位置付け、②その担う事業については、本会が行う獣医学術振興・普及を目的とする公益目的事業(獣医学術学会事業)として運営し、③会計・経理は本会の会計・経理の中で一体的に行うこととした。

本会会員は地区制の下で、構成する地方獣医師会ごとの区分けが行われていることから、「地区学会」は、各地区を構成する地方獣医師会が獣医学術の振興・普及を目的とする公益目的事業(獣医学術地区学会事業)として運営し、日本獣医師会の獣医学術学会事業との連携を確保した。

学会独自の会員制の仕組みは、①学会正会員、②学会学生会員、③学会外国会員、④学会賛助会員としていたが、「学会」を本会の会議体の機関として位置づけるため、本会の会員制への一元化を図った。

新公益法人制度への移行に伴い、「学会」・「地区学会」の関係会議・委員会への参加、学術誌の投稿、発表等において、地方獣医師会の会員獣医師や会費を納入する賛助会員と会員外のオープン参加者との間に参加対価の差を設けた。

(3) 日本獣医師会雑誌の編集、発刊の見直し

日本獣医師会雑誌の編集、発行のあり方や規程の見直しについては、獣医学術部会や学会関係会議により協議、検討を行った。学会学術誌の編集については、学術分野別の学会ごとにそれぞれ学会誌編集委員会規程と学会誌投稿規程を定めていた。それらをすべて廃止した上で、日本獣医師会学会学術誌編集等規程、日本獣医師会学会学術誌投稿規程を一元化して制定することとした。

4 地方獣医師会との連携

職域総合部会及び学術部会の常設委員会において、協議・検討するとともに、地方獣医師会に対する情報伝達は、地区獣医師会選出の委員会委員より各地区獣医師会に行うほか、本会より各地方獣医師会に対して委員会開催の都度、必要な情報を提供した。

公益法人認定に当たって、各地方獣医師会が検討すべきとしている課題と対応の方向について報

告を依頼し、本会において取りまとめを行った。主な課題として、狂犬病予防注射事業の対処、支部組織の取扱いと会計処理などが示され、職域総合部会常設委員会において対応を協議・検討を行った。

狂犬病予防注射事業のあり方については、公益法人制度改革に向けての対応を含め、現状と課題を整理した上で、理事会、地区獣医師会連合会会長会議、全国獣医師会会長会議、全国獣医師会事務担当者会議において対応を協議し、平成19年10月に「今後における狂犬病予防注射事業のあり方（特に公益法人制度改革を控えて）」として整理し、各地方獣医師会に通知した。

職域総合部会においては、新公益法人制度移行に当たり、獣医師会として留意すべき対応の要点を「新公益法人制度検討の要点」及び「狂犬病予防注射事業運営に当たっての留意事項」として取りまとめ、地方獣医師会に通知した。さらに、平成22年8月、委員会の協議・検討結果を内閣府公益認定等委員会との協議内容と合わせて整理し「新公益法人制度移行に向けての対応等について」として通知した。

5 日本動物保護管理協会との合併

平成20年12月、日本動物保護管理協会から新公益法人制度への移行に際し、本会との合併の提案がなされたことを受け、理事会で協議した結果、合併は両団体の新公益法人制度への移行を期すために行うものであり、合併は本会及び地方獣医師会の双方にとって獣医師会活動を通じての動物の愛護及び福祉の増進への一層の寄与に裨益するとの理解の下、合併提案を受け入れることとされた。また、主務官庁の指導と地方獣医師会理解の下で整備法等に基づく所要の合併手続きを進めることとされた。

合併については、平成21年11月27日付けをもって主務官庁である農林水産省及び環境省による認可がなされ、所定の手続きを経た後、平成22年4月1日に合併登記を行った。

6 公益法人会計基準への対応

公益法人制度改革関連三法の成立を受け、新たな会計基準を設定された。

公益法人会計基準（平成20年度改正基準）の適用の為、資産管理規定の一部改正、経理規程の一部改正、福祉共済事業運営規程の一部改正、中村寛獣医学術振興基金運営規程の一部改正を行い、平成22年度より新会計基準による財務諸表及び附属明細書並びに財産目録の作成を開始した。

7 公益社団法人への移行

日本動物保護管理協会との合併を経た後、1年間の事業実績を積み、平成23年度中に公益社団法人の認定を受けるべく組織、会計、事務事業運営についての関係規程の整備などの環境整備を行うとともに、理事会等の場において協議・検討し、顧問公認会計士及び公益法人協会等の指導を仰ぎ、最終調整を行うとともに、公益認定等委員会に個別相談を行いながら、関係事項について確認を行った。

一方、公益認定に向けて共通課題を持つ地方獣医師会との連携を推進するため、関係する常設委員会において協議・検討を行い、地方獣医師会における検討とともに関係者に対する周知を依頼した。

以上の経過を踏まえ、理事会において、公益社団法人への移行認定申請に伴う、「定款の変更の案」、「主要関係規程」を確認し、関係規程の制定及び一部改正を決議（特に関係規程のうち、合議機関としての学会運営関係の新規程を制定。）した。

公益法人として本会が実施してきた事業につい

ては、全て公益目的事業として認定されるべく、公益1である獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策に関する事業、公益2である獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策に関する事業とした。なかでも、動物適正管理個体識別登録等普及推進事業については、急激に事業が拡大しており本会事業の柱となることが見込まれるものの、一般より登録料を徴収する事業であるため、事業の公益性について公益認定等委員会事務局に相談を重ね、的確な助言のもと公益性の説明を取りまとめた。

収益事業会計については、収益1である不動産の貸付に関する事業、その他の獣医師の福祉の向上等に関する事業とし、従前より実施している事業を取りまとめた。それまで基本財産とされていた本会が有する土地及び建物、並びに基金積立預金については、その取得経緯を公益認定等委員会事務局に説明し、本会固有の資産としてその使用割合に応じて収益事業会計と法人会計に按分した。

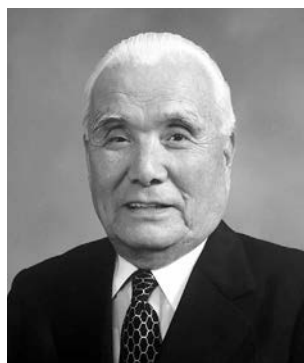
全ての本会事業を3会計へ振り分け、公益法人の財務3基準である収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の判定を行い、その他の添付書類を準備し提出書類を整えた。

その後、移行認定の電子申請（平成24年10月25日）、加筆訂正及び補足説明の資料提出（11月25日）を経て、公益認定等委員会より認定基準適合の答申（平成24年3月9日）を得、認定書を受領（3月22日）するに至った。平成24年4月1日付け移行登記をもって本会は公益社団法人へ移行し、新たな一歩を踏み出した。

歴代の会長



初代会長
島村 虎猪



2代・4代会長
越智 勇一



3代会長
黒澤 亮助



5代会長
堀本 宜実



6代会長
館澤 圓之助



7代会長
中村 寛



8代会長
椿 精一



9代会長
杉山 文男



10代会長
五十嵐 幸男



11代会長
山根 義久



12代会長
藏内 勇夫

歴代の役員

年度 役職	昭和23	昭和24-25	昭和26-27	昭和28-29	昭和30-31	昭和32-33	昭和34-35
会 長	島村 虎猪	島村 虎猪	島村 虎猪	越智 勇一	越智 勇一	黒澤 亮助	越智 勇一
副 会 長	田中 丑雄 榎原 義一	田中 丑雄 榎原 義一	榎原 義一 越智 勇一	近藤 正一 榎原 義一	黒澤 亮助 原田 雪松 荒井 研	武藤六三郎 今井 治郎 小松純之助	大越 伸 荒井 研
常任理事	堀尾 正朔	堀尾 正朔	大越 伸 小栗 菊夫 千葉喜一郎 小松純之助	小松純之助 小栗 菊夫 大越 伸 荒井 研	大津 隆紹 小松純之助 北浦弥太郎	大津 隆紹 北浦弥太郎 秋葉 利三	館澤圓之助 松井 武夫 高橋 徹
理 事	大森 智堪 今井 治郎 池田 錫 小華和忠士 小松純之助 山本文陸郎 斎藤千寿男 宮沢重次郎 鈴木 夫 伊藤 良作 中村 茂 野田 照美 奥山吉備男 北村 保 鬼塚 乙 坂梨 正三	阿曾村千春 千葉喜一郎 近末 憲一 原 増巳 小泉照次郎 小松純之助 黒澤 亮助 村越善治郎 中村 茂 中沢寿三郎 越智 勇一 緒方 繁 斎藤千寿男 添川 正夫 館澤圓之助 徳善 正美 鳥潟 勲	太田 信吉 平野 栄次 館澤圓之助 (林 正浩) 中原 常吉 萩原 政俊 中村 茂 宮井 佳夫 鈴木 房三 (福本菊松) 福田 義雄 (西尾義美) 近末 憲一 中内 節 吉武 一雄 高石清太郎 武藤六三郎 高本 寅作 阿曾村千春 近藤 正一 山田 民雄	黒澤 亮助 平野 栄次 山田 虎次 千葉喜一郎 久我 延 大津 隆紹 市川陸奥麿 三橋 堯 宮井 佳夫 管家 左京 板垣啓三郎 牛尾 克馬 堀本 宜実 須藤 興 今西 周助 武藤六三郎 太田 信吉 (館澤圓之助) 北浦弥太郎	平野 栄次 山極 三郎 千葉喜一郎 三浦 定夫 久我 延 安達幸次郎 (市川陸奥麿) 三橋 堯 小熊 巖 管家 左京 清水椋三郎 高田 馬治 安藤 善助 松田 辰二 吉武 一雄 武藤六三郎 秋葉 利三 青木 龍身 山下 仲市 山田 民雄	平野 栄次 山下 仲市 梅津 元晶 吉田 勇蔵 荒井芳太郎 鳥潟 勲 福島 啓 神津 博太 管家 左京 近末 憲一 西尾 義美 赤堀 琢磨 尾座本正月 馬場 静雄 千葉喜一郎 小熊 巖 三橋 堯 岩田 三郎 青木 龍身	平野 栄次 山下 仲市 千葉喜一郎 吉田 勇蔵 久我 延 大津 隆紹 内藤 敏雄 三橋 堯 (中村 茂) 早水 勝一 管家 左京 鈴木 愛次 牛尾 克馬 山田 保 阿部 豊 緒方 縁雄 須藤 興 馬場 静雄 青木 龍身 山極 三郎
年度 (監事)	昭和23	昭和24-25	昭和26	昭和27-28	昭和29-30	昭和31-32	昭和 33-34
監 事	近藤 正一 高木万太郎 白井恒三郎	山本文陸郎 近藤 正一 鈴木 夫	白井恒三郎 大津 隆紹 山本文陸郎	白井恒三郎 鈴木 一司 山本文陸郎	山本文陸郎 小泉照次郎 白井恒三郎	小泉照次郎 小栗 菊夫 前 薫彦	小栗 菊夫 今村 三郎 小泉照次郎

注：() 内は上段に掲げる者の後任として補欠選任された役員

年度 役職	昭和36-37	昭和38-39	昭和40-41	昭和42-43	昭和44-45	昭和46-47	昭和48-49
会 長	堀本 宜実	堀本 宜実	堀本 宜実	堀本 宜実	館澤圓之助	館澤圓之助	中村 寛
副 会 長	荒井 研 大越 伸	荒井 研 槇原 義一	荒井 研 田中 良男	田中 良男 館澤圓之助	田中 良男 栗田 武男	中村 寛 北 昂	椿 精一 杉山 文男
常任理事	館澤圓之助 高橋 徹 松井 武夫 大塚 佳信	館澤圓之助 大塚 佳信 松尾 実 松井 武夫 武藤六三郎 山極 三郎	館澤圓之助 笠井 千石 後藤 寿久 松井 武夫 武藤六三郎 山極 三郎	栗田 武男 笠井 千石 佐川 富幸 松井 武夫 北 昂 市原 鶴雄	千葉喜一郎 笠井 千石 佐川 富幸 松井 武夫 市原 鶴雄 北 昂 林 正浩	千葉喜一郎 笠井 千石 佐川 富幸 松井 武夫 (神林三男) 青木 山吉 椿 精一 甲斐 省三	千葉喜一郎 久山登美雄 山本竹三郎 神林 三男 阪口 昭二 黒川 和雄
理 事	平野 栄次 山下 仲市 千葉喜一郎 三浦 定夫 相沢 実 大津 隆紹 武藤六三郎 辻川 達雄 管家 左京 鈴木 愛次 広江 巖 西尾 義美 (金井甚太郎) 中西 俊蔵 高野 季信 田尻 易 馬場 静雄 田垣 住雄 山極 三郎	平野 栄次 山下 仲市 千葉喜一郎 手塚 藤助 山田 昭三 前 薫彦 鈴木 一司 麻生 三郎 早福 惣吉 管家 左京 鈴木 愛次 牛尾 克馬 伊藤 隆治 赤堀 琢磨 馬場 静雄 八谷 哲馬	平野 栄次 山下 仲市 千葉喜一郎 手塚 藤助 栗田 武男 青木 山吉 安達 五郎 森川 一雄 (寺前太市) 宮沢 金雄 管家 左京 鈴木 愛次 山田 保 金井甚太郎 阿部 豊 原 増巳 秋山 守	平野 栄次 山下 仲市 嶋本利三郎 吉田 勇蔵 小泉照次郎 相沢 実 安達 五郎 福島 啓 武藤六三郎 中村 寛 菅家 左京 牛尾 克馬 小田 良助 池田理兵衛 本田 文武 高野 季信 林 正浩	山極 三郎 山下 仲市 高橋 覚 三浦 定夫 相沢 実 鈴木 一司 山田 昭三 勝又 直司 早福 惣吉 中村 寛 上田 信男 広江 巖 山田 保 大谷 由幸 田尻 易 舟木 軍平	山極 三郎 山下 仲市 古田 勇蔵 赤間 尚児 塚田賢一郎 浜田 嘉一 杉山 文男 谷沢 茂 早水 勝一 松尾 実 小俣 政美 金井甚太郎 森原 正喜 阿部 豊 (谷川豊明) 佐藤 東衛 衛藤 兵八	山極 三郎 山下 仲市 嶋本利三郎 渡辺 勝利 松川 忠夫 五十嵐幸男 高橋 威彦 寺前 太市 武藤六三郎 小俣 政美 松尾 実 後藤 捨夫 梶山 松生 川村 利房 関 和虎 田尻 易
年度 (監事)	昭和35-36	昭和37-38	昭和39-40	昭和41-42	昭和43-44	昭和45-46	昭和 47-49
監 事	小泉照次郎 今村 三郎 鳥潟 勲	今村 三郎 小泉照次郎 西岡 猛	市川陸奥磨 今村 三郎 広江 巖	今村 三郎 市川陸奥磨 小俣 政美	今村 三郎 清水 保寛 小俣 政美	清水 保寛 中林 虎一 本田 文武	本田 文武 中林 虎一 宮沢 金雄

年度 役職	昭和50-52	昭和53-55	昭和56-58	昭和59-61	昭和62-64	平成2-4	平成5-7
会 長	中村 寛	椿 精一	椿 精一	椿 精一	杉山 文男	杉山 文男	杉山 文男
副 会 長	椿 精一 杉山 文男	杉山 文男 本田 文武	杉山 文男 本田 文武	杉山 文男 本田 文武	塚田賢一郎 鈴木 一則	塚田賢一郎 鈴木 一則	塚田賢一郎 鈴木 一則
常任理事	嶋本利三郎 久山登美雄 伊藤 幸次 神林 三男 名倉啓一郎 黒川 和雄 山本竹三郎	嶋本利三郎 平尾 滋樹 佐川 富幸 三木 博 渋谷 良夫 今道 友則 牧野 隆一	五十嵐幸男 高橋 威彦 佐川 富幸 中井 薫 森谷 満 白井 和哉 大谷 保	塚田賢一郎 五十嵐幸男 高橋 威彦 佐川 富幸 森谷 満 白井 和哉 柴田 真	高瀬 七郎 後藤 捨夫 五十嵐幸男 小暮 規夫 宇井 昌生 (小山 実) 伊沢 久夫	五十嵐幸男 久山登美雄 (宮本 譲) 藤沢 忠世 秋山 陽 金岡 五男 (相澤盛夫) 竹内 啓	五十嵐幸男 宮本 譲 藤沢 忠世 小川 智徳 相澤 盛夫 (川口勝男) 竹内 啓
理 事	酒井 保 齋藤 次郎 小林 晃三 千葉喜一郎 泉 春作 小泉照次郎 高橋 威彦 山崎 茂 堀場 利幹 小俣 政美 松尾 実 谷口鎌三郎 森原 正喜 安野 正正 本田 文武 東 清次	酒井 保 森 貫一 三浦 定夫 高瀬 七郎 塚田賢一郎 沢田 恭一 大谷 保 早福 惣吉 鈴木 一則 吉田 龍蔵 吉田市太郎 後藤 捨夫 梶山 松生 多田羅 昌 曾我 定秋 渡久地政仁	酒井 保 森 貫一 嶋本利三郎 鈴木 新 塚田賢一郎 浜田 嘉一 清野 光一 大角 博 谷沢 茂 小林 進 松尾 実 金井甚太郎 松尾 昌泰 小島 悦吉 (松本嘉雄) 斉藤 邦利 (森 馨次) 柿元 秀雄	酒井 保 森 貫一 佐藤 亀治 浅沼 周成 藤井 勇 清野 光一 森安 一男 川股 相吉 (丸山多喜雄) 吉田市太郎 植野 梅雄 (釧崎直佑) 瀧口 次郎 梶山 松生 永森 朝光 関 和虎 上平川栄次郎 山口 安夫	酒井 保 (三宅 勝) 森 貫一 (木幡 昌) 三浦 定夫 加藤 三郎 笹本 勝 内田 和夫 (安部勝人) 埴田喜八郎 関谷 龍吉 吉田市太郎 釧崎 直佑 金井甚太郎 飯尾 益美 山元 敏進 高良 政弘 藤沢 忠世 大根田貞夫 (金岡五男)	三宅 勝 木幡 昌 (数寄芳郎) 嶋本利三郎 鈴木 新 泉 春作 桑島 吉夫 木村 喜光 布施 康正 浅井 稔 (後藤半十郎) 祝前弥一郎 吉田 克郎 松尾 昌泰 瀧口 次郎 多田羅 昌 江島 健次 山元 敏進	三宅 勝 数寄 芳郎 伊藤 新一 (佐藤 佐) 大内 賢二 泉 春作 深沢 宗勝 倉林恵太郎 (安部勝人) 白川 信夫 鷲塚 貞長 鷲尾 勝彦 平尾 滋樹 (巖崎新雄) 山根 乙彦 (矢田和夫) 山本 宥 徳善 二郎 江島 健次 (中村完治) 原田 良徳
年度 (監事)	昭和50-52	昭和53-55	昭和56-58	昭和59-61	昭和62-64	平成2-4	平成 5-7
監 事	中林 虎一 小林 進 金井甚太郎	中林 虎一 柏倉 則文 関 和虎	中林 虎一 柏倉 則文 関 和虎	中林 虎一 上条 峻 多田羅 昌	中林 虎一 難波 博 多田羅 昌	村橋 巧 難波 博 後藤 捨夫	村橋 巧 難波 博 後藤 捨夫

注：() 内は上段に掲げる者の後任として補欠選任された役員

年度 役職	平成8-10	平成11-12	平成13-14	平成15-16	平成17-18	平成19-20	平成21-22
会 長	杉山 文男	五十嵐幸男	五十嵐幸男	五十嵐幸男	山根 義久	山根 義久	山根 義久
副 会 長	五十嵐幸男 鈴木 一則	金川 弘司 辻 弘一	金川 弘司 辻 弘一	金川 弘司 辻 弘一	藏内 勇夫 中川 秀樹	藏内 勇夫 中川 秀樹	藏内 勇夫 中川 秀樹
専務理事	松山 茂 [H8.10.1 就任]	松山 茂	大森 伸男	大森 伸男	大森 伸男	大森 伸男	大森 伸男
地区理事	金川 弘司 古後 直 大島 寛一 鈴木 新 深沢 宗勝 松倉 次郎 倉林恵太郎 山口 誠夫 田代 昇一 田端 祐司 (旗谷昌彦) 中川平八郎 大島 武敏 中張 勝弘 樋口 孝男 藏内 勇夫 原田 良徳	森田 彰 大島 寛一 中川 秀樹 手塚 泰文 田代 昇一 中川平八郎 瀧口 次郎 景浦 忠徳 藏内 勇夫	坂井 清治 大島 寛一 中川 秀樹 手塚 泰文 田代 昇一 (菅沢吉登) 串田 壽明 中間 實徳 大眉 博 (湊 恵) 藏内 勇夫	坂井 清治 武田金之助 中川 秀樹 手塚 泰文 東出 義弘 串田 壽明 坪倉 操 竹内 久 藏内 勇夫	田村 誠朗 坂本 禮三 高橋 三男 手塚 泰文 杉山 俊一 小島 秀俊 白石 清則 宮地 忠義 麻生 哲	波岸 裕光 坂本 禮三 高橋 三男 手塚 泰文 布施 康正 (楠原征治) 谷 達雄 唐木 茂樹 岡本 和夫 麻生 哲	波岸 裕光 砂原 和文 高橋 三男 村中 志朗 駒崎 精彌 谷 達雄 瀧口 次郎 湊 恵 麻生 哲
職域理事	竹内 啓 山元 敏進 宮本 讓 藤沢 忠世 池本 英志 吉村 統	竹内 啓 山元 敏進 清野 光一 藤沢 忠世 川西 昭喜 山崎 省二	竹内 啓 小林 悦夫 山縣 純次 藤沢 忠世 長谷川昂史 森田 邦雄	酒井 健夫 稲庭 政則 岡本 有史 横尾 彰 宮沢 壽 森田 邦雄	酒井 健夫 近藤 信雄 細井戸大成 横尾 彰 大田 隼三 (戸谷孝治) 森田 邦雄	酒井 健夫 近藤 信雄 細井戸大成 横尾 彰 戸谷 孝治 森田 邦雄	酒井 健夫 穴見 盛雄 [~ H22.7.1] 細井戸大成 横尾 彰 榛葉 雅和 森田 邦雄 近藤 信雄 [H22.7.1 就任]
年度 (監事)	平成8-10	平成11-12	平成13-14	平成15-16	平成17-18	平成19-20	平成 21-22
監 事	村橋 巧 和田 滋 (巖崎新雄) 山本 宥	鈴木 兵一 廣岡 小波 原 京平	鈴木 兵一 玉井 公宏 原 京平	玉井 公宏 麻生 哲	桑島 功 高野 貞男 玉井 公宏	金田 義宏 桑島 功 玉井 公宏	岩上 一紘 玉井 公宏

年度 役職	平成23-24	平成25-26	平成27-28	平成29-30
会 長	山根 義久	藏内 勇夫	藏内 勇夫	藏内 勇夫
副 会 長	藏内 勇夫 近藤 信雄	近藤 信雄 砂原 和文 酒井 健夫 [H26.6.27就任]	砂原 和文 村中 志朗 酒井 健夫 (職域理事兼務)	砂原 和文 村中 志朗 酒井 健夫 (職域理事兼務)
専務理事	矢ヶ崎忠夫	矢ヶ崎忠夫	境 政人	境 政人
地区理事	波岸 裕光 砂原 和文 高橋 三男 村中 志朗 大野 芳昭 中島 克元 柴田 浩 塩本 泰久 坂本 紘	高橋 徹 山内 正孝 高橋 三男 小松 泰史 土屋 孝介 三野營治郎 南 三郎 [H27.5.21逝去] 上岡 英和 坂本 紘	高橋 徹 山内 正孝 高橋 三男 小松 泰史 宮澤 宏 玉井 公宏 安食 政幸 寺町 光博 坂本 紘	高橋 徹 渡邊 健 鳥海 弘 天野 芳二 松澤 重治 玉井 公宏 春名 章宏 塩本 泰久 草場 治雄
職域理事	酒井 健夫 麻生 哲 細井戸大成 横尾 彰 梅澤 正親 森田 邦雄 木村 芳之	酒井 健夫 [H26.6.27副会長兼務] 麻生 哲 細井戸大成 横尾 彰 平井 清司 森田 邦雄 木村 芳之	酒井 健夫 (副会長兼務) 麻生 哲 細井戸大成 横尾 彰 鎌田 健義 加地 祥文 木村 芳之	酒井 健夫 (副会長兼務) 西川 治彦 大林 清幸 横尾 彰 川嶋 和晴 加地 祥文 木村 芳之
特任理事			栗本まさ子	栗本まさ子
年度 (監事)	平成23-24	平成25-26	平成27-28	平成29-30
監 事	岩上 一紘 佐藤ひさし 玉井 公宏	岩上 一紘 玉井 公宏 波岸 裕光	柴山 隆史 波岸 裕光 山根 晃	浦山 良雄 柴山 隆史 鈴木 一郎

創立後の歩み (年表)

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
昭和23 (1948)	<p>7.10 獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律公布 (法第116号)、即日施行。指令により日本獣医師会解散。</p> <p>8.10 社団法人日本獣医協会創立。会長に島村虎猪氏。事務所を千代田区代官町に置く。</p> <p>11.9 農林省指令第3467号により、社団法人日本獣医協会設立認可。</p> <p>12.20 日本獣医協会雑誌創刊。</p>	<p>7.12 へい獣処理場等に関する法律公布 (法第140号)。</p> <p>7.13 競馬法公布 (法第158号)。</p> <p>7.26 旧家畜伝染病予防法の一部を改正する法律公布 (法第188号)。</p> <p>7.29 薬事法公布 (法第197号)。</p> <p>7.- 種畜法公布 (法第155号)。</p> <p>10.8 動物医薬品等取締規則公布 (農林省令第92号)。</p> <p>11.30 獣医学教育基準、同施設基準決定 (大学基準協会)。</p> <p>12.- 馬匹去勢法を廃止する法律公布。 *第1回NHKのど自慢始まる。 *サマータイム実施。(昭和27年廃止)</p>
昭和24 (1949)	<p>3.29 第1回通常総会開催。初代会長に島村虎猪氏選任。</p> <p>5.9 獣医事審議会を設置し、第1回会議を開催。獣医事審議会内に家畜の日本脳炎研究委員会設置。</p> <p>9.2 獣医事審議会教育部会を設置、第1回会議を開催。</p> <p>10.31 家畜臨床集談会を東京大学にて開催。</p> <p>— 診療事業調整特別委員会設置。</p> <p>— 狂犬病予防対策特別委員会設置。</p> <p>— 獣医師倫理綱領の決定 (第4回獣医事審議会及び第5回理事会にて)。</p> <p>— 家畜共済団体診療事業と開業獣医師との業務調整が昭和24年における主要課題。</p>	<p>6.1 獣医師法公布 (法第186号)。</p> <p>6.8 農業災害補償法の一部改正 (法第201号)。</p> <p>6.10 家畜商法公布 (法第208号)。</p> <p>7.1 家畜衛生試験場北海道支場設置。</p> <p>8.- 牛の流行性感冒が長崎県下より発生。翌昭和25年大流行、28年終息。</p> <p>9.12 獣医師免許審議会令公布 (政令第330号)。</p> <p>10.19 旧家畜伝染病予防法の一部により、同法が牛の流行性感冒に適用される。 *湯川秀樹がノーベル物理学賞を受賞。</p>
昭和25 (1950)	<p>3.26 全国獣医師大会を大阪市にて開催 (~3.30)。獣医師倫理綱領を採択。決議は下記のとおり。</p> <p>① 官公庁、農業団体診療事業と開業獣医師との業務調整、獣医師診療類似行為の取締り、獣医業の拡充強化</p> <p>② 家畜衛生、公衆衛生行政の確立、獣医学教育の刷新、学術普及、倫理の確立</p> <p>3.29 第2回通常総会。</p> <p>5.9 家畜臨床部会が発足、第1回部会開催。</p> <p>8.25 獣医学教育年限延長について教育刷新審議会に要請。</p> <p>— 生物学的製剤事故調査委員会設置。</p> <p>10.17 牛の流行性感冒調査研究委員会設置、第1回同委員会開催。</p>	<p>3.18 家畜保健衛生所法公布 (法第12号)。</p> <p>4.5 「狂犬病撲滅対策要領」について農林・厚生事務次官通達。</p> <p>4.28 畜産局に薬事課新設。</p> <p>5.20 牧野法公布 (法第194号)。</p> <p>5.27 家畜改良増殖法公布 (法第209号)。</p> <p>8.26 狂犬病予防法公布 (法第247号)。</p> <p>10.5 狂犬病予防法の施行について厚生事務次官通達。</p> <p>11.- 新獣医師法による第1回獣医師国家試験施行。以降毎年1回3月に施行。 *朝鮮戦争勃発。 *金閣寺全焼。</p>
昭和26 (1951)	<p>— 厚生省・農林省に医薬分業反対の意見具申。</p> <p>2.2 家畜伝染病予防法改正、家畜共済制度の改革、診療</p>	<p>3.- ニューカッスル病関東地区に発生流行。</p>

年（西暦）	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>業務の全面開放、馬の伝貧対策について参議院農林委員会において陳述要望。</p> <p>2.6 第3回臨時総会開催。</p> <p>2.26 定款改正。農林省指令第545号をもって認可。会名を社団法人日本獣医師会に改称、正会員の資格を一種とし、会の運営の一部改正、代議員会の新設など。</p> <p>3.29 第1回代議員会及び第4回通常総会開催。会長に島村虎猪氏選任。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 畜牛結核調査委員会設置。 － 獣医師会館建設委員会設置。 － 獣医業推進委員会設置。 <p>11.30 獣医師会館文京区本郷2丁目3に竣工。落成式挙行（～12.1）。</p> <p>▼昭和26年度学術普及事業</p> <p>5.5 日本臨床獣医学会発足。学会長に黒沢亮助氏選任。</p> <p>5.8 家畜繁殖技術講習会を栃木にて開催（～5.12）。</p> <p>11.14 第1回日本臨床獣医学会が岐阜市岐阜大学にて開催。同学会において50年以上開業者表彰式挙行（11.13）。</p>	<p>5.31 新家畜伝染病予防法公布（法第166号）。</p> <p>6.30 家畜衛生試験場北陸支場設置。</p> <p>7.27 農業災害補償法による家畜共済の事故防止について農林事務次官通達。</p> <p>*サンフランシスコ講和条約、日米安保条約調印。</p>
<p>昭和27（1952）</p>	<p>1.23 日本獣医師会の事務所を文京区本郷2丁目3の新獣医師会館に移転。</p> <p>3.15 第2回代議員会及び第5回通常総会開催。</p> <p>5.8 馬の伝貧調査研究委員会設置、第1回同委員会開催。</p> <p>6.5 広報宣伝委員会設置。</p> <p>6.6 定款改正。農林省指令第1669号をもって認可。事務所の所在地を東京都千代田区内から文京区内に改正。</p> <p>7.3 狂犬病予防法改正委員会設置。</p> <p>9.11 家畜共済病傷害疾病の共済基準額変更反対の旨（8月28日第13回理事会、全国会長会議の決議）を、農林大臣、大蔵大臣、衆参農林委員会に陳情。</p> <p>8.- この8月から翌28年8月まで、家畜共済死廃病傷一元化試験実施（臨時特例法）をめぐる問題処理に重点が置かれ、全国獣医師大会、各種委員会を開催。</p> <p>▼昭和27年度学術普及事業</p> <p>6.22 第2回日本臨床獣医学会を東京大学にて開催。</p> <p>9.1 第3回日本臨床獣医学会を北海道大学にて開催。</p> <p>10.22 家畜繁殖技術講習会を秋田にて開催（～10.26）。</p>	<p>4.1 動物検疫所が独立。</p> <p>4.1 家畜伝染病予防法、犬の輸出入検疫規則の一部改正（伝貧、結核検査方法の一部改正）。</p> <p>4.1 家畜衛生試験場赤穂支場設置。</p> <p>4.1 北海道大学獣医学部設置。</p> <p>10.7 狂犬病予防特別対策について厚生事務次官通達。</p> <p>12.8 家畜死亡廃用共済と病傷共済一元化に関する協議会開催（農林省主催）。</p> <p>*手塚治虫「鉄腕アトム」連載開始。</p> <p>*ラジオドラマ「君の名は」放送。</p>
<p>昭和28（1953）</p>	<p>3.25 第3回代議員会及び第6回通常総会開催。会長に越智勇一氏選任。</p> <p>5.29 定款改正。農林省指令第1815号をもって認可。「第5条 獣医師であつて地方自治法第155条第2項の市における在住50名以上をもって組織する市獣医師（協）会の会員を正会員とする」に改正、「第10条 副会長を3名」に改正。</p>	<p>5.20 狂犬病予防法による犬の狂犬病予防注射実施について厚生事務次官通達。</p> <p>8.1 と畜場法公布（法第114号）。</p> <p>8.20 農業災害補償法に基づく家畜共済の臨時特例に関する法律公布（法第244号）（死廃病傷共済の一元</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>7.22 全国獣医師大会を千代田区神田日本教育会館にて開催。家畜共済に関する緊急問題を主要議題として、下記事項を決議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 獣医師制度の擁護 ② 家畜共済特別賦課金制度絶対反対 ③ 団体獣医師の待遇改善 ④ 獣医学教育制度の崩壊防止 ⑤ 有畜農民の自由と権利の擁護 <p>7.25 日本獣医師会国際獣医会議に加入し、日本委員会設置。越智会長が同会議に代表として出席。</p> <p>12.16 行政改革 (厚生省乳肉衛生課の廃止、家畜保健衛生所法の廃止) 及び法令改廃 (獣医師法第17条 犬、猫及び鶏の削除など) に対し反対陳情。翌29年4月まで阻止運動を行い、目的達成。</p> <p>▼昭和28年度学術普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会開催 (4-9回)。 	<p>化試験2年間実施を決定)。</p> <p>8.31 家畜伝染病予防法施行令公布 (政令第235号)。</p> <p>8.31 狂犬病予防法施行令公布 (政令第236号)。</p> <p>9.5 農業共済団体が開業獣医師を嘱託又は指定する場合の基準の農業保険課指示。</p> <p>*NHKが日本初のテレビ放送開始。 *ワトソンがDNAの二重螺旋構造を発表。</p>
<p>昭和29 (1954)</p>	<p>3.26 第4回代議員会及び第7回通常総会開催 (~3.27)。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 家畜共済臨時特例法特別委員会設置。 - 国際獣医会議国内委員会設置。 - 日本臨床獣医学会号創刊。 <p>9.17 第5回臨時代議員会及び第8回臨時総会開催 (~9.18)。定款改正が議題。</p> <p>▼昭和29年度学術普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会開催 (10-17回)。 	<p>3.- 乳牛繁殖障害防除事業実施。</p> <p>6.14 酪農振興法公布 (法第182号)。</p> <p>7.1 日本中央競馬会法公布 (法第205号)。</p> <p>11.- 京都府で炭疽局地的集団発生。</p> <p>12.- ニューカッスル病が大阪を中心に近畿地区に大発生。</p> <p>*米国がビキニ環礁で水爆実験。「第5福竜丸」が被ばく。 *東宝映画「ゴジラ」封切。</p>
<p>昭和30 (1955)</p>	<p>1.25 獣医師会館が港区赤坂青山1丁目に竣工、落成式挙行。日本獣医師会事務所を同所に移転。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 紫政会結成 (昭和39年12月、日本獣医師政治連盟と改称)。 <p>3.19 第6回代議員会及び第9回通常総会開催。会長に越智勇一氏選任。</p> <p>4.1 会館管理事業開始。</p> <p>4.- 家畜共済一元化に関する日本獣医師会の意見陳情。これに対し、6月24日、農林経済局長より回答 (30農経局1231号)。</p> <p>8.5 定款改正。農林省指令第2774号をもって認可。事務所の所在地を東京都文京区から港区内に改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 医薬分業問題に対する獣医師の業務について衆議院社会労働委員会公聴会にて陳述。 <p>8.18 獣医制度調査委員会設置。第1回同委員会開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 狂犬病対策特別委員会設置。 <p>▼昭和30年度学術普及事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会開催 (18-26回)。 <p>7.1 日本獣医公衆衛生学会発足。学会長に越智勇一氏選任。</p>	<p>4.21 家畜伝染病予防法の一部を腐蝕病に準用。</p> <p>7.29 農業災害補償法の一部を改正する法律公布 (法第95号) (死傷病傷共済の一元化)。</p> <p>8.1 農林省家畜衛生試験場に馬伝染性貧血研究部新設。</p> <p>8.27 養ほう振興法公布 (法第180号)。</p> <p>8.- この月、牛の流感が富山県に発生。昭和31、33、34年にも大流行し、35年終息。</p> <p>10.31 社団法人中央畜産会設立。</p> <p>*自民党と社会党による「55年体制」がスタート。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
昭和31 (1956)	<p>2.4 第1回日本獣医公衆衛生学会開催。</p> <p>3.21 第7回代議員会及び第10回通常総会開催。</p> <p>9.11 定款改正。農林省指令第3433号をもって認可。「第5条 正会員に都道府県獣医(師)協会及び地方自治法第155条第2項の市における在住50名以上をもって組織する市獣(師)協会」を追加したほか、一部現情勢に適応するよう改正。</p> <p>－ 乳房炎調査委員会設置。</p> <p>▼昭和31年度学術普及事業</p> <p>－ 日本臨床獣医学会開催(27-34回)。</p> <p>－ 日本獣医公衆衛生学会開催(2-8回)。</p>	<p>3.24 家畜伝染病予防法の一部改正(移動のための証明書、ブルセラ病検査など)。</p> <p>4.- 厚生省乳肉衛生課廃止。</p> <p>4.1 畜産局薬事課廃止。</p> <p>6.15 動物医薬品検査所設置。</p> <p>6.15 農林水産技術会議設置。</p> <p>10.22 大学設置基準(文部省令第28号)。</p> <p>11.24 第3回アジア獣疫会議を東京にて開催(~12.1)。</p> <p>－ 日本家畜人工授精師協会設立。</p> <p>*日本が国連に加盟。</p>
昭和32 (1957)	<p>3.27 第8回代議員会及び第11回通常総会開催。会長に黒澤亮助氏選任。</p> <p>－ 国際獣医学会国内委員会各専門部会設置。</p> <p>6.1 地方公務員獣医師の給与改善運動の結果、自治庁次長通達(自公発第51号)により、医療職給与表2が適用される。</p> <p>10.5 定款改正。農林省指令第4824号をもって認可。地方自治法の改正に伴い、第5条「地方自治法第155条第2項の市」を「地方自治法第252条の19の市」に改正。</p> <p>－ 家畜共済臨時特例法特別委員会において家畜共済診療内容の適正化について決議。</p> <p>▼昭和32年度学術普及事業</p> <p>－ 日本臨床獣医学会開催(35-42回)。</p> <p>－ 日本獣医公衆衛生学会開催(9-16回)。</p>	<p>5.- 乳牛栄養障害防除事業実施(農林省)。</p> <p>*ソ連、人類初の人工衛星「スプートニク1号」の打上げに成功。</p>
昭和33 (1958)	<p>3.24 第12回通常総会開催。</p> <p>12.15 定款改正。農林省指令第6841号をもって認可。地方会のみを正会員とする連合体組織に移行し、代議員及び代議員制度を廃止。</p> <p>▼昭和33年度学術普及及び補助事業</p> <p>－ 日本臨床獣医学会開催(43-51回)。</p> <p>－ 日本獣医公衆衛生学会開催(17-24回)。</p> <p>－ 日本獣医公衆衛生学会号創刊。</p> <p>全国公営競馬主催者協議会補助事業</p> <p>1.22 競走馬に関する獣医技術講習会を馬事公苑にて開催(~1.23)。</p>	<p>3.31 農学関係学部設置基準要綱(大学基準協議会制定)。</p> <p>4.- 牛乳品質改善事業実施(農林省)。</p> <p>*東京タワーが完成。</p>
昭和34 (1959)	<p>3.27 第13回通常総会。会長に越智勇一氏選任。社団法人日本獣医師会に部会を設置[開業部会(後に大動物、小動物部会に分かれる)、家畜共済部会、公衆衛生部会、畜産及び家畜衛生部会、教育研究部会]。</p> <p>12.23 農業共済団体指定及び嘱託獣医師制度の改正案に対</p>	<p>4.- 厚生省乳肉衛生課再設置。</p> <p>7.- 動物虐待防止法制定の請願運動を日本動物愛護協会が開始。</p> <p>10.- 牛の流行熱研究委員会設置(農林省)。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>し、指定方法の趣旨が獣医師及び獣医学の本質、倫理上原則的に反するとして反対決議、陳情。</p> <p>－ 家畜共済特別委員会設置。</p> <p>▼昭和34年度学術普及及び補助事業</p> <p>－ 日本臨床獣医学会開催 (52-60回)。</p> <p>－ 日本獣医公衆衛生学会開催 (25-32回)。</p> <p>全国公営競馬主催者協議会補助事業</p> <p>5.28 競走馬に関する獣医技術講習会を佐賀市にて開催。</p> <p>9.10 競走馬に関する獣医技術講習会を札幌市にて開催 (~9.11)。</p>	<p>10.2 第1回極東家畜改良会議。</p> <p>*皇太子殿下御成婚。「ミッチー・ブーム」起こる。</p>
昭和35 (1960)	<p>3.27 第14回通常総会。獣医制度調査委員会にて獣医療法 (仮称) 制定に関する検討を開始。</p> <p>11.4 獣医師免許制度75周年記念全国獣医師大会。各地区において記念獣医師大会、中央においては、同日、日本都市センターホール及び赤坂プリンスホテルにおいて記念式典、功労者表彰及び祝宴を挙げる。テレビ、ラジオ、新聞など広報宣伝を実施。</p> <p>▼昭和35年度学術普及及び補助事業</p> <p>－ 日本臨床獣医学会開催 (61-70回)。</p> <p>－ 日本獣医公衆衛生学会開催 (33-41回)。</p> <p>全国公営競馬主催者協議会補助事業</p> <p>3.16 競走馬に関する獣医学術講習会を東京、船橋市にて開催 (~3.18)。</p> <p>4.25 競走馬に関する獣医学術講習会を神戸市にて開催。</p>	<p>3.19 農業共済団体指定及び嘱託獣医師設置要綱の制定。農林経済局長通達。</p> <p>4.1 養鶏振興法公布 (法第49号)。</p> <p>4.15 家畜保健衛生所法施行10周年記念大会。</p> <p>8.10 薬事法公布 (法第145号)。</p> <p>*安保反対闘争起こる。</p> <p>*カラーテレビの本放送開始。</p>
昭和36 (1961)	<p>3.27 第15回通常総会。会長に堀本宜実氏選任。</p> <p>9.7 獣医制度調査委員会及び全国獣医師会会長会議において、獣医療法制定などに関する要綱案作成。</p> <p>9.7 家畜共済診療点数制の改正、家畜共済掛金病傷部分の1/2国庫負担実現並びに雇入獣医師手当単価増額に関する陳情 (全国獣医師会会長会議決議)。</p> <p>11.27 第3回全国獣医師大会を港区赤坂公会堂にて開催。決議及び陳情は下記のとおり。</p> <p>① 家畜共済診療点数の即時改正</p> <p>② 家畜共済病傷掛金国庫負担の実現</p> <p>③ 雇入獣医師手当単価の増額</p> <p>④ 獣医業制度の確立</p> <p>⑤ 獣医学教育年限の延長</p> <p>⑥ 狂犬病予防法の強化徹底</p> <p>▼昭和36年度学術普及及び補助事業</p> <p>－ 日本臨床獣医学会開催 (71-79回)。</p> <p>－ 日本獣医公衆衛生学会開催 (42-49回)。</p> <p>－ 農業共済団体指定獣医師等講習会及び病傷共済運営改善協議会開催 (青森県以下17県を対象。農林省と共催)。</p>	<p>2.1 動物医薬品等取締規則公布 (農林省令第3号)。</p> <p>4.15 畜産の近代化、多頭羽飼育に対する家畜衛生対策指示 (全国家畜衛生主任者会議、農林省)。</p> <p>6.12 農業基本法公布、施行。</p> <p>11.6 農林水産技術会議改組 (家畜衛生試験場を畜産局の所掌から除外)。</p> <p>－ 畜産振興事業団設立。</p> <p>*ソ連ガガーリンが世界初の有人宇宙飛行に成功。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>全国公営競馬主催者協議会補助事業</p> <p>10.18 競走馬に関する学術講習会を高知市にて開催 (~10.19)。</p> <p>11.16 競走馬に関する学術講習会を栃木西那須、宇都宮市にて開催 (~11.18)。</p>	
<p>昭和37 (1962)</p>	<p>— 開業獣医師の実態調査実施。</p> <p>3.24 第16回通常総会開催。家畜共済制度改正促進方を農林省ほか関係各方面へ要請。</p> <p>4.30 臨時組織財政調査会設置。獣医学教育年限延長について中央教育審議会に要請。</p> <p>— 獣医師会館の移築 (都市計画環状3号線道路建設に伴う敷地の一部 [道路面約100坪] 売却、獣医師会館の後方移築)。</p> <p>11.27 第4回全国獣医師大会を新宿区安田生命ホールにて開催。決議及び陳情は下記のとおり。</p> <p>① 獣医師関係諸制度の改革</p> <p>② 家畜共済制度の抜本的改正</p> <p>③ 獣医師の経済的社会的地位の確立</p> <p>④ 獣医学教育年限延長</p> <p>⑤ 家畜防疫民間協力態勢の強化</p> <p>⑥ 狂犬病予防の強化徹底</p> <p>▼昭和37年度学術普及及び委託事業</p> <p>— 日本臨床獣医学会開催 (80-90回)。</p> <p>9.23 小動物臨床獣医学会を日本臨床獣医学会内に設置。第1回を東京九段会館にて開催。以後、毎年1回開催。</p> <p>— 日本獣医公衆衛生学会開催 (50-58回)。</p> <p>農林省委託事業</p> <p>— 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (青森県以下17県対象)。</p>	<p>4.- 病性鑑定施設設置事業実施 (病理、生化学、農林省)。</p> <p>7.12 多頭羽飼育に伴う多発疾病対策協議会 (農林省)。</p> <p>8.1 地方競馬全国協会設立。</p> <p>*東京が世界初の1,000万都市になる。</p> <p>*キューバ危機起こる。</p>
<p>昭和38 (1963)</p>	<p>2.23 第17回通常総会開催。会長に堀本宜実氏選任。</p> <p>— 獣医師関係諸制度の改革案を決定 (獣医制度調査委員会、理事会、通常総会承認)。</p> <p>8.14 第17回世界獣医会議 (ハノーバー) に日本獣医師会代表・越智勇一氏ほか13名参加 (~8.21)。</p> <p>9.14 家畜共済制度の抜本的改正に関する基本方針を理事会にて成案。</p> <p>10.13 緊急全国獣医師会会長会議。決議及び陳情は下記のとおり。</p> <p>① 家畜共済制度の抜本的改正の速やかな実施と家畜共済掛金に対する病傷部分の国庫負担の実現</p> <p>② 畜産の経営形態の変化に即応する家畜衛生体制の確立</p> <p>③ 新しい社会情勢に即応する獣医師関係諸制度の改正</p>	<p>5.20 家畜保健衛生所再編整備方針 (農林省畜産局長通達)。</p> <p>5.- 家畜集団衛生推進事業実施 (農林省)。</p> <p>7.24 家畜共済加入促進運動展開 (農林省経済局長指示)。</p> <p>8.14 第17回世界獣医学大会 (ドイツ・ハノーバー) 開催 (~8.21)。</p> <p>— 日本動物薬事協会創立。</p> <p>— 日本養豚協会創立。</p> <p>*ザ・ビートルズ旋風が世界中に巻き起こる。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>④ 獣医師の社会的地位の確立 ⑤ 家畜防疫に対する民間協力体制の強化 ⑥ 狂犬病予防及び犬取締行政の強化徹底</p> <p>▼昭和38年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会開催 (91-101回)。 - 日本獣医公衆衛生学会開催 (59-67回)。 - 日本獣医畜産学会発足。第1回を福島市で開催。学会長に木塚静雄氏。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (佐賀県以下17県対象)。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 獣医畜産技術向上講習会開催 (25地方会対象)。 - 獣医師会館に図書室、閲覧室 (24坪2階建) を増築。 <p>10.- 獣医師の実態調査実施 (~翌39.2)。調査対象は、開業獣医師、団体、会社の診療従事獣医師2,000名。</p>	
<p>昭和39 (1964)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 海外技術協力促進委員会設置。 2.29 第18回通常総会開催。 4.6 獣医学科の新・増設反対を文部省に陳情。 11.7 家畜共済診療点数表改正を農林大臣、農林省経済局長及び畜産局長に要請。 12.- 紫政会を日本獣医師政治連盟と改称。 <p>▼昭和39年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会開催 (102-111回)。 - 日本獣医公衆衛生学会開催 (68-75回)。 - 日本獣医畜産学会開催 (2-3回)。 - 小動物技術向上講習会開催 (6地区)。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (8地区対象)。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 獣医畜産技術向上講習会開催 (21地方会対象)。 <p>9.1 家畜疾病発生状況調査を全国8地区48市町村を対象に実施 (~翌40.2.28)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1.27 酪農学園大学獣医学科新設。 4.- ひな白痢自衛防疫推進事業実施 (農林省)。 6.22 家畜共済制度改正の骨子成案 (全国農業共済協会)。 9.29 獣医師法施行規則の一部改正 (申請手続の改正)。 <p>* 東海道新幹線開通。 * 東京オリンピック開催。</p>
<p>昭和40 (1965)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2.27 第19回通常総会開催。会長に堀本宜実氏選任。 4.1 日本獣医師会学会規程の制定。 10.10 農林省試案「家畜共済制度改正の構想」に対する要望書提出。 10.30 獣医学大学、学科の新・増設反対を文部省に要請。 <p>▼昭和40年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会開催 (112-121回)。 - 日本獣医公衆衛生学会開催 (76-84回)。 - 日本獣医畜産学会開催 (4-7回)。 - 小動物技術向上講習会開催 (6地区)。 <p>農林省委託事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 競走馬理化学研究所創立。 8.- 岩手県に炭疽発生。 8.- ニューカッスル病が大分県から発生、大流行。 8.25 狂犬病予防法公布15周年記念事業。 10.- 農林省家畜共済制度改正の構想公表。 10.- 家畜共済中央協議会 (~翌41.7)。全国農業共済協会にて家畜共済制度改正検討、要綱化、実施の具体

年（西暦）	主要事項	関連事項及び一般事項
	<ul style="list-style-type: none"> － 農業共済団体指定獣医師等講習会開催（8地区対象）。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> － 獣医畜産技術向上講習会開催（24地方会対象）。 	<p>化。</p> <p>11.2 炭疽防疫実施について農林省衛生課通知。</p> <p>11.5 家畜保健衛生所の再編整備方針について農林事務次官通達。</p> <p>* 朝永振一郎がノーベル物理学賞を受賞。</p>
<p>昭和41（1966）</p>	<p>2.28 第20回通常総会開催。</p> <p>4.1 図書出版事業開始。</p> <p>9.1 新家畜共済制度の運営、実施に対し、農林大臣に要請。</p> <p>11.7 新家畜共済制度普及説明会開催。</p> <p>11.18 家畜共済診療点数表の改正陳情（全国獣医師会会長会議決議）。</p> <p>▼昭和41年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> － 日本臨床獣医学会開催（122－131回）。 － 日本獣医公衆衛生学会開催（85－92回）。 － 日本獣医畜産学会開催（8－12回）。 － 小動物技術向上講習会開催（7地区）。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> － 農業共済団体指定獣医師等講習会開催（8地区）。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> － 獣医畜産技術講習会開催（27地方会対象）。 	<p>1.25 北里大学畜産学部獣医学科新設。</p> <p>3.22 ニューカッスル病発生に伴う食鳥処理について指導通達。</p> <p>3.26 獣医師法施行規則の一部改正（手数料等の改正）。</p> <p>4.- 家畜衛生技術総合指導対策事業実施（農林省）。</p> <p>5.- 牛の流行性感冒が静岡県より発生、大流行。11月終息。</p> <p>6.- 動物保護管理法案制定促進運動展開（全日本動物愛護団体協議会）。</p> <p>6.- ニューカッスル病が6～7月にかけて大流行。</p> <p>7.9 農業災害補償法一部改正（家畜共済制度の改正）（法第125号）。</p> <p>8.22 第1回家畜衛生週間実施（～8.28）。</p> <p>* 「いざなぎ景気」始まる。</p> <p>* ビートルズ来日。</p>
<p>昭和42（1967）</p>	<p>2.28 第21回通常総会。会長に堀本宜実氏選任。</p> <p>5.26 定款改正。農林省指令第110号をもって認可。第4条（京都、神戸及び名古屋3市獣医師会を正会員に追加）及び第12条、第17条（理事定数1名増加、事務局長の任免は理事会の承認）の改正。</p> <p>7.- 自衛防疫促進事業に対し、協力体制を整備するとともに豚コレラ自衛予防注射の実施と耳標の国会取扱い及び行使により責任体制を整備。</p> <p>11.1 家畜共済診療点数改正について要請。</p> <p>11.15 第5回全国獣医師大会を日本都市センターホールにて開催。決議及び陳情は下記のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家畜共済診療点数の即時改正 ② 自衛防疫の拡充強化 ③ 産業家畜診療体制の改善 ④ 獣医事に関する諸制度の改革 ⑤ 野犬対策の強化徹底 <p>▼昭和42年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> － 日本臨床獣医学会開催（132－141回）。 － 日本獣医公衆衛生学会開催（93－101回）。 － 日本獣医畜産学会開催（13－18回）。 	<p>1.- 1月と3月にニューカッスル病が全国的に発生。</p> <p>2.- 豚コレラ予防液製造材料豚の屍体違法処理事件発生。</p> <p>4.- 家畜共済新制度実施。家畜共済特定損害防止事業始まる。</p> <p>4.- 自衛防疫促進事業実施（豚コレラ、ニューカッスル病）。</p> <p>7.17 第18回世界獣医学大会（フランス・パリ）開催（～7.22、越智勇一氏ほか25名が参加）。</p> <p>8.21 第2回家畜衛生週間実施（～8.27）。</p> <p>10.2 OIE - FAOアジア極東地域獣疫会議開催（～10.9）。</p> <p>10.2 食品衛生法及びと畜場法関係法令規則の一部改正（政令第324号、厚生省令43号）。</p> <p>* 「公害」が社会問題化する。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<ul style="list-style-type: none"> － 小動物技術向上講習会開催 (7地区)。 農林省委託事業 <ul style="list-style-type: none"> － 農業共済団体指定獣医師等講習会 (8地区)。 地方競馬全国協会補助事業 <ul style="list-style-type: none"> － 獣医畜産技術向上講習会開催 (23地方会対象) － 軽種馬講習会開催 (3カ所)。 	
昭和43 (1968)	2.29 第22回通常総会開催。 3.30 自衛防疫に関する打合せ会議開催。 ー 家畜伝染病予防法に基づく都道府県の実施する豚コレラ予防注射済耳標の規格統一、本会検定を実施。 11.9 日本獣医師会創立20周年記念式典を千代田区東京ヒルトンホテルにて挙行。功労者表彰及び祝宴。 ▼昭和43年度学術普及及び委託・補助事業 <ul style="list-style-type: none"> － 日本臨床獣医学会開催 (142-150回)。 － 日本獣医公衆衛生学会開催 (102-109回)。 － 日本獣医畜産学会開催 (19-23回)。 － 小動物技術向上講習会開催 (2地区)。 農林省委託事業 <ul style="list-style-type: none"> － 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (8地区)。 地方競馬全国協会補助事業 <ul style="list-style-type: none"> － 獣医畜産技術向上講習会開催 (24地方会対象)。 － 競馬場獣医師研修会開催 (5カ所)。 － 自衛防疫推進家畜衛生技術研修会を柏崎市家畜衛生試験場北陸支場にて開催 (3回、6日間、各県1名)。 	<ul style="list-style-type: none"> ー 自衛防疫体制の推進強化。 5.- 衆参農林水産委員会で家畜衛生の充実を決議。 ー 獣医麻酔研究会設立。 6.- 家畜共済薬価基準表改訂。 8.- 第3回家畜衛生週間。 9.- 家畜伝染病予防法の一部改正を公布。 9.- 野犬一掃月間を全国的に展開。 *日本をはじめ世界各地で大学紛争が活発化。 *川端康成がノーベル文学賞を受賞。
昭和44 (1969)	3.19 第23回通常総会開催。会長に館澤圓之助氏選任。 7.2 獣医制度調査委員会開催 (獣医師法及び家畜伝染病予防法の改正)。 9.19 本会敷地の代替地について東京都知事に要請。 ー 各部会開催 (大動物、小動物、家畜共済、公衆衛生、畜産・家畜衛生、教育・研究の各部会)。 ▼昭和44年度学術普及及び委託・補助事業 <ul style="list-style-type: none"> － 日本臨床獣医学会開催 (151-160回)。 － 日本獣医公衆衛生学会開催 (110-118回)。 － 日本獣医畜産学会開催 (24-28回)。 － 小動物講習会開催 (7地区)。 － 獣医公衆衛生講習会開催 (4地区)。 農林省委託事業 <ul style="list-style-type: none"> － 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (8地区)。 地方競馬全国協会補助事業 <ul style="list-style-type: none"> － 獣医畜産技術向上講習会開催 (24地方会対象)。 － 競馬場獣医技術研修会開催 (6カ所)。 － 自衛防疫推進家畜衛生技術研修会を柏崎市家畜衛生試験場北陸支場にて開催 (4回、6日間)。 － 家畜衛生知識普及推進事業実施。 － 自衛防疫普及事業実施。 	3.- 牛流感が全国的に発生。 ー 東京畜犬KK問題起こる。 ー 英国に狂犬病発生。 10.- 第1回海外伝染病防疫演習が愛知県で開催。 ー 動物用医薬品等取締規則の一部改正 (要指示医薬品)。 *米国の「アポロ11号」が月着陸に成功。

年（西暦）	主要事項	関連事項及び一般事項
昭和45（1970）	<p>3.19 第24回通常総会開催。</p> <p>7.29 家畜共済診療点数の改正に関し農林省経済局長及び畜産局長に要望。</p> <p>9.26 狂犬病予防法施行20周年記念式典を東京ヒルトンホテルにて挙。表彰及び祝宴。</p> <p>10.19 家畜伝染病予防法の改正について畜産局長に要望。</p> <p>11.10 公務員獣医師の待遇改善について都道府県知事に要請。</p> <p>11.24 獣医学教育年限を6年に延長する旨を文部、農林、厚生各省に陳情。</p> <p>▼昭和45年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> － 日本臨床獣医学会開催（161－169回）。 － 日本獣医公衆衛生学会開催（119－126回）。 － 日本獣医畜産学会開催（29－33回）。 － 小動物講習会開催（8地区）。 － 獣医公衆衛生講習会開催（5地区）。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> － 農業共済団体指定獣医師等講習会開催（7地区）。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> － 競馬場獣医師研修会開催（3カ所）。 － 自衛防疫獣医師研修会開催（15地方会対象）。 － 自衛防疫普及事業実施。 	<ul style="list-style-type: none"> － 牛乳の農薬残留問題起こる。 － 乳房炎治療注入剤に着色剤添加。 － 総合農政の基本方針を発表。 <p>6.- 装蹄師法廃止。</p> <ul style="list-style-type: none"> － メキシコ政府獣医官の来日交流。 － 米国でマレック病新ワクチン開発。 <p>10.- 衛生検査技師法の一部を改正する法律施行令の公布。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 飼料添加物公定書の策定。 <p>*大阪万国博覧会開催。</p>
昭和46（1971）	<ul style="list-style-type: none"> － 各部会開催（大動物、小動物、家畜共済、教育及び研究、畜産及び家畜衛生の各部会）。 <p>1.20 獣医師法改正方について畜産局長に要請。</p> <p>1.20 動物保護法案の成立促進について、内閣委員会委員長、自民党内閣部会長ほか要請。</p> <p>1.28 家畜保健衛生所勤務獣医師の待遇改善について自治省財政局長に要請。</p> <p>2.2 農災法改正について農林省経済局長に要望。</p> <p>3.23 第25回通常総会開催。会長に館澤圓之助氏選任。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 臨時家畜共済診療点数改正委員会設置。 <p>6.10 家畜共済診療点数改正に関する要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 臨時組織財政調査会開催。 <p>7.19 沖縄獣医師会を定款第5条「正会員の都道府県獣医師会」として入会を承認。</p> <p>10.4 三里塚の獣医学実地教育創始記念碑の移転について要請。</p> <p>11.26 臨時全国獣医師会会長会議。決議及び陳情は下記のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家畜共済診療点数等の改正 ② 獣医学教育年限を6年に延長 ③ 産業動物衛生対策の確立 ④ 公務員獣医師並びに団体職員の待遇改善 ⑤ 動物保護管理法の制定促進 ⑥ 獣医師に対する金融措置 	<p>1.- 衛生検査技師法の一部を改正する法律公布。</p> <p>2.- 家畜伝染病予防法の一部改正（国会附帯決議）。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 全日本小動物臨床獣医師協議会発会。 <p>8.- 第19回世界獣医学大会（メキシコ・メキシコシティ）開催（北昂氏ほか20名が参加）。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 馬のインフルエンザが各地で発生。 － 家畜共済制度の一部改正。 <p>*「仮面ライダー」放送開始。</p> <p>*環境庁発足。</p> <p>*日清「カップヌードル」発売。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>⑦ 畜産物、特に牛肉の自由化阻止</p> <p>— 臨時組織財政調査会第1次答申。</p> <p>▼昭和46年度学術普及及び委託・補助事業</p> <p>— 日本臨床獣医学会開催 (170-179回)。</p> <p>— 日本獣医公衆衛生学会開催 (127-134回)。</p> <p>— 日本獣医畜産学会開催 (34-38回)。</p> <p>— 小動物講習会開催 (7地区)。</p> <p>— 小動物中央講演会開催 (1カ所)。</p> <p>— 獣医公衆衛生講習会開催 (6地区)。</p> <p>農林省委託事業</p> <p>— 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。</p> <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <p>— 競馬場獣医師研修会開催 (4カ所)。</p> <p>— 自衛防疫獣医師研修会開催 (15地方会対象)。</p> <p>— 自衛防疫普及事業実施。</p> <p>— 育成肥育乳用雄子牛の緊急衛生技術指導対策事業実施。</p>	
昭和47 (1972)	<p>3.28 第26回通常総会開催。沖縄本土復帰に伴い、沖縄県獣医師会は日本獣医師会の正会員となる。</p> <p>— 本会代替地に関し、都より内示。</p> <p>▼昭和47年度学術普及及び委託・補助事業</p> <p>— 日本臨床獣医学会開催 (180-189回)。</p> <p>— 日本獣医公衆衛生学会開催 (135-142回)。</p> <p>— 日本獣医畜産学会開催 (39-43回)。</p> <p>— 小動物講習会開催 (8地区)。</p> <p>— 獣医公衆衛生講習会開催 (7地区)。</p> <p>農林省委託事業</p> <p>— 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。</p> <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <p>— 競馬場獣医師研修会開催 (3カ所)。</p> <p>— 自衛防疫獣医師研修会開催 (14地方会対象)。</p> <p>— 自衛防疫普及事業実施。</p> <p>— 乳用雄肥育素牛衛生技術指導事業実施。</p> <p>— 乳用雄肥育素牛の初乳飲用効果調査事業実施。</p>	<p>1.- 越智勇一氏が日本学術会議会長に就任。</p> <p>4.- と畜場法施行規則の一部改正。</p> <p>4.- 動物用医薬品等取締規則の一部改正。</p> <p>— 全国農業協同組合連合会発足。</p> <p>— 家畜畜産物衛生指導協会の整備推進。</p> <p>8.- 牛の異常産発生。</p> <p>— 動物用医薬品等取締規則の大幅改正 (要指示医薬品)。</p> <p>10.- 農林省畜産局長より文部省大学学術局長宛に獣医学教育年限延長について要望。</p> <p>11.- OIE・FAO共催のアジア・オセアニア地域獣疫会議を東京にて開催。</p> <p>*ニクソン大統領が訪中。米中関係が正常化へ。</p> <p>*沖縄返還。</p> <p>*恩賜上野動物園でジャイアントパンダ「カンカン」「ランラン」飼育開始。</p>
昭和48 (1973)	<p>1.12 第1回獣医師会館建設準備委員会開催。</p> <p>1.24 獣医師会館建設につき、都交通局の申入れにより事態が変化。三菱地所から都市計画法に基づく特定街区開発計画により該敷地の払下げ申請を提出。</p> <p>2.2 獣医師会館建設につき、三菱地所より特定街区開発計画について協力方要請。</p>	<p>— 石油蛋白が問題化。</p> <p>— 牛の異常産が前年より続く (アカバネ病)。</p> <p>— 家畜の耐性菌研究会発足。</p> <p>7.- 産業動物獣医師総合対策検討会開催 (農林省)。</p>

年 (西曆)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>2.24 第2回獣医師会館建設準備委員会開催。</p> <p>3.20 家畜共済制度改正特別委員会第1次答申案まとまる。</p> <p>3.30 第27回通常総会開催。会長に中村寛氏選任。</p> <p>8.3 家畜共済特別委員会開催 (11.16にも開催)。</p> <p>8.18 第28回臨時総会開催。</p> <p>— フランス国獣医師団の来日に伴う親善交歓実施。</p> <p>— V.J.B.Beveridge世界獣医協会会長が来日。</p> <p>— 都交通局が青山敷地を払い下げ、取得。</p> <p>9.17 獣医学教育年限延長対策懇談会開催。</p> <p>9.22 獣医制度調査委員会開催。</p> <p>9.26 家畜用配合飼料の原料表示の法制化について農林省畜産局に要望。</p> <p>— 本会敷地、建物などを処分。</p> <p>11.6 動物の保護及び管理に関する法律の制定に伴う動物保護審議会の委員について、内閣総理大臣、総理府、畜産局に要望。</p> <p>— 本会事務所を港区南青山7丁目2番10号青康ビル4階に移転。</p> <p>12.4 三菱地所と新獣医師会館建設に関する覚書を締結。</p> <p>12.6 全国獣医師会長会議の決議に基づき、関係各省、国会等に陳情 (政府予算に対する要望、家畜共済に関する緊急要望、獣医学教育年限延長に関する要望等)。</p> <p>12.13 薬価基準及び診療点数表の即時改訂方を、農林省経済局長及び保険業務課長に要望。</p> <p>12.20 薬価基準及び診療点数表の即時改訂方を農林大臣に要望。</p> <p>▼昭和48年度学術普及及び委託・補助事業</p> <p>— 日本臨床獣医学会開催 (9地区)。</p> <p>— 日本獣医公衆衛生学会開催 (8地区)。</p> <p>— 日本獣医畜産学会開催 (5地区)。</p> <p>— 小動物講習会開催 (7地区)。</p> <p>— 獣医公衆衛生講習会開催 (8地区)。</p> <p>— 第1回魚病講習会を東京・讃岐会館にて開催 (3日間)。</p> <p>農林省委託事業</p> <p>— 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。</p> <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <p>— 競馬場獣医師研修会開催 (4カ所)。</p> <p>— 自衛防疫獣医師研修会開催 (15地方会対象)。</p> <p>— 家畜衛生情報編集配布事業。</p>	<p>10.- 動物の保護及び管理に関する法律の制定、公布。</p> <p>11.- 豚水胞病の発生。</p> <p>*第1次石油ショックによる経済危機起こる。</p> <p>*江崎玲於奈がノーベル物理学賞を受賞。</p>
<p>昭和49 (1974)</p>	<p>3.10 日中農業農民交流協会代表訪中団に浦野菊男氏が参加 (~3.20)。</p> <p>3.20 第29回通常総会開催。</p> <p>5.14 家畜共済特別委員会開催 (~5.15)。会長諮問事項</p>	<p>1.- 輸入ザルの赤痢菌問題。</p> <p>1.24 農業共済再保険審査会薬価基準関係調査委員会開催 (~1.25)。緊急措置として家畜共済診療点数表</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>に対する最終答申案の取りまとめ。</p> <p>6.7 家畜共済診療点数の改正、特に技術料の大幅引上げについて農林経済局長に要望。</p> <p>7.15 東京・青山1丁目特定街区計画の承認決定。</p> <p>7.- 家畜共済診療点数表の改正に関する検討委員会開催。</p> <p>— 定款改正認可される。</p> <p>11.9 獣医学教育年限について促進方を文部省に要請。</p> <p>11.19 獣医学教育年限延長対策委員会開催。</p> <p>11.27 獣医制度調査委員会開催。獣医師法一部改正に関する最終案の取りまとめ。</p> <p>12.1 獣医師福祉共済制度が発足。</p> <p>12.3 第82回理事会開催。獣医師法一部改正に関する本案を決定。</p> <p>12.5 獣医師問題国会議員連盟総会に全国の獣医師会長出席。当面の獣医師問題を中心に解決促進方要望。</p> <p>▼昭和49年度学術普及及び委託・補助事業</p> <p>— 日本臨床獣医学会開催 (10地区)。</p> <p>— 日本獣医公衆衛生学会開催 (9地区)。</p> <p>— 日本獣医畜産学会開催 (6地区)。</p> <p>— 小動物講習会開催 (7地区)。</p> <p>— 獣医公衆衛生講習会開催 (8地区)。</p> <p>農林省委託事業</p> <p>— 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。</p> <p>— 家畜衛生新技術伝達普及事業実施。</p> <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <p>— 自衛防疫獣医師研修会開催 (14地方会対象)。</p> <p>— 繁殖障害防除技術研修会開催 (7地方会対象)。</p> <p>— 家畜衛生資料編集配布事業実施。</p>	<p>附表薬価基準表の改正とその施行時期の繰り上げ。</p> <p>2.- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正。</p> <p>3.- 動物用医薬品の再評価作業開始。</p> <p>4.- 動物の保護及び管理に関する法律施行。</p> <p>7.- 産業動物獣医師総合対策検討会 (農林省) 開催。</p> <p>9.29 日中友好協会中国建国25周年国慶節祝賀代表団に杉山文男氏が参加 (~10.15)。</p> <p>12.- 牛のIBRが各地で発生。 * 佐藤栄作がノーベル平和賞を受賞。 * プロ野球長嶋茂雄引退。</p>
昭和50 (1975)	<p>2.4 三菱地所及び本会の首脳会談開催。ビル建設計画を変更。</p> <p>2.26 獣医学教育年限延長対策委員会開催。</p> <p>3.14 第30回通常総会開催。会長に中村寛氏選任。</p> <p>3.28 獣医学教育改善に関する要望書を文部省、農林省、国会に提出。</p> <p>6.19 飼料の品質改善に関する法律の一部改正について国会に要請。</p> <p>7.15 家畜共済制度の改善に関する農林経済局との懇談会開催 (10.24にも開催)。</p> <p>8.29 獣医学教育年限延長対策委員会。</p> <p>10.24 獣医師問題国会議員連盟懇談会にて獣医学教育年限延長の推進方を要請。</p> <p>11.28 新青山ビルディングの建設に伴う地鎮祭を三菱地所、日本獣医師会の共催で挙げる。</p> <p>▼昭和50年度学術普及及び委託・補助事業</p> <p>— 日本臨床獣医学会開催 (10地区)。</p>	<p>2.- 産業動物獣医師総合対策検討会の報告まとまる。</p> <p>— 動物用医薬品等取締規則の改正 (要指示医薬品)。</p> <p>5.- 豚水疱病が家畜伝染病予防法の法定伝染病となる。</p> <p>6.- 飼料安全法可決成立。</p> <p>7.6 第20回世界獣医学大会 (ギリシヤ・テッサロニキ) 開催 (~7.12、椿精一氏ほか26名が参加)。</p> <p>10.- Campbell教授獣医学教育視察来日。</p> <p>— 日中獣医畜産技術交流盛んとなる。</p> <p>— 農業災害補償法改正を政府で検討。</p> <p>12.- 全国家畜畜産物衛生指導協会設立</p>

年 (西曆)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<ul style="list-style-type: none"> - 日本獣医公衆衛生学会開催 (9地区)。 - 日本獣医畜産学会開催 (6地区)。 - 小動物講習会開催 (7地区)。 - 小動物技術中央講習会開催 (放射線の被曝防護講習会/2カ所)。 - 獣医公衆衛生講習会開催 (6地区)。 - 第2回魚病講習会が静岡県浜名湖・東京大学水産実験所にて開催 (3日間)。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (6地区)。 - 家畜衛生新技術伝達普及事業実施。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 繁殖障害防除技術研修会開催 (15地方会対象)。 - 家畜衛生資料編集配布事業実施。 - 家畜衛生史作成資料収集事業実施。 	<p>総会。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 犬及び猫の飼養及び保管に関する基準告示。 <p>* ベトナム戦争終結。 * 沖縄国際海洋博覧会開催。</p>
<p>昭和51 (1976)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2.4 獣医学教育年限延長対策委員会開催。 2.27 獣医師問題国会議員連盟懇談会にて獣医学教育年限延長の推進方を要請。 3.27 第31回通常総会開催。 4.27 獣医師問題国会議員連盟懇談会にて、薬種商、獣医学教育、獣医師法改正、保健所法施行令改正等の諸問題について要請。 6.16 新青山ビルディング建設認可。 6.22 獣医師法制定50周年記念全国獣医師大会を東京・砂防会館にて挙行。功労者表彰の実施。同大会における議題及び決議は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ① 学部6年制獣医学教育を速やかに実施 ② 獣医師法を速やかに改正 ③ 動物保護法の積極的推進 ④ 家畜共済制度の改善 ⑤ 産業動物自衛防疫体制の強化 ⑥ 動物薬種商制度の改善 6.30 農林省経済局及び本会主脳との懇談会。家畜共済制度の改善について要請。 7.3 新青山ビルディング建設着工。 7.9 厚生省及び本会主脳との懇談会開催。保健所法施行令改正について要請。 7.28 畜産局及び本会主脳との懇談会。獣医学教育問題、獣医師法改正、薬種商問題等について要請。 9.24 全国獣医師会会長会議開催。飼料安全法の施行に伴う対策について協議。 10.22 獣医師問題国会議員連盟役員会。獣医学教育年限の延長等について要請。 10.27 薬種商問題対策委員会開催。 <p>▼昭和51年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会開催 (10地区)。 	<ul style="list-style-type: none"> 2.17 全国公衆衛生獣医師職員協議会設立総会。 2.- アジア獣医師会連合の結成準備会 (フィリピン・マニラ) 開催。 5.- 畜産局衛生課に薬事室新設。 5.- 農業災害補償法等を一部改正する法律が成立。 7.- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (飼料安全法) の公布。 10.- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定。 11.- 保健所法施行令の一部改正。 12.- 豚コレラ年間無発生。 - 展示動物等の飼養及び保管に関する基準告示。 <p>* ロッキード事件。 * 「およげ! たいやきくん」が大ヒット。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<ul style="list-style-type: none"> - 日本獣医公衆衛生学会開催 (9地区)。 - 日本獣医畜産学会開催 (9地区)。 - 小動物講習会開催 (8地区)。 - 小動物技術中央講習会開催 (放射線の被曝防護講習会/2カ所)。 - 獣医公衆衛生講習会開催 (8地区)。 - 第3回魚病講習会を新潟県長岡市・内水面水産試験場にて開催 (3日間)。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (8地区)。 - 家畜衛生新技術伝達普及事業実施。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 繁殖障害防除技術研修会開催 (15地方会対象)。 - 家畜衛生資料編集配布事業実施。 - 家畜衛生史作成資料収集事業実施。 	
<p>昭和52 (1977)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1.17 薬事問題対策委員会開催 (2.28にも開催)。 3.22 第32回通常総会開催。 6.8 薬事問題対策委員会開催 (ほか2回開催)。 7.28 獣医学教育年限延長実現パーティーを東京・ホテルニューオータニにて挙行。 9.8 薬事法等適正運用に関し農林省畜産局長に要望。 11.18 家畜共済の当面の諸問題について検討会開催。 12.5 農畜産物輸入拡大政策撤回について要請。 12.8 放射線被曝対策検討会から答申。 12.16 家畜共済問題地区代表者懇談会開催。 <p>▼昭和52年度学術普及及び委託・補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会開催 (10地区)。 - 日本獣医公衆衛生学会開催 (8地区)。 - 日本獣医畜産学会開催 (8地区)。 - 小動物講習会開催 (8地区)。 - 小動物技術中央講習会開催 (放射線の被曝防護講習会/2カ所)。 - 獣医公衆衛生講習会開催 (8地区)。 - 第4回魚病講習会を東京・三和銀行室町支店にて開催 (2日間)。 <p>農林省委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。 - 家畜衛生新技術伝達普及事業実施。 <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> - 動物用医薬品等適正使用推進研修会開催 (14地方会対象)。 - 家畜衛生資料編集配布事業実施。 - 家畜衛生史作成資料収集事業実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 1.- 飼料安全法の施行。 5.- 獣医師法の一部を改正する法律の公布 (学部4年、修士2年の修了者に獣医師国家試験の受験資格が与えられる)。 7.- 鶏のロイコチトゾーン症が各地で発生。 10.7 獣医師問題国会議員連盟役員会 (11.29にも開催)。 <p>*プロ野球王貞治がホームランの世界記録を達成。</p>
<p>昭和53 (1978)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1.21 狂犬病ワクチンに関する新聞等の報道について善処方を動生協会理事長に要望。 	<ul style="list-style-type: none"> 1.10 獣医学教育の改善に関する懇談会設置。

年 (西曆)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>1.24 臨時組織財政調査会開催。</p> <p>2.10 薬事問題対策委員会開催 (3.3にも開催)。</p> <p>3.14 犬の登録手数料改正に伴う行政的指導について厚生大臣に要望。</p> <p>3.23 第33回通常総会開催。会長に椿精一氏選任。</p> <p>4.21 家畜共済問題懇談会を福岡市にて開催。</p> <p>6.3 国際獣医科大学新設について、文部・農林・厚生 of 各大臣に反対要請。</p> <p>6.15 家畜共済問題に関する三者会談開催 (本会、農林省、農業共済協会)。</p> <p>6.29 家畜共済問題改善推進委員会開催。</p> <p>7.12 椿精一会長らが首相官邸に福田赳夫総理を訪問し、獣医師の諸問題について要望。</p> <p>7.21 人畜共通伝染病検討委員会開催。</p> <p>7.28 獣医師法改正委員会開催。</p> <p>7.31 薬事対策委員会開催。</p> <p>9.7 産業動物獣医師対策委員会開催。</p> <p>9.16 獣医学教育対策委員会開催。</p> <p>— 日本獣医師会創立30周年記念式典並びに新会館竣工記念式典挙行。</p> <p>10.30 本会の事務所移転。</p> <p>11.20 魚病教育に関する懇談会開催。</p> <p>11.22 産業動物獣医師対策委員会開催。</p> <p>11.29 組織財政調査会開催。</p> <p>12.5 薬事対策小委員会開催。</p> <p>12.14 獣医学教育対策委員会開催。</p> <p>12.14 獣医師法改正委員会開催 (12.27にも開催)。</p> <p>▼昭和53年度学術普及及び委託・補助事業</p> <p>— 日本臨床獣医学会開催 (7地区)。</p> <p>— 日本獣医公衆衛生学会開催 (7地区)。</p> <p>— 日本獣医畜産学会開催 (7地区)。</p> <p>— 小動物講習会開催 (8地区)。</p> <p>— 獣医公衆衛生講習会開催 (8地区)。</p> <p>農林省委託事業</p> <p>— 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。</p> <p>— 家畜衛生新技術伝達普及推進事業実施。</p> <p>地方競馬全国協会補助事業</p> <p>— 家畜主要疾病診断技術向上講習会開催 (16地方会対象)。</p> <p>— 家畜衛生資料編集配布事業実施。</p> <p>— 家畜衛生史作成資料収集事業実施。</p>	<p>2.21 アジア獣医師会連合発会式並びに第1回大会がマニラにて開催 (~2.23、中村寛会長ほか35名参加)。</p> <p>3.10 犬、猫の正しい飼い方推進運動の実施 (~4月末)。</p> <p>4.1 獣医師法の一部を改正する法律の施行 (獣医学教育修業年限を6年に改正)。</p> <p>5.12 農業災害補償法の一部を改正する法律が可決成立。翌昭和54年4月1日施行。</p> <p>6.1 地方公共団体手数料令の一部を改正する政令の公布 (政令第222号)。同日施行。</p> <p>7.5 農林水産省設置法に改められる。</p> <p>11.29 アジア獣医師会連合会組織委員会。</p> <p>— 狂犬病予防法の一部改正。</p> <p>*成田空港開港。</p> <p>*米国でエイズ発症患者現れる。</p>
<p>昭和54 (1979)</p>	<p>1.9 獣医師福祉共済制度委員会開催。</p> <p>1.10 全国獣医師会会長会議開催 (ほか2回開催)。</p> <p>1.26 獣医師法改正委員会開催 (ほか6回開催)。</p> <p>1.29 放射線教育に関する検討会開催。</p> <p>2.5 家畜共済問題改善推進委員会開催 (8.2にも開催)。</p>	<p>— 世界獣医師会常任委員全日本代表が越智勇一氏から椿精一氏に変更。</p> <p>— アジア獣医師会連合会第2回大会組織委員会及び実行委員会。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>2.9 人畜共通伝染病検討委員会開催 (ほか3回開催)。 2.19 薬事対策委員会開催 (ほか3回開催)。 3.3 産業動物獣医師対策委員会開催 (8.2にも開催)。 3.15 勤務獣医師待遇改善対策委員会開催 (10.12にも開催)。 3.16 組織財政調査会開催 (ほか2回開催)。 3.20 第34回通常総会開催。 3.30 故原田雪松先生顕彰会実行委員会開催 (ほか2回開催)。 ▼学会・講習会・研修会等 - 日本臨床獣医学会開催 (10地区)。 - 日本獣医公衆衛生学会開催 (9地区)。 - 日本獣医畜産学会開催 (9地区)。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7カ所)。 - 家畜主要疾病診断技術向上講習会開催 (15地方会17カ所)。 - 小動物講習会開催 (中央1回、地方8地区)。 - 獣医師公衆衛生講習会開催 (8地区)。 - 魚病講習会開催 (2回、延5日間)。</p>	<p>- 中華民国獣医学会総会で椿会長が特別講演。 *英国でマーガレット・サッチャーが初の女性首相に就任。 *東京サミット開催。</p>
<p>昭和55 (1980)</p>	<p>2.1 人畜共通伝染病検討委員会開催 (2.29にも開催)。 2.18 獣医師法改正委員会開催 (ほか4回開催)。 2.20 組織財政調査会開催。 2.25 獣医師福祉共済制度委員会開催 (7.23にも開催)。 3.25 全国獣医師会会長会議開催 (ほか2回開催)。 3.26 第35回通常総会開催。 5.26 家畜共済問題改善推進委員会開催 (10.13にも開催)。 7.24 勤務獣医師待遇改善対策委員会開催 (11.18にも開催)。 7.24 薬事対策委員会開催。 8.22 開業獣医師問題対策委員会開催 (10.14にも開催)。 8.29 狂犬病予防に関する検討会開催。 11.11 放射線教育に関する検討会開催。 11.19 狂犬病予防法施行30周年記念行事開催。 12.5 学会改善検討委員会開催。 ▼学会・講習会・研修会等 - 日本臨床獣医学会開催 (10地区)。 - 日本獣医公衆衛生学会開催 (9地区)。 - 日本獣医畜産学会開催 (9地区)。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。 - 家畜主要疾病診断技術向上講習会開催 (16地方17カ所)。 - 小動物講習会開催 (中央1回、地方8地区)。 - 獣医公衆衛生講習会開催 (8地区)。 - 魚病講習会開催 (1回)。</p>	<p>5.31 アジア獣医師会連合会第2回大会開催 (~6.3)。 7.1 第21回世界獣医学大会 (ソビエト・モスクワ) 開催 (~7.7)。 - 椿会長WVAの次期副会長に選任。 - アジア獣医師会連合会定款改正国内委員会開催。 - 中国農学会畜産獣医代表団来日。 - 動物用医薬品の使用基準の設定等の省令公布。 - 狂犬病予防法施行令、同施行規則の一部改正。 - 犬の輸出入検疫規則の一部改正。 - 犬パルボウイルス感染症が確認される (日本獣医学会で発表)。 9.7 日本動物保護管理協会設立総会。 - 農業災害補償法の一部改正。 - 実験動物の飼養及び保管に関する基準告示。 *イラン・イラク戦争が勃発。 *ルービックキューブが大流行。</p>

年（西暦）	主要事項	関連事項及び一般事項
昭和56（1981）	<p>1.9 学会改善検討委員会開催（ほか3回開催）。</p> <p>1.16 犬パルボウイルス感染症対策で農林省薬事室と協議。</p> <p>1.19 獣医師福祉共済制度委員会開催。</p> <p>1.26 全国獣医師会会長会議開催（ほか3回開催）。</p> <p>2.24 獣医師法改正推進委員会開催。</p> <p>3.21 薬事対策委員会開催（ほか3回開催）。</p> <p>3.23 第36回通常総会開催。</p> <p>4.13 試作犬パルボウイルス感染症ワクチン野外試験に関する検討会開催（ほか3回開催）。</p> <p>4.28 獣医師道審議会開催。</p> <p>5.18 獣医学教育推進委員会開催。</p> <p>6.30 役員選挙規程改正検討委員会開催。</p> <p>7.2 獣医師福祉共済制度委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>7.20 組織財政調査会開催。</p> <p>7.21 放射線教育に関する検討会開催（11.27にも開催）。</p> <p>8.25 勤務獣医師待遇改善検討委員会開催。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> － 日本臨床獣医学会開催（10地区）。 － 日本獣医公衆衛生学会開催（9地区）。 － 日本獣医畜産学会開催（9地区）。 － 農業共済団体指定獣医師等講習会開催（7地区）。 － 動物用医薬品適正使用普及推進講習会開催（17地区）。 － 小動物講習会開催（中央2回、地方8地区10カ所）。 － 獣医公衆衛生講習会開催（8地区）。 － 日中友好家畜鍼灸技術交流会開催（8カ所）。 	<ul style="list-style-type: none"> － 動物用医薬品の使用基準の設定等の省令施行。 － 狂犬病予防等に関する協議会開催。 － 家畜衛生史編集出版事業協議会開催。 － へい獣処理問題検討会開催。 － 獣医師法の一部改正。 － 狂犬病予防法の一部改正。 <p>*チャールズ皇太子がダイアナ妃と結婚。</p> <p>*福井謙一がノーベル化学賞を受賞。</p>
昭和57（1982）	<p>1.18 獣医師法改正推進委員会開催（ほか8回開催）。</p> <p>1.22 全国獣医師会会長会議開催（ほか2回開催）。</p> <p>2.16 家畜共済問題改善推進委員会開催（8.4にも開催）。</p> <p>3.9 組織財政調査会開催（ほか2回開催）。</p> <p>3.25 第37回通常総会開催。</p> <p>5.7 学会年次総会企画委員会開催（ほか3回開催）。</p> <p>5.18 薬事対策委員会開催。</p> <p>7.30 役員選挙規程改正検討委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>10.30 学会年次総会運営実行委員会開催（ほか3回開催）。</p> <p>11.25 勤務獣医師待遇改善対策委員会開催。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> － 日本臨床獣医学会開催（8地区）。 － 日本獣医公衆衛生学会開催（8地区）。 － 日本獣医畜産学会開催（8地区）。 － 農業共済団体指定獣医師等講習会開催（7地区）。 － 動物用医薬品適正使用普及推進講習会開催（16地方会17カ所）。 － 小動物講習会開催（中央1回、地方8地区）。 － 獣医公衆衛生講習会開催（8地区）。 	<ul style="list-style-type: none"> － （社）日本動物保護管理協会設立認可。 6.16 アジア獣医師会連合第3回大会（韓国・ソウル）開催（～6.19）。 － 人畜共通伝染病に関する協議会開催。 － 病畜・へい獣処理問題協議会開催。 － 魚病対策に関する協議会開催。 － 国際協力事業団委託事業協議会開催。 － 獣医学教育の改善に関する調査研究会議開催。 － 人畜共通伝染病に関する検討会開催。 － 動物愛護週間中央行事、実行委員会第1回会議開催。 － 狂犬病予防注射の独占禁止法違反被疑事件に関する公正取引委員会の日本獣医師会会長宛要望書。

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>－ 魚病講習会開催 (1回)。</p>	<p>* S.スピルバーグ監督の映画『E.T.』が大ヒット。</p>
<p>昭和58 (1983)</p>	<p>1.27 獣医師福祉共済制度委員会開催。 2.22 家畜受精卵移植技術に関する協議会開催 (~2.23)。 3.7 勤務獣医師待遇改善対策委員会開催 (7.12にも開催)。 3.9 学会年次総会企画委員会開催。 3.16 薬事対策委員会開催 (8.3にも開催)。 3.25 第38回通常総会開催。 5.6 家畜衛生新技術伝達普及推進事業協議会開催 (ほか3回開催)。 5.6 動物用薬品適正使用普及推進講習事業協議会開催 (7.27にも開催)。 5.31 全国獣医師会会長会議開催 (11.22にも開催)。 5.31 獣医学教育に関する学校教育法改正記念祝賀会挙行。 6.3 家畜共済問題改善推進委員会開催。 6.21 組織財政調査会開催。 7.25 人畜共通伝染病調査事業推進検討会開催。 8.4 獣医師法改正推進委員会開催 (10.31にも開催)。 8.23 豚オーエスキー病防疫協議会開催。 11.22 と畜場法施行30周年記念行事挙行。 ▼学会・講習会・研修会等 1.15 第1回学会年次総会を日本大学農獣医学部東京校舎にて参加人員600名を集めて開催 (~1.16)。 － 日本臨床獣医学会開催 (9地区)。 － 日本獣医公衆衛生学会開催 (9地区)。 － 日本獣医畜産学会開催 (9地区)。 － 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。 － 動物用医薬品適正使用普及推進講習会開催 (17カ所)。 － 小動物講習会開催 (8地区)。 － 獣医公衆衛生講習会開催 (8地区)。 － 魚病講習会開催 (1回、3日間)。</p>	<p>－ 国際協力事業団委託事業協議会開催。 － 獣医学教育の改善に関する調査研究会議開催。 － 産業動物生産衛生協議会開催。 － 家畜衛生 (動物検疫) 検討会 (農林水産省) 開催。 － 動物愛護週間中央行事開催。 － 肉用牛生産振興特別推進事業中央推進会議開催。 8.21 第22回世界獣医学大会 (オーストラリア・パース) 開催 (~8.26)。 － 学校教育法の一部改正。 － 薬事法の一部改正。 － 家畜改良増殖法の一部改正。 － 獣医師法の一部改正。 * NHK朝の連続テレビ小説「おしん」がブームとなる。 * 東京ディズニーランド開園。</p>
<p>昭和59 (1984)</p>	<p>1.20 地区獣医師会連合会会長会議開催 (ほか3回開催)。 2.1 家畜共済問題改善推進委員会開催。 2.3 勤務獣医師待遇改善対策委員会開催 (ほか3回開催)。 2.13 人畜共通伝染病実態調査協議会開催 (3.23にも開催)。 2.28 薬事対策委員会開催。 3.21 第39回通常総会開催。 5.17 獣医師道審議会開催。 7.10 全国獣医師会会長会議開催 (~7.11、10.17にも開催)。</p>	<p>－ 産業動物生産衛生協議会開催。 － 産業動物臨床教育に関する大学関係者協議会開催。 － 家畜衛生海外情報関係協議会開催。 11.25 アジア獣医師会連合第4回大会 (台湾・台北) (~11.27)。 － 世界野生生物基金日本委員会WWF J 会合。 － 獣医師法一部改正 (手数料)。 － 地方公共団体手数料令一部改正。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>7.17 組織財政調査会開催 (部会の設置) (ほか3回開催)。 7.23 狂犬病予防検討会開催 (ほか2回開催)。 8.7 人畜共通伝染病対策検討会開催。 9.15 家畜受精卵移植技術研修事業協議会開催。 12.6 家畜共済問題検討会開催。 ▼学会・講習会・研修会等 2.11 学会年次総会を都市センター他の会場にて参加人員700名を集めて開催 (~2.12)。 - 日本臨床獣医学会開催 (9地区)。 - 日本獣医公衆衛生学会開催 (9地区)。 - 日本獣医畜産学会開催 (9地区)。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。 - 家畜受精卵移植技術獣医師研修会。 ・ 専門獣医師研修会開催 (1回)。 ・ 技術向上獣医師研修会開催 (15地方会)。</p>	<p>- と畜場法施行規則一部改正。 - 食品衛生法施行規則一部改正。 *グリコ・森永事件起こる。 *エリマキトカゲがブームとなる。</p>
<p>昭和60 (1985)</p>	<p>1.11 人畜共通伝染病対策検討会開催 (2.26にも開催)。 1.16 狂犬病予防検討会開催 (ほか3回開催)。 1.17 地区連合獣医師会会長会議開催。 1.24 組織財政調査会開催。 2.18 開業獣医師問題検討会開催 (11.14にも開催)。 3.5 牛白血病対策委員会開催 (ほか3回開催)。 3.11 勤務獣医師待遇改善対策委員会開催。 3.26 第40回通常総会開催。 7.5 全国獣医師会会長会議開催 (11.25にも開催)。 7.25 実験動物問題検討協議会開催 (11.7にも開催)。 8.2 人畜共通伝染病調査専門委員会開催 (8.30にも開催)。 9.18 獣医師福祉共済制度委員会開催。 11.14 家畜共済問題検討会開催。 11.26 獣医師制度100周年記念式典挙行。 ▼学会・講習会・研修会等 1.28 学会年次総会が都市センターにて参加人員740名を集めて開催 (~1.29)。 - 日本臨床獣医学会開催 (9地区)。 - 日本獣医公衆衛生学会開催 (9地区)。 - 日本獣医畜産学会開催 (9地区)。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。 - 家畜受精卵移植技術獣医師研修会開催。 ・ 専門獣医師研修会開催 (1回)。 ・ 技術向上獣医師研修会開催 (16カ所)。 - 小動物講習会開催 (8地区)。 - 魚病講習会開催 (1回・2日間)。</p>	<p>- 家畜衛生海外情報関係協議会開催。 - 産業動物獣医師問題協議会開催。 - 家畜衛生問題 (獣医事) 検討会開催。 - 都道府県狂犬病予防担当者打合せ会議開催。 - 家畜衛生試験研究推進会議開催。 - ペットフードに関する公聴会開催 (公取)。 - 日本獣医学会創立100周年記念大会挙行。 11.8 第10回世界小動物獣医学会議を東京にて開催 (~11.10)。 - 中央畜産会創立30周年記念式典挙行。 - 動物保護管理調査検討委員会開催。 - 食鳥肉検査制度検討委員会開催。 - 農業災害補償法の一部改正。 - 狂犬病予防法の一部改正。 - 家畜保健衛生所法等の一部改正。 *「科学万博一つくば'85」開催。 *ゲーム「スーパーマリオブラザーズ」発売。</p>
<p>昭和61 (1986)</p>	<p>1.20 地区連合獣医師会会長会議開催 (~1.21)。 1.22 人畜共通伝染病調査専門委員会開催 (2.28にも開</p>	<p>- 動物保護管理調査検討委員会開催。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>催)。</p> <p>2.18 牛白血病対策委員会開催 (7.8にも開催)。</p> <p>3.4 オーエスキー病対策検討委員会開催(ほか2回開催)。</p> <p>3.19 第41回通常総会開催。</p> <p>4.15 部会設置に関する協議会開催。</p> <p>5.7 実験動物問題検討協議会開催 (7.7にも開催)。</p> <p>6.5 産業動物・家畜共済部会開催。</p> <p>7.15 全国獣医師会会長会議 (11.19にも開催)。</p> <p>7.30 人畜共通伝染病対策協議会開催。</p> <p>7.30 教育研究部会開催。</p> <p>9.1 組織財政調査会開催。</p> <p>10.9 公衆衛生部会開催。</p> <p>11.18 勤務獣医師待遇改善問題協議会開催。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <p>1.20 学会年次総会が都市センターにて参加人員650名を集めて開催 (~1.21)。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 日本臨床獣医学会開催 (9地区)。 - 日本獣医公衆衛生学会開催 (9地区)。 - 日本獣医畜産学会開催 (9地区)。 - 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7カ所)。 - 家畜受精卵移植向上研修会開催 (16カ所)。 - 小動物講習会開催 (8カ所)。 - 公衆衛生講習会開催 (8カ所)。 - 魚病講習会開催 (1回、3日間)。 	<ul style="list-style-type: none"> - 食鳥肉検査制度検討専門委員会開催。 - パラグアイ技術協力事業協議会開催。 - 全国公衆衛生獣医師協議会創立10周年記念式典挙行。 - 日本綿羊協会創立40周年記念式典挙行。 - E T問題懇談会開催。 <p>*伊豆大島三原山が噴火、全島避難。</p> <p>*東京サミット開催。</p>
昭和62 (1987)	<p>1.23 地区連合獣医師会会長会議開催。</p> <p>1.23 獣医学術奨励賞設置発表記者会見実施。</p> <p>2.13 畜産家畜衛生部会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>3.2 産業動物家畜共済部会開催。</p> <p>3.4 小動物部会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>3.19 第42回通常総会開催。会長に杉山文男氏選任。</p> <p>5.6 教育研究部会開催 (6.17にも開催)。</p> <p>5.23 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (11.13にも開催)。</p> <p>6.11 オーエスキー病対策検討会開催 (12.7にも開催)。</p> <p>7.3 組織財政調査会開催 (11.10にも開催)。</p> <p>7.10 全国獣医師会会長会議開催 (11.27にも開催)。</p> <p>7.15 公衆衛生部会開催。</p> <p>7.21 養豚管理衛生技術向上研修事業打合せ会議開催 (ほか2回開催)。</p> <p>7.22 産業動物家畜共済部会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>8.7 A H T制度検討委員会開催 (9.17にも開催)。</p> <p>10.28 顧問会議開催。</p> <p>▼学会・講習会・研修会等</p> <p>1.24 学会年次総会を都市センターで開催 (~1.25、参加人員800名)。</p> <p>5.8 学会会長会議開催 (10.28にも開催)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 家畜共済三者会議開催。 - 家畜共済関係問題協議会開催。 - 越智勇一先生顕彰記念会挙行。 - 家畜衛生問題検討会開催。 - 産業動物飼養保管基準説明会開催。 - オーエスキー病対策検討委員会開催。 - 日生研40周年記念式典挙行。 - 日本学会会議「シンポジウム」開催。 - 厚生省狂犬病予防等技術研修会開催。 - 農業災害補償法施行40周年記念式典・全国農業共済大会挙行。 8.16 第23回世界獣医学大会 (カナダ・モントリオール) 開催 (~8.21)。 - 厚生省50周年記念式典挙行。 - 産業動物の飼養及び保管に関する基準告示。 - 獣医師問題議員連盟再編発足。

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>6.6 学会企画運営委員会開催 (～6.7. 7.12にも開催)。 — 日本臨床獣医学会開催 (8地区)。 — 日本獣医公衆衛生学会開催 (8地区)。 — 日本獣医畜産学会開催 (8地区)。 — 農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。 — 養豚衛生管理技術向上研修会開催 (19カ所)。 — 小動物公衆衛生講習会開催 (8地区)。</p>	<p>* 国鉄の分割・民営化。 * 利根川進がノーベル医学・生理学賞を受賞。</p>
<p>昭和63 (1988)</p>	<p>1.14 地区連合獣医師会会長会議開催。 1.20 獣医師道審議会開催。 2.5 昭和62年度学会年次総会開催 (～7)。 3.9 公衆衛生部会開催。 3.25 第43回通常総会開催。 6.13 日本獣医師会創立40周年記念式典を東京虎ノ門パストラルにて開催。 ▼学会・講習会・研修会等 2.5 学会年次総会が神戸ポートアイランドにて参加人員1800名を集めて開催 (～2.7)。 — 第1回獣医学術奨励賞授与 (小動物2人、産業動物2人、公衆衛生1人)。 — 産業動物の飼養及び保管に関する基準の講習会。 ・中央講習会開催 (1回)。 ・地方伝達講習会開催 (53地方会)。</p>	<p>— 越智勇一記念学術振興基金の設定。 * 青函トンネル開通。 * 東京ドーム完成。 * 瀬戸大橋開業。</p>
<p>昭和64 (1989) 平成元 (1989)</p>	<p>2.10 平成63年度学会年次大会開催 (～12)。 3.28 第44回通常総会開催。 4.18 三学会会長会議開催 (11.7にも開催)。 4.18 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (11.7にも開催)。 4.18 学会改善検討委員会 (小委員会) 開催 (ほか3回開催)。 4.20 獣医事対策検討委員会 (小委員会) 開催 (7.7にも開催)。 5.11 全国獣医師会会長会議開催 (ほか3回開催)。 6.1 学会改善検討委員会 (機関誌検討小委員会) 開催 (ほか4回開催)。 6.19 産業動物・家畜共済部会 (小委員会) 開催 (ほか2回開催)。 7.5 世界獣医学大会開催 (WVC) 招致準備委員会。 7.19 組織財政調査会開催。 8.29 教育研究部会開催。 9.29 獣医師福祉共済制度委員会開催。 10.20 小動物部会開催。 11.20 全国獣医師大会開催。 11.24 越智基金運営委員会開催。 12.8 顧問会議開催。</p>	<p>4.1 獣医師法関係手数料令の一部改正。 4.25 全国家畜衛生主任会議開催 (～4.26)。 4.27 全国家畜保健衛生業績発表会開催 (～4.28)。 5.9 日本中央競馬会創立30周年記念式典挙行。 6.2 エックス線基準検討会 (農林水産省) 開催 (ほか3回開催)。 7.3 全国家保業績発表会30周年記念・家畜衛生必携編集委員会開催 (8.8にも開催)。 9.2 北里研究所創立75周年記念式典挙行。 12.15 全国農業共済大会開催。 * 昭和天皇崩御 (1.7)。 * 中国で天安門事件起こる。</p>
<p>平成2 (1990)</p>	<p>1.19 全国獣医師会会長会議開催 (ほか2回開催)。</p>	<p>1.26 エックス線基準検討会 (農林水産</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>2.9 平成元年度学会年次大会開催 (～11)。</p> <p>2.10 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>2.10 三学会合同幹事会・評議員会開催。</p> <p>2.27 日本産業動物獣医学会会則等を制定 (4.1施行)。</p> <p>3.8 AHT制度検討委員会開催。</p> <p>3.9 認定医制度検討委員会開催。</p> <p>3.23 第45回通常総会開催。</p> <p>3.26 越智基金運営委員会開催 (10.3にも開催)。</p> <p>4.20 獣医師年金基金制度検討会開催。</p> <p>6.27 食鳥検査及び狂犬病予防等に関する打合せ会議を厚生省にて開催。</p> <p>6.28 三学会の日本学術会議への登録を申請。</p> <p>6.29 獣医師法改正に関する検討 (実験動物関係) を実施。</p> <p>7.3 獣医師法改正に関する検討 (動物園動物関係) を実施。</p> <p>7.11 獣医師法改正に関する検討 (小動物関係) を実施。</p> <p>7.25 獣医師法改正に関する検討を実施 (ほか2回開催)。</p> <p>7.26 公衆衛生部会開催。</p> <p>7.27 獣医師福祉共済制度委員会開催。</p> <p>8.2 教育研究部会開催 (11.14にも開催)。</p> <p>8.2 WVC招致準備委員会等開催 (ほか2回開催)。</p> <p>8.8 畜産家畜衛生部会開催 (11.29にも開催)。</p> <p>8.22 産業動物・家畜共済部会開催。</p> <p>9.6 X線装置の取扱基準対応についての検討を実施。</p> <p>10.2 小動物部会開催 (12.12にも開催)。</p> <p>10.17 狂犬病予防法制定40周年記念事業実行委員会開催。</p> <p>12.20 獣医師福祉共済制度委員会開催 (年金基金関係)。</p> <p>12.26 狂犬病予防法制定40周年記念事業日本獣医師会会長表彰選考委員会開催。</p>	<p>省) 開催 (3.2にも開催)。</p> <p>4.24 全国家畜衛生主任者会議 (農林水産省) 開催 (～4.25)。</p> <p>4.26 全国家畜保健衛生所業績発表会開催 (農林水産省) (～4.27)。</p> <p>4.26 岐阜大学連合大学院入学式挙行。</p> <p>4.27 山口大学連合大学院入学式挙行。</p> <p>6.19 獣医師国家試験検討会 (農林水産省) 開催。</p> <p>6.29 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律公布。翌平成3年4月1日施行 (食鳥検査に関する規定は平成4年4月1日施行)。</p> <p>7.23 X線装置の取扱基準検討会 (農林水産省) 開催。(8.20にも開催)。</p> <p>8.3 家畜衛生必携編集委員会開催(9.6にも開催)。</p> <p>9.17 獣医事審議会 (小委員会) 開催。</p> <p>12.5 動物用医薬品の適正使用に関する説明会 (農林水産省) 開催。</p> <p>12.13 全国農業共済全国大会開催。 *東西ドイツ統一。</p>
平成3 (1991)	<p>1.18 獣医師福祉共済制度委員会開催 (ほか3回開催)。</p> <p>1.22 産業動物・家畜共済部会開催。</p> <p>1.29 獣医師道審議会開催。</p> <p>2.8 平成2年度学会年次大会開催 (～2.10)。狂犬病予防法制定40周年記念式典、狂犬病に関する国際シンポジウム、狂犬病予防業務に関する分科会等が開催される。</p> <p>2.8 越智基金運営委員会開催。</p> <p>2.9 顧問会議開催。</p> <p>2.9 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>3.2 小動物診療体制検討委員会開催 (8.31にも開催)。</p> <p>3.26 第46回通常総会開催。</p> <p>6.4 全国獣医師会会長会議開催 (ほか3回開催)。</p> <p>6.6 畜産家畜衛生部会開催。</p> <p>6.7 WVC横浜大会招致準備委員会開催。</p> <p>6.18 農林水産省・日本獣医師会による獣医師法改正に関する打合せ会議開催 (獣医師法改正に関する協議)</p>	<p>2.2 獣医事審議会 (小委員会) 開催 (ほか3回開催)。</p> <p>2.4 家畜衛生必携編集委員会開催。</p> <p>4.1 獣医師法関係手数料令の一部改正。</p> <p>4.10 家畜衛生試験場創立70周年記念式典挙行。</p> <p>4.23 全国家畜保健衛生所業績発表会 (農林水産省) 開催 (～4.24)。</p> <p>4.25 全国家畜衛生主任者会議 (農林水産省) 開催 (～4.26)。</p> <p>5.12 第1回パン・パシフィック獣医学会議 (オーストラリア) 開催 (～5.17)。</p> <p>6.22 田中良男氏 (本会顧問) 葬儀。</p> <p>6.24 全国家畜産物衛生指導協会創立10周年記念式典挙行。</p> <p>8.13 食鳥検査員となる獣医師の確保に</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>(ほか3回開催)。</p> <p>6.26 農林水産省・日本獣医師会による獣医師法改正に関する検討会開催(ワーキンググループによる検討)(ほか5回開催)。</p> <p>9.4 獣医業の実態に関する調査実施。</p> <p>9.20 産業動物・家畜共済部会、畜産家畜衛生部会合同部会開催。</p> <p>10.7 獣医師法改正に関し、農林水産大臣宛て要望書提出。</p> <p>10.25 家畜伝染病予防法施行40周年記念日本獣医師会会長表彰選考委員会開催。</p> <p>11.25 野生動物等救護対策委員会開催。</p>	<p>関する通達(衛乳第66号、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)。</p> <p>10.25 農林水産省が「獣医事に関する研究会」(座長:山本格也畜産生物化学安全研究所理事長)を設置、第1回研究会開催(ほか2回開催)。</p> <p>11.14 家畜改良増殖法の一部改正に関する説明会(農林水産省)開催。</p> <p>12.10 家畜伝染病予防法施行40周年記念式典挙行。</p> <p>12.19 食鳥検査業務受託獣医師会情報連絡会議開催。</p> <p>12.25 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令公布(政令第381号)。</p> <p>*ソビエト連邦が崩壊。</p>
平成4 (1992)	<p>1.17 農林水産省・日本獣医師会による獣医師法改正に関する協議(2.24にも開催)。</p> <p>2.7 平成3年度学会年次大会(横浜)開催(~2.9)。</p> <p>2.8 獣医学術奨励賞選考委員会開催(ほか2回開催)。</p> <p>2.28 全国獣医師会会長会議開催(ほか2回開催)。</p> <p>3.24 第47回通常総会開催。</p> <p>5.7 獣医師福祉共済制度委員会開催。</p> <p>6.4 獣医師法改正・獣医療法定制記念祝賀会挙行。</p> <p>7.10 組織財政調査会開催。</p> <p>8.7 公衆衛生部会開催。</p> <p>9.1 第1回定款改正検討委員会開催。</p> <p>11.24 国際獣医師育成研修事業実施要領の制定。</p> <p>12.11 第2回定款改正検討委員会開催。</p> <p>12.12 世界獣医学大会(横浜)運営委員会(拡大委員会)開催。</p>	<p>1.9 動物の処分に関する検討会(総理府)開催。</p> <p>1.13 獣医事に関する研究会(農林水産省)開催(1.24にも開催)。</p> <p>— 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令及び地方公共団体手数料令の一部を改正する政令施行(政令第381号)。</p> <p>4.17 農林水産省家畜改良センター設立。</p> <p>5.20 家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令の施行(農林水産省畜産局長通達)。</p> <p>5.26 全国家畜衛生主任者会議(農林水産省)開催(~5.27)。</p> <p>5.28 全国家畜保健衛生所業績発表会開催(~5.29)。</p> <p>6.5 越智勇一先生を偲ぶ会開催。</p> <p>6.22 動物の処分に関する研究会開催(総理府。ほか2回開催)。</p> <p>6.23 国際獣疫事務局アジア・太平洋地域事務所開所式開催。</p> <p>6.26 故椿精一先生合同葬儀が行われる。</p> <p>7.4 獣医事審議会(農林水産省)開催(8.22にも開催)。</p> <p>7.21 政省令改正等に関する協議開催(ほか3回開催)。</p> <p>8.7 獣医師法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令公布(政令</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
		第272号)。
		8.7 獣医師法施行令公布 (政令第273号)。9月1日施行。
		8.7 獣医療法施行令公布 (政令第274号)。9月1日施行。
		8.7 獣医師免許審議会令の一部を改正する政令公布 (政令第275号)。9月1日施行。
		8.19 食鳥検査業務受託獣医師会情報連絡会議開催。
		8.22 集合住宅における動物飼育を考えるシンポジウム開催。
		8.25 獣医師法施行規則の一部を改正する省令公布 (農林水産省令第43号)。9月1日施行。
		8.25 獣医療法施行規則公布 (農林水産省令第44号)。9月1日施行。
		9.1 獣医療法第15条第1項の規定に基づき同行の資金を指定する件公布 (大蔵省・農林水産省告示第8号)。
		9.1 獣医師法施行規則第15条に規定する全国を区域とする獣医師の団体の指定を廃止する件公布 (農林水産省告示第972号)。
		9.2 地方競馬全国協会創立30周年記念式典挙行。
		9.8 獣医事審議会 (農林水産省) 開催 (~9.9。ほか2回開催)。
		10.21 エックス線の取扱基準に関する説明会開催。
		10.22 獣医療法規則の一部を改正する省令公布 (農林水産省令第52号)。同日施行。
		11.5 農業災害補償法施行45周年記念式典挙行。
		11.5 農業共済基金設立40周年記念式典挙行。
		11.9 獣医療法施行規則第21条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める目標年度を定める件公布 (農林水産省告示第1186号)。
		11.9 獣医師を指定する体制の整備を図るための基本方針の公表 (農林水産省公表)。
		11.21 第8回FAVA大会 (フィリピン・マニラ) 開催 (~11.25)。
		12.22 獣医事審議会開催 (起草委員会)。

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
		<p>▼獣医師法改正に関連した国会審議等の経過</p> <p>4.14 獣医師法改正案等審議 (衆議院農林水産委員会) (~4.15)。</p> <p>4.15 獣医師法改正案等可決・承認 (衆議院農林水産委員会)。</p> <p>4.16 獣医師法改正案等可決・承認 (衆議院本会議)。</p> <p>4.23 獣医師法改正案等審議 (参議院農林水産委員会) (~4.24)。</p> <p>5.12 獣医師法改正案等可決・承認 (参議院農林水産委員会)。</p> <p>5.20 獣医師法改正案等可決・承認 (参議院本会議)。</p> <p>*大学入試センター試験始まる。 *東海道新幹線に「のぞみ」登場。</p>
平成5 (1993)	<p>1.8 世界獣医学大会 (横浜) 運営委員会開催 (2.23にも開催)。</p> <p>1.13 世界獣医学大会 (横浜) 合同委員会開催。</p> <p>1.26 獣医事審議会開催。国際獣医師育成研修事業・事業推進委員会開催。</p> <p>2.6 平成4年度学会年次大会 (京都) を開催 (~7)。</p> <p>2.9 第3回定款改正検討委員会開催。</p> <p>2.15 野生動物等救護対策委員会開催。</p> <p>2.17 公衆衛生部会開催 (10.19にも開催)。</p> <p>3.9 組織財政調査会開催。</p> <p>3.11 近未来における獣医業のあり方に関する検討結果報告書提出 (獣医事審議会)。</p> <p>3.24 第48回通常総会開催。</p> <p>5.1 世界獣医学大会 (横浜) 小動物プログラム委員会開催 (ほか4回開催)。</p> <p>6.4 第4回定款改正検討委員会開催。</p> <p>6.17 国際獣医師育成研修事業・事業推進委員会開催 (9.17にも開催)。</p> <p>6.28 エックス線の基準に関する解説書編集委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>7.2 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (11.5にも開催)。</p> <p>7.7 全国獣医師会会長会議開催 (11.19にも開催)。</p> <p>7.26 世界獣医学大会 (横浜) 財務・募金委員会開催 (12.22にも開催)。</p> <p>8.6 小動物部会開催 (10.29にも開催)。</p> <p>8.31 第5回定款改正検討委員会開催。</p> <p>9.14 獣医師福祉共済制度委員会開催 (11.29にも開催)。</p> <p>9.23 世界獣医学大会 (横浜) 夫人同伴プログラム委員会開催 (10.25にも開催)。</p> <p>10.19 国際獣医師育成研修事業・研修生来日、オリエンター</p>	<p>4.20 全国家畜衛生主任者会議 (農林水産省) 開催 (~4.21)。</p> <p>4.22 全国家畜保健衛生所業績発表会 (農林水産省) 開催 (~4.23)。</p> <p>5.18 日本薬剤師会100周年記念祝賀会挙行。</p> <p>5.20 診療用放射線の防護に関する講習会 (農林水産省) 開催 (~5.21)。</p> <p>6.15 食肉安全確保等に関する検討会 (厚生省) 開催 (9.21にも開催)。</p> <p>6.23 全国公営競馬獣医師協会創立20周年記念式典挙行。</p> <p>11.25 日本動物薬事協会創立45周年記念式典挙行。</p> <p>12.1 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件公布 (農林水産省告示第64号)。</p> <p>12.3 日本中央競馬会栃木支所研究棟竣工記念式典挙行。</p> <p>12.9 と畜場法施行40周年記念式典・祝賀会挙行。</p> <p>12.22 狂犬病予防法に係る手数料の最高限度額改正公布。同日施行。</p> <p>*皇太子殿下ご成婚。 *東京サミット開催。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>ション等開催 (～10.24)。</p> <p>10.27 組織財政調査会開催。</p> <p>10.31 世界獣医学大会 (横浜) 運輸観光委員会開催。</p> <p>11.2 と畜場法施行40周年記念日獣会長表彰選考委員会開催。</p> <p>11.15 産業動物・家畜共済部会、畜産家畜衛生部会合同部会開催。</p>	
平成6 (1994)	<p>1.24 世界獣医学大会 (横浜) 会場委員会開催。</p> <p>1.25 小動物部会開催 (11.30にも開催)。</p> <p>1.26 公衆衛生部会開催。</p> <p>2.11 平成5年度学会年次大会 (島根) 開催 (～2.13)。</p> <p>2.12 獣医学術奨励賞選考委員会を松江にて開催。</p> <p>2.16 小動物部会小委員会開催 (ほか3回開催)。</p> <p>2.21 世界獣医学大会 (横浜) 登録委員会開催。</p> <p>2.28 世界獣医学大会 (横浜) 式典・社交委員会開催。</p> <p>3.11 獣医師道審議会開催。</p> <p>3.24 第49回通常総会開催。定款及び定款施行細則 (役員選任に関する規定を含む。役員選挙規程は廃止) の一部改正案可決承認。</p> <p>4.16 定款変更の認可申請書 (日獣発第15号) を、農林水産大臣宛に提出。</p> <p>4.18 厚生省健康政策局長宛に、地域保険政策の総合的見直しに関する要望書 (日獣発第12号) 提出。</p> <p>4.18 犬の登録制度の改変に関する要望書 (日獣発第4号) を、厚生省生活衛生局長宛に提出。</p> <p>4.18 犬の登録制度の改変に関する要望書 (日獣発第4号) を、農林水産省畜産局長宛に提出。</p> <p>4.25 世界獣医学大会 (横浜) 展示委員会開催。</p> <p>5.20 農林水産大臣から定款の一部変更の認可を受け、改正定款施行 (農林水産省指令6畜B第670号)。同日付で定款施行細則施行。</p> <p>6.13 世界獣医学大会 (横浜) 事業/プログラム委員会開催。</p> <p>6.24 第50回通常総会開催 (改正定款に基づき開催)。</p> <p>6.27 世界獣医学大会 (横浜) プログラム委員会 (小動物) 開催。</p> <p>6.28 教育研究部会開催。</p> <p>6.28 世界獣医学大会 (横浜) 運輸観光委員会開催。</p> <p>7.12 産業動物・家畜共済部会、畜産家畜衛生部会合同部会開催。</p> <p>7.28 小動物部会開催。</p> <p>8.15 日本獣医師会が当面する懸案事項についての要望書 (日獣発第90号) を獣医師問題議員連盟宛に提出。要望事項は下記のとおり。</p> <p>① 犬の登録制度について</p> <p>② 世界獣医学大会 (横浜) の開催について</p>	<p>1.6 地方公共団体手数料令の一部改正 (厚生省生活衛生局乳肉衛生課事務連絡)。</p> <p>1.10 食肉安全確保等に関する検討会 (厚生省) 開催。</p> <p>2.13 福岡県獣医師会設立45周年記念式典挙行。</p> <p>4.1 獣医師法施行令の一部改正 (政令第273号)。同日施行。</p> <p>4.1 獣医師国家試験及び獣医師国家試験予備試験受験手数料、獣医師免許手数料改定。</p> <p>4.19 全国家畜衛生主任者会議 (農林水産省) 開催 (～4.20)。</p> <p>4.21 全国家畜保健衛生所業績発表会 (農林水産省) 開催 (～4.22)。</p> <p>5.23 狂犬病予防法の一部改正 (犬の登録について、現行の年1回から、取得の際の1回に改正)。</p> <p>7.8 犬の登録に関する検討会 (厚生省) 開催 (ほか2回開催)。</p> <p>9.16 日本の畜産を考えるシンポジウム開催。</p> <p>11.10 北里研究所創立80周年記念式典挙行。</p> <p>* 関西国際空港開港。</p> <p>* 大江健三郎がノーベル文学賞を受賞。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>③ 勤務獣医師の待遇改善について</p> <p>④ 獣医学教育の再編整備について</p> <p>8.23 獣医師道委員会小委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>8.31 犬の登録制度の改正に関する要望書 (日獣発第96号)を総理府内閣総理大臣官房管理室室長宛に提出。</p> <p>8.31 犬の登録制度の改正に関する要望書 (日獣発第96号)を、自治省財務局長宛に提出。</p> <p>8.31 犬の登録制度の改正に関する要望書 (日獣発第96号)を、獣医師問題議員連盟宛に提出。</p> <p>9.1 国際獣医師育成事業推進委員会開催。</p> <p>9.14 全国獣医師会会長会議開催。</p> <p>9.19 世界獣医学大会 (横浜) 運営委員会 (募金・財政検討関係) 開催 (11.18にも開催)。</p> <p>9.19 世界獣医学大会組織委員会 (日本学術会議) 開催。</p> <p>9.30 第51回臨時総会開催。</p> <p>10.3 世界獣医学大会 (横浜) 展示小委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>11.12 世界獣医学大会 (横浜) プログラム委員会開催 (12.7にも開催)。</p> <p>12.2 動物の保護及び管理に関する施策の推進についての要望書 (日獣発第134号)を総理府内閣総理大臣官房管理室室長宛に提出。</p> <p>12.12 世界獣医学大会 (横浜) 組織委員会幹事会開催 (日本学術会議)。</p>	
平成7 (1995)	<p>1.20 日本獣医師会に「阪神大震災支援対策本部」(本部長:杉山文男会長)を設置。</p> <p>2.3 平成6年度学会年次大会 (東京) 開催 (~2.5)。</p> <p>2.4 全国獣医師会会長会議 (10.2にも開催)。</p> <p>2.9 世界獣医学大会 (横浜) 運輸観光委員会 (婦人同伴プログラム委員会) 開催 (ほか2回開催)。</p> <p>3.7 小動物部会開催 (7.13にも開催)。</p> <p>3.11 世界獣医学大会 (横浜) プログラム委員会開催。</p> <p>3.13 世界獣医学大会 (横浜) 運営委員会 (募金・財務検討関係) 開催 (8.21にも開催)。</p> <p>3.17 獣医師問題議員連盟宛に、獣医事に関する要望書 (日獣第201号) 提出。</p> <p>4.13 産業動物・家畜共済部会、畜産衛生部会合同部会開催。</p> <p>4.24 世界獣医学大会 (横浜) 式典・社交小委員会開催。</p> <p>4.26 世界獣医学大会 (横浜) プログラム委員会 (ビデオ関係) 開催。</p> <p>5.8 世界獣医学大会 (横浜) 組織委員会幹事会 (学術会議) 開催 (ほか4回開催)。</p> <p>5.22 世界獣医学大会 (横浜) 展示委員会 (展示企画説明会) 開催 (ほか2回開催)。</p> <p>6.6 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (8.29にも開催)。</p>	<p>1.20 獣医師の診療並びに小動物の飼育及び関連事業の適性化等に係る指導の徹底通達 (7畜A第184号、農林水産省畜産局長通達)。</p> <p>1.21 兵庫県獣医師会及び神戸市獣医師会並びに日本動物福祉協会阪神支部を構成団体とする「兵庫県南部地震動物救援本部」(本部長:鷺尾・兵庫県獣医師会会長) 設置。</p> <p>2.6 狂犬病予防法施行令及び地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令等の施行について通達 (衛乳第15号、厚生省生活衛生局通達)。</p> <p>2.27 自衛防疫事業の運営の改善通達 (A第437号、農林水産省畜産局長通達)。</p> <p>4.18 全国家畜衛生主任者会議 (農林水産省) 開催 (~4.19)。</p> <p>4.20 全国家畜保健衛生所業績発表会</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>6.7 獣医師道委員会 (小委員会) 開催 (ほか2回開催)。</p> <p>6.18 世界獣医学大会 (横浜) プログラム委員会 (小動物関係) 開催。</p> <p>6.19 獣医師道委員会 (本委員会)。大島寛一委員長より、獣医師倫理綱領の見直しに関する中間答申 (日獣発第45号) を杉山会長宛に提出。</p> <p>6.27 第52回通常総会。「獣医師の誓いー95年宣言」採択 (第53回通常総会において採択)。</p> <p>8.7 世界獣医学大会 (横浜) 会場委員会開催。</p> <p>8.10 世界獣医学大会 (横浜) 登録委員会開催。</p> <p>9.3 世界獣医学大会 (横浜) 開会式 (WVA・WSAVA 合同、歓迎アトラクション～伝統舞踊)開催 (~9.9)。</p> <p>9.5 日独獣医学協定調印式実施。</p> <p>9.6 三学会定期総会 (パシフィコ横浜) 開催。</p> <p>9.7 アジア獣医師会連合 (FAVA) 第9回大会 (パシフィコ横浜) 開催。</p> <p>9.9 世界獣医学大会 (横浜) 閉会式実施。</p> <p>9.18 国際獣医師育成研修事業推進委員会開催。</p> <p>10.11 獣医師問題議員連盟に対し、獣医事関係要望事項を提出。要望事項は下記のとおり。 ① 勤務獣医師の待遇改善について ② 国立獣医学系大学の再編整備について ③ 犬の登録制度の変更に伴う対応について ④ 動物行政の一元化について</p> <p>11.24 小動物委員会開催。</p> <p>12.1 世界獣医学大会 (横浜) 運営委員会解散会開催。</p>	<p>(農林水産省) 開催 (~4.21)。</p> <p>4.26 家畜改良センター中央研修施設開所記念式典挙行。</p> <p>9.2 動物愛護シンポジウムがパシフィコ横浜 [横浜国際平和会議場] メインホールにて開催。</p> <p>10.22 阪神・淡路大震災シンポジウム (神戸) 開催。 * 阪神・淡路大震災発生。</p>
平成8 (1996)	<p>1.12 獣医師道委員会 (小委員会) 開催 (2.29にも開催)。</p> <p>1.18 家畜共済制度の運営改善に関する要望書 (日獣発第131号) を農林水産省経済局長宛提出。</p> <p>1.22 小動物部会小委員会開催。</p> <p>2.5 動物関係行政の一元化に関する要望書を総務庁長官宛に提出。</p> <p>2.22 小動物部会開催。</p> <p>2.27 教育研究部会小委員会開催。</p> <p>3.8 教育研究部会開催。</p> <p>3.29 全国獣医師会会長会議開催 (11.27にも開催)。</p> <p>4.1 6年制獣医師に関するアンケート調査実施。</p> <p>4.22 豚コレラ撲滅体制確立対策事業に係る予算要望の文書 (日獣発第13号) を農林水産省畜産局長宛に提出。</p> <p>5.7 獣医師道委員会開催。動物医療の基本姿勢について策定。</p> <p>5.20 獣医師倫理綱領の見直しに関する獣医師道委員会の答申書 (日獣第35号) を杉山会長宛に提出。</p> <p>6.4 動物医療の基本姿勢について承認 (平成8年度第1回理事会)。</p> <p>6.25 第53回通常総会開催。</p>	<p>1.31 日独獣医師協会発起人会開催。</p> <p>4.23 全国家畜衛生主任者会議 (農林水産省) 開催 (~4.24)。</p> <p>4.25 第37回全国家畜保健衛生所業績発表会 (農林水産省) 開催 (~4.24)。</p> <p>4.26 伝染性海綿状脳症を家畜伝染病予防法第62条の疾病の種類として指定する等の政令公布 (政令第105号)。4月27日施行。</p> <p>4.26 と畜場法施行規則の一部を改正する省令公布。4月27日施行。</p> <p>5.29 狂牛病に関する緊急シンポジウム開催 (日本獣医学会・全国衛指協共催)。</p> <p>9.17 日独シンポジウム開催 (~9.18)。</p> <p>9.27 家畜防疫に関する研究会 (農林水産省) 開催 (ほか事前打合せを含め3回開催)。</p> <p>10.15 公衆衛生獣医師協議会創立20周</p>

年（西暦）	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>8.20 病原性大腸菌感染症緊急対策検討会開催。</p> <p>8.28 小動物委員会開催（11.21にも開催）。</p> <p>10.2 日本獣医師会雑誌創刊50周年記念座談会開催。</p> <p>10.3 国際獣医師育成研修事業推進委員会開催。</p> <p>10.9 学術・教育・研究委員会開催（12.24にも開催）。</p> <p>11.12 獣医師道委員会開催。</p> <p>11.18 産業動物委員会開催。</p> <p>11.20 公衆衛生委員会開催。</p> <p>11.28 組織財政委員会開催。</p> <p>12.11 学術・教育・研究委員会（小委員会）開催。</p> <p>12.11 獣医師福祉共済制度委員会開催。</p> <p>12.16 マイクロチップに関する研究会開催。</p>	<p>年記念式典挙行。</p> <p>10.31 大腸菌O-157緊急シンポジウム開催（日本獣医師会・日本獣医学会・日本学会会議共催）。</p> <p>12.7 兵庫県南部地震動物救済本部解散式挙行。</p> <p>12.12 豚コレラ撲滅全国検討委員会（農林水産省）開催。</p> <p>* 英国でクローン羊、米国でクローン猿が誕生。</p> <p>* O-157集団食中毒発生。</p>
平成9（1997）	<p>1.13 マイクロチップに関する研究会開催（ほか6回開催）。</p> <p>2.9 平成8年度学会年次大会（仙台）開催（～2.11）。</p> <p>2.11 学術・教育・研究委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>3.6 小動物委員会開催（10.2にも開催）。</p> <p>3.11 公衆衛生委員会開催（11.20にも開催）。</p> <p>3.13 産業動物委員会開催（11.12にも開催）。</p> <p>3.26 マイクロチップの検討に関する中間報告書提出。</p> <p>3.27 全国獣医師会会長会議開催（11.28にも開催）。</p> <p>3.28 国家防疫の強化・畜産振興施策の推進及び犬フィラリア規制予防剤の適正使用の確保について、要望書（日獣発第204号）を農林水産省畜産局長宛に提出。</p> <p>3.28 家畜共済制度の改善について、要望書（日獣発第204号）を農林水産省経済局長宛に提出。</p> <p>3.28 狂犬病予防の強化徹底及び地域保健法の施行に伴う諸般の体制の整備強化について、要望書（日獣発第204号）を厚生省生活衛生局長宛に提出。</p> <p>5.16 動物登録事業運営委員会（ほか2回提出）。</p> <p>6.18 マイクロチップに関する研究会の検討報告書が杉山会長宛に提出される。</p> <p>6.25 第54回通常総会開催。</p> <p>8.9 国際獣医師育成研修事業・事業評価海外調査実施（～8.21）。</p> <p>9.15 国際獣医師育成研修事業・事業推進委員会開催。</p> <p>9.18 獣医学術奨励賞選考委員会開催。</p> <p>10.7 組織財政委員会開催（11.4にも開催）。</p> <p>11.10 獣医師研修指針策定検討会開催。</p> <p>11.14 組織財政委員会の答申書が杉山会長宛に提出される。</p> <p>11.14 動物関係行政の一元化についての要望書を行政改革会議・橋本龍太郎会長及び総務庁・小里貞利長官並びに獣医師問題議員連盟・三塚博会長宛に提出。</p> <p>11.18 中小家畜疾病防疫技術検討会開催。</p> <p>11.25 平成9年度公衆衛生委員会から「人畜共通感染症対</p>	<p>1.24 「人と野生動物とのかかわりあい」シンポジウム開催。</p> <p>3.20 台湾で口蹄疫発生。</p> <p>4.11 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律公布（法律第34号）。4月27日施行。</p> <p>5.12 全国家畜衛生主任者会議（農林水産省）開催（～5.13）。</p> <p>5.14 全国家畜保健衛生所業績発表会開催（～5.15）。</p> <p>5.22 腸管出血性大腸菌O-157発表会開催。</p> <p>8.25 アジア獣医師会連合（FAVA）大会（オーストラリア・ケアンズ）開催（～8.28）。</p> <p>9.2 人畜共通感染症ワーキンググループ会議開催（厚生省）。</p> <p>12.1 農業災害補償制度50周年記念祝賀会挙行。</p> <p>* 英国のダイアナ元皇太子妃が交通事故死。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>策における獣医師の役割について」の答申書が杉山会長宛に提出される。</p> <p>12.3 情報高度化検討委員会開催。</p> <p>12.3 獣医師届出マニュアル検討会開催。</p> <p>12.9 獣医師研修指針策定検討会開催。</p> <p>12.9 中小家畜疾病防疫技術検討会開催 (12.16にも開催)。</p>	
<p>平成10 (1998)</p>	<p>1.13 新疾病等防疫体制強化事業・検討会等開催 (ほか16回開催)。</p> <p>1.19 獣医師福祉共済事業運営委員会開催。</p> <p>1.23 会報編集委員会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>2.10 平成9年度学会年次大会 (福岡) 開催 (~2.12)。</p> <p>2.10 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (9.21にも開催)。</p> <p>2.11 文部省科学研究費公開シンポジウム開催。</p> <p>3.27 全国獣医師会会長会議開催 (11.24にも開催)。</p> <p>5.1 平成11年度畜産関係政府予算について農林水産省に要請。</p> <p>6.4 三者 (全国家畜衛生職員会、全国公衆衛生獣医師協議会、日本獣医師会) 協議会開催。</p> <p>6.9 初等教育における動物を活用した情操教育について文部省に提言。</p> <p>6.25 第55回通常総会開催。</p> <p>6.25 日本獣医師会定款施行細則一部改正。</p> <p>7.17 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.23 動物福祉の増進に関する検討会開催 (ほか4回開催)。</p> <p>7.24 小動物委員会開催 (10.23にも開催)。</p> <p>9.4 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>9.16 国際獣医師育成研修事業・検討会等開催。</p> <p>9.18 情報高度化検討委員会開催 (11.16にも開催)。</p> <p>10.26 学術・教育・研究委員会開催。</p> <p>11.25 日本獣医師会創立50周年記念式典・祝賀会挙行。</p> <p>12.2 獣医学教育の強化・充実について文部省に要請。</p> <p>12.14 小動物生産等獣医事対策事業・検討会等開催。</p> <p>平成10年度研修会・講習会等</p> <p>日本獣医師会小動物・公衆衛生講習会開催 (9地区)</p> <p>中小家畜疾病防疫技術研修事業・中小家畜疾病防疫技術研修開催 (52カ所)。</p> <p>農業共済団体指定獣医師等講習事業・農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。</p>	<p>2.1 阪神・淡路大震災動物追悼記念式典開催。</p> <p>2.26 豚コレラ撲滅全国検討委員会 (農林水産省) 開催。</p> <p>3.10 豚コレラ撲滅に関する懇談会 (全国養豚経営者会議) 開催。</p> <p>10.2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症新法) 公布 (法律第114号)。平成11年4月1日施行。</p> <p>10.2 検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律公布 (法律第115号)。平成11年4月27日施行。</p> <p>*長野オリンピック開催。</p> <p>*フランス・サッカーワールドカップに日本が初出場。</p>
<p>平成11 (1999)</p>	<p>1.22 我が国の動物福祉法制のあり方 (動物の保護及び管理に関する法律の一部改正) について自民党環境部会に要請 (3.8にも要請)。</p> <p>1.27 小動物生産等獣医事対策事業・検討会等開催。</p> <p>2.1 獣医師福祉共済事業運営委員会開催 (ほか2回開</p>	<p>4.19 サル、猫等の検疫制度に関する検討会 (農林水産省) 開催 (5.14にも開催)。</p> <p>6.3 クローン問題に関する畜産関係者への説明会 (農林水産省) 開催。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>催)。</p> <p>2.11 平成10年度学会年次大会 (札幌) 開催 (~2.13)。</p> <p>2.11 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (9.13にも開催)。</p> <p>2.13 新疾病等防疫体制強化事業・検討会等開催 (ほか5回開催)。</p> <p>2.23 獣医師道委員会開催。</p> <p>2.23 会報編集委員会開催 (ほか3回開催)。</p> <p>2.26 動物関係行政の一元化について獣医師問題議員連盟等に要請。</p> <p>3.8 動物関係行政の一元化について自民党等に要請。</p> <p>3.24 全国獣医師会会長会議開催 (11.26にも開催)。</p> <p>3.29 動物関係行政の一元化について総務庁に要望。</p> <p>3.30 小動物委員会開催 (11.18にも開催)。</p> <p>3.31 一般専用ホームページを開設。</p> <p>5.1 平成12年度畜産関係政府予算について農林水産省に要請。</p> <p>5.20 産業動物委員会開催 (11.11にも開催)。</p> <p>6.11 動物の保護・管理に関する要請書を環境庁に提出。</p> <p>6.14 動物の保護・管理について環境庁に要請。</p> <p>6.22 新疾病等防疫体制強化事業・検討会等開催 (7.6にも開催)。</p> <p>6.24 第56回通常総会開催。会長に五十嵐幸男氏選任。</p> <p>7.16 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>8.4 職域理事連絡会議開催。</p> <p>8.4 動物の保護・管理について総理府に要請。</p> <p>9.1 日本獣医師会定款変更及び定款施行細則一部改正。</p> <p>9.14 インフォームド・コンセント徹底宣言をマスコミにリリース。</p> <p>9.17 国際獣医師育成研修事業・検討会等開催。</p> <p>10.26 組織財政委員会開催 (12.13にも開催)。</p> <p>11.10 公衆衛生委員会開催。</p> <p>12.1 特定疾病予防接種推進事業について農林水産省に要請。</p> <p>12.2 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>平成11年度研修会・講習会等</p> <p>日本獣医師会小動物・公衆衛生講習会開催 (9地区)</p> <p>農業共済団体指定獣医師等講習事業・農業共済団体指定獣医師等講習会開催 (7地区)。</p>	<p>7.19 感染症予防法に係る動物対策検討会 (厚生省) 開催 (8.3にも開催)。</p> <p>9.23 第26回世界獣医学大会 (フランス・リヨン) 開催 (~26)。</p> <p>10.8 豚コレラ撲滅全国検討委員会 (農林水産省) 開催。</p> <p>12.22 動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律公布 (法律第221号)。</p> <p>* 欧州単一通貨ユーロ導入。</p>
平成12 (2000)	<p>1.19 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>1.21 新疾病等防疫体制強化事業・検討会等開催 (ほか6回開催)。</p> <p>1.21 小動物生産等獣医事対策事業・検討会等開催 (3.3にも開催)。</p> <p>2.1 豚コレラ撲滅対策に関連した衛生対策事業の推進について農林水産省に要請。</p> <p>2.9 組織財政委員会開催 (2.29にも開催)。</p> <p>2.11 平成11年度学会年次大会 (静岡) 開催 (~2.13)。</p>	<p>3.25 宮崎県で92年ぶりに口蹄疫発生。</p> <p>4.1 狂犬病予防法の一部改正に係る犬の登録事務の市町村委譲施行。</p> <p>11.22 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律公布 (法律第123号)。12月2日施行。</p> <p>12.7 獣医学教育のあり方に関する懇談会開催。</p> <p>* 介護保険スタート。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	2.11 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (9.18にも開催)。	*北海道有珠山噴火。
	2.18 会報編集委員会開催 (ほか4回開催)。	*2000円紙幣発行。
	2.28 産業動物委員会開催 (9.1にも開催)。	*九州・沖縄サミット開催。
	3.6 職域理事連絡会議開催。	*三宅島噴火。
	3.7 三者 (全国家畜衛生職員会、全国公衆衛生獣医師協議会、日本獣医師会) 協議会開催。	*豚コレラ撲滅対策事業終了。全国的にワクチン接種中止。
	3.9 学校飼育動物診療マニュアル編集委員会開催。	*白川英樹がノーベル化学賞を受賞。
	3.17 情報高度化検討委員会開催。	
	3.21 家畜衛生試験場の名称について農林水産省家畜衛生試験場に要請。	
	3.22 全国獣医師会会長会議開催 (11.22にも開催)。	
	3.30 学術・教育・研究委員会開催。	
	5.18 平成13年度畜産関係政府予算について農林水産省に要請。	
	5.30 獣医師生涯研修事業運営委員会開催 (ほか5回開催)。	
	6.7 動物登録事業運営委員会開催。	
	6.23 第57回通常総会開催。	
	6.23 日本獣医師会定款施行細則一部改正。	
	6.30 狂犬病予防の強化等について厚生労働省に要請。	
	7.6 全国獣医師会事務担当者会議開催。	
	7.28 小動物保健衛生情報作成事業・検討会等開催。	
	7.28 動物由来感染症監視体制整備事業・検討会等開催。	
	7.31 監視伝染病等防疫体制支援事業・検討会等開催 (ほか2回開催)。	
	8.3 放射線防護技術研修事業・検討会等開催 (ほか2回開催)。	
	9.13 獣医師道委員会開催。	
	9.19 国際獣医師育成研修事業・検討会等開催。	
	9.一 獣医療を提供する体制の整備について農林水産省に提言。	
	10.4 日本獣医師会定款一部変更。	
	11.6 獣医師福祉共済事業運営委員会開催。	
	11.13 動物用医薬品指示書に関する協議。	
	11.22 狂犬病予防法施行50周年記念式典挙行。	
	12.22 動物愛護関係団体・日本獣医師会連絡会議開催。	
	平成12年度研修会・講習会	
	日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催 (9地区)	
	放射線被曝防護技術研修事業・放射線被曝防護技術研修会開催 (9地区)。	
	家畜伝染病早期診断等対応推進事業・家畜疾病総合情報システム普及推進研修会開催 (47都道府県)。	
	家畜伝染病早期診断等対応推進事業・保健衛生指導マニュアル普及推進研修会開催 (9地区25カ所)。	

年（西暦）	主要事項	関連事項及び一般事項
平成13（2001）	<p>1.12 獣医師生涯研修事業運営委員会開催（ほか3回開催）。</p> <p>1.16 放射線防護技術研修事業・検討会等開催（8.1にも開催）。</p> <p>1.17 野生動物対策委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>1.23 監視伝染病等防疫体制支援事業・検討会等開催（3.26にも開催）。</p> <p>1.30 地区獣医師会連合会会長会議開催。</p> <p>2.7 会報編集委員会開催（ほか4回開催）。</p> <p>2.9 平成12年度学会年次大会（奈良）開催（～2.11）。</p> <p>2.9 獣医学術奨励賞選考委員会開催（11.21にも開催）。</p> <p>2.26 職域理事連絡会議開催。</p> <p>3.5 小動物委員会開催（11.29にも開催）。</p> <p>3.22 全国獣医師会会長会議開催（12.5にも開催）。</p> <p>3.28 小動物保健衛生情報作成事業・検討会等開催（11.2にも開催）。</p> <p>3.28 動物由来感染症監視体制整備事業・検討会等開催（11.2にも開催）。</p> <p>3.31 日本獣医師会定款施行細則一部改正。</p> <p>4.18 生涯研修事業運営委員会開催（ほか5回開催）。</p> <p>5.16 監視伝染病等防疫体制支援事業・検討会等開催（ほか5回開催）。</p> <p>6.1 獣医師福祉共済事業運営委員会開催。</p> <p>6.7 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>6.26 獣医学部設置促進関係獣医師会会長懇談会開催。</p> <p>6.27 第58回通常総会開催。</p> <p>7.1 日本獣医師会定款施行細則一部改正。</p> <p>7.13 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.24 職域理事連絡会議開催。</p> <p>8.2 狂犬病予防の強化について自民党に要請。</p> <p>8.7 身体障害者補助犬の育成及び医療の円滑化に関する法律案について獣医師問題議員連盟等に要請。</p> <p>9.19 牛海綿状脳症に対する防疫・衛生対策の徹底・強化について自民党に意見書を提出。</p> <p>9.27 中村寛獣医学術振興基金設置。</p> <p>10.2 国際獣医師育成研修事業・事業推進委員会開催。</p> <p>10.18 BSE緊急対策会議開催。</p> <p>11.1 BSE緊急シンポジウム「BSEから日本の畜産を守る」開催。</p> <p>11.5 家畜伝染病予防法施行50周年記念功労者表彰選考委員会開催。</p> <p>11.15 広報委員会開催。</p> <p>11.27 産業動物委員会開催。</p> <p>12.4 家畜伝染病予防法施行50周年記念式典挙行。</p> <p>12.7 卒後臨床研修制度・専門医制度合同検討委員会開催。</p> <p>12.11 一般公開特別シンポジウム「炭疽の正しい理解のために」開催。</p>	<p>2.27 感染症予防法に係る動物対策検討会（厚生労働省）開催。</p> <p>9.11 我が国初のBSE発生例報告。</p> <p>9.28 BSE説明会（農林水産省）開催。</p> <p>9.28 動物性加工たん白の緊急輸入一時停止措置。</p> <p>10.18 と畜場で処理されるすべての牛を対象にBSE検査と特定危険部位の除去。</p> <p>10.25 BSE対策の円滑な推進と畜産に関わる中央団体間の情報交換等を目的に、BSE対策団体連絡会議（事務局：中央畜産会）が発足。</p> <p>11.16 死亡牛緊急処理実施要領及び死亡牛緊急処理円滑化促進事業実施要領の制定（農林水産省）。</p> <p>* 中央省庁再編。</p> <p>* 米国で同時多発テロ。</p> <p>* 野依良治がノーベル化学賞を受賞。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>12.14 牛海綿状脳症の呼称を「狂牛病」から「BSE」に改称するよう報道・マスコミ各社にプレスリリース。</p> <p>12.19 動物愛護・福祉対策検討委員会開催。</p> <p>12.26 公衆衛生委員会開催。</p> <p>12.26 学術・教育・研究委員会開催。</p> <p>平成13年度研修会・講習会等</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催 (9地区)</p> <p>監視伝染病等防疫体制支援事業・家畜疾病総合情報システム普及推進研修会開催 (47都道府県)。</p> <p>監視伝染病等防疫体制支援事業・保健衛生指導マニュアル普及推進研修会開催 (9地区27カ所)。</p> <p>放射線被曝防護技術研修事業・放射線被曝防護技術研修会開催 (9地区)。</p> <p>BSE関連知識普及事業・公開シンポジウム開催 (22カ所)。</p>	
<p>平成14 (2002)</p>	<p>1.11 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>1.11 監視伝染病等防疫体制支援事業・検討会等開催 (ほか3回開催)。</p> <p>1.25 卒後臨床研修制度検討委員会開催。</p> <p>1.29 広報委員会開催。</p> <p>1.31 地区獣医師会連合会会長会議開催 (12.3にも開催)。</p> <p>2.7 組織財政委員会開催。</p> <p>2.9 平成13年度学会年次大会 (広島) 開催 (~2.11)。</p> <p>2.10 一般公開特別シンポジウム「牛海綿状脳症 (BSE) の最新情勢」開催。</p> <p>2.19 会報編集委員会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>2.20 生涯研修事業運営委員会開催 (ほか4回開催)。</p> <p>2.21 野生動物対策委員会開催。</p> <p>2.22 専門医制度検討委員会開催。</p> <p>2.26 小動物委員会開催。</p> <p>3.1 動物登録事業運営委員会開催。</p> <p>3.26 小動物保健衛生情報作成事業・検討会等開催 (11.15にも開催)。</p> <p>3.27 全国獣医師会会長会議開催。</p> <p>3.28 日本獣医学会合同シンポジウム「今後の動物医療の方向と獣医学教育の在り方」開催。</p> <p>4.19 獣医療提供体制の整備について農林水産省に要請。</p> <p>4.19 人と動物の共通感染症対策の充実・強化等について厚生労働省に要請。</p> <p>4.19 動物愛護及び管理対策の充実・強化について環境省に要請。</p> <p>4.26 獣医学教育の強化・充実 (獣医学科の獣医学部への再編・統合等) について文部科学省に要請。</p> <p>4.24 組織財政委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>4.25 学術・教育・研究委員会開催。</p>	<p>5.11 身体障害者補助犬法公布 (法律第49号)。10月1日施行。</p> <p>6.14 牛海綿状脳症対策特別措置法公布 (法律第70号)。7月4日施行。</p> <p>7.4 BSEに関する国際シンポジウム (OIE他) 開催。</p> <p>10.29 シンポジウム「学校教育における飼育動物」(日本学術会議) 開催。</p> <p>12.2 シンポジウム「牛海綿状脳症 (BSE) 制圧に向けたナショナル・プロジェクトの展開」(農林水産省) 開催。</p> <p>*日韓共催サッカーワールドカップ開催。</p> <p>*小柴昌俊がノーベル物理学賞を受賞。</p> <p>*田中耕一がノーベル化学賞を受賞。</p>

年（西暦）	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>5.8 専門医制度検討委員会開催（11.14にも開催）。</p> <p>5.9 野生動物対策委員会開催。</p> <p>6.19 産業動物委員会開催。</p> <p>6.24 第59回通常総会開催。</p> <p>7.11 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>8.12 山口大学獣医学科の獣医学部への再編・統合について山口大学に要請。</p> <p>10.18 家畜疾病総合情報システム開発検討事業・検討会等開催。</p> <p>11.6 国立大学獣医学科の再編整備について文部科学省に要請。</p> <p>11.7 動物由来感染症監視体制整備事業・検討会等開催。</p> <p>11.25 三者（全国家畜衛生職員会、全国公衆衛生獣医師協議会、日本獣医師会）協議会開催。</p> <p>11.29 国立大学獣医学科の獣医学部への再編・統合等について自民党に要請。</p> <p>12.12 獣医師道委員会開催。</p> <p>12.13 国立大学獣医学科の再編整備等について農林水産省に要請。</p> <p>12.20 獣医業の一層の適正確保について農林水産省に要請。</p> <p>12.20 動物ID普及推進会議（AIPO）設立会議開催。</p> <p>平成14年度研修会・講習会 日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催（9地区） 監視伝染病等防疫体制支援事業・家畜疾病総合情報システム普及推進研修会開催（47都道府県）。 監視伝染病等防疫体制支援事業・保健衛生指導マニュアル普及推進研修会開催（9地区25カ所）。 国産牛肉等関連知識普及事業・BSE公開シンポジウム開催（28カ所）。</p>	
<p>平成15（2003）</p>	<p>1.22 獣医師生涯研修事業運営委員会開催（ほか4回開催）。</p> <p>1.29 組織財政委員会開催。</p> <p>2.7 平成14年度学会年次大会（沖縄）開催（～2.9）。</p> <p>2.8 獣医学術奨励賞選考委員会開催（11.5にも開催）。</p> <p>2.9 文部科学省科研費市民公開シンポジウム開催。</p> <p>2.13 会報編集委員会開催（ほか5回開催）。</p> <p>2.20 産業動物委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>2.23 監視伝染病等防疫体制支援事業・検討会等開催。</p> <p>2.24 地区獣医師会連合会会長会議開催（12.3にも開催）。</p> <p>2.28 国際獣医師育成研修事業・検討会等開催。</p> <p>3.4 公衆衛生委員会開催（10.27にも開催）。</p> <p>3.12 卒後臨床研修制度検討委員会開催。</p> <p>3.26 全国獣医師会会長会議開催。</p> <p>3.27 学術・教育・研究委員会開催（12.17にも開催）。</p>	<p>2.5 国立大学における獣医学教育に関する協議（文部科学省）開催（ほか4回開催）。</p> <p>5.23 食品安全基本法公布（法律第48号）。7月1日施行。（本法施行により7.1内閣府に食品安全委員会設置）</p> <p>6.11 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法公布。12月1日施行。</p> <p>7.1 農林水産省生産局畜産部衛生課が消費・安全局衛生管理課へ移行（その後、畜産安全管理課と動物衛生課へ移行）。</p> <p>7.23 と畜場法施行50周年記念式典（厚</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>4.11 専門医制度検討委員会開催。</p> <p>4.23 小動物委員会開催 (10.30にも開催)。</p> <p>5.13 野生動物対策委員会開催。</p> <p>5.16 要指示医薬品の適正流通等の一層の確保について農林水産省に要請。</p> <p>5.16 動物医療提供体制の整備について農林水産省に要請。</p> <p>5.16 人と動物の共通感染症対策の充実・強化等について厚生労働省に要請。</p> <p>6.18 獣医学教育体制の整備・充実及び学校飼育動物支援体制の整備について文部科学省に要請。</p> <p>6.25 第60回通常総会開催。</p> <p>7.11 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.16 動物の愛護管理及び移入種対策の充実整備について環境省に要請。</p> <p>7.16 獣医師育成研修事業・検討会等開催 (ほか10回開催)。</p> <p>7.31 職域理事連絡会議開催。</p> <p>8.6 獣医師専門医機構設立準備協議会開催 (9.9にも開催)。</p> <p>9.2 獣医学教育改善に関する協議。</p> <p>9.17 広報委員会開催。</p> <p>11.4 動物愛護福祉委員会開催。</p> <p>11.11 改正感染症法施行に伴う共通感染症の整備・充実について厚生労働省に要請。</p> <p>11.12 野生動物委員会開催。</p> <p>11.13 学校飼育動物委員会開催。</p> <p>11.21 獣医師福祉共済制度運営委員会開催。</p> <p>12.27 学術・教育・研究委員会開催。</p> <p>平成15年度研修会・講習会</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催 (9地区)</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会 (死亡牛検案・届出普及推進講習会) 開催 (49カ所)。</p> <p>獣医師育成研修事業・医薬品副作用報告制度普及研修会 (中央研修会) 開催 (12.15にも開催)。</p> <p>獣医師育成研修事業・医薬品副作用報告制度等普及説明会開催 (57カ所)。</p>	<p>生労働省他) 開催。</p> <p>7.30 身体障害者補助犬の遺伝性疾患に関する検討会 (厚生労働省) 開催 (9.24にも開催)。</p> <p>*宮崎駿監督の「千と千尋の神隠し」が第75回米国アカデミー賞受賞。</p> <p>*個人情報保護法成立。</p> <p>*佐渡トキ保護センターで「キン (雌)」死亡、日本産トキ絶滅。</p> <p>*米国でBSE発生。米国産牛肉輸入停止。</p>
<p>平成16 (2004)</p>	<p>1.7 獣医師育成研修事業・検討会等開催 (ほか16回開催)。</p> <p>1.22 学校飼育動物委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>1.23 動物愛護福祉委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>1.30 小動物保健衛生情報作成事業・検討会等開催。</p> <p>2.5 会報編集委員会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>2.10 平成15年度学会年次大会 (横浜) 開催 (~2.12)。</p> <p>2.11 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (11.1にも開催)。</p>	<p>1.11 山口県で国内79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザ発生。</p> <p>2.6 動物の愛護管理のあり方検討会 (環境省) 開催 (ほか2回開催)。</p> <p>3.18 国立大学における獣医学教育に関する協議 (文部科学省) 開催。</p> <p>5.14 犬等の検疫制度検討会 (農林水産省・厚生労働省) 開催 (6.8にも</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>2.16 公衆衛生委員会開催 (ほか2回開催)。 2.21 野生動物委員会開催 (ほか2回開催)。 2.24 地区獣医師会連合会会長会議開催。 2.24 全国獣医師会会長会議開催 (3.30にも開催)。 3.16 獣医師福祉共済制度運営委員会開催。 4.- 会員専用ホームページを開設。 4.6 獣医学教育体制の整備・充実について文部科学省に要請。 4.26 獣医師専門医機構設立準備協議会開催。 4.27 学術・教育・研究委員会開催 (9.24にも開催)。 5.11 小動物委員会開催。 5.31 本会メールマガジン (略称「メルマ日獣」) 発刊。 6.24 第61回通常総会開催。 6.24 日本獣医師会定款施行細則の一部改正。 7.15 全国獣医師会事務担当者会議開催。 8.24 日本獣医師会定款の一部変更。 9.7 「心の健康教育」推進のための学校飼育動物対策の整備・充実について文部科学省に要請。 9.22 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。 10.14 産業動物委員会開催。 11.12 獣医師道委員会開催。 11.29 動物愛護管理制度の整備・充実等について自民党に要請。</p> <p>平成16年度研修会・講習会 日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催 (9地区) 獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会 (共通感染症講習会) 開催 (51カ所)。 獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会 (HACCP実地講習会) 開催 (5地区)。 獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会 (HACCP講習会) 開催 (47地方会)。</p>	<p>開催)。 6.24 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布・施行。 11.6 犬・猫等の輸出入検疫規則の一部改正。 *アテネオリンピック開催。 *新潟県中越地震発生。</p>
<p>平成17 (2005)</p>	<p>1.18 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。 1.19 学術・教育・研究委員会開催。 1.24 小動物保健衛生情報作成事業・検討会等開催。 2.4 動物医療提供体制の整備促進について農林水産省に要請。 2.10 平成16年度学会年次大会 (新潟) 開催 (~2.12)。 2.11 獣医学術奨励賞選考委員会開催。 2.15 人と動物の共通感染症対策の整備・充実について厚生労働省に要請。 2.21 地区獣医師会連合会会長会議開催。 2.22 会報編集委員会開催。 3.7 動物愛護管理制度の整備・充実等について環境省に要請。 3.15 公開シンポジウム「狂犬病の防止に向けて」開催。</p>	<p>4.1 個人情報保護法の施行。 4.12 小動物医療に関する検討会 (農林水産省) 開催 (ほか3回開催)。 6.1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行。 6.22 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正 (法律第66号) 公布。平成18年6月21日施行。 *京都議定書が発効。 *中部国際空港開港。 *愛知万博開催。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	3.24 全国獣医師会会長会議開催。	
	4.1 職域別部会制発足。	
	4.21 職域総合部会 日本獣医師会会報編集委員会開催 (ほか4回開催)。	
	5.6 野生動物救護対策の一層の推進について環境省等に要請。	
	5.16 学校飼育動物活動の推進について文部科学省等に要請。	
	5.16 獣医学教育改善に向けての取組みについて文部科学省等に要請。	
	6.13 職域総合部会 臨床獣医師研修推進検討会 (獣医師育成研修事業) 開催。	
	6.28 第62回通常総会開催。会長に山根義久氏選任。	
	7.15 全国獣医師会事務担当者会議開催。	
	7.25 獣医学教育改善に関する懇談会開催。	
	8.9 三者 (全国家畜衛生職員会、全国公衆衛生獣医師協議会、日本獣医師会) 協議会開催。	
	9.12 小動物臨床部会 動物愛護福祉委員会開催。	
	9.26 動物愛護管理法の一部を改正する法律の施行等のあり方について環境省に意見要望。	
	9.27 小動物臨床部会 小動物委員会開催。	
	10.11 学術部会 学術・教育・研究委員会開催 (12.21にも開催)。	
	10.12 産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会開催。	
	10.14 関係部会長会議開催。	
	10.24 小動物臨床部会 野生動物委員会開催。	
	10.27 公衆衛生部会 公衆衛生委員会開催。	
	10.31 職域総合部会 HACCP手法研修用教材検討委員会 (獣医師育成研修事業) 開催。	
	11.1 小動物臨床部会 学校飼育動物委員会開催。	
	11.2 学術部会 獣医師専門医制検討委員会開催。	
	11.9 職域総合部会 総務・広報委員会開催。	
	11.14 畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会開催。	
	11.22 学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。	
	11.22 職域総合部会 獣医師福祉共済事業運営委員会開催。	
	12.9 学術部会 獣医学術奨励賞選考委員会開催。	
	12.26 職域総合部会 小動物保健衛生情報検討委員会 (小動物保健衛生情報作成事業) 開催。	
	平成17年度研修会・講習会	
	日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催 (9地区)	
	獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会 (動物用医薬品安全指導講習会) 開催 (49カ所)。	
	獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会 (HACCP実地講習会) 開催 (6地区)。	
	獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会 (HACCP	

年 (西曆)	主要事項	関連事項及び一般事項
	講習会) 開催 (44地方会)。	
平成18 (2006)	<p>1.4 ケタミンの麻薬指定について厚生労働省等に要請。</p> <p>1.17 小動物臨床部会 小動物委員会開催 (4.26にも開催)。</p> <p>1.19 産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会開催。(ほか2回開催)。</p> <p>1.20 小動物臨床部会 野生動物委員会開催 (8.11にも開催)。</p> <p>1.24 小動物臨床部会 学校飼育動物委員会開催 (10.27にも開催)。</p> <p>1.31 学部部会 獣医師専門医制検討委員会開催 (10.12にも開催)。</p> <p>2.3 狂犬病予防法に基づく犬の定期予防注射の取組みについて厚生労働省に要請。</p> <p>2.3 職域総合部会 小動物獣医療実態調査検討委員会(小動物獣医療実態調査事業)開催。</p> <p>2.7 公衆衛生部会 公衆衛生委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>2.13 畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>2.13 獣医療法第17条第2項の規定に基づく広告制限の特例について農林水産省に要請。</p> <p>2.17 職域総合部会 日本獣医師会会報編集委員会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>2.20 地区獣医師会連合会会長会議開催。</p> <p>2.22 学部部会 学術・教育・研究委員会開催 (8.23にも開催)。</p> <p>2.27 職域総合部会 HACCP手法研修用教材検討委員会(獣医師育成研修事業)開催。</p> <p>3.17 全国獣医師会会長会議開催。</p> <p>3.18 平成17年度学会年次大会(つくば、日本獣医師会・日本獣医学会連携大会)開催 (~3.21)。</p> <p>3.19 学部部会 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (11.15にも開催)。</p> <p>5.12 動物愛護管理法の一部を改正する法律の施行等のあり方について環境省に要請。</p> <p>5.30 改正動物愛護管理法の施行に向けた取組みについて自民党に要請。</p> <p>6.19 職域総合部会 臨床獣医師研修推進検討会(獣医師育成研修事業)開催 (11.6にも開催)。</p> <p>6.27 第63回通常総会開催。</p> <p>7.13 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p> <p>7.24 産業動物臨床部会 中小家畜動物臨床小委員会開催 (11.10にも開催)。</p> <p>8.1 職域総合部会 放射線診療技術研修体制整備推進検討委員会(放射線診療技術研修支援事業)開催 (11.6</p>	<p>5.29 ポジティブリスト制度の実施。</p> <p>11.16 獣医師の需給に関する検討会(農林水産省)開催。</p> <p>12.6 獣医師問題議員連盟総会開催。</p> <p>*フィリピン帰国者の狂犬病感染症例の確認。</p> <p>*国内におけるカエルツボカビ症の確認。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>にも開催)。</p> <p>8.21 獣医師法第17条の規定に関する疑義照会及び獣医事監視・取締りの徹底について農林水産省に要請(11.13にも開催)。</p> <p>9.12 小動物臨床部会 動物愛護福祉委員会開催。</p> <p>9.28 職域総合部会 獣医師福祉共済事業運営委員会開催。</p> <p>10.16 学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。</p> <p>10.16 狂犬病対策の充実・強化について厚生労働省に要請。</p> <p>10.30 小動物臨床部会 災害時動物救護活動地域マニュアル策定検討小委員会開催。</p> <p>12.19 小動物臨床部会 動物診療補助専門職検討委員会開催。</p> <p>平成18年度研修会・講習会</p> <p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催(9地区)</p> <p>ポジティブリスト制導入周知啓発事業・ポジティブリスト制度普及啓発中央説明会開催(19.2.23にも開催)。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会(HACCP 実地講習会・養豚編)開催(8地区)。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会(HACCP 講習会・養豚編)開催(44地方会45カ所)。</p>	
<p>平成19 (2007)</p>	<p>1.24 職域総合部会 総務・広報委員会開催(11.2にも開催)。</p> <p>2.2 小動物臨床部会 災害時動物救護活動地域マニュアル策定検討小委員会開催。</p> <p>2.9 学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催(11.19にも開催)。</p> <p>2.15 職域総合部会 日本獣医師会会報編集委員会開催(ほか5回開催)。</p> <p>2.20 地区獣医師会連合会会長会議開催。</p> <p>2.23 平成18年度学会年次大会(さいたま)開催(~2.25)。</p> <p>2.24 学術部会 獣医学術奨励賞選考委員会開催(11.14にも開催)。</p> <p>2.25 市民参加シンポジウム「今、狂犬病対策を考えよう」開催。</p> <p>2.26 小動物臨床部会 野生動物委員会開催(5.8にも開催)。</p> <p>3.9 小動物臨床部会 動物診療補助専門職検討委員会開催(ほか2回開催)。</p> <p>3.15 学術部会 学術・教育・研究委員会開催(10.26にも開催)。</p> <p>3.15 畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会開催(11.16にも開催)。</p> <p>3.20 動物用医薬品指示書交付の手引きの策定について農</p>	<p>1.4 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令公布。2月3日施行。</p> <p>3.2 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令公布。4月1日施行。</p> <p>3.12 獣医師の需給に関する検討会(農林水産省)開催。</p> <p>3.20 獣医師国家試験漏えい問題調査検討委員会(農林水産省)開催。</p> <p>9.11 豚コレラ清浄化記念大会開催。</p> <p>*新潟県中越沖地震発生。</p> <p>*食品偽装事件が相次ぐ。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	林水産省に要請。	
3.27	全国獣医師会会長会議開催。	
4.20	小動物臨床部会 小動物委員会開催 (10.1にも開催)。	
4.27	職域総合部会 放射線診療技術研修体制整備推進検討委員会 (放射線診療技術研修支援事業) 開催 (ほか2回開催)。	
5.1	産業動物臨床部会 中小家畜動物臨床小委員会開催。	
5.11	産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会開催 (9.14にも開催)。	
5.25	小動物臨床部会 動物愛護福祉委員会開催。	
6.4	職域総合部会 臨床獣医師研修推進検討会 (獣医師育成研修事業) 開催。	
6.12	医療用狂犬病ワクチンの供給確保について厚生労働省等に要請。	
6.29	第64回通常総会開催。	
7.12	全国獣医師会事務担当者会議開催。	
7.25	獣医学教育の改善に向けた外部評価の取り組み等について文部科学省等に要請。	
7.31	外来生物対策の推進について環境省等に要請。	
8.8	獣医師専門医制の取組みについて農林水産省等に要請。	
8.22	家畜衛生対策等動物医療関係施策の整備・充実について農林水産省に要請。	
8.23	獣医師道委員会開催。	
8.24	災害時動物救護の推進について環境省等に要請。	
8.24	「緊急災害時における動物救護ガイドラインの策定」についてプレスリリース。	
8.30	学校飼育動物活動の推進について文部科学省等に要請。	
9.10	地域における共通感染症対策の整備・充実について厚生労働省に要請。	
9.18	獣医師需給対策等に係る関係4省庁懇談会開催。	
9.18	関係部会長会議開催。	
10.7	2007 動物感謝デー in Tokyo“World Veterinary Day”開催 (東京都庁「都民広場」)。	
10.15	公衆衛生部会 公衆衛生委員会開催。	
10.29	産業動物臨床部会 食の安全を担う産業動物臨床検討委員会開催。	
11.7	小動物臨床部会 動物介在活動推進検討委員会開催。	
11.20	職域総合部会 野生動物対策検討委員会開催。	
11.27	職域総合部会 動物愛護福祉対策検討委員会開催。	
12.20	都道府県勤務獣医師 (公務員獣医師) 人材確保のための処遇改善対策について全国知事会に要請。	
	平成19年度研修会・講習会	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催 (9地区)</p> <p>ポジティブリスト制導入周知啓発事業・ポジティブリスト制度普及・啓発地区説明会開催 (6地区)。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会 (HACCP 実地講習会・牛編) 開催 (6地区)。</p> <p>獣医師育成研修事業・臨床獣医師講習会 (HACCP 講習会・牛編) 開催 (44カ所)。</p> <p>放射線診療技術研修支援事業・放射線防護技術研修会開催 (49カ所)。</p>	
平成20 (2008)	<p>1.9 小動物臨床部会 小動物委員会開催 (ほか3回開催)。</p> <p>1.17 公衆衛生部会 公衆衛生委員会開催。</p> <p>1.18 放射線診療技術研修体制整備推進検討委員会開催。</p> <p>2.9 日本獣医師会学会年次大会 (香川) 開催 (~2.11)。 次期学会役員候補者会議開催。 学会理事懇談会開催。 学会機関誌編集委員会開催。</p> <p>2.10 学会長賞審査委員会開催。 学術部会 獣医学術奨励賞選考委員会開催 (11.5にも開催)。 学会合同理事会開催。 学会合同定期総会開催。</p> <p>2.18 三役会議 (以降、毎月開催)。 職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>2.19 地区獣医師会連合会会長会議開催。</p> <p>3.3 畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会開催。</p> <p>3.10 職域総合部会 総務・広報委員会開催 (6.18にも開催)。</p> <p>3.23 全国競馬・畜産振興会助成事業 獣医師育成研修事業評価委員会開催。</p> <p>3.26 理事会開催 (ほか3回開催)。</p> <p>3.27 全国獣医師会会長会議開催。</p> <p>4.16 産業動物臨床部会 食の安全を担う産業動物臨床検討委員会開催 (12.24にも開催)。</p> <p>4.17 産業動物獣医師事情関係者懇談会開催。</p> <p>4.25 産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会開催。</p> <p>5.24 学会年次大会 (岩手) 企画運営委員会開催。</p> <p>5.29 監査会開催 (~5.30、12.3にも開催)。</p> <p>6.11 獣医師及び動物医療政策について自由民主党獣医師問題議員連盟に要請。</p> <p>6.26 第65回通常総会開催。</p> <p>7.4 職域総合部会 獣医師高度技術研修検討委員会開催。</p> <p>7.11 全国獣医師会事務担当者会議開催。</p>	<p>1.7 獣医療広告規制において広告しても差し支えない事項が追加されるとともに、広告の方法その他の事項についての必要な制限が新たに定めるため獣医療法施行規則の一部を改正する省令が公布された (8.1施行)。</p> <p>7.22 新型インフルエンザに関する打合せ会議開催。</p> <p>7.27 世界獣医師大会 (カナダ・バンクーバー) 開催 (~7.30)。</p> <p>7.27 動物看護職全国協会設立準備会開催。</p> <p>8.6 獣医学教育改善に関する関係者懇談会開催。</p> <p>9.1 動物看護職の今後に関する意見交換会開催。</p> <p>10.27 アジア獣医師会連合大会 (タイ・バンコク) 開催 (~10.29)。</p> <p>12.17 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 (文部科学省) 第1回会合開催。</p> <p>*リーマンショック。</p> <p>*北海道洞爺湖サミット開催。</p> <p>*南部陽一郎・小林誠・益川敏英がノーベル物理学賞を受賞。</p> <p>*下村脩がノーベル化学賞を受賞。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>8.29 防疫業務従事獣医師等の新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ感染予防対策について厚生労働省健康局長、農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長に要請。</p> <p>9.9 職域総合部会 野生動物対策検討委員会開催。</p> <p>10.4 2008動物感謝デー in Japan “World Veterinary Day”開催。</p> <p>10.27 「野鳥の高病原性鳥インフルエンザ対応技術マニュアル」の策定について環境省自然環境局長及び農林水産省消費・安全局長に要請。</p> <p>10.31 小動物臨床部会 動物介在活動推進検討委員会開催</p> <p>11.5 学会監査会開催。 学会会長・副会長会開催。</p> <p>12.3 全国獣医師会会長会議開催。</p> <p>12.4 (社)日本獣医師会創立60周年記念式典・記念講演・記念祝賀会举行。</p> <p>12.16 獣医師確保等対策合同評価委員会開催。</p> <p>平成20年度の研修会・講習会 日本獣医師会産業動物・小動物・公衆衛生講習会開催 (9地区16カ所)。 家畜防疫向上等特別対策事業・放射線診療技術研修会開催 (54地区48カ所)。</p>	
<p>平成21 (2009)</p>	<p>1.16 職域総合部会 総務・広報委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>1.22 学会理事懇談会開催。 学会機関誌編集委員会開催。 日本獣医師会学会年次大会 (岩手) 開催 (~1.24)。</p> <p>1.23 学会賞審査委員会開催。 学会合同理事会開催。 学会合同定期総会開催。 学術部会 獣医学奨励賞選考委員会開催。</p> <p>1.24 動物診療補助専門職検討委員会開催。</p> <p>2.4 学術部会 学術・教育・研究委員会開催 (12.3にも開催)。</p> <p>2.10 産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会開催 (9.28にも開催)。</p> <p>2.16 職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催 (ほか4回開催)。</p> <p>2.23 畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会開催。</p> <p>2.24 公衆衛生部会 公衆衛生委員会開催。</p> <p>2.25 地区獣医師会連合会会長会議開催。</p> <p>2.27 職域総合部会 動物愛護福祉対策検討委員会開催 (12.24にも開催)。</p> <p>3.30 理事会開催 (ほか3回開催)。</p> <p>4.23 三役会議 (役員幹部会議) 開催 (以降、毎月開催)。</p> <p>5.20 獣医師高度技術研修対策事業 獣医師高度技術研修</p>	<p>1.24 日本動物看護職協会設立発起人総会合同会議開催。</p> <p>2.20 診療用高エネルギー放射線発生装置や放射性医薬品等による放射線防護に係る獣医療法施行規則の一部改正及び関連告示が施行され、獣医核医学が法令に位置付けられる。</p> <p>4.27 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 (文部科学省) 開催 (ほか2回開催)。</p> <p>5.10 一般社団法人日本動物看護職協会設立総会開催。</p> <p>5.28 獣医事審議会計画部会小動物分野ワーキンググループ (農林水産省) 開催 (ほか2回開催)。 獣医事審議会計画部会民間・研究分野ワーキンググループ (農林水産省) 開催 (ほか2回開催)。</p> <p>6.1 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行</p> <p>7.29 獣医事審議会計画部会産業動物分野ワーキンググループ (農林水産省) 開催。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	検討委員会開催。	獣医事審議会計画部会公務員分野
5.25	職域総合部会 野生動物対策検討委員会開催 (12.8にも開催)。	ワーキンググループ(農林水産省)開催。
5.27	役員選任管理委員会開催。	8.27 世界獣医師会評議員会 (東京) 開催 (~8.30)。
5.31	学会年次大会 (宮崎) 企画運営委員会開催。	9.16 獣医学教育改善に関する関係者打合せ会議開催。
6.1	監査会開催 (~6.2)。	10.9 獣医事審議会計画部会 (農林水産省) 開催。
6.16	獣医学教育改善に関して自由民主党獣医師問題議員連盟に要請。	11.4 第30回アジア獣医師会連合代表者会議 (タイ・バンコク) 開催。
6.17	獣医師高度技術研修対策事業 獣医師確保等対策合同評価委員会開催。	*民主党・社民党・国民新党が連立政権発足。
6.25	第66回通常総会開催。 社団法人日本動物保護管理協会との合併に伴い、定款及び定款施行細則を一部改正。	
7.10	全国獣医師会事務担当者会議開催。	
7.13	畜産振興事業 現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進事業専門委員会開催。	
7.24	産業動物獣医師確保に係る懇談会開催。	
7.28	獣医事情関係者懇談会開催。	
8.6	畜産振興事業 現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進事業推進委員会開催。	
8.14	動物介在諸活動に係る施策の推進等について環境省自然環境局長、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局長及び関係団体代表者他に要請。	
8.17	「今後における動物愛護 (福祉) ・管理施策の整備・充実に向けて (日本獣医師会委員会報告の中間とりまとめ)」について環境省自然環境局長及び関係団体代表者他に要請。	
8.18	公衆衛生公務員獣医師の人材の確保等について厚生労働省医薬食品局長、同省健康局長、全国獣医学系大学学長等及び全国公衆衛獣医師協議会会長他に要請。	
8.20	野生動物対策専門職獣医師の育成・確保等について環境省自然環境局長、都道府県野生動物対策主管課長、全国獣医亜学生大学学長等及び関係団体代表者他に要請。	
8.28	日本獣医師会学会の組織及び事業運営見直しの検討状況等について地方獣医師会及び三学会長に要請。	
8.31	獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実について農林水産省消費・安全局長、同省経営局長及び関係団体代表者他に要請。	
10.2	全国獣医師会会長会議開催。	
10.3	2009動物感謝デー in Japan “World Veterinary Day”開催。	
10.5	小動物臨床部会 小動物委員会開催。	
10.14	小動物臨床部会 学校動物飼育支援対策検討委員会開催。	
10.21	畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会・公衆衛生部	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>会 公衆衛生委員会 合同開催。</p> <p>10.29 学会監査会開催。 学会会長・副会長会開催。 学部部会 獣医学術功績者選考委員会開催。</p> <p>11.17 職域総合部会 ペットフード獣医療情報システム整備検討委員会開催。</p> <p>11.27 小動物臨床部会 動物看護職制度在り方検討委員会開催。</p> <p>平成21年度の研修会・講習会 獣医学術講習会研修会事業（産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生技術講習会）開催（9地区18カ所）。</p>	
平成22 (2010)	<p>1.18 獣医療法施行規則に係る関係県獣医師会協議会開催。</p> <p>1.19 職域総合部会 総務・広報委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>1.20 学部部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>1.21 畜産振興事業 現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進事業専門委員会開催（ほか2回開催）。</p> <p>1.25 職域総合部会 ペットフード獣医療情報システム整備検討委員会開催（3.2にも開催）。</p> <p>1.28 獣医学教育改善に関して文部科学大臣に要請。</p> <p>1.29 日本獣医師会学会年次大会（宮崎）開催（～1.31）。次期学会役員候補者会議開催。 学会理事懇談会開催。 学会誌編集委員会開催。</p> <p>1.30 学部部会 獣医学術功績者選考委員会開催（11.10にも開催）。 学会合同定期総会開催。 学会合同理事会開催。 学会会長賞審査委員会開催。</p> <p>2.18 監査会開催（ほか2回開催）。 地区連合獣医師会会長会議開催。</p> <p>2.26 職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催（ほか5回開催）。</p> <p>3.1 小動物臨床部会 動物看護職制度在り方検討委員会開催。</p> <p>3.23 畜産・家畜衛生部会 家畜衛生委員会・公衆衛生部会 公衆衛生委員会 合同開催。</p> <p>3.24 理事会開催（ほか3回開催）。</p> <p>3.27 獣医師高度技術研修対策事業 獣医療における放射線診療技術研修支援事業 事業評価委員会開催。</p> <p>3.30 畜産振興事業 現代新疾病等用動物用医薬品実用化推進事業推進委員会開催。</p> <p>3.31 小動物臨床部会 学校動物飼育支援対策検討委員会</p>	<p>1.14 家庭動物関係業界団体代表者等懇談会開催。</p> <p>2.24 獣医学臨床教育の改善（参加型臨床実習の在り方）に関する関係者懇談会開催。</p> <p>3.31 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（文部科学省）開催。</p> <p>4.20 宮崎県下において口蹄疫の疑似患畜を確認。</p> <p>5.7 第1回国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会。</p> <p>6.4 宮崎県における口蹄疫のまん延を防止及び口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫対策特別措置法を施行。</p> <p>6.29 獣医事審議会計画部会（農林水産省）開催（8.12にも開催）。</p> <p>7.21 獣医事審議会免許部会（農林水産省）開催（11.29にも開催）。</p> <p>8.5 宮崎県で発生した口蹄疫について、農林水産省において、本会山根義久会長を座長とする「口蹄疫対策検証委員会」が設置される。以降、11月24日までに17回の会合を開催。</p> <p>8.27 東国原英夫宮崎県知事が「口蹄疫」終息宣言を発表。</p> <p>8.31 農林水産大臣が平成32年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次獣医療基本方針）を定めた旨を公表。</p> <p>9.7 獣医事審議会総会（農林水産省）</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	開催。	開催。
4.1	社団法人日本動物保護管理協会を吸収合併。	獣医事審議会 (農林水産省) 開催。
4.5	産業動物臨床部会 産業動物・家畜共済委員会開催 (11.29にも開催)。	獣医事審議会試験部会 (農林水産省) 開催。
4.13	役員選任管理委員会開催 (6.1にも開催)。	9.12 動物愛護週間中央行事・屋内行事開催。
4.19	職域総合部会 野生動物対策検討委員会開催 (7.7にも開催)。	9.18 動物愛護週間中央行事・屋外行事開催。
4.22	業務執行幹部会議開催 (以降、毎月開催)。	11.24 口蹄疫対策検証委員会報告書が取りまとめられ、公表される。家畜伝染病予防法の改正、的確な防疫指針の提示をはじめとした様々な具体的な改善措置を早期かつ着実に実施すること等を提言。
5.23	学会年次大会 (岐阜) 企画運営委員会開催。	
5.24	宮崎県下の口蹄疫に係る防疫対応として地方獣医師会及び日本獣医師会からの現地支援要員を派遣 (7.1まで、延べ181人)。	
5.25	獣医師高度技術研修対策事業 獣医師高度技術研修検討委員会開催。	
5.31	獣医師高度技術研修対策事業 獣医師確保等対策合同評価委員会開催。	
6.11	「口蹄疫現地産業動物診療活動復興支援義援金」の募集を開始。	
6.28	第67回通常総会開催。	
	日本獣医師会・獣医会活動指針の制定。	
7.9	全国獣医師会事務・事業推進会議開催。	
7.16	小動物臨床部会 動物看護職制度在り方検討委員会認定齊一化検討小委員会・統一カリキュラム策定検討小委員会合同会議開催 (10.6にも開催)。	
7.21	職域総合部会 総務委員会開催。	
8.2	日本動物児童文学賞審査委員会開催。	
8.27	獣医師及び獣医療関係施策の推進について農林水産省消費・安全局長、環境省自然環境局長、厚生労働省健康局長、同省医薬食品局食品安全部長及び文部科学省高等教育局長あて要請。	
9.7	農林水産省・厚生労働省との狂犬病対策懇談会開催。	
10.1	全国獣医師会会長会議開催。	
10.2	2010動物感謝デー in JAPAN“World Veterinary Day”開催。	
10.5	小動物臨床部会 小動物臨床委員会開催。	
10.19	動物福祉・愛護部会 学校動物飼育支援対策検討委員会 (小動物臨床部会と合同) 開催。	
10.28	学術部会 学術・教育・研究委員会開催。	
11.10	学会監査会開催。	
	学会会長・副会長会開催。	
	獣医学教育関係者懇談会開催。	
12.16	動物愛護管理法の制度見直しについて環境省自然環境局長に要請。	
	平成22年度の研修会・講習会	
	獣医学術講習会研修会事業 (産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生技術講習会) 開催 (9地区9箇所)。	
		*小惑星探査機「はやぶさ」地球に帰還。 *鈴木章・根岸英一がノーベル化学賞を受賞。

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師の実践的な知識・技術を習得するための研修会開催 (7地区7カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師の実践的な知識・技術を習得するための現場実習開催 (2地区23カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の資質の向上を図るためのセミナー開催 (7地区7カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム開催 (2地区2カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療に関するセミナー開催 (8地区11カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療技術研修開催 (4地区29カ所)。</p>	
平成23 (2011)	<p>1.12 動物看護職制度在り方検討委員会における、民間の動物看護師認定主要5団体、動物看護師養成機関、日本動物看護職協会及び地方獣医師会関係者等による基本合意成立。 声明文「チーム獣医療体制の整備に向けて」の採択。(本会第4回理事会を経て、2.10公表)。</p> <p>1.21 獣医学教育の改善に関する関係者懇談会開催。</p> <p>1.24 業務執行幹部会開催 (以降、概ね毎月開催)。</p> <p>2.11 獣医学術学会年次大会 (岐阜) 開催 (~2.13)。 獣医学術学会誌編集委員会開催。</p> <p>2.12 学術部会 獣医学術功績者選考委員会開催 (11.16にも開催)。 学会合同定期総会開催。 学会合同理事会開催。 学会賞審査委員会開催。</p> <p>2.18 職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>2.28 獣医師・獣医療及び動物の福祉施策推進に関し民主党獣医師問題議員連盟に要請。</p> <p>3.2 地区獣医師会連合会会長会議開催。</p> <p>3.14 本会が東日本大震災対応窓口を設置。</p> <p>3.17 日本獣医師会会長メッセージ「全ての獣医師そして関係者の皆様へー東北関東大震災被災からの復興を期してー」を公表。</p> <p>3.18 日本獣医師会「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」の募集を開始。</p> <p>3.- 平成23年度の狂犬病予防注射について、期間延長を含む柔軟な対応を厚生労働省に要請。</p> <p>3.25 理事会開催 (ほか4回開催)。</p> <p>3.28 獣医師高度技術研修対策事業 獣医師確保等対策合</p>	<p>2.15 第32回アジア獣医師会連合代表者会議 (フィリピン・セブ) 開催。</p> <p>2.16 第16回アジア獣医師会連合大会開催 (~2.18)。</p> <p>3.8 獣医事審議会 (農林水産省) 開催 (ほか2回開催)。</p> <p>3.11 東日本大震災防災。</p> <p>3.14 平成22年度緊急災害時動物救援本部第1回臨時会議開催。</p> <p>4.4 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が公布され、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制の強化が図られる。</p> <p>5.20 厚生労働省が東日本大震災の発生に伴い、狂犬病予防注射の接種時期の特例措置を定めた狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を公布。</p> <p>9.17 動物愛護週間中央行事・屋外行事開催。</p> <p>9.23 動物愛護週間中央行事・屋内行事開催。</p> <p>9.29 動物看護師統一認定機構設立総会開催。</p> <p>10.10 第29回世界獣医学大会 (南アフリカ・ケープタウン) 開催 (~10.14)。</p> <p>* 福島第一原発事故発生。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	同評価委員会開催。	
3.29	大震災被災動物の救護と獣医療復旧に向けた支援対策について民主党政調査会会長代理 (獣医師問題議員連盟会長)、自由民主党組織対策本部長及び公明党環境部会動物愛護管理推進委員会委員長あて要請。	*サッカー女子W杯で「なでしこジャパン」優勝。
4.1	原発事故避難区域飼育動物の救護対策について民主党政調査会会長代理 (獣医師問題議員連盟会長)、自由民主党組織対策本部長・団体総局長及び公明党環境部会動物愛護管理推進委員会委員長あて要請。	
4.2	本会の依頼を受け、日本動物用医薬品協会から会員各社による動物用医薬品等支援物資96品目が提供され、被災地の地方獣医師会及び緊急災害時動物救援本部に分配発送。	
4.13	国内マイクロチップ取扱各社に対し、被災動物の個体識別・所有者明示措置のためのマイクロチップ提供支援を要請。 東日本大震災における災害救助法適用地域において、被災したため診療業務を断念せざるを得ず、地元地方獣医師会管外の動物診療施設への就業を希望する獣医師又は動物看護職について関係地方獣医師会の協力・支援の下で日本獣医師会が就業受入れの調整等を行う旨「東日本大震災被災の診療獣医師等に対する就業支援について」により通知。	
5.15	獣医学術学会年次大会 (北海道) 企画運営委員会開催。	
5.16	環境省自然環境局長からの要請に応じ、警戒区域20km圏内への住民の一時立ち入りに伴い実施する家庭動物 (犬・猫) の保護活動に係る人材の確保について地方獣医師会に協力を依頼。	
5.25	産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会開催 (9.15にも開催)。 福島第一原発20km圏内の家畜の有効活用について内閣総理大臣に要請。	
5.30	役員選任管理委員会開催。	
5.31	監査会開催 (~6.1、12.5にも開催)。	
6.2	職域総合部会 野生動物対策検討委員会開催。	
6.28	第68回通常総会開催。 公益法人の移行認定の申請に当たり定款の変更及び関係規程を制定。	
7.8	全国獣医師会事務・事業推進会議開催。	
7.26	小動物臨床部会 動物看護職制度在り方検討委員会開催 (9.29にも開催)。	
8.8	動物福祉・愛護部会 日本動物児童文学賞審査委員会開催。	
8.26	福島第一原発警戒区域からの家畜の移動等に関し農林水産大臣に要請。	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	9.15 動物介在諸活動に係る施策の推進等について環境省自然環境局長及び文部科学省初等中等教育局長に要請。	
	9.27 獣医師及び動物医療に関する施策の推進について農林水産省消費・安全局長及び農林水産省経営局長に要請。 家畜衛生と公衆衛生分野の連携の推進について農林水産省消費・安全局長、同省経営局長、厚生労働省健康局長、同省医薬食品局長及び獣医学系大学関係学部等代表者に要請。	
	9.30 全国獣医師会会長会議開催。	
	10.1 2011動物感謝デー in JAPAN“World Veterinary Day”開催。	
	10.19 獣医師・獣医療及び動物の福祉施策推進に関し公明党に要請。	
	11.1 動物福祉・愛護部会学校動物飼育支援対策検討委員会開催。	
	11.9 獣医学術部会 学術・教育・研究委員会開催。	
	11.11 警戒区域内の牛の研究利用等について関係議員に要請。	
	11.14 小動物臨床部会 小動物臨床委員会開催。	
	11.15 小動物臨床部会 療法食の在り方検討委員会開催。	
	11.16 学会正副会長会議開催。	
	11.28 公務員獣医師人材確保のための処遇改善対策に関し各都道府県知事に要請。	
	11.17 北里研究所において、福島原発警戒区域内における家畜の汚染状況の研究・調査の事業を実施することとなり、山根会長及び矢ヶ崎専務理事らが、「平成23年度繁殖雌牛等を用いた放射性物質の体内汚染分布地図作成調査委員会（第1回）」（福島県南相馬市）に委員及びオブザーバーとして出席し、北里大学の伊藤伸彦獣医学部長を中心に福島県南相馬市で実施する調査の方法・内容を検討するとともに、警戒区域内にある研究実施農場を視察。	
	12.8 家畜衛生部会・公衆衛生部会 家畜衛生・公衆衛生合同委員会開催。	
	平成23年度の研修会・講習会 獣医学術講習会・研修会事業（産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生技術講習会）開催（4地区7カ所）。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための現場実習開催（全国7地区7カ所）。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会開催（8地区10カ所）。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための現場実習開催 (1地区1カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会開催 (8地区8カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム開催 (2地区2カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療技術講習会開催 (8地区8カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療技術実習開催 (5地区8カ所)。</p>	
平成24 (2012)	<p>1.11 獣医学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。 1.20 職域総合部会 総務委員会開催。 1.23 動物福祉・愛護部会 動物福祉・適正管理対策委員会開催 (ほか2回開催)。 1.30 業務執行幹部会開催 (以降、毎月開催)。 2.3 日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (北海道) 開催 (~2.5)。 2.3 学会幹事懇談会開催。 獣医学術学会誌編集委員会開催。 2.4 獣医学術功績者選考委員会開催 (11.7にも開催)。 学会幹事会議開催。 2.5 動物福祉・愛護部会 学校動物飼育支援対策検討委員会開催 (7.17にも開催)。 2.8 職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催 (ほか5回開催)。 3.1 家庭動物業界団体・企業代表者懇談会の開催。 3.2 地区獣医師会連合会会長会議開催。 3.16 小動物臨床部会 動物看護職制度在り方検討委員会開催。 4.1 公益社団法人に移行。 4.4 獣医学術部会 学術・教育・研究委員会開催 (ほか2回開催)。 4.17 理事会開催 (ほか4回開催)。 業務運営幹部会開催 (以降、月1回開催)。 4.23 産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会開催 (8.8にも開催)。 5.10 小動物臨床部会 療法食の在り方検討委員会開催 (ほか2回開催)。 5.16 獣医学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会ワーキンググループ開催。 5.20 獣医学術学会年次大会 (大阪市) 企画運営委員会開催。 「獣医師の皆様へ - 宮崎県下における口蹄疫発生</p>	<p>1.23 農林水産省 東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議開催。 2.18 りぶ・らぶ・あにまるず神戸アニマルケア国際会議2012開催 (~2.19)。 3.8 獣医事審議会 (農林水産省) 開催 (9.3にも開催)。 3.29 第33回アジア獣医師会連合代表者会議 (東京) 開催。 4.3 緊急災害時動物救援本部関係会議開催 (年内に14回開催)。 4.23 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 (文部科学省) (ほか5回開催)。 6.1 「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」及び「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」の一部改正 (動物取扱業の業種の追加、犬及び猫の夜間展示の禁止) の施行。 6.6 獣医事審議会免許部会 (農林水産省) 開催。 7.25 獣医事審議会計画部会 (農林水産省) 開催。 9.15 動物愛護週間中央行事・屋外行事開催。 9.29 動物愛護週間中央行事・屋内行事開催。 *東京スカイツリー完成開業。 *自民党政権復帰。 *山中伸弥がノーベル医学・生理学賞を受賞。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>に対する対応」を公表。 動物愛護管理法の制度見直しに関し自由民主党環境部会に要請。</p> <p>5.28 監査会開催 (～5.29、12.5にも開催)。 6.28 第69回通常総会開催。 7.5 福島第一原子力発電所20km圏内における家畜への対応に係る関係者情報交換会開催 (10.26にも開催)。 7.7 宮崎県における口蹄疫の発生に係る現地防疫活動支援要員として会員構成獣医師の派遣を開始。 7.13 全国獣医師会事務・事業推進会議開催。 7.24 役員候補者選任規程策定検討ワーキンググループ開催 (ほか2回開催)。 7.30 動物福祉・愛護部会 日本動物児童文学賞審査委員会開催。 8.21 福島第一原子力発電所20km圏内における家畜への対応に関する打ち合わせ開催 (9.26にも開催)。 10.5 全国獣医師会会長会議開催。 10.6 2012動物感謝デー in JAPAN“World Veterinary Day”開催。 10.22 家畜衛生部会・公衆衛生部会 家畜衛生・公衆衛生合同委員会開催。 10.23 職域総合部会 野生動物対策検討委員会開催。 11.27 小動物臨床部会 小動物臨床委員会開催。</p> <p>平成24年度の研修会・講習会</p> <p>獣医学術講習会・研修会事業 (産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生技術講習会) 開催 (4地区7カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修開催 (7地区7カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会開催 (7地区8カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習開催 (5地区5カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会開催 (8地区8カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム開催 (2地区2カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療技術実習開催 (5地区8カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療講習会開催 (2地区2カ所)。</p>	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
平成25 (2013)	<p>1.20 日本獣医師会雑誌 (学会学術誌) オンラインジャーナルの発行を開始。</p> <p>1.25 動物福祉・愛護部会 動物福祉・適正管理対策委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>1.29 動物福祉・愛護部会 学校動物飼育支援対策検討委員会開催 (ほか3回開催)。</p> <p>1.30 業務運営幹部会開催 (以降、毎月開催)。</p> <p>2.9 獣医学術学会年次大会 (大阪市) 開催 (~2.11)。</p> <p>2.9 各学会幹事懇談会開催。 獣医学術学会誌編集委員会開催。</p> <p>2.10 獣医学術功績者選考委員会開催 (11.18にも開催)。 学会幹事会議開催。</p> <p>2.15 職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>3.19 理事会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>3.22 産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会開催 (10.7にも開催)。</p> <p>3.27 小動物臨床部会 療法食の在り方検討委員会開催。</p> <p>3.28 動物愛護管理法の一部を改正する法律の施行等のある方 (基本指針についての意見及び要望) について中央環境審議会動物愛護部会に要請。</p> <p>4.2 役員候補者推薦管理委員会開催 (ほか3回開催)。</p> <p>4.16 チーム獣医療体制整備の推進に関し公明党獣医師問題議員懇話会に要請。</p> <p>5.29 監査会開催 (~5.30。12.10にも開催)。</p> <p>6.5 職域総合部会 野生動物対策検討委員会野生動物救護対策の在り方検討小委員会開催。</p> <p>6.27 第70回通常総会開催。会長に藏内勇夫氏が選任。</p> <p>7.1 獣医学術学会年次大会 (千葉) 企画運営委員会開催。 学会正副会長会議開催 (11.18にも開催)。</p> <p>7.12 全国獣医師会事務・事業推進会議開催。</p> <p>7.30 動物福祉・愛護部会 日本動物児童文学賞審査委員会開催。</p> <p>8.23 台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議開催。</p> <p>9.19 獣医療に関する施策の整備・充実について自由民主党獣医師問題議員連盟に要請。</p> <p>10.1 職域総合部会 総務委員会開催。 職域総合部会 獣医師職業倫理向上委員会開催。</p> <p>10.24 都道府県獣医師 (公務員獣医師) 人材確保のための処遇改善対策について都道府県知事に要請。</p> <p>10.25 全国獣医師会会長会議開催。</p> <p>10.28 獣医学術部会 学術・教育・研究委員会開催。</p> <p>10.29 獣医師の処遇改善について麻生太郎事務所に要請。</p> <p>10.31 小動物臨床部会 小動物臨床委員会開催。 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実等について公明党獣医師問題議員懇話会、自由民主党政務</p>	<p>1.4 第17回アジア獣医師会連合大会 (台湾・台北市) 開催 (~1.7)。</p> <p>1.16 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 (文部科学省) 開催 (ほか6回開催)。</p> <p>2.6 緊急災害時動物救援本部関係会議 (3.19にも開催)。</p> <p>2.8 東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議 (農林水産省) 開催。</p> <p>3.7 獣医事審議会 (農林水産省) 開催。 獣医事審議会計画部会 (農林水産省) 開催。</p> <p>6.5 獣医事審議会免許部会 (農林水産省) 開催。</p> <p>7.16 台湾行政院農業委員会が野生のイタチアナグマに由来する検体を検査した結果、狂犬病であることを確定診断した旨公表。</p> <p>9.1 「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正 (動物取扱業の適正化、終生飼養の明文化、罰則の強化等) の施行。</p> <p>9.21 動物愛護週間中央行事・屋外行事開催。</p> <p>9.23 動物愛護週間中央行事・屋内行事開催。</p> <p>10.1 沖縄県で我が国では7年ぶりに豚流行性下痢の発生が確認される。 * 「富士山」世界文化遺産に登録。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>調査会長 (11.13)、同党総務会長 (11.18) 及び同党幹事長 (11.19) に要請。</p> <p>11.8 獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実について農林水産省消費・安全局長及び同省経営局長に要請。</p> <p>11.13 女性獣医師支援特別委員会開催。</p> <p>11.15 人と動物の共通感染症対策の整備・充実について厚生労働省健康局長及び同省医薬食品局長に要請。動物福祉・管理施策等の整備・充実について環境省自然環境局長に要請。</p> <p>11.20 「公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会の学術協力の推進に関する協定書」調印式。以後、各地域において地方獣医師会と地方医師会が協定書を締結。</p> <p>11.21 職域総合部会 野生動物対策検討委員会開催。</p> <p>11.22 狂犬病予防体制整備特別委員会開催。</p> <p>11.25 家畜衛生部会・公衆衛生部会 家畜衛生・公衆衛生合同委員会開催。</p> <p>11.27 獣医師の処遇改善について人事院給与局長及び総務省自治行政局公務員部長 (11.28) に要請。</p> <p>12.25 動物福祉・愛護部会 災害時獣医療活動検討委員会開催。</p> <p>平成25年度の研修会・講習会</p> <p>獣医学術講習会・研修会事業 (産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生技術講習会) 開催 (9地区13カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修開催 (7地区7カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会開催 (7地区8カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実開催 (5地区5カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会開催 (8地区8カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム開催 (2地区2カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療技術実習開催 (5地区8カ所)。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療講習会開催 (2地区2カ所)。</p>	
平成26 (2014)	<p>1.31 業務運営幹部会開催 (以降、毎月開催)。</p>	<p>1.31 獣医学教育の改善・充実に関する</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
2.3	獣医事対策等調査研究事業 犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査検討会開催 (ほか3回開催)。	調査研究協力者会議(文部科学省)開催 (4.24にも開催)。
2.7	職域別部会関係部会長会議開催。	4.30 昨年10月の初発以降33県83,325頭の豚において豚流行性下痢の感染が確認される。
2.12	職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催 (ほか5回開催)。	6.9 獣医事審議会免許部会 (農林水産省) 開催。
2.21	獣医学術学会年次大会 (千葉) 開催 (~2.23)。	7.24 インターペット2014開催。本会は、ステージ企画への会長出演、ブース出展を行う (~7.27)。
2.21	各学会幹事懇談会開催。 獣医学術学会誌編集委員開催。	8.21 産業動物獣医師確保に係る懇談会開催。
2.22	獣医学術功績者選考委員会開催 (11.5にも開催)。 学会幹事会議開催。 獣医学術賞の発表と授与。 職域総合部会 野生動物対策検討委員会開催 (野生動物救護対策の在り方検討小委員会合同委員会として、ほか2回開催)。	9.4 獣医事審議会総会、獣医事審議会試験部会及び獣医事審議会 (農林水産省) 開催。
2.23	動物福祉・愛護部会 学校動物飼育支援対策検討委員会開催 (10.22にも開催)。	9.23 動物愛護週間中央行事開催。
3.4	職域総合部会 総務委員会開催 (ほか3回開催)。	11.25 薬事法が一部改正され、名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (医薬品医療機器等法)」に変更されるとともに医療機器の特性を踏まえた規制への対応、医薬品・医療機器等の安全対策強化、再生医療に対する規制への対応が規定された。
3.10	家畜衛生部会・公衆衛生部会 家畜衛生・公衆衛生合同委員会開催 (7.31にも開催)。	11.28 第18回アジア獣医師会連合大会 (シンガポール) 開催 (~11.30)。
3.18	小動物臨床部会 小動物臨床委員会開催。	*消費税が5%から8%に増税。
3.19	医師会との連携推進特別委員会開催。	*西アフリカでエボラ出血熱の感染拡大。
3.20	理事会開催 (ほか4回開催)。	*赤崎勇、天野浩、中村修二がノーベル物理学賞を受賞。
3.24	獣医学術部会 学術・教育・研究委員会学術振興検討小委員会開催。	
3.26	獣医学術部会 学術・教育・研究委員会生涯研修事業運営小委員会開催。	
3.27	獣医学術部会 学術・教育・研究委員会獣医師人材育成検討小委員会開催。	
4.25	狂犬病予防体制整備特別委員会開催 (8.28にも開催)。	
4.30	獣医学術部会 学術・教育・研究委員会 獣医臨床研究に関する生命倫理ガイドライン検討小委員会開催 (12.24にも開催)。	
5.8	獣医学術部会 学術・教育・研究委員会 獣医学教育の整備・充実検討小委員会開催 (11.10にも開催)。	
5.27	監査会開催 (~5.28、12.12にも開催)。	
6.3	女性獣医師支援特別委員会開催 (8.26にも開催)。	
6.8	獣医学術学会年次大会 (岡山) 企画運営委員会開催 学会正副会長会議開催 (11.5にも開催)。	
6.26	全国獣医師会会長会議開催 (10.3にも開催)。	
6.27	第71回通常総会開催 (我が国の獣医学教育の改善、充実に関する決議を採択)。	
7.3	産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会養鶏獣医療小委員会開催 (9.18にも開催)。	
7.8	小動物臨床部会 小動物臨床委員会 小動物診療実態調査ワーキンググループ開催。	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	7.18 全国獣医師会事務・事業推進会議開催。	
	7.24 産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会 養豚獣医療小委員会開催 (10.2にも開催)。	
	7.28 動物福祉・愛護部会 日本動物児童文学賞審査委員会開催。	
	9.22 医師会との連携推進特別委員会開催。	
	10.4 2014動物感謝デー in JAPAN“World Veterinary Day”開催。	
	10.28 第1回日本医師会・日本獣医師会による連携推進シンポジウム「人と動物の共通感染症を考えるー狂犬病の現状と対策ー」開催。	
	10.31 都道府県勤務獣医師 (公務員獣医師) 人材確保のための処遇改善対策について都道府県知事に要請。	
	11.11 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関し公明党獣医師問題議員懇話会に要請。	
	12.8 獣医学術部会 学術・教育・研究委員会 獣医師人材育成検討小委員会開催。	
	12.24 獣医学術部会 学術・教育・研究委員会 学術振興検討小委員会開催。	
	12.25 小動物臨床部会 小動物臨床委員会 卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ開催。	
	12.31 当年度第3四半期集計において、マイクロチップ個体登録頭数が100万頭を超える。	
	平成26年度の研修会・講習会	
	獣医学術講習会・研修会事業 (産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生技術講習会) 開催 (9地区15カ所)。	
	獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修開催 (7カ所)。	
	獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会開催 (1カ所)。	
	獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習開催 (6カ所)。	
	獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会開催 (8地区8カ所)。	
	獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム開催 (1カ所)。	
	獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療実習開催 (4カ所)。	
	獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療講習会開催 (5カ所)。	
	獣医療提供体制整備推進総合対策事業 女性獣医師就業支援シンポジウム (1カ所)。	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
平成27 (2015)	<p>1.7 小動物臨床部会 小動物臨床委員会開催。</p> <p>1.16 職域総合部会 総務委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>1.20 女性獣医師支援特別委員会。</p> <p>1.23 獣医事対策等調査研究事業 犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査手法等検討会 (ほか4回開催)。</p> <p>1.28 狂犬病予防体制整備特別委員会開催 (8.28にも開催)。</p> <p>1.29 業務運営幹部会開催 (以降、毎月開催)。</p> <p>2.6 職域別部会関係部会長会議開催 (8.21にも開催)。</p> <p>2.9 家畜衛生部会・公衆衛生部会 家畜衛生委員会・公衆衛生委員会合同委員会開催 (12.1にも開催)。</p> <p>2.13 獣医学術学会年次大会 (岡山) 開催 (~2.15)。 学会幹事懇談会開催。 獣医学術学会誌編集委員会開催。</p> <p>2.14 獣医学術功績者選考委員会開催 (11.11にも開催)。 学会幹事会議開催。 獣医学術賞の発表と授与。</p> <p>2.15 第2回 日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム「一人と動物の共通感染症を考える (II) - ダニが媒介する感染症の人への健康被害」開催。 動物福祉・愛護部会 学校動物飼育支援対策検討委員会開催 (10.22にも開催)。</p> <p>2.24 職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>3.19 産業動物臨床・家畜共済委員会開催。</p> <p>3.20 理事会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>3.27 役員候補者推薦管理委員会開催。</p> <p>3.31 小動物臨床部会 小動物臨床委員会 小動物診療実態調査ワーキンググループ開催。</p> <p>4.22 獣医学術部会 学術・教育・研究委員会開催 (11.9にも開催)。</p> <p>4.23 役員候補者推薦管理委員会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>4.28 産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会開催 (11.17にも開催)。</p> <p>5.12 女性獣医師支援特別委員会開催。</p> <p>5.28 監査会開催 (~5.29。12.11にも開催)。</p> <p>6.22 第72回通常総会開催。</p> <p>7.3 学会正副会長会議開催 (11.11にも開催)。 獣医学術学会年次大会 (秋田) 企画運営委員会開催。</p> <p>7.10 全国獣医師会事務・事業推進会議開催。</p> <p>7.28 動物福祉・愛護部会 日本動物児童文学賞審査委員会開催。</p> <p>8.31 動物収容・譲渡対策施設整備事業予算の拡充について環境省自然環境局長に要請。</p> <p>9.10 定款施行細則の一部改正 (全国会長会議の常設議長等の新設)。</p>	<p>1.19 獣医事審議会計画部会 (農林水産省) 開催。</p> <p>4.2 インターペット2015開催。本会は、ステージ企画主催、キッズ獣医師体験コーナー主催、ブース出展を行う。 (~4.5)。</p> <p>5.21 WVA/WMA GLOBAL CONFERENCE ON ONE HEALTH (マドリード (スペイン)) 開催 (~5.22)。</p> <p>5.- 世界保健総会において「薬剤耐性 (AMR) に関するグローバル・アクション・プラン」が採択され、加盟各国に2年以内の自国の行動計画の策定が求められた。</p> <p>9.6 動物愛護週間中央行事・屋内行事開催。</p> <p>9.12 動物愛護週間中央行事・屋外行事開催。</p> <p>9.13 第32回世界獣医学大会 (トルコ・イスタンブール) 開催 (~9.17)。</p> <p>9.24 第37回アジア獣医師会連合代表者会議 (モンゴル・ウランバートル) 開催 (~9.26)。</p> <p>10.1 産業動物獣医師確保に係る懇談会開催。</p> <p>*北陸新幹線開通。</p> <p>*選挙権が18歳以上になる。公職選挙法改正により。</p> <p>*マイナンバー制度施行。</p> <p>*大村智がノーベル医学生理学賞を受賞。</p> <p>*梶田隆章がノーベル物理学賞を受賞。</p> <p>*関東・東北豪雨災害。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>9.30 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について農林水産省消費・安全局長及び同経営局長に要請動物愛護・管理施策等の整備・充実について環境省自然環境局長に要請。 獣医学教育の改善（整備・充実）について文部科学省高等教育局長に要請。</p> <p>10.1 人と動物の共通感染症対策の整備・充実について厚生労働省健康局長、同医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長に要請。</p> <p>10.2 全国獣医師会会長会議開催。</p> <p>10.3 2015動物感謝デー in JAPAN“World Veterinary Day”開催。</p> <p>10.9 都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について都道府県知事に要請。</p> <p>10.20 小動物臨床部会 小動物臨床委員会開催。</p> <p>11.4 人と動物の共通感染症対策特別委員会 医師会との連携推進委員会開催。</p> <p>11.6 第3回日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム「越境性感染症の現状と課題」開催。</p> <p>11.24 職域総合部会 女性獣医師支援対策検討委員会開催。</p> <p>11.30 職域総合部会 野生動物対策検討委員会・野生動物救護対策の在り方検討小委員会合同委員会開催。</p> <p>12.1 人と動物の共通感染症対策特別委員会 狂犬病予防体制整備委員会開催。</p> <p>12.21 マイクロチップ普及推進特別委員会開催。</p> <p>平成27年度の研修会・講習会 獣医学術講習会・研修会事業（産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生技術講習会）開催（9地区14カ所）。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修開催（7カ所）。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会開催（1カ所）。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習開催（1カ所）。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会開催（5カ所）。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム開催（1カ所）。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療実習開催（2カ所）。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療</p>	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>講習会開催 (4カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 女性獣医師等就業支援研修開催 (6カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 女性獣医師等の就業支援環境に対する理解を醸成するための講習会開催 (1カ所)。 獣医療提供体制整備推進総合対策事業 女性獣医師等の就業を支援するための獣医学生向けセミナー開催 (7カ所)。</p>	
平成28 (2016)	<p>1.7 獣医学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。</p> <p>1.21 業務運営幹部会開催 (以降、毎月開催)。</p> <p>2.3 職域別部会関係部会長会議開催。</p> <p>2.10 職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催 (ほか5回開催)。</p> <p>2.17 獣医学術部会 獣医師国際交流推進検討委員会開催。</p> <p>2.26 獣医学術学会年次大会 (秋田) 開催 (~2.28)。 学会幹事懇談会開催。 獣医学術学会誌編集委員会開催。</p> <p>2.27 獣医学術功績者選考委員会開催 (11.21にも開催)。 学会幹事会議開催。 獣医学術賞の発表と授与。 第4回 日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム「One Healthを考える」開催。</p> <p>2.28 動物福祉・愛護部会 学校動物飼育支援対策検討委員会開催 (11.16にも開催)。</p> <p>3.17 獣医事対策等調査研究事業 犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査手法等検討会開催 (ほか2回開催)。</p> <p>3.24 理事会開催 (ほか4回開催)。 産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会管理獣医師ガイドライン策定小委員会 (鶏) 開催。</p> <p>3.22 動物福祉・愛護部会 災害時動物救護に係るガイドライン改定検討委員会開催。</p> <p>3.28 人と動物の共通感染症対策特別委員会 狂犬病予防体制整備委員会開催 (6.20にも開催)。</p> <p>4.1 日本獣医師会雑誌 (学会学術誌) 電子投稿・査読システムの運用を開始。</p> <p>4.13 産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会管理獣医師ガイドライン策定小委員会 (豚) 開催。</p> <p>4.18 日本獣医師会熊本地震救援緊急対策本部第1回会議の開催 (以後、8.25までに8回の会議を開催)。 熊本地震災動物救護活動等支援義援金を設置し、募集を開始。</p> <p>4.20 環境省と本会が合同で熊本地震現地調査を実施 (~</p>	<p>3.30 「One Healthに関するシンポジウム」(厚生労働省) 開催。</p> <p>3.31 インターペット2016開催。本会は、ステージ企画主催、キッズ獣医師体験コーナー主催、ブース出展を行う。(~4.3)。</p> <p>4.5 「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」の下に設置された「薬剤耐性に関する検討調整会議」において「薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン」が策定される。</p> <p>4.14 熊本地震 (前震) 発生。</p> <p>4.16 熊本地震 (本震) 発生。</p> <p>9.5 第38回アジア獣医師会連合代表者会議 (ベトナム・ホーチミン) 開催 (~9.6)。</p> <p>9.6 第19回アジア獣医師会連合大会 (ベトナム・ホーチミン) 開催 (~9.7)。</p> <p>9.17 動物愛護週間中央行事・屋外行事開催。</p> <p>9.24 動物愛護週間中央行事・屋内行事開催。</p> <p>10.3 幼齢犬猫の販売等の制限に係る調査評価検討会 (環境省) 開催。</p> <p>11.1 薬剤耐性 (AMR) 対策推進国民啓発会議 (内閣官房) 開催。</p> <p>12.8 愛玩動物薬剤耐性 (AMR) 調査に関するワーキンググループ (農林水産省) 開催。</p> <p>*熊本地震発生。 *伊勢志摩サミット開催。 *大隈良典がノーベル医学生理学賞を受賞。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	4.22)。	
4.29	熊本県獣医師会災害救護対策本部の事務支援要員を派遣 (第1次～第8次) (～6.15)。	
5.30	監査会開催 (～5.31、12.15にも開催)。	
6.3	マイクロチップ普及推進特別委員会開催。	
6.5	熊本地震ペット救援センターを開設し、動物の受け入れを開始。	
6.6	家畜衛生部会・公衆衛生部会 家畜衛生委員会・公衆衛生委員会合同委員会開催。	
6.7	人と動物の共通感染症対策特別委員会 医師会との連携推進委員会開催。	
6.13	獣医学術部会 学術・教育・研究委員会開催。	
6.22	第73回通常総会開催。	
6.25	学会正副会長会議開催 (11.21にも開催)。 獣医学術学会年次大会 (石川) 企画運営委員会開催。	
7.8	全国獣医師会事務・事業推進会議開催。	
7.19	動物福祉・愛護部会 日本動物児童文学賞審査委員会開催。	
8.2	災害時動物救護に係るガイドライン改定検討委員会開催。	
8.8	職域総合部会 女性獣医師支援対策検討委員会開催。	
8.26	日本中央競馬会畜産振興事業 アジア地域獣医師等総合研修事業推進委員会開催。	
8.29	職域総合部会 野生動物対策検討委員会・野生動物救護対策の在り方検討小委員会合同委員会開催。	
9.12	熊本地震ペット救援センターに係る「熊本地震動物救援施設整備事業」が本会の公益目的事業として内閣府から追加認定される。	
9.26	財務省から熊本地震ペット救援センターの支援について特定寄付金及び指定寄付金の指定を受ける。	
9.28	都道府県勤務獣医師 (公務員獣医師) 人材確保のための処遇改善対策について都道府県知事に要請。	
10.11	熊本地震ペット救援センターの支援に関する寄付金の募集を開始 (～29.3.25まで)。	
10.13	獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について公明党獣医師問題議員懇話会に要請。	
11.9	全国獣医師会会長会議開催。	
11.10	第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議開催 (～11.11)。	
11.11	「福岡宣言」調印。	
11.12	2016 動物感謝デー in JAPAN“World Veterinary Day”開催。	
11.22	小動物臨床部会 小動物臨床委員会開催。	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>11.28 「国家戦略特区における追加の規制改革事項について」の決定に伴う告示改正に関する意見募集の周知及び同募集への対応について内閣総理大臣、内閣府特命大臣（地方創生・行政改革）、文部科学大臣、農林水産大臣、自由民主党獣医師問題議員連盟幹部、公明党獣医師問題議員懇話会幹部、国家戦略特区諮問会議有識者議員、地方獣医師会長、獣医学系大学学長、関係団体他に要請。</p> <p>12.8 国家戦略特別区域による獣医学部の新設について内閣府特命大臣（地方創生・行政改革）に要請。 医療分野における動物愛護管理施策の整備・充実について公明党動物愛護推進委員会に要請。</p> <p>12.14 産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会開催。</p> <p>平成28年度の研修会・講習会</p> <p>獣医学術講習会・研修会事業（産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生技術講習会）開催（8地区12カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修開催（7カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会開催（3カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会開催（5カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム開催（1カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療実習開催（2カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療講習会開催（4カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 女性獣医師等就業支援研修開催（8カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 女性獣医師等の就業支援環境に対する理解を醸成するための講習会開催（1カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 女性獣医師等の就業を支援するための獣医学生向けセミナー開催（13カ所）。</p>	
平成29 (2017)	<p>1.12 獣医事対策等調査研究事業 犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査手法等検討</p>	<p>1.25 愛玩動物薬剤耐性 (AMR) 調査に関するワーキンググループ (農</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	会開催 (ほか2回開催)。	林水産省) 開催 (3.30にも開催)。
1.16	業務運営幹部会開催 (以降毎月開催)。	2.3 薬剤耐性ワンヘルス同意向調査検討会 (厚生労働省) 開催 (ほか2回開催)。
1.23	人と動物の共通感染症対策特別委員会 狂犬病予防体制整備委員会開催 (6.12にも開催)。	3.24 OIEエロワ事務局長来日記念シンポジウム開催。
1.24	日本中央競馬会畜産振興事業 アジア地域獣医師等総合研修事業推進委員会開催 (ほか2回開催)。	3.30 インターペット2017開催。本会は、ステージ企画主催、キッズ獣医師体験コーナー主催、ブース出展を行う。(~4.2)。
1.25	人と動物の共通感染症対策特別委員会 医師会との連携推進委員会開催 (4.26にも開催)。	7.5 九州北部豪雨災害が発生(~7.8)。
2.2	家畜衛生部会・公衆衛生部会 家畜衛生委員会・公衆衛生委員会合同委員会開催。	8.26 第39回アジア獣医師会連合代表者会議(韓国・仁川) 開催。
2.3	国家戦略特別区域による獣医学部の新設について文部科学大臣、内閣府特命大臣 (地方創生・行政改革)、農林水産大臣に要請。	8.27 第33回世界獣医学大会 (韓国・仁川) 開催 (~8.31)。
2.9	獣医学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。	9.23 動物愛護週間中央行事・屋外行事開催。
2.13	獣医学術部会 学術・教育・研究委員会開催 (ほか2回開催)。 獣医学術部会 学術・教育・研究委員会 参加型臨床実習ワーキンググループ開催。	9.24 動物愛護週間中央行事・屋内行事開催。
2.14	公務員獣医師の処遇改善に関する要請活動について地方獣医師会長に要請。	9.27 幼齢犬猫の販売等の制限に係る調査評価検討会 (環境省) 開催。
2.16	職域別部会関係部会長会議開催。	10.11 産業動物獣医師確保に係る懇談会開催。
2.24	獣医学術学会年次大会 (石川) 開催 (~2.26)。 学会幹事懇談会開催。 獣医学術学会誌編集委員会開催。	10.23 薬剤耐性 (AMR) 対策推進国民啓発会議 (内閣官房) 開催。
2.25	獣医学術功績者選考委員会開催 (11.8にも開催)。 学会幹事会議開催。 獣医学術賞の発表と授与。	11.14 Tokyo AMR One-Health Conference AMR International Symposium (厚生労働省) 開催。
2.26	第5回 日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム「インフルエンザを考える」開催。	12.9 全国大学獣医学関係代表者協議会・日本獣医学会市民公開連携シンポジウム「獣医師の社会的役割と、その教育の今」開催。
2.28	動物福祉・愛護部会 学校動物飼育支援対策検討委員会開催 (ほか2回開催)。	*カズオ・イシグロがノーベル文学賞を受賞。
2.28	職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催 (ほか5回開催)。	*史上最年少でプロ棋士となった藤井聡太が歴代最多連勝記録を更新。
3.3	産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会管理獣医師ガイドライン策定小委員会 (牛) 開催 (4.28にも開催)。	*SFTS感染猫由来の死亡事例。
3.17	役員候補者推薦管理委員会開催 (ほか3回開催)。	*愛知県でエキノコックス症の確認。
3.21	理事会開催 (ほか5回開催)。	
4.24	マイクロチップ普及推進特別委員会開催。	
4.25	動物福祉・愛護部会 災害時動物救護に係るガイドライン改定検討委員会開催。	
4.26	防衛省における獣医師の活用について防衛大臣に要請。	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
4.28	職域総合部会 女性獣医師支援対策検討委員会開催 (12.14にも開催)。	
5.12	小動物臨床部会 小動物臨床委員会開催 (9.12にも開催)。	
5.29	産業動物臨床部会 産業動物臨床・家畜共済委員会開催 (ほか2回開催)。 職域総合部会 総務委員会開催。	
5.24	監査会開催 (~5.25。12.15にも開催)。	
6.22	第74回通常総会開催。 国家戦略特区による獣医学部の新設に係る日本獣医師会の考え方を公表。	
7.11	動物福祉・愛護部会 日本動物児童文学賞審査委員会開催。	
7.14	全国獣医師会事務・事業推進会議開催。	
7.20	学会正副会長会議開催 (11.8にも開催)。 獣医学術学会年次大会 (大分) 企画運営委員会開催。	
9.12	家畜衛生部会・公衆衛生部会 家畜衛生・公衆衛生委員会開催 (12.27にも開催)。	
9.29	全国獣医師会会長会議開催。	
9.30	2017 動物感謝デー in JAPAN“World Veterinary Day”開催。	
10.20	動物福祉・愛護部会 動物福祉・愛護委員会開催。	
10.26	動物飼育環境整備推進特別委員会 家庭動物飼育環境健全化検討委員会開催。	
11.3	熊本地震ペット救援センター閉所 (九州災害時動物救援センターとして運営)。	
11.6	“One Health”推進特別委員会 薬剤耐性 (AMR) 対策推進検討委員会開催。	
11.10	大学設置・学校法人審議会の獣医学部新設認可答申に対する日本獣医師会の見解を公表。	
11.13	動物飼育環境整備推進特別委員会 マイクロチップ普及推進検討委員会開催。	
11.17	学術・教育・研究委員会 獣医学教育の整備状況検証と支援ワーキンググループ開催。	
11.27	第6回 日本医師会・日本獣医師会による連携シンポジウム「ワンヘルスに関する連携シンポジウム－薬剤耐性 (AMR) 対策－」開催。	
11.28	“One Health”推進特別委員会 狂犬病予防体制整備検討委員開催。 動物飼育環境整備推進特別委員会 災害時動物救援対策推進検討委員会開催。	
12.11	“One Health”推進特別委員会 医師会との連携強化推進検討委員会開催。	

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	<p>平成29年度の研修会・講習会</p> <p>獣医学術講習会・研修会事業（産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生技術講習会）開催（9地区17カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修開催（7カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会開催（3カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会開催（5カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム開催（1カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療実習開催（2カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 高度獣医療講習会開催（3カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 女性獣医師等就業支援研修開催（7カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 女性獣医師等の就業支援環境に対する理解を醸成するための講習会開催（1カ所）。</p> <p>獣医療提供体制整備推進総合対策事業 女性獣医師等の就業を支援するための獣医学生向けセミナー開催（15カ所）。</p>	
<p>平成30 (2018)</p>	<p>1.6 東アジア3カ国における獣医学術交流の推進に関する覚書調印式（台湾・高雄市）。</p> <p>1.22 業務運営幹部会開催（ほか11回開催）。</p> <p>2.10 獣医学術学会年次大会（大分）開催（～2.12）。学会幹事懇談会開催。 獣医学術学会誌編集委員会開催。</p> <p>2.11 獣医学術功績者選考委員会開催。 学会幹事会議開催。 獣医学術賞の発表と授与。 第7回 日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム「ワンヘルスに関する連携シンポジウムーヒトと動物の共通感染症ー」開催。</p> <p>2.20 職域総合部会 日本獣医師会雑誌編集委員会開催。</p> <p>2.22 職域別部会関係部会長会議開催。 動物の愛護及び管理に関する法律に基づくマイクロチップ装着の義務付け等について自由民主党どうぶ</p>	<p>3.5 獣医事対策等調査研究事業 動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（環境省）開催。</p> <p>3.29 インターペット2018開催。本会は、ステージ企画主催、キッズ獣医師体験コーナー主催、ブース出展を行う。（～4.1）。</p> <p>*シンガポールにて、米国のドナルド・トランプ大統領と北朝鮮の金正恩委員長が会談。</p>

年 (西暦)	主要事項	関連事項及び一般事項
	つ愛護議員連盟マイクロチップ・プロジェクトチーム座長へ要請。	
3.8	獣医学術部会 獣医師生涯研修事業運営委員会開催。	
3.22	獣医学術部会 獣医師国際交流推進検討委員会開催。	
3.26	理事会開催。	
3.27	動物飼育環境整備推進特別委員会 災害時動物救援対策推進検討委員会開催。	

三 資料編

◆

社団法人日本獣醫協會設立趣意書	132
公益社団法人日本獣医師会定款	133
獣医師の誓い - 95年宣言	141
日本獣医師会・獣医師会活動指針	142
日本医師会と日本獣医師会の学術協力の推進に 関する協定書	143
福岡宣言	144
日本獣医師会、大韓獣医師会及び台湾獣医師会 による獣医学術交流の推進に関する覚書	146
全国獣医師会一覧	147

社団法人日本獣醫協會 設立趣意書

文化的民主的日本を再建することは、敗戦後の我國に課せられた使命でありまして、其の重要な一部面としての畜産の振興と公衆衛生向上の爲、獣醫學及び獣醫事衛生の飛躍的な貢献が強く要請されることは申す迄もありません。

これが爲には我國獣醫關係者が相互縦横に協力して其の總力を以て前記の要請に應えることが不可欠の要件であります。

然るに日本獣醫師會が今回法律を以て解散しました。このことは同會が獣醫師法によつて設立されてから約20年の間獣醫事衛生の改良發達に貢献し幾多の輝しい業績があつただけに、其の反面に於て最も強力廣汎な獣醫團體を失ひ協力の據點が消失したことは遺憾に堪えない次第であります。

前記の目的を達成する爲には獣醫關係出身者が職業、地位、學歷等を論ぜず、廣い構成を持つ自由な民主的團體を其の總意を以て新に設立することが絶對緊急となりましたので、このたび我々發起人等は全国的に同志を糾合し、別冊定款の社団法人日本獣醫協會を創立し、斯界の期待に添うことになりました。

新團體は廣く獣醫關係の地方的の諸團體、獣醫技術者、學生等を以て自由加入の會員とし、其の構成に依つて社會的福祉と公衆衛生の増進と、獣醫技術者全般の社會的地位の向上を目的とし、事業として獣醫學術、獣醫事及び獣醫業の發展並びに會員の親睦及び厚生等を活潑に遂行する計畫であります。

冀くは全國各職域の關係者及び其の團體におかれては此の趣旨に御賛同下され、奮つて御入會あらんことを切望して歇まない次第であります。

昭和23年7月

發起人	鳥	村	虎	猪
	田	中	刃	雄
	榎	原	義	一
	堀	尾	正	朔
	山	本	文	陸郎

公益社団法人日本獣医師会 定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。
2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 本会は、獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢献することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。

- (1) 獣医師道の高揚及び獣医事の向上
- (2) 獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医学教育の充実
- (3) 獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進
- (4) 動物の福祉の増進及び適正管理の推進並びに動物愛護精神の高揚
- (5) 前各号に掲げる事項の普及啓発並びにこれらに関する情報の収集・提供及び国内・国際交流の推進
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、日本全国を区域として行うものとする。

(その他の事業)

第5条 本会は、第4条に掲げた公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事項に関する

事業を行う。

- (1) 獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔
- (2) 不動産の貸付
- (3) その他前条に掲げた事業に関連する事項

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第7条 本会は、総会が別に定める獣医師倫理綱領などの自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努める。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員総会とする。

第2章 会 員

(種 別)

第8条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した都道府県を区域とする一般社団法人である都道府県獣医師会及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市を区域とする一般社団法人である政令市獣医師会
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 会)

第9条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2 入会は、この定款に定めるところによるほかは、理事会が別に定めるところにより、その可否を決定し、会長は、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定めるところによる入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において定めるところによる賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項の会費等及び賛助会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(退 会)

第11条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、いつでも任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第13条 正会員は前2条のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 正会員の資格を喪失したとき。

(2) 解散したとき。

(3) 2年間以上会費等を滞納したとき。

(4) 総正会員の同意があったとき。

2 賛助会員は前2条のほか、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 1年間以上賛助会費を滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第13条の規定によりその資格を喪失

したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構成等)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任又は解任

(2) 役員報酬等の額

(3) 定款の変更

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 会費等及び賛助会費の額

(6) 会員の除名

(7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(9) 前各号に定めるもののほか法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第18条第3号の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招 集)

第18条 総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場

- 合には、その招集手続きを省略することができる。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しななければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しななければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しななければならない。

(議長)

第19条 総会の議長及び副議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
- 3 役員を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行う。

(書面議決等)

第22条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 会長が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会

員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上23名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、22名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務を執行する理事(以下「執行理事」という。)とすることができる。

(選任等)

第26条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事の中から理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された執行理事より副会長及び専務理事を選定する。ただし、副会長は3名以内、専務理事は1名とする。
- 5 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 6 監事には、本会の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以

内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及びそれ以外の業務を分担して担当する理事の権限等は、この定款の定めるところによるほかは、理事会において別に定めるところによる。
- 6 会長及び執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第25条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 役員には、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内において、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 本会は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限

度として、免除することができる。

- 2 本会は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100,000円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第34条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て任期を定めたとえで会長が委嘱する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第35条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べるることができる。

第2節 理事会

(設置)

第36条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 本会の業務執行の決定に関する規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の

責任限定契約の締結

- 3 本会が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、予め理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(種類及び開催)

第38条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

- 2 臨時の理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第28条第1項第5項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時の理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の種別)

第46条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第47条 基本財産について本会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第48条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本会の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会の決議を得て会長が作成し、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項に掲げる書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(会計原則等)

第51条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(借入金)

第52条 本会は、その事業に要する資金に充てるため、予め理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を借入れることができる。

2 本会は、その事業に要する資金に充てるため、総会の議決を経て、資産の額を限度として長期借入金を借入れることができる。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、第56条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第54条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第55条 本会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第56条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）に

おいて、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第57条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

第7章 委員会等

(委員会等の会議体)

第58条 本会の業務又は事業の円滑な推進に資するため、理事会はその決議により、委員会等の会議体（以下「委員会等」という。）を設置することができる。

2 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局等

(設置等)

第59条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第60条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 正会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載し

た書類

- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告及び計算書類等
- (10) 監査報告
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第62条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公 告)

第63条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 補 則

(細部の事項)

第64条 この定款及び別に定めるところによるもののほか、本会の事務及び事業の運営に必要な細部の事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は山根義久、執行理事は藏内勇夫、近藤信雄、矢ヶ崎忠夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

獣医師の誓い—95年宣言



日本獣医師会・獣医師倫理綱領

獣医師の誓い—95年宣言

人類は、地球の環境を保全し、他の生物と調和を図る責任をもっている。特に獣医師は、動物の健康に責任を有するとともに、人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共存できる環境を築く立場にある。

獣医師は、また、人々がうるおいのある豊かな生活を楽しむことができるよう、広範多岐にわたる専門領域において、社会の要請に積極的に応えていく必要がある。

獣医師は、このような重大な社会的使命を果たすことを誇りとし、自らの生活をも心豊かにすることができるよう、高い見識と厳正な態度で職務を遂行しなければならない。

以上の理念のもとに、私たち獣医師は、次のことを誓う。

- 1 動物の生命を尊重し、その健康と福祉に指導的な役割を果たすとともに、人の健康と福祉の増進に努める。
- 2 人と動物の絆（ヒューマン・アニマル・ボンド）を確立するとともに、平和な社会の発展と環境の保全に努める。
- 3 良識ある社会人としての人格と教養を一層高めて、専門職としてふさわしい言動を心がける。
- 4 獣医学の最新の知識の吸収と技術の研鑽、普及に励み、関連科学との交流を推進する。
- 5 相互の連携と協調を密にし、国際交流を推進して世界の獣医界の発展に努める。

日本獣医師会・獣医師会活動指針



日本獣医師会・獣医師会活動指針

－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領 獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WCS）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

社団法人日本獣医師会 平成22年度第1回理事会決定（2010年5月）、第67回通常総会採択（2010年6月）

日本医師会と日本獣医師会の 学術協力の推進に関する協定書

公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会の 学術協力の推進に関する協定書

公益社団法人日本医師会（以下「甲」という。）並びに公益社団法人日本獣医師会（以下「乙」という。）は、それぞれ医療及び獣医療を専門職域とする医師及び獣医師によって構成される公益団体であり、人と動物の健康の増進を通じ、国民の生活向上に貢献する使命を担っている。

特に今日、国民の間で高病原性鳥インフルエンザをはじめ多くの人と動物の共通感染症の流行制御への関心や食品の安全性確保に関する意識が高まる中、医師と獣医師が緊密に連携し、安全で安心な社会を構築することが求められている。

一方、近年、世界の医療及び獣医療等関係者の間でマンハッタン原則に基づく「One World, One Health」の理念が普及し、人と動物、さらには環境の健康を増進する上で、関係者の緊密な協力関係を構築することが不可欠となっている。

さらに、2012年10月に世界医師会（WMA）と世界獣医学協会（WVA）は、この「One World, One Health」の理念に基づき、協力関係を構築する旨の覚書を締結した。

このような社会状況に鑑み、甲及び乙は、ここに学術協力の推進について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の学術協力に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（基本的事項）

第2条 甲及び乙は、安全で安心な社会を構築するため、医療及び獣医療の発展に関する学術情報を共有し、連携・協働するものとする。

2 甲及び乙は、前項の理念に基づき、両者が必要とする学術情報を可能な限り相互に提供する。

3 甲及び乙は、両者による課題別及び体系的活動の推進を図るものとする。

4 甲及び乙は、全国レベル並びに地域レベルにおける、医師及び獣医師の交流を促進する。

（協議）

第3条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議の上定めるものとする。

（協定の更新）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。期間満了の1か月前までに甲又は乙から更新しない旨の申し入れがないときは、この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月20日

甲 〒113-8621
東京都文京区本駒込2-28-16
公益社団法人 日本医師会

会長 横倉義武

乙 〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階
公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内勇夫

福岡宣言

第2回 世界獣医師会-世界医師会“OneHealth”に関する国際会議

福岡宣言

人類は、地球上の全ての生命に配慮し、地球環境を健全に維持する責任を担っている。医師と獣医師は、科学的知識を持ち、専門的訓練を受け、法に定められた義務を遂行するとともに、人と動物の健康と環境の維持に係る幅広い活動分野において業務に携わる機会と責任を有している。

2012年10月、世界獣医師会と世界医師会は、“Global Health”の向上のため、また、人と動物の共通感染症への対応、責任ある抗菌剤の使用、教育、臨床及び公衆衛生に係る協力体制を強化するため、両者が連携し、一体となって取り組むことを合意し、覚書を取り交わした。

2013年11月、日本医師会と日本獣医師会は、健康で安全な社会を構築するため、医療及び獣医療の発展に関する学術情報を共有し、連携・共同することを同意し、協定書を取り交わした。更に、日本医師会と日本獣医師会は、2011年3月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、感染症、自然災害などの危機に対し備えることは勿論、医師と獣医師との連携の強化がいかに大切であるかという点についても意見の一致を見た。この協定書締結は、日本全国の地域医師会と地方獣医師会においても達成された。

2016年11月、世界獣医師会、世界医師会、日本医師会、日本獣医師会の4者は、2015年、スペインのマドリッドで開催された第1回“One Health”に関する国際会議に続いて、第2回目の国際会議を日本で開催した。

医師と獣医師は、世界各地からこの福岡の地に集い、人と動物の共通感染症、薬剤耐性対策等を含む“One Health”に関する重要な課題について情報交換と有効な対策の検討を行い、評価すべき成果を収めた。

我々は本会議の成果を踏まえ、“One Health”の概念を検証し、認識する段階から、“One Health”の概念に基づき行動し、実践する段階に進むことを決意し、以下のとおり宣言する。

1. 医師と獣医師は、人と動物の共通感染症予防のための情報交換を促進し、協力関係を強化すると共に、その研究体制の整備に向け、一層の連携・協力を図る。
2. 医師と獣医師は、人と動物の医療において重要な抗菌剤の責任ある使用のため、協力関係を強化する。
3. 医師と獣医師は、“One Health”の概念の理解と実践を含む医学教育および獣医学教育の改善・整備を図る活動を支援する。
4. 医師と獣医師は、健康で安全な社会の構築に係る全ての課題解決のために両者の交流を促進し、協力関係を強化する。

World Veterinary Association
Representative


Johnson Ching, President-Elect

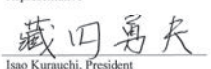
World Medical Association
Representative


Xavier Deau, Immediate Past President

Japan Medical Association
Representative


Yoshitake Yokokura, President

Japan Veterinary Medical Association
Representative


Isao Kurauchi, President



平成28年11月11日福岡県北九州市において調印。
写真左から、藏内勇夫 日本獣医師会会長、ジョンソン・チャン 世界獣医師会次期会長、ザビエル・ドゥー 世界医師会元会長、横倉義武 日本医師会会長。

Fukuoka Memorandum

2nd GLOBAL CONFERENCE ON ONE HEALTH

Fukuoka Memorandum

Humankind has a responsibility to show respect for all forms of life on Earth as well as for the environment. Physicians and veterinarians have the scientific knowledge, medical training, the statutory accountability, as well as the opportunity and the responsibility to engage in a wide range of employment fields that deliver services to the benefit of people, animals and the environment.

In October 2012, the World Veterinary Association and World Medical Association signed a memorandum to collaborate in a unified approach to tackle common health issues to improve Global Health, and to focus on zoonotic diseases, responsible use of antimicrobials and enhancing collaboration on education, clinical care and public health.

In November 2013, the Japan Medical Association and Japan Veterinary Medical Association signed a written agreement to share academic research information related to the development of human and veterinary medicine as well as to collaborate together to build a safe and healthy society. In addition, JMA and JVMA agreed to reinforce collaborations on disaster preparedness and management according to the lessons learned from the Great East Japan Earthquake occurred in 2011. The conclusion of this agreement was also achieved by regional medical associations and regional veterinary medical associations throughout Japan.

In November 2016, the World Veterinary Association (WVA), World Medical Association (WMA), Japan Medical Association (JMA), and Japan Veterinary Medical Association (JVMA) jointly held the Second WVA-WMA Global Conference (GCOH) on One Health in Japan following the inaugural GCOH held in Madrid, Spain, in 2015.

Physicians and veterinarians from around the world gathered together in Fukuoka, Japan to exchange information and consider effective countermeasures to important global threats related to “One Health”, including zoonotic diseases and antimicrobial resistance and laudable results were achieved.

Based on the outcomes of this conference, WVA, WMA, JMA and JMVA agree to move from the validation and recognition stage of the “One Health Concept”, to the practical implementation stage.

We hereby declare the following:

1. Physicians and veterinarians shall promote the exchange of information aimed at preventing zoonotic diseases and strengthening cooperative relationships, as well as to undertake further collaboration and cooperation aimed at creating a system for zoonosis research.
2. Physicians and veterinarians shall strengthen their cooperative relationships to ensure the responsible use of important antimicrobials in human and animal healthcare.
3. Physicians and veterinarians shall support activities for developing and improving human and veterinary medical education, including understanding the One Health concept and approach to One Health challenges.
4. Physicians and veterinarians shall promote mutual exchange and strengthen their cooperative relationships in order to resolve all issues related to the creation of a healthy and safe society.

World Veterinary Association
Representative


Johnson Chikang, President-Elect

World Medical Association
Representative


Xavier Deau, Immediate Past President

Japan Medical Association
Representative


Yoshitake Yokokura, President

Japan Veterinary Medical Association
Representative


Isao Kurauchi, President



November 11, 2016 in Kitakyushu,
Fukuoka Prefecture, Japan

日本獣医師会、大韓獣医師会及び 台湾獣医師会による獣医学術交流の 推進に関する覚書

Memorandum of Understanding between Japan Veterinary Medical Association, Korean Veterinary Medical Association and Taiwan Veterinary Medical Association

Section I

Purpose and Principles

A. The purpose of this Memorandum of Understanding ("MOU") is to express the Participants intent to cooperate trilateral and improve the standard of veterinary medicine to win international support and to embody the view of Fukuoka Memorandum, which was signed by four associations of World Veterinary Association, World Medical Association, Japan Medical Association and Japan Veterinary Medical Association in 2016, in Kitakyushu-city, Fukuoka prefecture for promoting "One Health." This is a non-binding MOU and nothing in it is intended to create legal obligations under international or other law.

B. The Participants expect the cooperation provided for in this MOU to enhance technique of veterinary, to promote standard of veterinary medical education and concern for the care and welfare of animals.

Section II

Informing Sharing

The Participants intend to exchange the following:

1. veterinarians
2. veterinary students

Section III

Regular Cooperation

The Participants attend one's veterinary medical conference each year in rotation.

A meeting for opinion-exchanging among the three Participants or a cooperative program by the three Participants will be held in the veterinary medical conference of each country.

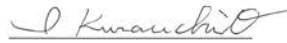
The expense of registration fee will be negotiated by participants. Each country will provide 2 rooms for 3 nights complimentary accommodations for each country per year.

Section IV

Final Provisions

This MOU is to come into operation upon Signature by the Participants, and should continue for three years from that date. The Participants may decide in writing to extend this MOU for additional three-year terms.

Signed at Kaohsiung Taiwan, in triplicate, on January 6th 2018, in English language.



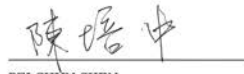
ISAO KURAUCHI

FOR THE PRESIDENT OF JAPAN VETERINARY MEDICAL ASSOCIATION



OK KYUNG KIM

FOR THE PRESIDENT OF KOREAN VETERINARY MEDICAL ASSOCIATION



PEI CHUN CHEN

FOR THE PRESIDENT OF TAIWAN VETERINARY MEDICAL ASSOCIATION

東アジア3カ国における獣医学術交流の 推進に関する覚書

日本獣医師会、大韓獣医師会及び台湾獣医師会の覚書

Section I

目的と原則

A. この覚書の目的は、調印に同意した者(以下「同意者」という。)の、相互の協力、獣医学水準の向上及び国際支援に資すること並びに2016年、福岡県北九州市において「One Health」の推進のために世界獣医師会、世界医師会、日本医師会、日本獣医師会の4者により調印された「福岡宣言」の考え方を具体化することである。この覚書は、拘束力を持つものではなく、国際法又はその他の法律による法的義務を生じさせることを意図するものではない。

B. 同意者は、獣医学術の発展、獣医学教育の基準の推進及び動物の福祉と愛護に対する関心を高めるために本覚書に定めた協力を実施することを期待する。

Section II

情報の共有

同意者は、以下の交流を行うこととする。

1. 獣医師
2. 獣医学生

Section III

定期的な協力

同意者は、毎年持ち回りで各同意者が開催する獣医学大会に参加する。

各国の獣医学大会においては、同意者3カ国による意見交換会又は合同プログラムを開催する。

登録に関する費用は、同意者が協議する。それぞれの国は、各国に2部屋3泊の宿泊を無償で提供する。

Section IV

最終章

この覚書は、同意者の調印をもって有効とし、調印日から3年間有効とする。同意者は、書面によりこの覚書をその後3年間を期間として延長することができる。

2018年1月6日、台湾国高雄市において英文により調印された。

日本獣医師会 会長 藏内 勇夫

大韓獣医師会 会長 OK KYUNG KIM

台湾獣医師会 会長 PEI CHUN CHEN

全国獣医師会一覽

獣医師会名	代表者氏名	〒	所在地	電話番号	FAX 番号
公益社団法人 北海道獣医師会	高橋 徹	063-0804	北海道札幌市西区二十四軒 4 条 5 丁目 9 番 3 号	011-642-4826	011-642-4642
公益社団法人 青森県獣医師会	小山田富弥	030-0813	青森県青森市松原 2 丁目 8 番 2 号	017-722-5989	017-722-6010
一般社団法人 岩手県獣医師会	佐々木一弥	020-0851	岩手県盛岡市向中野 5 丁目 28 番 27 号	019-656-1014	019-656-1017
公益社団法人 宮城県獣医師会	末永 朗	983-0832	宮城県仙台市宮城野区安養寺 3 丁目 7 番 2 号	022-297-1735	022-297-1737
公益社団法人 秋田県獣医師会	砂原 和文	010-0001	秋田県秋田市中通 6 丁目 7 番 9 号	018-832-2216	018-832-2274
公益社団法人 山形県獣医師会	渡邊 健	990-2451	山形県山形市吉原 2 丁目 8 番 6 号	023-645-5223	023-647-3889
公益社団法人 福島県獣医師会	浦山 良雄	960-8043	福島県福島市中町 7-17 ふくしま中町会館 5F	024-522-3921	024-522-3928
公益社団法人 仙台市獣医師会	小野 裕之	983-0034	宮城県仙台市宮城野区扇町 6 丁目 3 番 3 号	022-387-5225	022-387-5257
公益社団法人 茨城県獣医師会	宇佐美 晃	310-0851	茨城県水戸市千波町 1234-20	029-241-6242	029-241-6249
公益社団法人 栃木県獣医師会	大住 敬	320-0032	栃木県宇都宮市昭和 1 丁目 1-23	028-622-7793	028-621-9660
公益社団法人 群馬県獣医師会	木村 芳之	370-0002	群馬県高崎市日高町 965 番地	027-361-9241	027-363-1681
公益社団法人 埼玉県獣医師会	高橋 三男	330-0835	埼玉県さいたま市大宮区北袋町 1-340 埼玉県農業共済会館 3 階	048-645-1906	048-648-1865
公益社団法人 千葉県獣医師会	市川陽一朗	260-0001	千葉県千葉市中央区都町 463-3	043-232-6980	043-232-6986
公益社団法人 神奈川県獣医師会	鳥海 弘	251-0024	神奈川県藤沢市鶴沼橋 1-16-14 ヤマキビル 3-A	0466-86-5077	0466-86-5078
公益社団法人 山梨県獣医師会	笠松 豊乗	400-0858	山梨県甲府市相生 2-15-12	055-226-3505	055-226-3942
公益社団法人 横浜市獣医師会	井上 亮一	235-0007	神奈川県横浜市磯子区西町 14 番 3 号	045-751-5032	045-752-1014
公益社団法人 川崎市獣医師会	竹原 秀行	211-0067	神奈川県川崎市中原区今井上町 34 番地 和田ビル内	044-733-7313	044-733-7314
公益社団法人 東京都獣医師会	村中 志朗	107-0062	東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階	03-3475-1701	03-3405-0150
公益社団法人 新潟県獣医師会	宮川 保	950-0965	新潟県新潟市中央区新光町 15 番地 2 新潟県公社総合ビル	025-284-9298	025-281-1368
公益社団法人 富山県獣医師会	新田 正憲	930-0901	富山県富山市手屋 3 丁目 10 番 15 号 県獣医畜産会館 1 階	076-451-0120	076-451-0171
公益社団法人 石川県獣医師会	宮野浩一郎	920-3101	石川県金沢市才田町戊 324-3	076-257-1400	076-257-1404
公益社団法人 福井県獣医師会	松澤 重治	910-0003	福井県福井市松本 3-16-10 福井県職員会館ビル	0776-28-1244	0776-28-1255
一般社団法人 長野県獣医師会	唐澤 千春	380-0936	長野県長野市大字中御所字岡田 30 番地	026-226-7749	026-226-0643
公益社団法人 岐阜県獣医師会	石黒 利治	500-8385	岐阜県岐阜市下奈良 5 丁目 2 番 1 号 岐阜県福祉農業会館内	058-273-1111	058-275-1843
公益社団法人 静岡県獣医師会	大場 孝尙	420-0838	静岡県静岡市葵区相生町 14 番 26-3 号 静岡県獣医畜産会館 2 階	054-251-6035	054-254-4980
公益社団法人 愛知県獣医師会	清水 敏光	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内 3-7-9 チサンマンション丸の内第 2 901 号室	052-961-3435	052-951-2134
公益社団法人 名古屋獣医師会	荻曾 敏之	460-0011	愛知県名古屋市中区大須 4-12-21	052-263-0700	052-264-9381
公益社団法人 三重県獣医師会	永田 克行	514-0033	三重県津市丸之内 24 番 16 号 タカノビル 2 階	059-226-3215	059-226-3216
公益社団法人 滋賀県獣医師会	柴山 隆史	520-0807	滋賀県大津市松本 1 丁目 2 番 20 号 滋賀県農業教育情報センター内	077-526-1966	077-528-2097
公益社団法人 京都府獣医師会	清水 弘司	600-8881	京都府京都市下京区西七条掛越町 65	075-313-4728	075-313-4813
公益社団法人 大阪府獣医師会	佐伯 潤	541-0046	大阪府大阪市中央区平野町 1-8-8 平野町安井ビル 3 階	06-4708-6802	06-4708-6812
一般社団法人 兵庫県獣医師会	立田 壽	673-0884	兵庫県明石市鍛冶屋町 4-30 2F-C	078-945-6619	078-918-8811
公益社団法人 奈良県獣医師会	吉岡 豊	630-8301	奈良県奈良市高畑町 1116-6	0742-27-5653	0742-20-5650
公益社団法人 和歌山県獣医師会	玉井 公宏	640-8268	和歌山県和歌山市広道 20 番地 第一田中ビル 201 号	073-436-4529	073-436-1295
公益社団法人 京都市獣医師会	森 尚志	601-8103	京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町 11 番地 京都動物愛護センター内	075-693-9006	075-693-9007
公益社団法人 大阪市獣医師会	吉内 龍策	537-0025	大阪府大阪市東成区中道 3-8-11 NK ビル 2 階	06-6972-1345	06-6972-1346
公益社団法人 神戸市獣医師会	中島 克元	651-0083	兵庫県神戸市中央区浜辺通 4-1-23 三宮ベンチャービル 525 号	078-231-1675	078-272-2180
公益社団法人 鳥取県獣医師会	石田 茂	680-0864	鳥取県鳥取市吉成 731-1	0857-53-4300	0857-30-1170
公益社団法人 島根県獣医師会	安食 政幸	690-0887	島根県松江市殿町 19-1 島根 JA ビル別館 4 階	0852-24-2914	0852-24-2925
公益社団法人 岡山県獣医師会	春名 章宏	700-0973	岡山県岡山市北区下中野 350 番地の 103	086-243-1879	086-241-8543
公益社団法人 広島県獣医師会	木原 敏博	734-0034	広島県広島市南区丹那町 4 番 2 号 広島県獣医畜産会館内	082-251-6401	082-255-3424
公益社団法人 山口県獣医師会	山野 洋一	754-0002	山口県山口市小郡下郷 1080 番地 3	083-972-1174	083-972-1554
公益社団法人 徳島県獣医師会	塩本 泰久	770-8007	徳島県徳島市新浜本町 2 丁目 3 番 6 号	088-663-6607	088-663-6608
公益社団法人 香川県獣医師会	篠原 公七	769-0103	香川県高松市国分寺町福家甲 3871-3	087-874-1877	087-870-6380
公益社団法人 愛媛県獣医師会	寺町 光博	790-0003	愛媛県松山市三番町 6 丁目 1 番地 8 アポロビル 2 階	089-948-5367	089-948-5359
公益社団法人 高知県獣医師会	上岡 英和	780-0833	高知県高知市南はりまや町 1 丁目 16 番 22 号	088-885-7002	088-880-3153
公益社団法人 福岡県獣医師会	草場 治雄	810-0042	福岡県福岡市中央区赤坂 1 丁目 4 番 29 号	092-751-4749	092-751-4751
公益社団法人 佐賀県獣医師会	吉永 貞一	846-0014	佐賀県多久市東多久大字納所 792 番 7	0952-37-3810	0952-37-3825
公益社団法人 長崎県獣医師会	池尾 辰馬	854-0063	長崎県諫早市貝津町 3031	0957-26-3678	0957-26-3622
一般社団法人 熊本県獣医師会	小澄 正歌	861-2101	熊本県熊本市東区桜木 6 丁目 3 番 54 号	096-369-7807	096-369-7837
公益社団法人 大分県獣医師会	麻生 哲	870-0901	大分県大分市西新地 1 丁目 2 番 29 号	097-555-9527	097-555-9528
一般社団法人 宮崎県獣医師会	矢野 安正	880-0806	宮崎県宮崎市広島 1 丁目 13-10	0985-24-7532	0985-24-5995
公益社団法人 鹿児島県獣医師会	梶 哲郎	890-0065	鹿児島県鹿児島市郡元 3 丁目 3 番 32 号	099-252-6128	099-250-4004
公益社団法人 沖縄県獣医師会	工藤 俊一	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵 1 丁目 24 番 28 号	098-853-8001	098-833-6065
公益社団法人 北九州市獣医師会	西間 久高	805-0071	福岡県北九州市八幡東区東田 1-3-6	093-662-1054	093-662-0925

日本獣医師会70年誌

発行日 平成30年11月9日

発行者 公益社団法人 日本獣医師会

〒107-0062 東京都港区南青山一丁目1番1号
新青山ビルヂング西館23階

電話 03-3475-1601 (代表)

F A X 03-3475-1604

ホームページ <http://nichiju.lin.gr.jp/>

制作 株式会社 **ぎょうせい**
